第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第１回幕別町議会定例会
（令和８年３月３日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	５　小田新紀　　６　長谷陽子　　７　酒井はやみ
日程第２	会期の決定
	（諸般の報告）
	行政報告
	行政執行方針（町長、教育長）
日程第３	報告第２号　専決処分した事件の報告について
	（工事請負変更契約の締結について）
日程第４	報告第３号　専決処分した事件の報告について
	（工事請負変更契約の締結について）
日程第５	報告第４号　専決処分した事件の報告について
	（工事請負変更契約の締結について）
日程第６	承認第１号　専決処分した事件の承認について
	（令和７年度幕別町一般会計補正予算（第10号））
日程第７	発議第１号　幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置について
日程第８	議案第４号　令和８年度幕別町一般会計予算
日程第９	議案第５号　令和８年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第６号　令和８年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第７号　令和８年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第12	議案第８号　令和８年度幕別町水道事業会計予算
日程第13	議案第９号　令和８年度幕別町下水道事業会計予算
日程第14	議案第10号　令和７年度幕別町一般会計補正予算（第11号）
日程第15	議案第11号　令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第16	議案第12号　令和７年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第13号　令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第18	議案第14号　令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第５号）
日程第19	議案第15号　令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第20	議案第16号　幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第21	議案第17号　幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第22	議案第26号　幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第18号　幕別町アイヌ文化交流センター条例
日程第24	議案第21号　特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第30号　幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

会議録

令和８年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年３月３日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　３月３日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	住民課長	佐々木一成
保健課長	西嶋　慎	福祉課長	広田瑞恵
こども課長	山本　充	商工観光課長	本間　淳
土木課長	香田裕一	水道課長	和田智旭
経済建設課長	吉仲有希	学校教育課長	酒井貴範

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

５　小田新紀　　６　長谷陽子　　７　酒井はやみ

議事の経過

（令和８年３月３日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただいまから、令和８年第１回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、５番小田議員、６番長谷議員、７番酒井議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月 25 日までの 23 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月 25 日までの 23 日間と決定いたしました。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 199 条の第９項の規定による行政監査結果報告書及び地方自治法第 235 条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ配布しております。後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博）　14 番田口議員から、本日遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長（寺林俊幸）　これで、諸般の報告を終わります。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、３点につきまして行政報告をさせていただきます。

初めに、国民健康保険高額療養費の支給漏れについて申し上げます。

このたび、国民健康保険の高額療養費支給事務におきまして、令和５年４月支給分以降の高額療養費の一部に支給漏れが発生していることが判明いたしました。

高額療養費につきましては、医療機関から提出された診療報酬明細書、いわゆるレセプトについて、保険給付の審査支払機関である北海道国民健康保険団体連合会において審査・点検が行われ、適正と

認められたレセプトデータが、国民健康保険の保険者である幕別町へ送付され、本町は、受領したデータに基づき高額療養費の支給対象となる世帯を抽出し、対象世帯の世帯主に対し高額療養費の支給申請に係る勧奨を行っております。

今回の支給漏れの原因につきましては、マイナ保険証や資格確認書を持たずに医療を受け、一旦医療費の全額を窓口で支払った場合やコルセットなどの治療用装具代金の全額を負担した場合など、被保険者からの申請により保険者窓口において支給した療養費について、本町において療養費の支給実績データを国保総合システムへ入力し、高額療養費の合算算定に反映させる必要がありましたが、この入力が令和５年４月支給分以降行われていなかったことによるものであります。

本年２月４日付の北海道国民健康保険団体連合会からの通知を受け、担当職員が改めて事務手順を確認したところ、療養費の国保総合システムへの入力漏れに気づいたものであり、過去に遡って支給状況を調査した結果、システムへの入力漏れが判明し、26 世帯、総額 29 万 812 円の高額療養費の支給漏れを確認したところであります。

支給漏れとなりました被保険者の皆様に対しましては、２月 27 日までに個別にお詫びを申し上げ、経緯を説明するとともに、支給漏れとなっている高額療養費の支給手続を速やかに進めているところであります。

今後は、事務処理手順のチェック体制と、事務処理マニュアルの総点検を行うなど再発防止を徹底するとともに、いま一度、全職員がそれぞれ所管する事務処理の内容を再点検し、二度とこのような事態を招くことのないよう、より一層緊張感を持って適正な事務処理に努めてまいります。

次に、糠内診療所及び駒畠診療所の廃止について申し上げます。

糠内診療所は、昭和 14 年２月に北海道が開設し、47 年４月から町が移管を受けて以来、駒畠診療所は、48 年４月に町が開設して以来、地域の診療所として運営してまいりましたが、昨年９月に、管理者として勤めていただいている医師から、利用者が減少していること、現在の利用者の代替手段があることから、今後の診療所のあり方について検討してほしい旨の申出があったところであります。

このため、町といたしましては、現在の利用者が実数で糠内診療所が１人、駒畠診療所が２人と少なく、今後の利用者数の動向や地域医療を取り巻く環境について、利用者及び関係町内会長への説明を行い、ご理解をいただきましたことから、今年度末をもって両診療所を廃止することとし、本定例会に幕別町立へき地診療所条例の廃止を提案したところであります。

次に、ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック競技大会について申し上げます。

２月６日から 22 日まで、イタリアで開催された冬季オリンピック競技大会のスピードスケート競技において、本町出身の髙木美帆さんが、平昌大会、北京大会に引き続き３大会連続となるメダルを獲得いたしました。

髙木選手は、４種目に出場し、悲願の金メダルを目指した 1,500 メートルは６位でありましたが、500 メートル、1,000 メートル、団体追い抜きの３種目で銅メダルを獲得する活躍を見せ、平昌大会の３個のメダルと北京大会の４個のメダルと合わせて、通算 10 個のメダル獲得は、日本歴代３位に並び、夏季、冬季大会を通じて日本女子の最多記録を更新する偉業を達成されました。

髙木選手がもたらした数々の感動とこの素晴らしい活躍は、私たち町民の誇りであり、各種スポーツ競技に励む町内の子どもたちだけにとどまらず、全国の子どもたちにも大きな夢と希望を与えてくれたものと思っており、これらの子どもたちの中から、将来オリンピアンが誕生することを期待するものであります。

この活躍は、連日、テレビや新聞など多くの報道機関に取り上げられ、過酷なトレーニングで自らを追い込んだ末の偉業に、全国各地の多くの方から感謝やねぎらいの言葉が寄せられるなど、全国の皆さんに誇りと勇気、そして大きな感動を与えていただきました。

また、百年記念ホールで行われた、「ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック出場選手を応援する会」実行委員会の主催によるパブリックビューイングには、競技開始時間がいずれも深夜の時間帯であったにもかかわらず、４日間で延べ約 650 人の町民の皆さんに駆けつけていただき、スティック

バルーンや旗を振って、熱の籠もった応援と精一杯の声援が送られ、メダル獲得の際には歓喜の渦に包まれました。

熱い声援を送っていただきました町民の皆さん、ご協力をいただきました関係者の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

町といたしましては、町民の皆さんと一緒に髙木選手の活躍をたたえるべく、お祝いをする方法については、今後、町民の皆さんや実行委員会からご意見を伺うとともに、議会と相談させていただきたいと考えております。

また、女子500メートルの日本代表に初選出された本町出身の稲川くるみさんにつきましては、同種目の出場に優先権のある髙木選手が出場したことに伴い、稲川選手が出場することはできませんでしたが、現地において「自分ができることを最大限やる」として、黙々と調整を続けてこられたお姿に、深い感銘を受けるとともに、その真摯な姿勢に対し、深く敬意を表し、今後のさらなる飛躍を心から期待するものであります。

次に、さきの町議会第１回臨時会において議決をいただいた、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第９号）のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する「食料品等物価高騰対策支援事業」及び「まくPayポイント還元事業」につきまして、実施時期を前倒しし、早期に効果が発揮できるよう内容の一部を変更して実施することといたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、「食料品等物価高騰対策支援事業」につきましては、１人当たり１万円相当の行政ポイントをチャージしたまくPayカードを「令和８年４月下旬に郵送し、５月１日から利用開始する」とお示ししておりましたが、早期実施に向けて発行主体であります幕別町商工会や製作事業者と協議・調整を重ねた結果、配布時期を１か月前倒しし、「３月下旬に各世帯へ郵送、４月１日から利用開始」といたしました。

また、幕別町商工会で実施する、利用額に対して最大50パーセントを還元する「まくPayポイント還元事業」につきましては、キャンペーンを「３月１日から 31 日まで」としておりましたが、まくPay カード利用とキャンペーンの相乗効果を図るため、キャンペーンの期間を「４月１日から５月６日まで」に変更することといたしました。

いずれの事業につきましても、住民生活の一助となるよう、迅速かつ的確に準備を進めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政報告は終わりました。

［行政執行方針］

○議長（寺林俊幸）　次に、町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　令和８年第１回町議会定例会が開会されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、令和５年４月に町民の皆さんからの負託を受け、町長として３期目の町政のかじ取りを担わせていただいてから、早くも任期の最終年を迎えようとしております。

昨年は２月の記録的な大雪に始まり、４月末の降雪とその後の干ばつ、６月中旬から８月にかけての猛暑、９月には道内初となる線状降水帯が十勝で発生し、11月にも大雨と強風により道路や農作物に被害が発生し、倒木や建物の損壊などの被害はあったものの、大きな被害に至らなかったことは幸いでありました。

また、物価高騰は依然として続いており、地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしていることから、食料品等物価高騰への対策や、引き続き水道料金の基本料金の無料化を実施するとともに、介護・医療・福祉施設への助成などさまざまな対策を講じてきたところであります。

国の令和８年度予算の成立時期が不透明な中ではありますが、今後におきましても、国や北海道など関係機関と連携を図りながら、住民生活をしっかりと下支えするとともに、より一層町民の皆さんの声、現場の声に真摯に向き合い、いただいた任期の最終年を迎える今、引き続き本町の持続的な発展に向け、緊張感を持って、全力で町政運営に当たってまいります。

次に、まちづくりに臨む私の基本姿勢について申し上げます。

地方自治体における最重要課題は人口減少と少子高齢化でありますが、本町においては、令和７年度を始期とする「第３期幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた４つの基本目標を基に、町外からの若年層の移住・定住者を増やすなどの施策に取り組むとともに、インバウンドや観光目的の滞在者、いわゆる交流人口を増やすなどの取組を計画に位置づけ、人口減少対策に努めております。

本町の人口ビジョンの推計と住民基本台帳人口との乖離は年々広がり続けており、令和７年３月末では 924 人の差が生じております。

このため、令和９年度を始期とする第７期幕別町総合計画策定に向け、人口動態調査やワークショップ等を実施し、実態に即した人口推計に基づき、各種施策の内容や目標を検討してまいります。

このような中で本町では、子育て世帯の社会増減は転入超過の状況にあり、私がこれまで一貫して、子育て世帯をはじめとした多くの若年層に住んでもらうことで永続的な町の発展につなげたいという強い思いを胸に、「子育て支援策」と「定住対策」を重要な二本柱とし、各種施策を推進してきたことが、僅かながら成果として表れていると感じております。

一方で、住民の高齢化率を見てみると、令和 42 年には町全体で 32.1 パーセントとなることが見込まれ、高齢化のスピードは緩やかになるものの、引き続き少子高齢化が進行することから、地域で暮らす高齢者を含む全ての方が、安全・安心で快適な暮らしが続けられるよう、各種施策を進めてまいります。

これまで、３期目の公約として掲げた高校生までの医療費の無料化をはじめ、不妊治療への助成や産後ケア事業の拡充などを実施してまいりましたが、本年度から新たに、妊産婦から子育て世代までの相談対応等を切れ目なく包括的に実施する「こども家庭センター」を設置するとともに、保護者の就労要件にかかわらず、生後６か月から満３歳未満のお子さんをお預かりする「乳児等通園支援事業」を実施し、子育て世帯が安心して産み・育てられる環境の充実を図ってまいります。

また、健康寿命の延伸に向けた施策といたしましては、令和７年度から実施している中等度難聴者への補聴器購入助成事業を継続するとともに、各種検診の実施や定期予防接種に対する助成、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、生活支援体制の整備等も引き続き実施してまいります。

今後におきましても、本町における人口の将来展望を見据えつつ、４年間の約束事として掲げた 37 の公約を着実に実行し、本町ならではの強みを生かしたまちづくりに取り組むことで、３期目の政策のスローガンに掲げた「子どもたちの未来のために　みんなで創る　輝けるまち幕別」の実現に向け全力を傾注してまいります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

一般会計予算の総額は 194 億 363 万 9,000 円で、前年度と比較いたしますと５億 9,534 万 4,000 円、3.0 パーセントの減となっており、特別会計及び公営企業会計を含めた全体の予算総額につきましては 308 億 5,906 万 2,000 円で、1.7 パーセントの減となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額約 23 億 8,000 万円で、前年度と比較して、アイヌ文化拠点空間整備事業の建設工事の完了や相川 20 号橋改修事業の今年度分の事業費が減となっていることに伴い、50.8 パーセントの減となっております。

また、非投資的経費は総額約 170 億 2,000 万円で、物件費では前年度に引き続き地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料等を計上したほか、扶助費では障害福祉サービス費等給付費の増、人件費では正職員・会計年度任用職員の人事院勧告に係るベースアップによる増などを要因として、

全体で12.3パーセントの増となっております。

次に、歳入についてでありますが、普通交付税については、国の地方財政対策の内容等を踏まえ、前年度の当初交付決定額に対して3.4パーセント増の61億6,000万円で計上したところであります。

基金繰入金については、財政調整基金から３億5,000万円、まちづくり基金から約６億1,000万円、減債基金から２億円、森林環境譲与税基金から約5,400万円など、総額約12億2,000万円を計上したところであります。

また、町債については、普通建設事業債に16億9,910万円、過疎債のソフト事業分に3,500万円と、総額では前年度と比較して８億3,570万円、32.5パーセントの減となりました。

以上、新年度予算の概要について申し上げましたが、厳しさを増す地方財政の中にあって、「選択と集中」の考えの下、必要な事業に重点的な配分を行うよう編成いたしたところであります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、「第６期幕別町総合計画」に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の一つ目、「協働と交流で住まいる」についてであります。

活力ある住みよいまちづくりを進めるため、町民の皆さんとの対話を積み重ねながら、町内会活動を中心とした協働のまちづくりを一層推進してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けては、昨年３月に策定した「誰もが生きやすいまちを目指して　幕別町男女共同参画計画」に基づき、各種施策を体系的に展開するとともに、パートナーシップ制度の運用を通じて、互いの個性や多様性を認め合い、一人一人が社会の対等な構成員として参画し、誰もがその個性と能力を十分に発揮することのできる地域社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

定住施策の推進につきましては、マイホーム応援事業を継続して実施するとともに、定住施策と子育て支援策を一つのパッケージ施策とし、あらゆる機会を捉えて、幕別町の「売り」を積極的にPRするなど、本町における人口構造の若返りに資する施策の展開を進めてまいります。

また、幕別・札内・忠類のそれぞれの地区における地域の活性化を本町の重要プロジェクトとして位置づけ、活性化に資する施策を強力に推進するため、専門的な知識や経験を有する地域プロジェクトマネジャーを配置するほか、施策に関連する民間企業との包括連携協定締結を積極的に進めるとともに、副業型地域活性化起業人制度を活用した有識者を配置し、移住・定住施策や交流・関係人口の創出、空き家・空き店舗対策など、地域活性化施策を進めてまいります。

行政運営に当たりましては、現在、策定中であります「第５次行政改革大綱及び前期推進計画」に基づき、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、町民との協働に基づく行政運営や効率的で効果的な事務事業、健全な財政運営の保持など、社会情勢や町民ニーズの変化に的確に対応しながら、継続的に行政改革の取組を推進してまいります。

スマート自治体の推進については、これまで導入したICTや各種業務支援ツールなどのデジタル技術を積極的に活用して業務の効率化を目指し、職員のICT活用力の強化により時間の余白を生み出し、組織全体の生産性を高めることで、行政サービスの向上を図るとともに、昨年リニューアルした幕別町ホームページや、昨年３月に稼働させた幕別町公式LINEなどを用いて、住民に分かりやすい情報の提供とニーズの把握を行うなど、より一層住民と情報を共有しながら、効果的な行政運営に努めてまいります。

次に、基本目標の二つ目、「特色ある産業で住まいる」についてであります。

本町の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、昨年の管内JA取扱高が２年連続で過去最高を更新した一方で、担い手の高齢化や後継者不足、肥料や飼料、生産資材等の価格高騰、さらには猛暑や干ばつ、大雨など気候変動に伴う自然災害など、依然として厳しい状況は続いております。

このため、再生産可能な農業基盤の確立に向けて、土づくりを含む基盤整備と担い手の確保・育成を農業振興の柱として重点的に取り組みつつ、高付加価値化など所得の確保に向けた取組を支援し、生産基盤の強化と農業経営の安定化に努めてまいります。

具体的には、土地改良事業として、国営事業では、札内川流域地区かんがい排水事業の新規採択に

向けた全体実施設計及び新川二期地区排水機場更新事業を、道営事業では、水利施設等保全高度化事業の促進と食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業（第７期パワーアップ事業）により、農家負担の軽減等を、団体営事業では、農業水路等長寿命化・防災減災事業により忠類第一幹線明渠排水路の再整備を引き続き実施するなど、農業生産基盤の整備による生産性の向上を図ってまいります。

また、農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業を実施する、公益財団法人幕別町農業振興公社への支援や新規就農者育成総合対策事業など国の事業を有効に活用し、担い手の確保・育成に努めるとともに、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づく、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構事業の実施により、担い手への農地の集約・集積化を推進します。

さらに、ふるさと土づくり支援事業により持続可能な土づくりを推進するとともに、農業金融制度の活用や高付加価値化の取組への支援に加えて、高品質な肉用牛の生産振興に向けては優良和牛生産基盤強化事業を実施することにより、経営体の育成・強化などに努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「幕別町鳥獣被害防止計画」に基づき、行政、農業関係団体、猟友会など地域が一体となり、引き続き個体数の減少と農林業被害の軽減に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税を活用し、苗木生産事業者や担い手の育成を図るとともに、私有林森林整備環境保全事業等により、森林資源の適正な管理・利用を推進し、地球温暖化防止や国土保全等の森林が有する多面的機能の向上とともに、効率的な林業経営の実現に努めてまいります。

商工業を取り巻く環境は、円安などを背景とした物価高騰の長期化に加えて、需給バランスの崩れによる米価格の高止まりなどが、住民生活へ大きな影響を及ぼしている中、小規模事業者は価格転嫁ができないなど、コロナ禍前にも増して厳しい状況が現在も続いています。

このため、引き続き新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給事業や企業開発促進条例により企業の事業継続を支援するとともに、町内金融機関や商工会と連携し、町内経済の活性化に努めてまいります。

市街地のにぎわいづくりにつきましては、令和５年７月に開設した「空き施設利用サポートセンター」を通じて、幕別地域を中心に、これまで 17 件に及ぶ空き家の活用、空き店舗の開店につながるなど、再生が着々と進んでいるところであり、今後も新たな事業者の参入を促進するなど、引き続き、市街地のにぎわいづくりに取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、従業員を募集しても人が集まらないなど企業にとっては厳しい状況が続いていることから、令和２年６月から開設している無料職業紹介所「幕別町お仕事紹介所」の取組を推進するとともに、ハローワークと連携し町内事業者の声を聞きながら労働力の確保に努めてまいります。

観光につきましては、令和６年２月に策定した「幕別町自転車活用推進計画」に基づき、国のナショナルサイクルルート「トカプチ 400」の自転車走行環境の整備を行うほか、観光物産協会と連携した各種イベントの開催に加えて、オリンピアンなど 18 人の幕別町応援大使の協力をいただきながら、町の認知度の向上を図り、国内外からの観光誘客に取り組んでまいります。

次に、基本目標の三つ目、「人がいきいき住まいる」についてであります。

子ども・若者支援につきましては、「全ての町民が支えあい、子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」を基本理念とした「幕別町こども計画」に基づき、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援する、「こどもまんなか社会」の実現に向け、取り組んでまいります。

４月からは、生後６か月から満３歳未満で保育所等に通っていない児童が保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業」を新たに実施し、子どもの良質な成長環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに沿った子育て世帯への支援を強化してまいります。

また、母子保健機能と児童福祉機能が一体となり相談支援を行う「幕別町こども家庭センター」を７月に設置し、妊産婦や子育て家庭、子どもからの相談に応じるとともに、関係機関との連携をはじ

め、子ども食堂などの居場所や地域ボランティア等の地域資源を活用した切れ目のない支援に努めてまいります。

教育・保育施設につきましては、昨年６月から幕別認定こども園の新園舎整備工事に着手しており、11 月の供用開始に向け、よりよい環境で教育・保育が実施できるよう準備を進めてまいります。

明るい長寿社会の実現につきましては、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを拠点として、医療機関や介護事業者など多職種による在宅医療・介護連携に努めるとともに、社会福祉協議会等と連携した権利擁護事業の充実や生活支援体制整備事業などを通じた地域支え合い活動の強化を進めてまいります。

また、「第９期幕別町高齢者福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画」の計画期間が、本年度をもって終了いたしますことから、多様化する住民ニーズに的確に対応し、提供する介護サービス内容や事業量などを見込み、令和９年度を始期とする３か年の第 10 期計画の策定に取り組んでまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活をしながら、生きがいを持って地域社会に参加することができるよう、「障がい者職場体験」や「チャレンジ雇用」を通じた就労支援に引き続き取り組むほか、福祉事業所や公共職業安定所などと連携を図りながら、障がいのある方一人一人の特性や思いに寄り添い、希望する社会参加の実現に向けた支援を進めてまいります。

地域における福祉活動の推進につきましては、ひきこもりをはじめとした社会的孤立や生活困窮など世代や分野にかかわらず、生活に困難を抱えた方の立場に立って、関係機関・団体等との緊密な連携の下、自立に向けた支援に努めてまいります。

町民一人一人の健康づくりにつきましては、新たに 18 歳以上 40 歳未満の幕別町国民健康保険に加入している方を対象に、問診や血圧測定など一般健康診査を実施するほか、現在 40 歳以上の方を対象に実施しているがん検診を 35 歳以上の方に拡充し、若い年代から健康に関心を持ってもらうなど、健康寿命の延伸に向け取り組んでまいります。

消防・救急体制の充実強化につきましては、複雑多様化する災害や年々増加・高度化する救急需要に的確に対応するため、各種資機材の適正適切な維持管理の徹底と、隊員の基本的かつ実践的な教育訓練を積極的に実施するとともに、消防団員の確保に努め、団体制のさらなる充実強化を図ってまいります。

防災対策につきましては、近年の気候変動などに伴う大規模水害や海溝型の巨大地震災害に備え、一人一人が状況に合わせて適切な避難行動が取れるよう、想定される被害や地震対策などについて、出前講座等を通じて防災意識の向上に努めるとともに、共助による防災力として、地域の実情に合った防災訓練の実施に向けた支援を行うなど、自主防災組織の機能強化と組織率の向上に努めてまいります。

また、子どもたちの防災教育の充実を図るため、町内小中学校で一日防災学校を実施し、一人一人が自然災害を正しく理解し、迅速な防災減災行動が取れるよう、ソフト面での防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、基本目標の四つ目、「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」についてであります。

社会の急速な変化や地域コミュニティのあり方が問われる中、子どもたちが健やかに成長し、未来を切り開く「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、相互理解と協働を深め、一体となった教育を推進するとともに、誰もが生涯にわたり学び続け、心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様な文化・スポーツ活動の推進・充実を図るべく、総合教育会議を通じて、教育委員会と連携しながら重点的な施策等について、協議・調整を進めてまいります。

このほか、義務教育学校「まくべつ学園」やアイヌ文化拠点施設の運営など、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育長から申し上げます。

次に、基本目標の五つ目、「自然との調和で快適な住まいる」についてであります。

地球温暖化対策の取組につきましては、温室効果ガス排出量削減を目的とした「幕別町地球温暖化対策実行計画」に基づき、基準年である 2013 年度と比較し、2030 年度までに 46 パーセント削減、2050 年にカーボンニュートラル達成を目指し、家庭部門の削減を図るための「ゼロカーボン推進総合補助金」や公共施設の LED 化等について、引き続き取り組んでまいります。

また、本年度から、本町の豊かな自然資源である町有林の環境価値について、国の認証を受け森林カーボンクレジットを発行し、「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けた各種事業の財源確保や、森林の多面的機能が発揮されるよう町有林の整備を図るほか、クレジットの販売を通じた購入者との出会いによる新たなまちづくりへとつながっていくことも期待し、事業を実施いたします。

道路につきましては、主要道道幕別帯広芽室線及び豊頃糠内芽室線等の道路整備について、計画的に事業を推進するため、関係機関へ要請してまいります。

とりわけ、主要道道幕別帯広芽室線の令和９年度以降の事業について、町道幕別札内線から国道 38 号を経由して十勝川温泉までの区間についての早期事業化を北海道へ要望してまいります。

町道整備につきましては、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮し、幕別地域 12 路線、忠類地域２路線の町道整備を行うほか、道路パトロール車を活用した AI 舗装点検システムや地図情報共有アプリを導入することで、町道管理の DX 化に取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては、「幕別町地域公共交通計画」に基づき、町内のさまざまな交通資源を活用しながら、移動ニーズに合った持続可能な公共交通体系を目指し、コミュニティバスなど公共交通機関の利用促進を図るとともに、農村部と市街地及び帯広圏域内を結ぶ移動手段の利便性向上のほか、忠類地域の移動手段について検討を進めてまいります。

公営住宅につきましては、「幕別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、あかしや南団地９号棟・10 号棟の外構整備及び旭町東団地屋上防水改善事業を実施するほか、旧南町団地５棟 18 戸の解体工事に係る実施設計に着手するなど、良好な住環境の確保に努めてまいります。

公園につきましては、「幕別町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や管理施設等の計画的な補修や更新を進めているところであり、本年度はスマイルパーク内のトイレを改修するなど、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めてまいります。

重要なライフラインである水道につきましては、浄水場や配水池などに設置している広域監視用通信機器の更新や地震対策として配水管の耐震化を進めるなど、水道施設の強靭化を図り、安全・安心な水の安定供給に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、効率的な汚水処理を図るため、幕別、札内両地区の汚水処理を十勝川流域下水道で一括して行う処理区統合事業を進めるほか、重要管路等に係る点検、調査などを実施し、道路陥没などの重大な事故が発生しないよう、下水道施設の安全管理に努めてまいります。

個別排水処理事業につきましては、引き続き農村部などの生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の整備を進め、農村地域の生活環境の向上に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始後 26 年が経過する忠類浄化センターの強靭化を図るため、非常時に対応できる自家発電機を整備するほか、電気・機械設備の更新を実施し、忠類地域における水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

以上、第１回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせていただきました。

私は「住民との対話を重ね、その思いを共有し、一緒に実現する」ことを政治姿勢とし、平成 27 年に町長に就任して以来一貫して、まちづくりの推進に当たっては、町政の主役である町民の皆さんと対話を重ね、皆さんのまちづくりに寄せる思いや期待をしっかりと受け止め、皆さんとともに行動し実現するべく取り組んでまいりました。

これからも決して変わることなくこの姿勢を貫いて、これまで以上に対話を大切に、声なき声を酌み取ることを含め、その声をしっかりと心に刻みながら、町民福祉の向上に向け邁進し、「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思われるまちづくりに向けて、全力を尽くしてまいる

決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんの、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸）　次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　令和８年第１回町議会定例会の開会に当たり、本年度の教育行政執行方針について申し上げます。

地球温暖化による気候変動に加え、国際情勢の不透明感と流動化が一段と増す中、急速な技術革新と情報化は、社会のあり方や人々の働き方・暮らし方を大きく変えており、将来の見通しが容易でない時代にあって、子どもたち一人一人が変化に向き合い、他者と協働してよりよい社会をつくり出す力を育むことが、これまで以上に重要となっております。

このため、教育委員会といたしましては、子どもたちが学びの楽しさを実感し、自己肯定感を高め、持てる可能性を最大限に発揮できるよう、学校、家庭、地域が相互に連携・協働し、誰一人取り残さないインクルーシブな学びの環境を一層充実させるとともに、町民の皆さんが生涯にわたって元気に学習を続けられるよう、学びと健康の好循環をつくる取組を支援し、スポーツ・文化芸術活動を通して、誰もが参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以下、「第６期幕別町総合計画」基本計画第４章「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」の各節と第１章「協働と交流で住まいる」の第３節について、本年度の主な施策について申し上げます。

初めに、「豊かな人生を育む生涯学習の推進」についてであります。

まず、「生涯学習の取組」については、「第７次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、生涯学習の拠点となる施設において、町民の興味や関心に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる施策を展開してまいります。

次に、「図書館の取組」については、「第４期幕別町子どもの読書活動推進計画」に基づき、幕別町の全ての子どもがさまざまな機会や場所で読書活動を行うことができるよう、地域全体で連携し読書環境の整備を進めるとともに、昨年度に引き続き、食育をテーマにしたオリジナル絵本を小学校の新１年生へプレゼントするなど、「図書館を核とした地域づくり」に取り組んでまいります。

二つ目は、「『生きる力』を育む学校教育の推進」についてであります。

初めに、「学校教育の充実」について申し上げます。

本町の学校教育の中核となっている小中一貫教育の推進については、各学園で設定する「目指す子ども像」を基にした９年間を見通した教育課程を編成するとともに、乗り入れ授業の重要性を一層認識しながら、各小中学校が協働する学力向上に向けた取組を一体的に推進してまいります。

また、各学園内で取り組む小中合同の生徒指導交流会と特別支援教育交流会の定例化を図り、情報共有と小中の連携を一層進め、学園内の協働体制を活用した不登校児童生徒への支援と、全教職員の共通理解と協働による校内支援体制など生徒指導と特別支援教育の充実に努めてまいります。

加えて、通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員を小学校、中学校、義務教育学校に 43 名配置し、医療的ケア児を支援する看護師２名を小学校に派遣してまいります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動については、学校運営協議会の熟議が一層充実し、学園の実情に応じた特色ある活動が展開されており、現在行われている地域力を活用した活動を広く周知するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進してまいります。

学校 ICT の活用については、学習用端末の計画的な更新と効果的に活用した授業改善を進めており、今後においては、より児童生徒が主体的に学校 ICT を活用する授業づくりや家庭学習の充実に努めてまいります。

学校における働き方改革については、「幕別町アクション・プラン（第３期）」に基づき、校務の効率化と教職員個々の意識の向上を柱とした取組を推進してまいります。

また、本町の生徒にとって望ましい部活動のあり方や地域展開等について、引き続き「幕別町部活動地域移行検討委員会」で検討を進めてまいります。

次に、「学校給食」についてであります。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を形成することができる判断力を養う上で重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、近年の物価高騰の影響により材料費の大幅な上昇が続いており、収支の均衡を保つことが極めて難しい状況にあることから、幕別町学校給食センター運営委員会からの答申に基づき、本年４月から給食費を改定することといたしました。

なお、改定に当たりましては、子育て世代の過度な負担とならないよう、町の支援額を拡大するとともに、引き続き献立の工夫や食材調達の効率化を徹底し、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

次に、「教育施設の整備」についてであります。

学校施設の改修については、令和２年 11 月に策定した「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づき取組を進めており、本年度は、札内北小学校の校舎及び屋内運動場の長寿命化改修工事に向けた設計を実施してまいります。

次に、「高等学校への支援」についてであります。

幕別清陵高等学校については、引き続き各種学校教育活動に対する支援に努めるとともに、「幕別町中高連携協議会」を通じて、町内の中学校との情報共有による相互理解や生徒及び教職員の交流等を図り、進学先としての円滑な接続と安定的かつ持続可能な学校運営の確保につなげてまいります。

また、中札内高等養護学校幕別分校については、町内の福祉関係団体や経済団体等で組織する「地域協力会」と連携しながら、引き続き就労促進につながるよう支援してまいります。

三つ目は「青少年の健全育成の推進」についてであります。

次代を担う青少年の健全育成の取組については、自然体験や郷土の歴史、文化・スポーツなど幅広い学習機会の提供をはじめ、「ふるさと館ジュニアスクール」や「学び隊」などの事業に取り組んでまいります。

また、幕別町 PTA 連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、子ども会などの活動を支援してまいります。

四つ目は、「芸術・文化活動の振興」についてであります。

音楽や美術、演劇などの振興に向けた取組については、百年記念ホールの指定管理者であります「特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場」と協働・連携を図りながら、優れた芸術文化に接し、体感することができる鑑賞機会を提供してまいります。

五つ目は「歴史的文化の保存・伝承」についてであります。

初めに、歴史的資料を保存しているふるさと館や世界的にも貴重な資料を展示しているナウマン象記念館においては、それぞれの施設の特徴を生かし、郷土の歴史や文化等を学習する場として活用を図ってまいります。

また、本年度のナウマンゾウ化石の発掘調査は、昨年の調査で特定した 12 万年前の地層の未発掘エリアを重点的に調査いたします。

次に、現在整備を進めておりますアイヌ文化拠点施設につきましては、本年秋の供用開始に向けて準備を進めているところであり、幕別アイヌ協会やマクンベツアイヌ文化伝承保存会など関係団体と緊密に連携を図りながら、アイヌ文化体験講座など各種事業に取り組むとともに、地域住民の皆さんにとって、かけがえのない地域の財産となるよう取組に努めてまいります。

六つ目は、「健康づくりとスポーツ活動の振興」についてであります。

初めに、本町発祥のコミュニティスポーツであるパークゴルフ場や数多くのスポーツ施設については、安全かつ快適に利用できるよう維持管理に努め、体力づくりや健康維持のため利用の促進を図るとともに、各種パークゴルフ大会のほか、リフレッシュ教室やパラスポーツ体験教室など各種イベン

トを開催してまいります。

次に、「第２期幕別町スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを見る・する・楽しむ機会の創出やスポーツ交流人口の拡大に向けた取組については、関係機関等と協力・連携を図るとともに、オリンピアンや応援大使による学校訪問やイベントの開催など、アスリートと創るオリンピアンの町創生事業を展開してまいります。

最後に、「国内交流や国際交流の推進」についてであります。

初めに、国内交流については、本年度は上尾市から 10 名の受入れと、開成町と中土佐町へは本町の小学校５、６年生合わせて 20 名の派遣を予定しており、相互交流がより一層深まるよう事業を実施してまいります。

次に、国際交流については、オーストラリア・キャンベラ市のメルローズハイスクールとの相互交流を実施しており、本年度は中学２年生 15 名、幕別清陵高等学校１年生３名、合わせて 18 名の派遣とメルローズハイスクールの生徒の受入れを予定しており、外国の生活・文化・自然などに対する理解を深め、将来、国際社会に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

以上、令和８年度教育行政執行に当たっての基本方針を述べさせていただきました。

人は豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたりさまざまな学びを続けます。

学びは人を育て、人は地域をつくり、子どもから若者、シニアに至るまで、誰もが生涯にわたって学び続け、学び合い、地域に参画できるよう学びの場の充実を進めるとともに、文化・スポーツの振興など、地域活動の活性化へと学びの力をつなげてまいります。

このことから、教育委員会といたしましては、町民の皆さんがそれぞれのライフステージにおいて、学校教育、社会教育、文化・スポーツ活動などあらゆる機会を通じて、自らの学びを継続することができるよう、引き続き生涯学習社会の実現に向け各種教育施策を推進してまいる所存であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（寺林俊幸）　これで行政執行方針は終わりました。

会議の途中ではありますが、この際、11 時 10 分まで休憩をいたします。

11：00　休憩

11：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［報告］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、報告第２号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第２号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の４ページをご覧ください

専決処分第２号であります。

南勢橋補修工事の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が 5,000 万円以上の工事係る契約でありましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、令和７年９月の第３回町議会定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容の変更の必要が生じましたことから、1 月 21 日付で工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和２年３月に議決されました「地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処

分事項の指定」の中の第４項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約において、契約金額の 10 分の１を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が 500 万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

令和元年度に実施した橋梁定期点検において、健全性判定区分の４段階のうちの３の「早期措置段階」に相当し、「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態」と判定されましたことから、令和５年度から７年度にかけて、南勢橋の補修工事を施工しているものであります。

今年度は、橋梁の劣化の原因と考えられる水の侵入を防止するため、図面に赤色で着色した箇所、橋長 130 メートル、有効幅員６メートルの橋桁の上面に防水処理と舗装を施工するものであります。

図面の上段が平面図、下段左が側面図、下段右が断面図であります。

主な増額事由は、昨年 12 月 14 日に 60 センチメートルを超える降雪に対処するため、除雪費用を追加するとともに、ならしコンクリートの養生において、仮囲いの中で温度管理が必要となったことから、仮設費を追加するものであります。

議案書の４ページをご覧ください。

１、変更契約の目的は、南勢橋補修工事であります。

２、変更契約の金額は、変更前の金額 5,698 万円、変更後の金額 6,032 万 4,000 円、増加額 334 万 4,000 円、増加率 100 分の 5.869 であります。

３、変更契約の相手方は、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原将智氏であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第２号を終わります。

日程第４、報告第３号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第３号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の５ページをご覧ください。

専決処分第４号であります。

相川 20 号橋架替工事、上部製作の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありましたことから、令和７年６月の第２回町議会定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容の変更の必要が生じましたことから、1 月 28 日付で工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

「地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」第４項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

本工事は、北海道が施工する旧途別川河川改修事業の補償工事として、橋梁の主桁となります箱桁を工場にて製作するものであります。

図面は、上部工構造一般図で左上から側面図、平面図、断面図であります。

主な増額事由は、断面図の赤色で着色した、主桁内部の部材の防食性能を向上させるため、塗装処理をすることに変更したものであります。

塗装面積の増加に伴い、塗装の機密性を高める前処理作業を追加したものであります。

議案書の５ページをご覧ください。

１、変更契約の目的は、相川 20 号橋架替工事（上部製作）であります。

２、変更契約の金額は、変更前の金額１億 4,340 万 9,970 円、変更後の金額１億 4,408 万 4,600 円、増加額 67 万 4,630 円、増加率 100 分の 0.470 であります。

３、変更契約の相手方は、札幌市中央区大通西 14 丁目３番地 23、株式会社巴コーポレーション札幌支店、支店長、福谷光将氏であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第３号を終わります。

日程第５、報告第４号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第４号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の６ページをご覧ください。

専決処分第５号であります。

忠類第一幹線明渠排水路整備工事の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、予定価格が 5,000 万円以上の工事に係る契約でありましたことから、令和７年９月の第３回定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計変更の必要が生じましたことから、２月 10 日付で工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

「地方自治法第 180 条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」第４項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第２項の規定に基づき、報告するものであります。

議案説明資料の４ページをご覧ください。

４ページに整備工事位置図を、５ページに工事平面図を、６ページに標準断面図を記載しております。

増額事由は、既存の積みブロックと底版コンクリートの解体に要する経費と、解体時に発生する廃棄物の処理経費の確定に伴う変更であります。

議案書の６ページをご覧ください。

１、変更契約の目的は、忠類第一幹線明渠排水路整備工事であります。

２、変更契約の金額は、変更前の金額 5,808 万円、変更後の金額 5,827 万 4,700 円、増加額 19 万 4,700 円、増加率 100 分の 0.335 であります。

３、契約変更の相手方は、中川郡幕別町忠類白銀町 205 番地１、加藤建設株式会社、代表取締役加藤茂樹氏であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第４号を終わります。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第６、承認第１号及び日程第７、発議第１号の２議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第６、承認第１号及び日程第７、発議第１号の２議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第６、承認第１号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　承認第１号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書１ページをご覧ください。

地方自治法第 179 条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行いましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

専決処分第３号であります。

令和７年度幕別町一般会計補正予算について、令和８年１月 23 日付で専決処分を行ったものであります。

２ページをご覧ください。

令和７年度幕別町一般会計補正予算（第 10 号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,154 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 232 億 6,829 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は３ページから４ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査の投開票に要する費用を追加したものであります。

総務省自治行政局選挙部管理課からの令和８年１月 19 日付事務連絡において、同日になされた総理大臣の選挙期日に関する表明を踏まえ、選挙期日の公示を１月 27 日、選挙期日と審査期日を２月８日とする日程が示されましたことから、選挙事務に遅滞を招くことなく、適正に執行するため、１月 23 日に専決処分を行ったものであります。

歳出をご説明申し上げます。

６ページをご覧ください。

２款総務費、４項選挙費、３目衆議院議員選挙費 1,654 万 2,000 円の追加であります。

１節報酬は、細節１の選挙管理委員会委員４人の報酬のほか、投票管理者、投票立会人、会計年度任用職員などの報酬であります。

10 節需用費から７ページの 13 節使用料及び賃借料までは、選挙執行事務に要する費用であります。

14 節は、89 か所のポスター掲示場の設置と撤去に係る工事請負費、17 節は、入場券を読み取るためのバーコードリーダーなど、管理用備品の購入費、18 節は、コミュニティバスの利用者助成金であります。

８ページをご覧ください。

12 款職員費、１項１目職員給与費 500 万円の追加であります。

選挙事務に係る正職員の時間外勤務手当であります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
歳入をご説明申し上げます。
５ページにお戻りください。
17 款道支出金、３項道委託金、１目総務費委託金 2,154 万 2,000 円の追加であります。
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり承認されました。
日程第７、発議第１号、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置についてを議題といたします。
提出者の趣旨説明を求めます。
岡本眞利子議員。
○11 番（岡本眞利子）　発議第１号、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置について、朗読をもって趣旨を説明いたします。
発議第１号、令和８年３月３日
幕別町議会議長寺林俊幸様
提出者、幕別町議会議員岡本眞利子
賛成者、幕別町議会議員田口廣之
幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第２項の規定により提出をいたします。
提案理由
人口減少や少子高齢化の進行のほか、住民のライフスタイルや働き方改革など社会構造や価値観が変化し、議員のなり手不足が深刻化する中で、将来を見据え、持続可能な議会として二元代表制の下、地方自治の一翼を担い、町民福祉の向上と町政の発展のため役割と責任を果たし得る適正な議員の定数及び議員報酬のあり方について調査検討を行うため、本特別委員会を設置する必要があるので、この案を提案いたします。
幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置に関する決議。
次のとおり、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会を設置するものとする。
１、名称
幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会
２、設置の根拠
地方自治法第 109 条及び委員会条例第５条
３、目的
将来を見据え、幕別町議会が役割と責任を果たしていくための適正な議員の定数及び議員報酬のあり方について調査検討を行うことを目的とする。
４、委員の定数
17 名（議長を除く議員の全員）
５、期間
本委員会は、目的を達成するまで議会閉会中においても調査及び審査を行うことができるものとす

る。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○16番（谷口和弥）　今の発議に対して質問をさせていただきたいと思います。

この目的、同じ目的でもってこれまでも議会運営委員会で約２年にわたって審議をしてきたという経過があります。そして、先日、約50ページにわたる報告書もいただいたと、説明は受けていないことは残念ですけれども、報告書はもらったということになって、残念ながら目標としていた３月議会での発議には至らないという結論が出されたということの報告になっております。

今の発議者の説明は､今後さらに調査検討を行うことを目的とするというふうにありますけれども、発議者は議会運営委員でもありますし、どういうところの調査検討をこれからすることが適当なといいますか、この委員会に求めるものなのかを確認させていただいて、議論に入りたいなというふうに私は考えているところです。お願いします。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　これまでも議会運営委員会で議論を進めてまいりましたが、結論に至らないということで、議会運営委員会の委員だけではなく、議員全員でさらに結論を持っていくという思いで、この特別委員会を設置をしたいという思いで発議をいたしました。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　それでは、調査検討の中身がこういうことをしたいとかということではなくて、全員でやりたいということが、この委員会の発議の目的であるということとお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　はい、やはり議会運営委員会ですと、会派の代表また委員会の委員長が出席をしているわけでありますが、またそれだけではなく、議員全員の思いを込めまして議論を進めていくという思いで、設置したいという思いで今回は上げました。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　繰り返しになりますが、どんな調査検討が必要だと考えて発議されたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　それは、議員の皆様それぞれ、また議会運営委員会のメンバーだけではなく、議員一人ひとりの思いも込めながら意見を伺っていくという思いです。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

日程第７、発議第１号、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の設置について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり、地方自治法第109条及び委員会条例第５条の規定により、議長を除く全議員をもって構成する幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会を設置し、調査検討を行うことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり、議長を除く全議員をもって構成する幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会を設置し、調査検討を行うことに決定いたしました。

日程第８、議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算から日程第 13、議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算までの６議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、あらかじめ配布のとおり、委員会条例第５条及び第７条第２項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお､地方自治法第 98 条第１項の規定による検閲･検査権を付与するものといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第１項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第 14、議案第 10 号から日程第 19、議案第 15 号まで及び日程第 24、議案第 21 号の計７議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、議案第 10 号から日程第 19、議案第 15 号まで及び日程第 24、議案第 21 号の計７議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 14、議案第 10 号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 10 号、令和７年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億 7,287 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 234 億 4,116 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから５ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

６ページをご覧ください。

「第２表　繰越明許費」であります。

２款総務費、１項総務管理費、災害用備蓄品整備事業 796 万 7,000 円であります。

国の補正予算に伴い、折り畳みの簡易ベッドやポータブルストーブなどの防災対策消耗品整備に係る事業費の一部を繰り越すものであります。

防災情報機器管理事業 880 万円であります。

Ｊアラートの受信機の老朽化に伴う、新型受信機への更新工事でありますが、部品の調達に時間を要し、年度内に事業が完了できないことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

まく Pay ポイント還元事業 4,140 万円であります。

本年１月 21 日の臨時会におきまして､物価高騰による住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るた

め、幕別町商工会が実施する、まく Pay の利用額の 50 パーセント相当分、カード１枚当たり２万 5,000 円相当分を上限にポイント還元する事業として 4,140 万円を計上いたしました。

実施期間を、食料品等物価高騰対策支援事業による全町民へのまく Pay カード配布後の令和８年４月１日から５月６日までとすることとしたことから、事業費の全額を繰り越すものであります。

３項戸籍住民登録費、戸籍・住民登録・印鑑登録管理事務事業 347 万円であります。

個人氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする戸籍法の改正により、国の補助事業を活用し、住民基本台帳、戸籍情報、戸籍付票の電算システムを改修するものであります。

国から示される標準仕様書等の詳細確定が遅れておりますことから、戸籍電算システムと住基ネットワークシステムの改修委託料の全額を繰り越すものであります。

３款民生費、２項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業 1,661 万 5,000 円であります。

本年１月 21 日の臨時会におきまして、物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯に対し、児童１人当たり２万円を給付する事業として 7,713 万円を計上いたしました。

令和７年度末までに支出が終わらない見込額について繰り越すものであります。

６款農林業費、１項農業費、団体営土地改良事業２億 8,421 万 2,000 円であります。

国の補正予算に伴い、忠類第一幹線明渠排水路整備工事の事業費の一部を繰り越すものであります。

道営土地改良事業１億 4,974 万円であります。

国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該４道営土地改良事業に係る町の負担金を繰り越すものであります。

８款土木費、１項土木管理費、地籍調査事業 1,403 万 6,000 円であります。

国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該事業に係る委託料を繰り越すものであります。

２項道路橋梁費、道路新設改良事業 8,500 万円であります。

相川 20 号橋改修工事は、旧途別川河川改修工事に伴う橋梁の架け替え工事でありますが、橋台への融雪期の浸食転倒を防ぐため、コンクリートブロックでの護岸が必要となり、年度内に事業が完了できないことから、事業費の一部を繰り越すものであります。

忠類 24 号線道路整備工事は、国の補正予算に伴い、道路整備工事に係る事業費の一部を繰り越すものであります。

道路施設維持事業 4,680 万円であります。

国の補正予算に伴い、除雪機械購入に係る事業費の一部を繰り越すものであります。

９款１項消防費、とかち広域消防事務組合負担事業 8,199 万 3,000 円であります。

とかち広域消防事務組合において、昨年７月３日に幕別消防署忠類支署に配備する水槽付消防ポンプ自動車について、納期を本年３月 31 日とする物品購入契約を株式会社北海道モリタと締結したものであります。

当該シャシメーカーの経営統合に伴い、シャシ工場生産体制の縮小により部品等の供給体制が不安定となっていることから、年度内に納入できない旨の株式会社北海道モリタから申出を受け、組合が予算繰越しを行うことから、幕別町が組合に負担している事業費を繰り越すものであります。

７ページをご覧ください。

「第３表　債務負担行為補正」「１　追加」であります。

北海道農業公社から「肉用牛貸付及び譲渡契約書」に基づき借り受ける肉用牛６頭に係る譲渡代金であります。

肉用牛６頭の貸付けに伴い、令和８年度から 12 年度までの期間において、限度額 509 万 8,000 円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

「２　変更」であります。

公共施設 LED 機器リース料（第２期）であります。

令和７年３月の定例会において債務負担行為の議決をいただいたものであります。

工事完了が本年３月となり、リース料の支払いの始期が令和８年４月となりましたことから、債務負担行為の期間を１年延長し、令和 17 年度までとし、併せて支払い期間の先延ばしに伴い、限度額を３億 3,071 万円に消費税及び地方消費税を加算した額に改めるものであります。

８ページをご覧ください。

「第４表　地方債補正」「１　変更」であります。

庁舎エアコン整備事業ほか 46 事業について、事業費の確定に伴い、借入額の変更を行うものであります。

10 ページまでにわたっておりますが、変更する 47 事業の合計で、補正前と比較して限度額を 3,740 万円増額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

20 ページまでお進みください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 267 万 3,000 円の減額であります。

執行残であります。

８目庁用車両管理費 225 万 6,000 円の減額であります。

執行残であります。

10 目協働のまちづくり支援費 150 万 9,000 円の減額であります。

町内会加入戸数などの減少に伴う執行残であります。

13 目防災諸費 784 万 1,000 円の追加であります。

災害用備蓄品整備事業は、国の補正予算に伴う、折り畳み簡易ベッドやポータブルストーブなど、防災対策用消耗品の追加であります。

防災情報機器管理事業は、執行残であります。

14 目交通防犯費 498 万 1,000 円の追加であります。

交通安全対策事業は、執行残であります。

21 ページをご覧ください。

防犯対策事業は、電気料と防犯灯修繕料の追加、コミュニティバス運行事業は、車両修繕費の増加などに伴う補助金の追加、予約型乗合タクシー運行事業は、運行実績による減額のほか、運行事業者との協議により、運行経費の諸経費率を見直ししたことに伴う補正であります。

地方バス路線維持対策事業は、運転手の処遇改善や燃料単価、バス更新に伴う固定資産償却費の増額に伴い、追加するものであります。

18 目基金管理費 3,216 万 8,000 円の追加であります。

積立金の細節２は、今年度の普通地方交付税に、令和８年度以降の臨時財政対策債の償還金充当分が増額交付されましたことから、減債基金に積み立てるものであります。

その他の積立金と繰出金は、基金利子を積み立てるものであります。

22 ページをご覧ください。

20 目地域おこし協力隊推進事業費 535 万 2,000 円の減額であります。

執行残であります。

22 目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 80 万 9,000 円の追加であります。

医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援事業は、さきの第１回町議会臨時会において、物価高騰により経営に大きな影響を受けている医療・介護・福祉施設の町内事業所に対して、食材の購入費と光熱費の一部を緊急的に助成するとして補正予算を計上したところであります。

助成対象事業所の確定に伴い、追加するものであります。

23 ページをご覧ください。

２項徴税費、２目賦課徴収費 384 万 8,000 円の減額であります。

執行残であります。

24 ページをご覧ください。

３項１目戸籍住民登録費 192 万 2,000 円の追加であります。
国の補正予算により実施する戸籍電算システムと住基ネットワークシステム改修委託料であります。
４項選挙費、２目参議院議員選挙費 367 万 9,000 円の減額であります。
執行残であります。
26 ページまでお進みください。
３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費 954 万 1,000 円の減額であります。
３目障害者福祉費 1,152 万 6,000 円の追加であります。
障害者自立支援給付事業は、サービス利用者の増加などに伴う給付費の増額であります。
27 ページをご覧ください。
障害者地域生活支援事業は、実績見込みに伴う補正であります。
障がい者就労支援事業は、執行残であります。
28 ページをご覧ください。
５目福祉医療費 180 万円の追加であります。
インフルエンザの流行等による医療費扶助の追加であります。
６目老人福祉費 946 万 6,000 円の減額であります。
社会福祉法人等介護サービス利用者負担額軽減事業、アルコ 236 温泉入浴支援事業は、実績見込みによる追加であります。
29 ページをご覧ください。
中等度難聴者補聴器購入費助成事業は、本年度から、中等度の聴覚障害を有する 40 歳以上の方を対象に、補聴器購入費用について片耳５万円を限度に助成しております。
これまで当初予算に 300 万円を、その後補正予算として９月に 150 万円、12 月に 300 万円を計上し、現計 750 万円であります。
２月末現在で 85 人の方々に対し、両耳は 65 人 650 万円、片耳は 20 人 100 万円を助成しております。
今後の助成見込額を追加するものであります。
７目後期高齢者医療費 1,721 万 5,000 円の減額であります。
後期高齢者医療療養給付事業は、執行残であります。
９目保健福祉センター管理費 183 万 7,000 円の減額であります。
執行残であります。
10 目老人福祉センター管理費 10 万 9,000 円の追加であります。
燃料費と水道料の追加であります。
30 ページをご覧ください。
11 目ふれあいセンター福寿管理費 350 万円の追加であります。
忠類地域通所介護事業運営費補助金は、社会福祉法人幕別真幸協会への補助であります。
当初予算に 1,200 万円を計上しておりますが、運営経費の増加に対し、介護保険事業収入が対応し切れていない状況にありますことから、補助金を追加するものであります。
２項児童福祉費、１目児童福祉総務費 3,013 万 5,000 円の減額であります。
執行残であります。
31 ページをご覧ください。
２目児童医療費 250 万円の追加であります。
子ども医療費助成事業は、インフルエンザの流行等による医療費扶助の追加、養育医療費給付事業は、現計予算に不足が見込まれますことから追加するものであります。
３目施設型・地域型保育施設費 5,636 万 3,000 円の減額であります。
町立保育所維持管理事業は、燃料費とさかえ保育所のボイラーに係る修繕料の追加、私立保育所運営事業は、札内青葉保育園と札内南保育園に係る公定価格の改定等による委託料の追加であります。

32 ページをご覧ください。
認定こども園等施設型給付事業は、幕別認定こども園整備事業は、執行残であります。
４目へき地保育所費 28 万 9,000 円の追加であります。
燃料費の追加であります。
６目児童館費 44 万 2,000 円の追加であります。
燃料費と水道料のほか、つくし学童保育所のボイラーに係る修繕料の追加であります。
33 ページをご覧ください。
７目子育て支援センター費 45 万 1,000 円の減額であります。
執行残であります。
４款衛生費、１項保健衛生費、２目母子保健対策費 21 万 7,000 円の追加であります。
母子保健衛生費国庫補助金に係る精算還付金であります。
３目予防費 2,172 万 7,000 円の減額であります。
乳幼児等定期予防接種事業、次のページになりますが、高齢者等定期予防接種事業は、執行残であります。
４目成人保健対策費 68 万 5,000 円の追加であります。
後期高齢者健診の受診者数の増加に伴う追加であります。
35 ページをご覧ください。
５目診療所費 41 万 2,000 円の減額であります。
執行残であります。
６目環境衛生費 3,758 万円の減額であります。
本年度発注の公共施設 LED 機器リースに係る工事完了が本年８年３月となり、リース料の支払いの始期が令和８年４月となりましたことから、減額するものであります。
36 ページをご覧ください。
７目水道費 2,827 万 6,000 円の追加であります。
給水区域外水道料金助成事業は、使用水量の増による追加であります。
水道事業会計補助金は、今年度、水道事業会計で実施しております水道台帳の電子化に係り、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金が充当されましたことから、補助金を追加するものであります。
２項清掃費、１目清掃総務費 52 万 5,000 円の追加であります。
負担金確定に伴う補正であります。
37 ページをご覧ください。
６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費 384 万 2,000 円の減額であります。
取組面積の減に伴う執行残であります。
４目農業施設管理費 342 万 1,000 円の減額であります。
執行残であります。
５目畜産業費 6,096 万 5,000 円の追加であります。
公社貸付牛管理事業は、貸付頭数の増加と令和３年度貸付牛の事故発生に伴い、繰上償還を行うため追加するものであります。
38 ページをご覧ください。
畜産団体活動支援事業は、十勝畜産農業協同組合が実施する十勝中央家畜市場環境整備事業に対する北海道からの補助金であります。
忠類地区道営草地整備事業、公社営草地整備事業は、執行残であります。
39 ページをご覧ください。
６目町営牧場費 767 万 6,000 円の減額であります。
執行残であります。
40 ページをご覧ください。

７目農地費 8,501 万 6,000 円の追加であります。

多面的機能支払交付金事業は、対象面積の減少に伴う減額であります。

団体営土地改良事業は、忠類第一幹線明渠排水路整備事業に係る国の補正予算と北海道の事業調整に伴う追加であります。

41 ページをご覧ください。

８目土地改良事業費１億 4,662 万 7,000 円の追加であります。

細節５は、執行残、６から９は、国の補正予算に伴う道営土地改良事業負担金の追加であります。

42 ページをご覧ください。

２項林業費、１目林業総務費 273 万 6,000 円の追加であります。

北海道の事業調整により、昨年 10 月から 12 月にかけて追加で実施した地ごしらえ事業に対する補助金の追加であります。

43 ページをご覧ください。

７款１項商工費、１目商工振興費 107 万 5,000 円の追加であります。

商店街活性化店舗開店等支援事業は、２店舗の開店が当初の予定より遅延したことに伴う減額、中小企業融資保証料・利息補給事業は、新規融資案件の増加に伴う追加であります。

３目観光費 98 万 3,000 円の減額であります。

観光施設維持管理事業は、道の駅に係る電気料の追加と執行残、アルコ 236 整備事業は執行残であります。

４目スキー場管理費 22 万円の減額であります。

執行残であります。

44 ページをご覧ください。

５目企業誘致対策費 73 万 6,000 円の減額であります。

企業誘致対策事業は、工業用地取得促進補助金の追加と執行残であります。

土地開発公社運営補助事業は、工業団地分譲地の売却に係る売買価格と簿価との差額を補助するものであります。

８款土木費、１項土木管理費、１目道路・河川管理費 335 万 5,000 円の減額であります。

執行残であります。

２目地籍調査費 190 万円の減額であります。

北海道の事業調整に伴い減額するものであります。

45 ページをご覧ください。

２項道路橋梁費、１目道路新設改良費 2,038 万 2,000 円の追加であります。

国の補正予算に伴う忠類 24 号線道路整備工事の追加のほか事業費確定に伴う補正であります。

47 ページまでお進みください。

２目道路維持補修費１億 3,134 万円の追加であります。

道路施設維持事業は、今後の降雪に対応するための追加であります。

48 ページをご覧ください。

備品購入費は、国の補正予算に伴う除雪機械の追加であります。

道路施設補修事業は、橋梁長寿命化工事費を追加するものであります。

４項住宅費、３目公営住宅建設事業費 7,622 万円の減額であります。

執行残であります。

49 ページをご覧ください。

10 款教育費、１項教育総務費、３目教育財産費 268 万 6,000 円の減額、６目学校給食センター管理費 155 万 6,000 円の減額、７目まくべつ学園増改修事業費 2,519 万 9,000 円の減額、いずれも執行残であります。

50 ページをご覧ください。

２項小学校費、２目教育振興費は、授業支援ソフト導入に国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を充当し、一般財源を減額するものであります。

51 ページをご覧ください。

３項中学校費、２目教育振興費 179 万 7,000 円の減額であります。

中学校教育活動推進事業は、小学校と同様であります。

保護者費用負担軽減事業は、執行残であります。

４項社会教育費、５目ナウマン象記念館管理費 24 万 2,000 円の減額であります。

執行残であります。

７目図書館管理費 24 万 7,000 円の追加であります。

移動図書館車に係る修繕料であります。

52 ページをご覧ください。

９目アイヌ施策推進事業費 4,314 万円の減額であります。

執行残であります。

53 ページをご覧ください。

５項保健体育費、１目保健体育総務費 124 万 1,000 円の追加であります。

ミラノ・コルティナオリンピックのスピードスケート女子 500 メートル、1,000 メートル、チームパシュートにおいて、髙木美帆さんが銅メダルを獲得したことから、公共施設に設置している懸垂幕とコミバスのラッピングで活躍を讃える表示に変更するため、実行委員会補助金を追加するものであります。

２目体育施設費 167 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

54 ページをご覧ください。

11 款１項公債費、１目元金 114 万 7,000 円の減額であります。

元利均等払いで償還中の平成 26 年度臨時財政対策債の利率が政府によって 0.4 パーセントから 1.2 パーセントに見直され、本年度支払いの利子が増額し、元金が減額となりましたことから、減額するものであります。

２目利子 549 万 4,000 円の追加であります。

起債利子償還事務事業は、銀行縁故資金が充当され、元金均等払いで償還中の平成 26 年度合併特例債が、利率見直しにより 0.75 パーセントから 1.65 パーセントに引上げとなりましたことなどから追加するものであります。

一時借入金事務事業は、当初予算に 20 万円を計上しておりましたが、借入利率の上昇に伴い、今後の資金不足に対応するため増額するものであります。

歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

11 ページまでお戻りください。

１款町税、１項町民税、１目個人 1,961 万 2,000 円、２目法人 1,496 万 3,000 円、２項１目固定資産税 944 万 5,000 円の追加であります。

12 款１項１目地方交付税２億 4,705 万 8,000 円の追加であります。

普通交付税であります。

12 ページをご覧ください。

14 款分担金及び負担金、１項分担金、１目農林業費分担金 3,798 万 1,000 円の追加であります。

公社営事業と道営事業の事業費調整に伴い補正するものであります。

16 款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費負担金 630 万 3,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

３目教育費負担金２億 6,673 万 2,000 円の減額であります。

まくべつ学園増改修事業に係る国庫負担金の１平方メートル当たりの負担金算出単価が予算計上時の見込みに比して低額であったことに加え、２か年継続事業における国の年度ごとの配分割合が、初年度は２か年の総交付見込額の３割相当の交付でありましたことから、大きな減額となるものであります。

13 ページをご覧ください。

２項国庫補助金、1 目総務費補助金 3,478 万円の追加であります。

細節３は、戸籍電算システムと住基ネットワークシステム改修に係る補助金の追加、細節４は、事業費確定に伴う減額、細節５は、水道台帳の電子化と小中学校への授業支援ソフト導入に係る国の交付金、細節６は、防災対策用消耗品に対する国の交付金の追加であります。

２目民生費補助金 447 万 3,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

４目土木費補助金 8,674 万 1,000 円の減額であります。

１節の細節１は、忠類 24 号線道路整備事業交付金の追加と事業費確定に伴う減額、細節２は、事業費確定に伴う減額であります。

細節４は、当初予算に計上しておりました除雪機械購入に関し、国の財源調整により、交付金から起債借入に変更となったことから減額するものであります。

２節は、事業費確定に伴う減額であります。

５目教育費補助金 1,267 万円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

17 款道支出金、１項道負担金、１目民生費負担金 2,442 万 5,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

14 ページをご覧ください。

３目土木費負担金 1,228 万 8,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

２項道補助金、２目民生費補助金 272 万 2,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う補正であります。

４目農林業費補助金１億 7,640 万 7,000 円の追加であります。

１節は、事業費確定に伴う減額、２節は、十勝畜産農業協同組合の環境整備事業に対する補助金の追加、３節は、国の補正予算に伴う忠類第一幹線明渠排水路整備に係る補助金の追加と事業費確定に伴う補正であります。

15 ページをご覧ください。

４節は、公費造林推進事業に係る補助金の追加であります。

３項道委託金、１目総務費委託金 367 万 9,000 円の減額であります。

18 款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金 592 万 5,000 円の追加であります。

基金利子であります。

16 ページをご覧ください。

２項財産売払収入、１目不動産売払収入 1,282 万 4,000 円の追加であります。

札内中央町や忠類白銀町などの土地売払収入であります。

２目物品売払収入 673 万 7,000 円の追加であります。

公社貸付牛譲渡代と不用となった庁用車両の売払収入であります。

20 款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金 3,000 万円の減額であります。

減額後の今年度現計は、５億 6,000 万円であります。

３目まちづくり基金繰入金 124 万 1,000 円の追加であります。

アスリートと創るオリンピアンの町創生事業の財源として繰り入れるものであります。

４目森林環境譲与税基金繰入金 2,157 万 7,000 円の追加であります。

アイヌ文化拠点空間整備事業の財源として繰り入れるものであります。

22 款諸収入、４項受託事業収入、３目衛生費受託事業収入 68 万 5,000 円の追加であります。

疾病対策事業に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入であります。

17 ページをご覧ください。

５項４目雑入 372 万 7,000 円の減額であります。

４節、細節 43 は、国のワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体から交付される新型コロナウイルス接種事業助成金が、令和７年４月に廃止されましたことから皆減するものであります。

細節 72 は、忠類診療所のレセプト請求システムのオンライン化に係る補助金であります。

５節は、一般会計において支弁している国保被保険者に係るインフルエンザ予防接種事業等に対する国保特会の負担金であります。

23 款１項町債、１目総務債 510 万円の減額、２目民生債 3,450 万円の減額、３目衛生債 2,040 万円の減額、４目農林業債 3,850 万円の追加、18 ページをご覧ください。

５目商工債 150 万円の減額、６目土木債 7,380 万円の追加、19 ページをご覧ください。

８目教育債 1,340 万円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　１点お伺いいたします。

歳出の 54 ページ、公債費のところでお伺いしたいのですけれども、ご説明の中では、２の利子、償還に関わりまして 549 万円予算化されているのですけれども、説明の中で、合併特例債に関わって利率が 0.75 パーセントから 1.65 パーセントに引き上げられたということによる予算計上だということでありますが、こういった起債を起こすときに、途中で利率が変わるというようなことは、これまであまりなかったのではないかと思うのですが、もう少しその内容について詳しくご説明いただけますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　暫時休憩いたします。

12：11　休憩

12：12　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　これまでも借入時に契約条項で 10 年の見直しというものをうたわれていまして、これまでは下がるということが多かったので、あまりこの補正予算で計上というのはなかったのですけれども、今回利率が上がったということで、借入れから 10 年の経過したものについて利率が上がったため、見直したというようなことで、これは契約条項にうたわれているということで、今回補正させていただいています。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　そうしますと、今、金利が変わっていますよね、上がってきていますよね。関連になってしまうかもしれませんが、こういった関係でいわゆる負担が増えていく、利率が上がるから負担が増える。これは、今回この合併特例債ということでお聞きしたのですけれども、令和７年の借りている起債の中で、こういった影響を受けるということは、ほかにも考えられるのでしょうか。実際に起きているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　おっしゃるとおり借り入れた金融機関ですとか、そういったこれから 10 年経過するものとかで見直すものについては、そういうことが起ることはあると思います。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18番（中橋友子）　起ることはあるのでしょうけれども、今現状では、合併特例債だけということでありますが、ほかにもあったのですか。
○議長（寺林俊幸）　企画総務部長。
○企画総務部長（山端広和）　これまでも、これらの大体さっきの10年という形で契約しております。10年ごとに見直して、その時々の金利によって、計算式ありますけれども、それによって上がる下がるという形で対応しておりますので、銀行から借り入れしている部分についても、縁故債については10年という形で実施しております。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
　野原議員。
○９番（野原惠子）　33ページですけれども、乳幼児定期予防接種事業で減額になっているのですけれども、この減額になった要因ですね、予防接種ですから、接種が受けられていない乳幼児がいるということなのでしょうか。その内容もちょっと説明をお願いいたします。
○議長（寺林俊幸）　保健課長。
○保健課長（西嶋　慎）　乳幼児の予防接種につきましては、当初予算におきまして、乳児の人口とか、あと次年度の人口予想を推計して、それにプラス転入者を基にして予算を設計しております。しかしながら、今年度におきましては、４種混合ワクチンとヒブワクチンが５種混合ワクチンに変更となったこと、それと子宮頸がんワクチンと日本脳炎ワクチンにつきましては、当初計画していたよりも人数というか、使うワクチンの利用料とかが減ったことによるものです。しかしながら、対象者につきましては、必要な方に対しては、広報ですとか、健診の場所、それと個別の通知等によって、逐次勧奨の周知はしているのですけれども、中にはどうしても個人の考え方によって、体に異物とかを入れたくないということで受けたくないですとか、そういった方はいるものですから、その結果も若干いるということでありますが、結果的には、必要な方には接種はされている状況でございます。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　ちょっと説明がはっきり聞こえなかったのですけれども、接種残しの乳幼児がまだいるという押さえでということですか。子どもの人数が少なくなったということなのでしょうか。もし、接種されていない乳幼児がいた場合、今後、罹患した場合には、重症化されるとか、そういうことが懸念されるのですけれども、そういう子どもたちがいるということであれば、積極的に接種を勧めていくということが必要だと思うのですが、その点はいかがなのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　保健課長。
○保健課長（西嶋　慎）　未接種という方に対しては、基本的に原則はいない形なのですけれども、中にはやっぱりその考え方の違いによって、受けていない方というのはやっぱりいらっしゃいます。ただ、そういった方に対しましては、保健師なり、町の健康診断ですとか、あと健診ですとか、広報とか、そういった都度に、あと個別の電話勧奨とかもしておりますけれども、そういった形で積極的な勧奨には努めているところでございます。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。
　本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は原案のとおり可決されました。
　会議の途中ではありますが、この際、13時00分まで休憩をいたします。

12：18　休憩
13：00　再開
（13：00　田口議員着席）

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 15、議案第 11 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）から日程第 19、議案第 15 号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第４号）までの５議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 11 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）から議案第 15 号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第４号）までについて、一括してご説明申し上げます。

議案第 11 号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 448 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 28 億 6,846 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

７ページをご覧ください。

４款２項保健事業費、１目保健衛生普及費 348 万 7,000 円の追加であります。

一般会計において支弁した、国保被保険者に係るインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種事業等に対する負担金であります。

５款１項１目基金積立金 64 万 1,000 円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金 35 万 8,000 円の追加であります。

前年度の保険給付費等交付金等の確定に伴う北海道への精算還付金であります。

歳入をご説明申し上げます。

４ページまでお戻りください。

１款１項１目国民健康保険税 1,000 万円の減額であります。

現年課税分は、被保険者数の減少などにより減額、滞納繰越分は、収納見込み額を勘案し、増額するものであります。

２款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金 174 万 3,000 円の追加であります。

インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る一般会計への負担金に対する道補助金であります。

５ページをご覧ください。

３款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金 64 万 1,000 円の追加であります。

基金利子であります。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金 954 万 1,000 円の減額であります。

６ページをご覧ください。

２項基金繰入金、１目国民健康保険基金繰入金 2,258 万 9,000 円の追加であります。

５款１項１目繰越金 94 万 6,000 円の減額であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 12 号、令和７年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

８ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 845 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ５億 5,273 万 9,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、９ページ、10 ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

12 ページをご覧ください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金 845 万 5,000 円の追加であります。

納付金確定に伴う追加であります。

歳入をご説明申し上げます。

11 ページにお戻りください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料 1,600 万円の追加であります。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金 992 万 9,000 円の減額であります。

４款１項１目繰越金 238 万 4,000 円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 13 号、令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

13 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,263 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 29 億 7,725 万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、14 ページ、15 ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

19 ページをご覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 145 万 8,000 円の追加であります。

令和７年度税制改正に伴うシステム改修委託料であります。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス等給付費 3,000 万円の減額であります。

訪問介護や通所介護などの利用者数が見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

20 ページをご覧ください。

２目地域密着型介護サービス等給付費 1,500 万円の減額であります。

認知症対応型共同生活介護などの利用者数が見込みに比して少なかったことなどに伴う減額であります。

21 ページをご覧ください。

３目施設介護サービス給付費 4,000 万円の減額であります。

老人保健施設の入所者数が見込みに比して少なかったことなどに伴う減額であります。

22 ページをご覧ください。

３項その他諸費、１目審査支払手数料 10 万円の追加であります。

審査件数の増加に伴う追加であります。

23 ページをご覧ください。

７項１目特定入所者介護サービス等費 1,000 万円の減額であります。

低所得者に対する居室料等の給付費が見込みに比して少なかったことに伴う減額であります。

24ページをご覧ください。
３款１項１目基金積立金141万6,000円の追加であります。
基金利子を積み立てるものであります。
４款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費、２目介護予防ケアマネジメント事業費110万9,000円の減額であります。
委託件数の減少に伴う減額であります。
25ページをご覧ください。
５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金50万円の追加であります。
所得更正に伴う還付金の追加であります。
歳入をご説明申し上げます。
16ページまでお戻りください。
１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料2,198万3,000円の減額であります。
４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金1,653万1,000円の減額であります。
２項国庫補助金、１目調整交付金474万5,000円の減額であります。
５目介護保険事業費国庫補助金72万8,000円の追加であります。
介護保険システム改修に係る国庫補助金であります。
17ページをご覧ください。
５款１項支払基金交付金、１目介護給付費支払基金交付金2,562万3,000円の減額であります。
６款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費道負担金1,431万2,000円の減額であります。
７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金141万6,000円の追加であります。
基金利子であります。
８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金1,158万5,000円の減額であります。
以上で、介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。
議案第14号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。
26ページをご覧ください。
第２条は、収益的収入及び支出の補正であります。
第１款水道事業収益は、補正予定額3,384万3,000円を追加し、６億1,108万2,000円に改めるものであります。
第１款水道事業費用は、280万2,000円を追加し、６億4,949万8,000円に、第２款簡易水道事業費用は、57万6,000円を追加し、３億5,899万3,000円に改めるものであります。
27ページをご覧ください。
第３条は、資本的収入及び支出の補正であります。
第１款水道事業資本的収入は、4,367万6,000円を減額し、３億7,614万3,000円に、第２款簡易水道事業資本的収入は、2,298万4,000円を減額し、３億2,280万3,000円に改めるものであります。
第１款水道事業資本的支出は、3,839万2,000円を減額し、５億8,312万1,000円に、第２款簡易水道事業資本的支出は、2,491万8,000円を減額し、４億1,261万8,000円に改めるものであります。
26ページにお戻りください。
第３条の２行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億9,679万3,000円は、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金をもって補填するものであります。
28ページをご覧ください。
第４条、企業債、「１　変更」であります。
上水道整備事業ほか４事業の事業費確定に伴い、8,970 万円を減額し、記載のとおり限度額の変更を行うものであります。

29 ページをご覧ください。
中段、収益的支出であります。
１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費 443 万 3,000 円の追加であります。
昨年夏の猛暑などにより水道使用量が増加したことから、十勝中部広域水道企業団からの受水費を追加するものであります。
４目総係費 231 万円の減額であります。
執行残であります。
２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費 67 万 9,000 円の追加であります。
平成 26 年度債の借換えによる利率上昇に伴い、利息相当額を追加するものであります。
２款簡易水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費 57 万 6,000 円の追加であります。
事業費確定に伴い、更別簡易水道に係る負担金を追加するものであります。
上段、収益的収入であります。
１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益 628 万 8,000 円の追加であります。
水道使用量の増加に伴う追加であります。
２項営業外収益、３目他会計補助金 2,755 万 5,000 円の追加であります。
水道台帳の電子化に係る一般会計からの補助金であります。
31 ページをご覧ください。
資本的支出であります。
１款水道事業資本的支出、１項１目建設改良費 3,839 万 2,000 円の減額であります。
執行残であります。
１款簡易水道事業資本的支出、１項１目建設改良費 2,491 万 8,000 円の減額であります。
執行残であります。
30 ページにお戻りください。
資本的収入であります。
１款水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債 6,890 万円の減額であります。
事業費確定と国からの交付金の追加交付に伴う減額であります。
６項補助金、１目国庫補助金 2,539 万 1,000 円の追加であります。
水道管路耐震化等推進事業交付金は、対象事業費増額に伴う追加であります。
７項１目負担金 16 万 7,000 円の減額であります。
事業費確定に伴う減額であります。
２款簡易水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債 2,080 万円の減額であります。
事業費確定に伴う補正であります。
７項１目負担金 218 万 4,000 円の減額であります。
事業費確定に伴う減額であります。
以上で、水道事業会計補正予算（第５号）の説明を終わらせていただきます。
議案第 15 号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。
32 ページをご覧ください。
第２条は、収益的収入及び支出の補正であります。
第１款公共下水道事業収益は、補正予定額 179 万 5,000 円を減額し、８億 9,159 万 7,000 円に、第３款農業集落排水事業収益は、121 万 8,000 円を減額し、１億 270 万 2,000 円に改めるものであります。
第１款公共下水道事業費用は、９万 4,000 円を減額し、８億 9,848 万 9,000 円に、第２款個別排水処理事業費用は、231 万円を減額し、２億 130 万 3,000 円に、第３款農業集落排水事業費用は、11 万

4,000 円を追加し、１億 2,338 万 4,000 円に改めるものであります。

第２条の３行目冒頭から記載しております、営業費用中の委託料 220 万円及び営業外費用中の企業債利息 5,883 万 7,000 円に充てるため、企業債 2,220 万円を借り入れると改めるものであります。

33 ページをご覧ください。

第３条は、資本的収入及び支出の補正であります。

第１款公共下水道事業資本的収入は、１億 1,065 万 5,000 円を追加し、13 億 7,411 万 3,000 円に、第２款個別排水処理事業資本的収入は、2,447 万円を減額し、5,030 万 2,000 円に、第３款農業集落排水事業資本的収入は、4,725 万 7,000 円を減額し、9,948 万 5,000 円に改めるものであります。

第１款公共下水道事業資本的支出は、１億 241 万円を追加し、16 億 5,071 万 5,000 円に、第２款個別排水処理事業資本的支出は、2,133 万 4,000 円を減額し、１億 2,265 万 5,000 円に、第３款農業集落排水事業資本的支出は、4,706 万 1,000 円を減額し、１億 912 万円に改めるものであります。

第３条の２行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億 5,859 万円は、消費税資本的収支調整額と当年度損益勘定留保資金をもって補填するものであります。

34 ページをご覧ください。

第４条は、企業債の変更であります。

公共下水道建設事業ほか７事業の事業費確定に伴い、限度額を総額で 2,540 万円を増額するものであります

36 ページをご覧ください。

収益的支出であります。

１款公共下水道事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費 51 万円の減額、2 目ポンプ場費 150 万円の減額であります。

執行残であります。

３目処理場費 12 万 1,000 円の追加であります。

５目総係費 21 万 2,000 円の減額であります。

執行残であります。

６目流域下水道管理運営費負担金 83 万 2,000 円の追加であります。

負担金の確定に伴う追加であります。

２項営業外費用、１項支払利息及び企業債取扱諸費 117 万 5,000 円の追加であります。

平成 26 年度債の借換えによる利率上昇に伴い追加するものであります。

２款個別排水処理事業費用、１項営業費用、１目浄化槽費 231 万円の減額であります。

執行残であります。

３款農業集落排水事業費用、２項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 11 万 4,000 円の追加であります。

令和６年度債の借入確定に伴い、追加するものであります。

35 ページにお戻りください。

収益的収入であります。

１款公共下水道事業収益、２項営業外収益、４目補助金 179 万 5,000 円の減額であります。

事業費確定に伴う減額であります。

３款農業集落排水事業収益、１項営業収益、１目農業集落排水処理施設使用料 127 万円の減額であります。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金５万 2,000 円の追加であります。

38 ページをご覧ください。

中段、資本的支出であります。

１款公共下水道事業資本的支出、１項１目建設改良費１億 241 万円の追加であります。

北海道の事業調整に伴い、幕別中継ポンプ場の建設工事費を追加するものであります。

２款個別排水処理事業資本的支出、１項１目建設改良費 2,133 万 4,000 円の減額であります。

執行残であります。

39 ページをご覧ください。

３款農業集落排水事業資本的支出、１項１目建設改良費 4,711 万 3,000 円の減額であります。

国庫補助金の配分に基づき、一部事業の実施を見送ったものであります。

６項１目基金積立金５万 2,000 円の追加であります。

基金利子を積み立てるものであります。

37 ページにお戻りください。

資本的収入であります。

１款公共下水道事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債 6,990 万円の追加であります。

細節１は、幕別中継ポンプ場の建設工事費の追加に係る追加、細節２は、事業費確定に伴う減額、細節３と４は、令和７年度借入額の確定に伴う補正であります。

６項補助金、１目国庫補助金 4,075 万 5,000 円の追加であります。

幕別中継ポンプ場の建設事業に係る追加であります。

２款個別排水処理事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債 2,340 万円の減額、７項１目負担金等 107 万円の減額、いずれも事業費確定に伴う減額であります。

38 ページをご覧ください。

３款農業集落排水処理事業資本的収入、１項企業債、１目建設改良費等の財源に充てるための企業債 2,370 万円の減額、６項補助金、１目国庫補助金 2,355 万 7,000 円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　議案第 13 号の幕別町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、歳出についてお尋ねをいたします。

初めに、19 ページの居宅介護サービス、減額が 3,000 万円、それから 20 ページの地域密着型介護サービスで減額 1,500 万円、21 ページの施設介護サービス給付で減額 4,000 万円、また 23 ページの特定入所者介護サービス、いずれもこれ負担金補助及び交付金でありますが、ここでも 1,000 万円の減額ということで、ご説明では利用が少なかったということでありました。しかし、22 ページの支払い事務手数料は 10 万円の増額ということで、審査を申し込んだ人は多かったと、増えたということであります。単純に利用が少なかったということの理解がなかなか難しいものですからお尋ねしたのですけれども、これはあくまでも予定していた絶対の人数よりも少なかったからだということが一つだと思うのですが、その利用に至らなかった、つまり利用を望んだのだけれども、何らかの事情で利用することができなかった。例えば、施設であれば、受入れ側の問題もあります。そういったことで、この全体についての、もう少し掘り下げた説明をいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　今回、介護給付費、全体的にマイナスというか、減額されてきているのですけれども、その主な理由としましては、予算につきましては、３年に１度の介護保健事業計画に基づく数字に基づいて予算しております。そのため、第１号被保険者数につきましては、令和７年度当初予算では 9,044 人を見込んでおりました。しかしながら、令和８年１月時点では 8,796 人と、248 人少ない、率にすると 2.1 パーセント低い状況になっております。また、要介護の認定者数につきましても、当初予算では、計画値、要支援を除く要介護者数については 1,242 人を予定していましたが、現時点では 1,127 人ということで、こちらも計画値に比べると 115 人少ないような状況になっております。率にしますと 9.3 パーセント低くなっています。このため、要介護者数につきましては、計画

値よりも低くなっているものですから、今、述べました居宅介護支援、あと地域密着介護、施設介護、全体的に金額が少なくなっているところでございます。

審査支払手数料が伸びているというのは、一方で、要支援の認定者数につきましては、計画では585人を予定しておりましたけれども、令和８年１月現在では636人と、要支援の認定者数は逆に増えているような状況でございます。そのため、審査支払手数料につきましては、両方の金額を合わせるものですから、審査支払手数料につきましては増額ということになっております。

議員おっしゃったように、利用に至らなかった、事業所の何らかの事情で受けられない、介護を受けられない、そういった状況につきましては、現時点では発生していないと考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　説明は分かりました。利用に至らなかった理由の中で、要するに利用したいという方たちが、望んでいるのだけれども利用ができなかったということではないと、人数が減ったからこういう数字なのだということですね。

それで、新年度予算にもつながってきますけれども、ここでお尋ねするのは、相変わらずいろんな形で施設の空きを待っていらっしゃるというのは実態としてはあります。申し込んでいるのだけれども、まだ認めていただけないのだと。こういったことと今の説明とでは、違いがあるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　今おっしゃる、特に施設介護の部分だと思います。今回は、減額4,000万円となったところですけれども、主な減額になった理由のところは老人保健施設、この部分が、月利用者数を100人と見込んで計画をしております。しかしながら、今現在の実績としましては、月平均79人ということで、老人保健施設の部分が減っている状況です。それ以外の特別養護老人ホームですとかにつきましては、計画通り進んでいるところでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　老人保健施設も、私は、望んでいてもまだ待っているという状況があるというふうに認識していたのですけれども、実際に100人を切るということになると、相当な空きがあるのではないかと思うのですよね。入っているのは幕別町の方だけではないのかな。全体の受入れ150床に対して、100を切って70ということであれば、実態としては待っているのだというようなことは起こり得ないと思うのですけれども。施設側もたくさん入所されたほうが、経営も含めて、パイがある以上は埋まったほうがいいのだと思うのですけれども、こういう実際に79人となっているということについて、もう一度待っている人はいないのかということと、これによって起きている施設の状況、例えば人手がいなくて受け入れられないのだというようなこともあろうかと思います。どのように押さえていらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　今ちょっとご答弁した内容というか、老人保健施設全体のことでありますので、老人保健施設は町外の利用もできますし、また逆に幕別町の方が町外の老人保健施設を利用することもできます。そのため、全体としましては、町外の利用とかも含めた人数となっております。

今その施設の状況として、人手不足とかで受け入れられない状況があるのではないかというお話です。確かにその人手不足という状況につきましては、我々のほうとしても、地域の事業者から、人手が、スタッフがなかなか集まらないだとか、何かいい支援策はないかとか、そういった情報は常に聞いております。ただ、その中でも、介護施設においては、スタッフのやりくりなどをしながら、何とか受け入れているというお話は聞いております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号、令和７年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、令和７年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、令和７年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、令和７年度幕別町水道事業会計補正予算（第５号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、令和７年度幕別町下水道事業会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から日程第22、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までの３議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第17号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の７ページをご覧ください。

令和６年６月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の中で、児童福祉法が改正され、同法において、生後６か月から満３歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月の一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設され

ました。

これに伴い、令和８年４月１日から全国全ての自治体で、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、乳児等通園支援事業が実施されることとなりました。

議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法に基づき「市町村長が認可を行う場合の設備及び運営の基準」を、議案第 17 号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法に基づき「乳児等通園支援事業を行う者の遵守すべき運営基準」をそれぞれ条例として定め、議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、乳児等通園支援事業の実施と保護者負担等の規定を追加するものであります。

議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

第１条は、趣旨を定めております。

この条例は、児童福祉法に基づき、国、都道府県、市町村以外の者が、乳児等通園支援事業を行う場合の認可の基準として、設備及び運営に関する基準、最低基準を定めるものであります。

同法では、当該条例は、従事する者や員数などは内閣府令で定める基準に従い、その他の事項は内閣府令で定める基準を参酌するものとすると定めておりますことから、本町にあっては、内閣府令に従い定めるものであります。

第２条は、最低基準の目的を定めております。

第３条と第４条は、最低基準の向上を定めております。

８ページをご覧ください。

第５条は、乳児等通園支援事業者の一般原則を、第６条は、非常災害を、第７条は、事業者が策定する安全計画等を定めております。

９ページをご覧ください。

第８条は、自動車を運行する場合の所在の確認を、第９条は、乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件を、第 10 条は、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等を、第 11 条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めております。

10 ページをご覧ください。

第 12 条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を、第 13 条は、虐待等の禁止を、第 14 条は、衛生管理等を、第 15 条は、食事の提供を、第 16 条は、乳児等通園支援事業所内部の規程を定めております。

11 ページをご覧ください。

第 17 条は、乳児等通園支援事業所に備える帳簿を、第 18 条は、事業所の職員等の秘密保持等を、第 19 条は、利用乳幼児またはその保護者等からの苦情への対応を、第 20 条は、乳児等通園支援事業の区分を定めております。

12 ページをご覧ください。

第 21 条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定めております。

14 ページをご覧ください。

第 22 条は、一般型乳児等通園支援事業所の職員を定めております。

15 ページをご覧ください。

第 23 条は、設備及び職員の基準の特例を、第 24 条は、一般型乳児等通園支援の内容を、第 25 条は、一般型乳児等通園支援事業を行う者と保護者との連絡を、第 26 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準を定めるものであります。

16 ページをご覧ください。

第 27 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業に係る準用を、第 28 条は、電磁的記録を定めております。

第 29 条は、委任規程であります。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。

議案第17号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

第１条は、本条例の趣旨を定めております。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、議案第16号の幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例による基準を満たし、町長から認可を受けた事業所が、または町自らが事業者となり、乳児等支援給付費の支給を受けるために市町村長が確認を行う際の運営に関する基準を規定するものであります。

あわせて、本条例に定める運営基準は、市町村長の確認を受けた乳児等通園支援事業者である特定乳児等通園支援事業者が、特定乳児等通園支援事業を行うに当たって遵守すべき運営基準でもあります。

同法では、当該条例は、利用定員などは内閣府令で定める基準に従い、その他の事項は内閣府令で定める基準を参酌するものとすると定めておりますことから、本町におきましては内閣府令に従い定めるものであります。

第２条は、特定乳児等通園支援事業者の遵守すべき一般原則を定めております。

18ページをご覧ください。

第３条は、利用定員を定めております。

第４条は、保護者との面談を、第５条は、正当な理由のない提供拒否の禁止を定めております。

19ページをご覧ください。

第６条は、町が行うあっせん及び要請に対する協力を、第７条は、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を、第８条は、乳児等支援給付認定の申請に係る援助を、第９条は、子どもの心身の状況等の把握を、第10条は、認可保育所等との円滑な接続に資するよう特定教育・保育施設等との連携を定めております。

20ページをご覧ください。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録を、第12条は、保護者から特定乳児等通園支援事業者への支払いを定めております。

21ページをご覧ください。

第13条は、特定乳児等通園支援事業者から乳児等支援給付認定保護者への乳児等支援給付費の額に係る通知等を、第14条は、特定乳児等通園支援の取扱方針を、第15条は、特定乳児等通園支援に関する評価等を、第16条は、子どもと保護者からの相談及び援助を定めております。

22ページをご覧ください。

第17条は、緊急時等の対応を、第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知を、第19条は、特定乳児等通園支援事業の運営規程を定めております。

23ページをご覧ください。

第20条は、勤務体制の確保等を、第21条は、利用定員の遵守を、第22条は、運営規程等の掲示等を、第23条は、子どもの平等取扱原則を、第24条は、虐待等の禁止を、第25条は、秘密保持等を定めております。

24ページをご覧ください。

第26条は、情報の提供等を、第27条は、利益供与等の禁止を定めております。

25ページをご覧ください。

第28条は、苦情解決を、第29条は、地域との連携等を、第30条は、事故発生の防止及び発生時の

対応を定めております。
26 ページをご覧ください。
第 31 条から 27 ページの第 33 条までは、事務処理規定等を定めております
29 ページをご覧ください。
第 34 条は、委任規程であります。
附則についてであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行するとするものであります。
以上で、議案第 17 号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の説明を終わらせていただきます。
議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の 45 ページ、議案説明資料の 23 ページをご覧ください。
本年４月からの幕別町での乳児等通園支援事業の実施に当たりましては、町内の私立保育園を含む保育所等の施設と通所児童の状況などから、札内さかえ保育所内の幕別子育て支援センターで行うこととといたしました。
このことから、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正しようとするものであります。
議案説明資料の 23 ページをご覧ください。
第３条は、子育て支援センターで行う事業を定めております。
第６号として、幕別子育て支援センターで実施する乳児等通園支援事業を追加するものであります。
第４条は、見出しを改め、第２項として乳児等通園支援事業の利用に関する規定を追加するものであります。
第５条は、見出しを改め、乳児等通園支援事業の費用負担に関する規定を追加するものであります。
24 ページをご覧ください。
別表は、費用を定めております。
「乳児等通園支援事業利用料、１人１時間当たり 300 円」と追加するものであります。
議案書の 45 ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、この条例を施行するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるとするものであります。
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 16 号から議案第 26 号までの３議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。
議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までの３議件については、民生常任委員会に付託いたします。
日程第 23、議案第 18 号、幕別町アイヌ文化交流センター条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 18 号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 30 ページ、議案説明資料の７ページをご覧ください。

このたび、公の施設として設置条例を制定いたします幕別町アイヌ文化交流センターは、令和４年３月に国の認定を受けた「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、蝦夷文化考古館が有していた展示館機能と、千住生活館が有していた生活館機能を併せ持つ、多機能型交流施設として整備するものであります。

施設の建設工事は、本年３月中に竣工し、令和８年秋に供用を開始する予定でありますことから、本条例を制定しようとするものであります。

施設は、多様な形でアイヌ文化を通じた交流が生まれる施設であることを表現するため、名称を「アイヌ文化交流センター」とし、生活館、展示館及び蝦夷文化考古館で構成するものであります。

生活館では、アイヌ民族の伝統行事の開催、アイヌ刺しゅう衣の作製などのアイヌ文化伝承活動、講習会、講座の開催によるアイヌ文化の普及啓発事業を通じて、アイヌの人々と地域住民、さらには町内外の多くの人たちが交流することができる拠点にしようとするものであります。

展示館では、吉田菊太郎氏が収集し、蝦夷文化考古館で展示されておりましたアイヌ民具等、およそ 150 点の展示品を常設展示室において展示するほか、企画展示室では、道内外の博物館等との連携協力による特別展示や、さまざまな芸術文化に関する展示会の開催を通じて、アイヌ民族の文化と歴史に対する理解と認識を深める場を提供しようとするものであります。

蝦夷文化考古館は、昭和 34 年建築の建物に耐震補強工事を施したもので、常態的に観覧いただくこととはしておりませんが、歴史的価値を後世に伝承してまいります。

施設概要を説明いたしますので、議案説明資料の７ページをご覧ください。

アイヌ文化交流センターの平面図であります。

図面上部は北方向、下部は南方向で、国道 38 号側であります。

図面中、青色の部分が生活館、赤色の部分が展示館であります。

施設には、南側、国道側の、赤い矢印で表示しております生活館のポーチから風除室１を通って入館し、事務室で受付を行い、利用していただくこととなります。

ホールから廊下を西側に進みますと、展示館で、南側に収蔵庫等を、北側に企画展示室と常設展示室を配し、西側開口部からは蝦夷文化考古館を望むことができるしつらえとしております。

東側の生活館には、伝承室をはじめ研修室や調理室などを配しております。

上段の表に記載のとおり、延べ床面積は、生活館が 760.00 平方メートル、展示館が 662.59 平方メートルで、建設いたしましたアイヌ文化交流センターは 1,422.59 平方メートルであります。

図面に記載しておりませんが、管理人住宅を解体し、耐震補強を施しました蝦夷文化考古館は、改修後 42.6 平方メートルであります。

議案書にお戻りいただき、30 ページをご覧ください。

第１条は、「設置」であります。

アイヌ民族の文化と歴史に対する理解と認識を深める場や交流の機会を提供することにより、アイヌ文化の保存や伝承、さらなる振興を図るとともに、アイヌ文化との触れ合いを通して多様な交流を促進し、アイヌの人々と地域住民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与するため、設置すると定めております。

第２条は、「名称及び位置」であります。

名称は、幕別町アイヌ文化交流センター、位置は、幕別町字千住 113 番地４であります

第３条は、「施設の構成」であります。

センターは、生活館、展示館及び蝦夷文化考古館で構成すると定めております。

第４条は、アイヌ文化交流センターの行う事業を定めております。

第５条は、「使用時間及び休館日」であります。

31 ページをご覧ください。

第６条は、「使用手続等」であります。

生活館の使用に係る手続等は、幕別町公の施設の使用料等に関する条例の規定によるものとし、ただし、使用料は、別表１で定めるとするものであります。

第７条は、「観覧料」であります。

展示室の観覧料は、別表２で定めるとするものであります。

別表の説明をいたしますので、34 ページをご覧ください。

下から３行目からの別表１は、生活館の各室の１時間当たりの使用料を定めております。

35 ページになります。

別表２は、展示室を、個人、団体、共通利用券の区分ごとに１人１回の観覧料を定めております。

備考１をご覧ください。

高校生までを無料としております。

備考２、３のとおり、共通利用券は、30 日間有効のアイヌ文化交流センター、ふるさと館と忠類ナウマン象記念館の３施設を利用することができる利用券であります。

31 ページにお戻りください。

第８条は、「入館制限」を、第９条は、「損害賠償」を定めております。

第 10 条は、「管理の代行等」であります。

管理運営上、必要があると認めるときはセンターの管理を指定管理者に代行させることができる旨を定めております。

32 ページをご覧ください。

第 11 条から第 14 条までは、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の利用料金、業務等を定めております。

33 ページをご覧ください。

第 15 条は、委任規定であります。

附則についてであります。

第１項は、この条例は、教育委員会規則で定める日から施行するとするものであります。

第２項は、準備行為を規定しております。

第３項は、指定管理者の指定を行う場合の経過措置を定めております。

第４項と次ページの第５項は、「幕別町ふるさと館条例の一部改正」と「幕別町忠類ナウマン象記念館条例の一部改正」であります。

アイヌ文化交流センターの設置に伴い、利用者の区分、単位及び料金を３施設とも同一のものとし、加えて、共通利用券を新たに追加し、３施設の利用促進を図ろうとするものであります。

34 ページをご覧ください。

幕別町ふるさと館と幕別町忠類ナウマン象記念館の入館料を定める別表をそれぞれ改めるものであります。

アイヌ文化交流センターの入館料と同様とするものであります。

２つの条例の改正に係る新旧対照表を議案説明資料の８ページと９ページに記載しておりますが、説明を省略いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 18 号、幕別町アイヌ文化交流センター条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 24、議案第 21 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 21 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 38 ページ、議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、教育委員会や選挙管理委員会の委員をはじめ、附属機関の委員など特別職の職員で非常勤の者の報酬と費用弁償の額などを定めております。

幕別町は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例を制定し、教育委員会に附属機関として幕別町いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめ防止等の対策を実効的に行うための調査研究のほか、委員会に調査委員を置き、いじめ事案の事実関係を明確にするための調査などを行っております。

このたび、町内において同法に規定する「いじめの重大事態」が発生し、公平中立な調査を進めるに当たり、新たに、同条例第７条第１項の規定に基づき、いじめ防止対策推進委員会に外部委員からなる調査委員を置くことといたしましたので、調査委員の報酬及び費用弁償額を追加するものであります。

重大事態の調査を担うに当たり、当該調査委員の構成は、法律・医療・教育・心理等の分野の外部有識者とするため、その職務の専門性に鑑み、負担と責任に見合う報酬額を設定し、確実かつ実効性のある調査を推進しようとするものであります。

議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

第４条は、報酬を定めております。

第１項第１号「日額」の次に「及び時間額」を加えるものであります。

別表は、第３条の規定に基づき、特別職の職員で非常勤の者に支給する報酬の単位と報酬額、費用弁償額を定めております。

14 ページをご覧ください。

いじめ防止対策推進委員会の調査委員(いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定する重大事態に係る調査を行うため、法律、医療、教育、心理、福祉等の分野に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから選任された者に限る。）を加え、報酬額を時間額１万 2,000 円とし、職務に従事した時間が１時間を超える場合は 30 分ごとに 6,000 円を加算するとするものであります。

費用弁償額は、他の附属機関の委員と同様であります。

議案書の 39 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子）　ただいまのいじめ防止対策推進委員会の費用弁償に関わることですが、時間給で１万 2,000 円というのは、これまでにはあまりなかった、言わば高額ではないかと思います。どのような方をこの委員に想定されて、まず提案されているのか伺います。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　今回のいじめ防止対策推進委員会の調査委員のメンバーになります。今回、法律や医療、教育、そういった分野にふさわしいということで、今回は弁護士、公認心理師、あと大学教授の３人の調査員で進めていくことで予定しております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18番（中橋友子）　分かりました。１万2,000円というのは、いわゆるそういった方たちの報酬を基本に決められていると思うのですが、基準となる、例えばこれまでの一般的な弁護士の時給ですとか見てみますと、こんなに高額というのはなかなか自分としては見つけられなかったものですから、どういったものを根拠にしてこの金額を定められたのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（酒井貴範）　今回、各関係団体に依頼するに当たりまして、それぞれ相談を行いながら、実際にこれまでの受けた状況ですとか、あと近隣で実際に行われている調査委員会、そういったものを参考にさせていただきながら時給の金額のほう定めさせていただいております。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18番（中橋友子）　当然だとは思うのですが、どの職種の方も同じ金額になっていくのだと思うのですね、１万2,000円ということで。それで、大学教授であるとか、弁護士であるとか、心理師ともおっしゃられましたけれども、中でも高額になるのが弁護士なのかなと。大学教授もその年齢だとかによりますけれどもね。北海道の弁護士の単価なども見てみますと、時給にして簡単当てはまらないとは思うのですが、１万2,000円の半分以下というようなものが普通出てくるものですからね。それで、他の、恐らく帯広だとか近隣のところをモデルにされたのかなとは思うのですが、一般の金額よりはちょっと高いものですから、もう一度そこに至った経過を教えていただけますか。
○議長（寺林俊幸）　教育部長。
○教育部長（石田晋一）　金額が少し高額でないかというところであります。今回の重大事態の調査に取りかかるに当たりまして、いろいろといろんなところにお話を聞かせていただきました。当然、弁護士会ですとか、心理師の団体とかもお話ししている中では、やっぱりいじめの重大事態の調査に費やす時間というのがかなり要するということで、なかなかそこを安易に引き受けていただけるという方がいない状況なのですね。それで、今この示した金額につきましては、最低限の金額を用意していただけるのであれば、人の派遣を考えるというふうに話しをされたものですから。実際にお話いただいたのと、近隣の状況なんかも確認しましたら、同じようなお話をいただいたものですから、この金額で今回ちょっと提示させていただいたというところであります。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。
　本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は原案のとおり可決されました。
　日程第25、議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。
　説明を求めます。
　伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。
　議案書の49ページと別冊の「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」を併せてご覧ください。
　昭和30年代以降の高度経済成長に伴い発生した過疎問題に対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の限時法として、過疎地域対策緊急措置法が制定され、以来、４度にわたる後継法の制定や法律改正がなされ、国による過疎対策が継続的に講じられてまいりました。

現在は、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が議員立法により令和３年３月に制定され、10 年の限時法として、同年４月から施行されております。

同法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能と生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保と育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的と定めております。

幕別町は、同法第３条第１項に規定する「特定期間合併市町村」に該当し、平成 18 年２月の合併前に過疎地域の指定を受けておりました旧忠類村の区域が、「特定期間合併関係市町村」として、引き続き「過疎地域とみなしてこの法律の規定が適用」されるものであります。

議案提出いたしました「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」は、当該計画に事業を位置づけることにより、その実施に必要な経費についての財源措置として、過疎対策事業債の発行が可能となるものであります。

令和３年９月に策定した同計画の計画期間が、本年３月をもって終了いたしますことから、北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、令和８年度から 12 年度までの５年間を期間とする新たな計画を策定するに際して、同法第８条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

別冊の幕別町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。

１枚めくっていただき、目次をご覧ください。

この計画は、目次に記載しておりますように、同法の定めに基づいて「１の（４）」の「地域の持続的発展の基本方針」などを定めた、「１基本的な事項」に始まり、次に、同法に掲げる「実施すべき施策に関する事項」として、２の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から１３の「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までを盛り込んでおります。

なお、同法（第８条第７項）に定めのあります「地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項に係る都道府県との事前協議」につきましては、２月４日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 30 号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明３月４日から 10 日までの７日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、明３月４日から 10 日までの７日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は３月 11 日午前 10 時からであります。

14：10　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第１回幕別町議会定例会
（令和８年３月11日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
８　荒　貴賀　　９　野原惠子　　10　石川康弘
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

令和８年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年３月11日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　３月11日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（17名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	17　藤原　孟

６　欠席議員

16　谷口和弥

７　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	住民課長	佐々木一成
防災環境課長	半田　健	防災環境課参事	山岸伸雄
福祉課長	広田瑞恵	こども課長	山本　充
保健課長	西嶋　慎	農林課参事	廣瀬康友
商工観光課長	本間　淳	都市計画課長	松井公博
経済建設課長	吉仲有希	学校教育課長	酒井貴範

８　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

９　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

８　荒　貴賀　　９　野原惠子　　10　石川康弘

議事の経過

（令和８年３月11日　10:00　開会・開議）

○議長（寺林俊幸）　開会前に、議場内におられる皆様にお願いをいたします。

平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災から本日で15年を迎えます。

この震災により犠牲になられました全ての方々に対し哀悼の意を表したく、黙禱をささげ、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

○議会事務局長（佐藤勝博）　議場内の皆様は、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○議会事務局長（佐藤勝博）　黙禱を終わります。

ご着席ください。

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、８番荒議員、９番野原議員、10番石川議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

本年３月３日に開催しました、令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会並びに幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、幕別町議会運営に関する基準第107項の規定に基づき、その結果を報告いたします。

令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会の委員長に小島智恵委員、副委員長に荒貴賀委員、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の委員長に中橋友子委員、副委員長に岡本眞利子委員が選任されました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤勝博）　16番谷口議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸）　これで、諸般の報告を終わります。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第１項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○17番（藤原　孟）　通告に従いまして、質問いたします。

自然に感謝、小水力発電の可能性調査開始を。

町の脱炭素と地域振興の同時実現の可能な事業であり、純国産エネルギーである小水力発電を調査し、創設すべきである。

幕別は小助川勝義著「マクンベツウンクル　幕別におけるアイヌ文化の記録」によると、「ヤムワッカピラ」とは「冷たい・水の・崖」、「チロット」とは「鳥の・いる・沼」、「マクンベッ」とは「山際を流れる川」、「チウ・ルイ」とは「流れまたは波・激しい川」とあり、清らかで名水豊かな地帯だ。

それゆえに、水のエネルギーを使った小水力発電について取り組むべきと考え、以下について質問いたします。

１、幕別ダムの活用について。

２、猿別川の既存の取水施設（西猿別水利組合）や不凍河川であるメン川、上チュウルイ川の活用について。

３、国の支援事業を受けて官民共同で地域新電力会社を設立する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　藤原議員のご質問にお答えいたします。

「自然に感謝、小水力発電の可能性調査開始を」についてであります。

ご質問の１点目、「幕別ダムの活用について」であります。

初めに、水力発電は、水の利用形態から、渓流水利用や農業用水、上下水道施設、工場・ビルなどの循環水利用が主なものであり、その最大発電出力により、明確な定義はありませんが、おおむね1,000キロワット未満の水力発電を小水力発電としています。

この水力発電の出力は、一般に「有効落差」と「流量」で水車を回転させることによって発電量が決まることから、発電設備を安定的かつ効率的に動かすためには、水の流量変動や河川における冬場の渇水、凍結など季節的変動がなく、安定した水資源を確保することが重要であります。

ご質問の幕別ダムは、野菜をはじめ生産性の高い作物を中心に作付・栽培を行う相川、猿別、千住及び豊岡の各一部の地区の干水害の解消を目的に、国営かんがい排水事業として一級河川十勝川水系稲士別川の上流に平成17年度に完成した農業用ダムで、地区の約1,150ヘクタールを受益面積とし、各地区における農業基盤の確立、生産性の向上など農業経営の安定化に重要な役割を果たしております。

幕別ダムの小水力発電の導入につきましては、平成24年７月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」、いわゆるFIT制度でありますけれども、これにより、小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組むことが可能な環境となりました。

これを受け北海道では、農業水利施設を活用した小水力発電の導入に向け、平成25年３月に施設を管理する土地改良区、市町村、北海道及び北海道土地改良事業団体連合会で構成する「北海道農業水利施設小水力発電推進協議会」が設立され、小水力発電導入に関する情報収集や課題の検討などが行われました。

本町におきましても、幕別ダムにおける小水力発電の導入による経費削減の可能性を探るため、25年にダムの貯水位、放流水量や有効落差等を基に発電電力量や概算工事費などを算出し、経済性、採算性について調査・検討を行ったところであります。

調査の結果は、発電に必要な流水量とダムの落差が小さいことから発電出力も少なく、さらには発

電可能期間が本州に比べて短く、売電収入から維持管理経費を除いた金額において、建設費の回収には約130年を要し採算性が見込めないため、小水力発電の導入について断念したところでありますが、近年の物価高騰に伴う資機材費等の上昇を鑑みると、さらに採算性が見込めないものと考えております。

ご質問の２点目、「猿別川の既存の取水施設（西猿別水利組合）や不凍河川であるメン川、上チュウルイ川の活用について」であります。

猿別川にあります取水施設につきましては、地域の農業者が組織する西猿別水利組合の管理施設でありますことから、町においては小水力発電の活用について検討はしておりませんが、施設の状況から幕別ダムより落差もないことから、活用は難しいと考えます。

メン川につきましては、十勝川水系の一級河川であり北海道が管理する指定区間は、札内市街地から湧水し、十勝川合流部までの5.5キロメートルの未改修河川であります。

この河川につきましても、水力発電に重要な要素である河川落差が小さく平坦な札内市街部を流れておりますことから十分な発電量が見込めなく、また、中流域には、さけ・ます増殖事業協会札内ふ化場が設置されており、河川環境の保全面からも水力発電設備を設置することは難しいものと考えます。

上チュウルイ川は､忠類西当から忠類錦町北12線付近までの流路延長8.5キロメートルの町が管理する普通河川であり、昭和53年度から平成３年度まで国営忠類地区直轄明渠排水路事業により「大和幹線明渠排水路」として整備された河川であります。

忠類地域では、過去に電気が未普及であった農村地域の電化を実現するため、農協が中心となり各地区の有志が集まり、昭和28年に「公親小水力発電所」が建設され運用されておりました。

この発電所は、当縁川支流と上チュウルイ川の落差を利用して水力発電を行うもので、出力20キロワットの設備により農村地域144戸に送電されていましたが、送電戸数に対し発電量が不足しており、改良工事を行っても出力不足は改善されなかったため、昭和37年に公親小水力発電所は廃止され、全面的に北海道電力からの供給に切り替えられたという経緯があります。

このような過去の経緯から上チュウルイ川におきましても、水力発電に重要な要素となる河川の落差が小さく、流路の途中に大きな段差を生じさせる落差工等もないことから、十分な発電量が見込めないため、水力発電設備を設置することは難しいものと考えます。

これら、ご質問がありました河川等の状況や国において再生可能エネルギーの賦存量等について情報を提供するシステムである「再生可能エネルギー情報提供システム」通称「リーポス」における本町の中小水力発電の導入ポテンシャル情報においても、河川の推計発電量については、極少量のポテンシャルとなっていることから、費用対効果の面からも現時点において小水力発電を活用した再生可能エネルギーの導入については考えておりません。

ご質問の３点目、「国の支援事業を受けて官民共同で地域新電力会社を設立する考えは」についてであります。

小水力発電に限らず、再生可能エネルギーとして発電された電気をいかに活用するかは、事業計画を検討する際最も重要であり、電気は、蓄電池に蓄電する以外貯蔵しておくことができないため、その活用をあらかじめ決めておくことが重要であります。

一般的な電気の活用は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITによる売電か、全量自家消費または発電事業者が自ら電気を売る小売電力会社の設立もしくはこれらを併せて行うことが考えられます。

特に、売電を行う場合FIT制度の活用を検討しますが、その際、発電所近くに系統電線が敷設されているか、敷設されていた場合その電線の接続容量に余力があり接続が可能か、さらには1,000キロワット以下のFITにおける水力発電の場合、地域活用要件が課されることから、一定程度地域での活用がなされる仕組みをつくれるかが課題となります。

このような課題が整理され、地域新電力会社が設立されることは、地域経済の循環や新たな雇用の

創出等有用な手法の一つでありますが、一方では小売電気事業者として電気市場で他の事業者と競合となるなど、その設立には電気の供給先の確保や自営線による送電以外は送電費用（託送料）がかかることから、十分な採算上の検討が必要であり、現状本町の小水力発電のポテンシャルを考えますと地域新電力会社の設立は難しいものと考えます。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　ただ今、町長から答弁、100点満点否決されたと、３点ともきれいに否定されましたので、再質問を続けることがなかなかこれ難しいのですが、一応私もそれなりに勉強したことがありますので、それに則りまして再質問したいと思います。

まず、幕別ダムの件でありますけれども、このダムは隣の美生ダムが、今、遅くても来年の11月、小水力の発電ということで進められると聞いておりました。幕別ダムと美生ダムの違いというのは、やはり貯水量の大きさだと思います。私が調べたところ、美生ダムは600万トン、幕別ダムは小さくて200万トンぐらいの規模の貯水量で。ただ､完成年度はあまり変わらず2000年から2004年ぐらいの間で、似たような事業でなされたのではないかと思っております。

この利用は、美生ダムも幕別ダムも似たようなところで、畑作のスイートコーン、ゴボウ、大根、レタス、バレイショ、テンサイ等に必要な水を配っていると聞いております。答弁でもありましたように、2012年に国の土地改良長期計画を策定したその中では、政策課題として小水力発電の自立分散型エネルギーシステムの移行ということで、小水力発電の電力または売電収入で維持できてもいいのではないかということになったと思います。その中で、幕別ダムができないということによって、私は、相川、千住の人たちがかなり水が足りないということなので、経営、営農に長い間支障を来たしていたのでないかということをまず心配するのですが、いかがなものでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　相川地区においては、タマネギの生産が非常に盛んでありまして、この春先に、大量に水を使う時期に使えない、十分な水が供給されていない、水利権の問題でありました。ところが、水利権は簡単には変更できませんので、10年経った時点で水利権を増やして、今ようやく水がほぼ十分に行き渡るような状況が、見直しが行われたということであります。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　最近、相川、千住地区で管路工事がやられているのではないかと思いますが、それはやはり水不足対策のために、国なのか道なのかちょっと私は分かりませんけれども、やっていると思いますが、確認したいのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　農林課参事。

○農林課参事（廣瀬康友）　ただ今のご質問ですが、道営の相川第２地区というところで管路工事を行ったところでございます。畑地かんがい用水の配管、そちらの工事を行っております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　幕別ダムの貯水量というのは、本当200万トンと小さいですけれども、近年日本では水力発電の必要性が見直されていると。その一つに、揚水発電という取組が進んでいると思います。下部と上部に設置した調整池、いわゆるダムとその下にですね。その間の使った水、その余った水を下部に流して、電力の需要の少ない時期にまた上に戻すという、この仕掛けができるようになったことで、また水力発電が見直されていると聞いております。いわゆる水の位置エネルギーを電気に蓄えて放流を小さくし、こういう新しい技術を導入すれば、私は幕別ダムでもまた新しい考えができるのではないかと。ぜひそういう新しい技術を取り入れて検討してほしいなと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　最近は技術が発達しまして、用水路に１メーターぐらいの長さで本当に小さい発電機を設置をしまして発電ができる、そういう技術も開発されたということは聞いておりますので、

従来の考え方で言うと、非常に落差が少なくて発電量が少ないということでありましたけれども、いかにそこをうまく既存の施設にお金をかけないで発電ができるか、それが採算性も伴うかといったことは、今の技術でどうなのかというところを研究する価値はあるのかなと思います。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　２番目の答弁も先に言われてしまったような気がしますけれども。

それでは、２番目の西猿別地区の水田の件で。

あの地区は、明治32年に水田、稲作が始まって、大正11年に水利組合が設置されたと聞いております。そして、大正12年から稲作の作付が始まり、昭和42年幕別農協によって堰堤が造られたのではないかと。だから、そういう歴史を持ちながら、いわゆる減反政策が始まりまして、利用状況が非常に少なくなったと聞いております。ですけれども、あれだけの構造物ですから、今は十勝川の千代田の堰堤、これは北海道の土木学会の土木遺産として残されております。ぜひ西猿別の稲作の歴史と、それからあれだけの構造物があるのですから、幕別史の土木昭和遺産として、水田の歴史併せて小水力発電の活用のそういうことを、小水力発電の維持費を出して残すことはできなのかということを考えますが、いかがなものでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今でこそ水田の作付面積が２ヘクタール程度になってしまいましたけれども、もともと非常に水田が盛んな地域でありましたので、それが今、町の歴史の中でどの程度の位置づけになるかは、ちょっとこの場ではなかなか申し上げられませんけれども、そのことの研究も含めて、そして小水力発電が今の技術で可能なのかどうかということは、先ほどの幕別ダムと同じように、研究する価値は私はあると思います。何といっても再生可能エネルギーをしっかりと活用していくことは必要に大切なことで、これ誰も異論がないことだと思いますので、そこには採算性が伴うことが一番でありますから、そのことを中心に小水力発電が可能かどうかを研究したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　ぜひそうしてほしいなと思います。

それでは、メン川と上チュウルイ川の活用についてです。両方の川を現地で見ますと、やはり穏やかで決して急流の流れではありません。冬の間も水は凍らず流れていると思っております。先ほど、町長の答弁にありました新しい技術、いわゆるその技術を使えば、ああいう水面でも小水力発電ができるのだという、いわゆる私が調べたところで、渦発電というのですね。つまり水の流体エネルギーから渦をつくることによって発電できるという、低落差で小水量が、いわゆる流量も速さも0.1メーター未満ぐらいでも発電が可能な技術が今できています。なおかつ魚に優しく低騒音のシステムが、それに加えてまたすばらしいのが、渦励振発電といって渦ができます、それに今度自分の振動で発電ができるという、そういう新しい技術ができていると思います。あの静かな流れに大きな水車がもしできたとしたら、ある意味、観光にもなるのではないかということも含めまして、一つぐらいそういう場所ができたらいいなと私は思いますが、町長、いかがなものでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かにメン川というのは湧水ですから、水量もかなり安定している川なのかなというふうに私は見ております。ただ、あそこにさけ・ます増殖事業協会のふ化場がありまして、それに影響を与えない中で、どういった形で小水力発電が可能なのかということは、これ全く今は白紙の状態ですので何とも申し上げられませんけれども、先ほど申し上げたように、再生可能エネルギーを活用するということは、誰もが望むべきところだというふうに思います。ただ、やはりそこには採算性がどうなのかということだけが一番心配なわけでありますから、いかに小水力発電が可能になるのかどうなのかについては、今ご提言がありましたので、検討すべきことだというふうに思っております。

ただ、一つ申し上げたいのは、環境省が提供しております再生可能エネルギー情報提供システム、通称リーポスというのがあるのですが、ここでは全国の可能なところをリストアップして、実は町内

でも実はリストアップされたところがあります。幕別町内では３か所ありまして、いずれも忠類なのですが、コイカクシュトープイ川と忠類の幌内川、それと上統内川と三つありまして、ここはある程度の発電量が見込めるのではないかと、そういうデータがオープン化されておりますので、ここをまずどうなのかというところも検討すべき余地があるのかな。かなり出力的にも全部合わせれば230キロワットぐらいになるので、かなりの発電量が見込めるということであります。これ幕別ダムは25キロワットしかないですから、それから見るとかなり大きな発電量になりますので、これを使えるのか使えないのかということも、優先的に検討する必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　私も幕別町にどのぐらいの小水力の能力、私のほうは賦存量というデータで調べてきまして、他の地区よりもうちの町はやはり少し小水力の資源としてはあるということは評価されているようです。幕別町は大体100メガワット未満地区ということで、このまま出せば、数字が間違っていなければ、私は7,200戸分ぐらいの賦存量があるのではないかと調査したと。私の調べですから、正確かどうかは分かりませんけれども、そういうこともありますので、ぜひ小水力、水は燃やすものでもなければ、また発電に使ったからといって水がそんなに減るものではないので、ぜひ検討すべきでないかなと思っております。

それでは、３番目の質問に入っていきたいと思います。

地域新電力設立についてはなかなか難しいということですが、私、日本全国でどこか面白い地区はないかなと思って調べましたら、町長の名前を使った、長野県に飯田市という、町長、行ったことはありますか。ない。私も、この飯田市がいわゆる小水力発電の本家本元だということを初めて知りましたので、少し発表させてもらいます。

長野県飯田市は、日本初の電気利用組合による市民水力発電事業の町。明治32年、当時飯田町ですね、30キロワットの小水力発電で電灯がともったと。それで、大正３年から始まった電気の地産地消の町として有名な町らしいです。昭和10年前半まで、電力の国家管理が行われるまでは、当時の飯田町では各地で電気利用がされたと書いてあります。地域主導型再生可能エネルギー事業の先鞭の町だということで、ぜひ飯田つながりで、町長、一度視察に行くようなことにはならないでしょうかね。いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私も行ったことがありませんので、軽率なことは言えないわけですけれども、長野県内ですが、かなり谷に沿って市街地があって集落に供給するような、そういう小水力発電がたくさん谷沿いにあったのかなというふうに想像しているわけでありまして、恐らく急しゅんな落差も相当確保できるような、そういう状況にあるというふうに思います。ただ、空想の世界ですので何とも言えませんけれども、どういう実態があって発電をしているかということは、勉強する価値があるなというふうに思っております。先進事例で学びたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　この飯田市では、市民出資型太陽光発電と、いわゆる小水力発電を結んで、おひさま進歩エネルギーという会社をつくって、一生懸命小水力だとか、自然エネルギーをやっているということを聞いております。

また、最近のニュースで、北海道電力の中間決算で、北海道電力は10月31日に中間決算を発表したと。経常利益は22パーセントの増となった。燃料費等の調整額の減少などで売上げが目減りしたけれども、水力発電の増加により、燃料費の減少で利益が増加したと。いわゆる水力発電によって、あの大企業の北海道電力も黒字化になった。今このイランとの戦争のこととかあって、原油がどうなるか分からない。一番大事な水、本当に何もしなければただ上流から下流に流れている、いわゆるただのエネルギー資源でありますから。何とかしてこの幕別町に、古くからアイヌの人たちが、幕別は水が豊富なということも言っている。小助川さんの本も議会図書館にありますので、アイヌ文化交流センターが開かれる前にぜひ議会図書館で読んでいただければ参考になるのではないかと思いますが、ぜ

ひ幕別でこの水力発電進めていただければと思います。十分検討する余地はあると思います。最後に、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　技術が進んでいますので、従来の考え方からかなり変わってきていると、収益性が上がってきているというふうに思います。ただ、一つだけ懸念するのは、平坦地が多いということと、もう一つは、渇水期があるのですね。幕別ダムも発電が適するのが４か月しか発電できない、そこでやっぱり採算性が取れないということがあるので、今十勝川を見ると、本当水が少ない状況、あの中央大橋から見ると。その辺が果たしてどうなのかなという心配はありつつも、再生可能エネルギー、小水力発電については大いに利用価値はあるというふうに思いますので、検討、研究をさせていただきたいなというふうに思います。

○17番（藤原　孟）　終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至）　通告に従いまして、質問させていただきます。

定年引上げに伴う組織の活力維持と、全世代の職員が能力を最大限に発揮できる職場環境の構築についてであります。

国家公務員の定年が令和５年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本町においても同様の制度移行が進められております。これにより、60歳で役職を退いた後も一般職員として勤務を継続する形態が定着し、組織のあり方は大きな転換期を迎えております。

本町の一般行政職の平均年齢は41.2歳（令和６年４月１日現在）であり、今後、組織全体のさらなる高齢化が予想されます。こうした中、若手職員の昇任遅延によるモチベーションの低下や、組織が硬直化する懸念もあります。

今後の策定に向けて現在示されております「幕別町行政改革大綱（第５次）」（素案）が掲げる「働きやすい職場環境づくり」を、この制度変化の中でいかに具現化していくのか。全世代の職員が町民福祉の向上のために意欲を持って能力を発揮できる組織づくりについて､以下の点について伺います。

１、中途退職者や、休職者の現状と対策について。

過去５年間で中途退職した職員数とその理由（転職・家庭の事情・健康問題等）の傾向について伺う。また、メンタルヘルス不調などで休職している職員の現状を踏まえ、定年延長によってベテラン職員が増えることで、若手・中堅職員の業務負担や精神的ストレスにならないよう、どのような対策を考えているのか伺う。

２、若手職員の「昇任遅延」による意欲低下の対策について。

定年延長によって、ポストの回転が鈍くなり、若手職員の昇任がどの程度遅れると見込んでいるのか。「なかなか昇任できない」という状況が避けられない場合、若手職員が将来に希望を持ち、やりがいを感じて働き続けられるよう、昇任以外での新しい評価や応援の仕組みを考えているのか伺う。

３、ベテラン職員の経験を生かす「新たな役割」の創出について。

役職定年を迎えたベテラン職員に対し、具体的にどのような業務を想定しているのか。豊富な知見を生かした「専門業務」への従事や、後進を育成する「アドバイザー」としての役割など、新しい職務分担のあり方をどう構築していくのか伺う。

４、活気ある組織づくりのための具体的な取組について。

町が目指す「人材の育成と定着」を実現するために、意欲ある若手職員の重要ポストへの登用や、部局横断的なプロジェクトへの抜てきなど、組織を活性化させるための具体的な取組を伺う。

５、定年延長がもたらす中長期的な財政への影響について。

職員給与費の増加が町の財政運営に与える影響について、現時点での試算と見通しを伺う。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　藤谷議員のご質問にお答えいたします。
「定年引上げに伴う組織の活力維持と、全世代の職員が能力を最大限に発揮できる職場環境の構築について」であります。
ご質問の１点目、「中途退職者や、休職者の現状と対策について」であります。
一つ目の、過去５年間で中途退職した職員数とその理由については、会計年度任用職員を除く職員の中途退職者数は、令和２年度が６人、３年度が８人、４年度が５人、５年度が10人、６年度が16人で合計45人であります。
退職の直接的な理由は、「転職」が最も多く、過去５年間で31人、占める割合は68.9パーセント、次いで身体疾患や精神的疾患の「健康問題」が11人で24.4パーセント、結婚などの「家庭の事情」が３人で6.7パーセントと確認しておりますが、最も多い「転職」の要因については、仕事観・キャリア観などさまざまな価値観の相違によるものと考えております。
二つ目の、定年延長につきましては、平成13年４月に公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる制度改正が始まり、この社会的課題に対して、公務員の定年後の生活を支援するための職場環境の整備が求められるようになり、本町では、平成26年度から、再任用制度を活用しております。
一方で、定年延長は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が最大限活躍できるよう、長期的な展望をもって定年そのものを引き上げ、最終的には65歳定年を目指した制度改革として導入されたものであります。
本町におきましても、令和３年６月11日の「地方公務員法の一部を改正する法律」の公布に伴い、５年４月から２年に１歳ずつ定年を引き上げ、13年４月から65歳を定年年齢とすることとし、60歳に達した管理監督職の職員は、管理監督職以外の職に異動をする管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）や、定年前の60歳以降の職員が一旦退職した上で短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員に準じて措置を講じたところであります。
本町の定年延長の状況は、令和６年度に４人、本年度に３人が定年延長となっておりますが、６年度の４人のうち１人が退職し、残る３人は本年度に再任用職員になっておりますので、現時点の定年延長の職員は本年度に定年延長となった３人のみとなっております。
次に、メンタルヘルス不調などの精神的疾患で休職となった職員の現状については、過去５か年の状況から年度別に申し上げますと、令和２年度は５人、３年度は１人、４年度は11人、５年度は14人、６年度は９人、合計41人で実人数は24人となっており、本年度は、３月１日現在で５人で、うち２人が休職中でありますことから、組織的に計画的な職場復帰の支援に努めているところであります。
定年延長によりベテラン職員が増えることで、若手・中堅職員の業務負担増や精神的ストレスにならないような対策についてでありますが、これまでも再任用制度により、60歳を超えた職員を各部署に一定程度配置してから既に10年以上経過しており、制度は異なるものの定年延長になった現在においても、ベテラン職員の配置に対し若手・中堅職員から業務負担やストレスにつながるといった声は受けておらず、むしろベテラン職員の知識や経験が職場内でプラスに作用しているものと認識いたしております。
ご質問の２点目、「若手職員の「昇任遅延」による、意欲低下への対策について」であります。
定年延長については、60歳に達した管理監督職の職員は管理監督職以外の職に異動をする、いわゆる役職定年により、降任後の職制上の段階は、原則、係長職以下とすることになっており、定年延長後の給料月額は、定年延長前に適用されていた給料月額の７割水準とするものであります。
これまで、定年延長になった令和６年度の４人、本年度の３人のうち、役職定年に該当した６人については、係長職として発令したところでありますが、定年前の職は部長職４人、課長職１人、主幹職１人となっており、これに伴い主幹職以上の職に６人が昇任しております。
また、定年が65歳になる令和14年度に向けては、定年延長となる職員数が徐々に増加することが見込まれますが、係長昇任年齢については、これまでと同様に、30歳代後半で推移するものと考えてお

ります。
　このようなことから、若手職員の意欲低下を招いてはいないものと認識しており、現時点において、昇任以外での新しい評価や応援の仕組みなどの対策を講じる考えはありません。
　ご質問の３点目、「ベテラン職員の経験を生かす「新たな役割」の創出について」であります。
　定年延長になる職員の配置については、これまでの職歴を勘案するとともに、意欲や能力等が最大限発揮されるよう、既存の正職員のポストとしておりますが、再任用制度と同様に、これまで培ってきた幅広い知識や能力を活用するとともに、これら経験等を後進に伝えていく役割も期待され、もって住民サービスの向上にもつながっているものと考えております。
　このことから、現状では、新しい職務分担を構築する考えはありませんが、今後はさらに、日常業務の中で、定年延長によるベテラン職員が知識・経験に基づくアドバイスを行うことによって、若手・中堅職員のスキルアップにつながるような職場の雰囲気を醸成し、組織の総合力を高めてまいりたいと考えております。
　ご質問の４点目、「活気ある組織づくりのための具体的な取組について」であります。
　本町においては、平成12年度に「人事異動における自己申告実施要綱」を定め、管理職以外の職員を対象に、13年２月から毎年、２月１日から10日までの間で、人事異動における異動希望を募り、職員の仕事への意欲と能力を喚起しているところであります。
　職員の人事異動のサイクルは、おおむね３年を基本とし、町職員としての幅広い視野を身につけるため、過去の経歴を参考に、できるだけ未経験の分野に配置し、新たな能力開発と、潜在能力を引き出すとともに、適材適所の配置により、組織力が最大限発揮されるよう、人事行政を行ってまいりたいと考えております。
　また、これまでの若手職員の組織横断的な取組について一例を申し上げますと、平成24年度には「新庁舎建設事業」、26年度には「人口減少対策」に関する検討などで、柔軟で斬新な発想を反映させることを目的として、若手職員により構成する「プロジェクトチーム」を設置してきたところであります。
　さらに、令和５年度には、本町の自治体DXを推進するために設置した「町自治体DX推進本部」の組織内に、「窓口DX」「情報発信」「事務効率化」の三つの「ワーキンググループ」を置き、複数の課にわたる「DX取組案」の業務や課題について対応を検討いたしました。
　それぞれのワーキンググループでは、マネジャーに課長職、リーダーに係長職、メンバーに係職が当たり、組織を横断した中で年代も異なる職員で、業務に対する幅広い視点で活発な検討が行われたものと認識しておりますことから、今後も可能な限り同様の取組を行ってまいりたいと考えております。
　人材の育成と定着させる取組については、平成20年12月に「幕別町人材育成基本方針」を策定し、町職員として求められる職員像や能力を明確に示すことにより、職員自身の意識改革と意欲の向上を図るとともに、生涯にわたってスキルを高めることができるよう経験年数や職に応じた計画的な研修の実施と主体的な能力開発を促していくことで、組織の活性化を図ってまいります。
　ご質問の５点目、「定年延長がもたらす中長期的な財政への影響について」であります。
　定年延長に伴う人件費の影響について、現在の給料表に基づく昇任後の係長職と定年延長後の係長職の給料月額の代表例で申し上げますと、昇任後の係長職が４級５号給で31万5,500円、定年延長後の係長職については、４級85号給の７割水準額の27万7,600円に、定年延長前に適用されていた給料月額の７割水準の差額となる管理監督職勤務上限年齢調整額の３万5,600円を加えた額の31万3,200円で、定年延長後の係長職が2,300円低くなっております。
　このことから、定年延長に伴う人件費の影響はないものと考えておりますことから、現時点では定年延長がもたらす中長期的な財政への影響への試算は行っておりませんが、今後も、将来にわたり安定的な行政組織を運営するため、退職者の動向や定年延長による職員の年齢構成や経験年数を含めた定員管理、歳出に占める人件費の構成比率などを総合的に勘案しながら、適切な人事行政に努めてま

いりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　質問の途中でありますが、この際、11時05分まで休憩いたします。

10：54　休憩

11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　それでは、再質問させていただきます。

定年引上げという大きなこの制度転換期にあって、町としての現状認識と方向性については理解したところでございます。

答弁を伺う中で、何点か気になる点がございましたので再質問させていただきますけれども、地方公務員、役場職員といえば、高い安定性、社会貢献度の高さ、地域住民や金融機関からの非常に高い社会的信用を得ているというふうに認識しております。また、民間よりも解雇リスクが低いと、ローン審査でも優遇されるのではないかというふうなことも理解しているところであります。定年後の年金も、一般民間に比べて地方ですけれども、いいと。親御さんにしたら、いや、役場入ってよかったねというような声は必ず上がるのではないか、そういう職場だと思っていますけれども、近年では、昇進するスピードというか、評価が受けにくいと。それと、やはりいろいろクレーム処理ということで、リスクも伴っていることではないかというふうに理解しております。

ただ、この令和６年度の中途退職者が16人と、過去５年間で最多となっているということが答弁で示されました。退職理由の７割が転職であって、若年層の仕事観の変化、社会的変化が要因のようであるという答弁でございましたけれども、一方で休職者も高止まりしておりまして、メンタルヘルス不調などで休職中の職員も現在２名ほどいらっしゃるということでございます。この転職の理由が、町独自の要因、例えば特定の部署への実務の隔たりとか、あとは若手に相談しにくい空気感など、雰囲気としてこういうことはなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、なかなか私も70歳で、若手が入ってきたら20代と、年齢ギャップあります。年齢ギャップありますけれども、気持ちはそんなに70歳のつもりはないわけで、どこまで分かっているかと問われれば、本当に分かっているのかいって言われるかもしれませんけれども、ただ、やっぱり仕事というのは、それぞれの部署によって、やっぱり時期によってかなり繁閑の差があるわけでありますから、そこでたまたま４月１日に配属されて、そこで大概は忙しいのですね、４月、５月ぐらいまでは。それが、思っていた公務員像とかなりギャップが生じているということはあるのかなというふうに思います。それともう一つは、やはり採用試験をやるときに経歴も見させていただきますけれども、やっぱり転職をされている、経験がある方、それも３か所、４か所という方は、どうしてもやっぱりまたそういう傾向というか、これは、どうしてか分かりませんけれども、多分自分の思いと実際やった職務内容にギャップがあって、これはちょっと自分には合わないなとか、そういう思いがあるのかなという、そう思うしかない、そう想像するしかないわけでありまして、この若手が相談しにくいかといったら、同じような係職、係長職もおりますので、全くそういう相談しにくい雰囲気があるとは私は思いません。

ただ、やっぱり我々としては、今までいる職員がやっぱり声かけをしてあげることは大切だろうというふうに思っています。何か不調の兆しを感じたときに、どうしたのとか、そういう声かけは非常に大切だと思いますので、そこは十分やってくださいよということは、私からも職員に申し上げているところでありまして、なかなか退職の理由というのが、これだというものはなかなか申し上げられないと思っています。これはちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、今の気質としては売手市場

なので、そんなにちょっとつらいのを我慢しなくてもいいのではないかという思いも、そういうムードもあるのかなと思いますし、転職サイトのコマーシャルがばんばん流れております。こういうこともひとつ私は、いいのでしょうけれども、拍車をかけているのかなと、そんな感じもしているわけで、はっきりこれだというものはなかなか申し上げられないなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　なかなか町長も苦労されているという答弁でございましたけれども、なかなか想像しにくいと。現在の市場、SNSとかいろんなことで世の中変わってきておりますから、その社会情勢というのは私も分かるところでありますけれども。

　ただ、幕別町、公務員として働きたいという中で、試験を突破してくるというのは、これはやはりある程度頭も必要ですし、運もこれ必要ではないかと。面談して採用されるわけですから、当然面談員とは、当然これから長く勤めます。うまいこと言って職場に入るわけですね。やっぱり役場職員というのは安定しているわけですから、絶対私は入りたいと思うのですよね。それが途中転職されると。その理由が想像するしかないということでは、何がそういうふうにさせているのかという、その退職者の出口調査というのは、これある程度必要ではないかというふうに思うのです。これは、具体的に、町独自の機関でもいいですし、これは民間の第三者機関でもいいですけれども、16人もいるということは、これ尋常じゃないと思うのですよね。その辺の、どうしてこうなっているのかというその情報、状況を、しっかり把握して次の組織づくりに生かさないと、組織として成り立っていかなくなるのではないかと危惧しているのですけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　一口に16人というふうに言いますけれども、内訳がいろいろあるわけで。これ、学卒者、新卒者については頑張ってくれています。ところが、先ほど申し上げたように、転職を経験している方が、やっぱりかなり入っているのですね。入っているものですから、そういう方の状況を見ますと、辞めていっている傾向が非常に率が高いということでありますので、そこはさっき私が申し上げた、自分が思っていた公務員像と、それと実際職務を経験した公務員像が、全くギャップを感じている。特に、公務員はコンプライアンスを非常に大切にします。ですから、法令をしっかり覚えなければならない、そういうことが今までやっていなくて、いきなりやれといったときにすごくギャップを感じた人も実際おりましたから、その辺が、公務員というのはこんなものだよというところをもう少し我々がアピールして、そしてそれに覚悟を持って入ってくれれば、また随分違うのでしょうけれども、やはり今まで経験してきた職と違いがあまりにも大き過ぎるというところが、私は、一番その16人にもなった原因だというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　中途採用の方の転職が多いという町長の答弁でしたけれども、ほかの町村の状況はどういうふうになっているのか、情報をどのようにつかんでいるのか、その辺を一回お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ町村のみならず、いろんな業種がありますけれども、どこの人たち、道職員も含めて、国の職員も含めてどこに聞いても傾向はほとんど変わらない。もう簡単に辞めていく、次の職が決まっていない、妻子もいる中でも辞めていってしまう、そういう人もいるという、そんなお話も聞いていますので、これは日本全体の一つの傾向、流れとしてあるのだと。だからいいのだと申し上げません。ですから、藤谷議員がおっしゃったように、それの分析が我々側にあるのであれば、そこは改めていく必要はあるなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　転職されていった方々は、これは仕方ないと、違うところに行きたいという自分のあれですから、職は自分でしっかり選ぶというのがもう当然でございますから。ただ、なぜかというその状況は、やっぱり町としては把握していかないと、繰り返し繰り返しになるのではないかとい

うふうに危惧しております。

新聞報道では、今回十勝管内18町村の職員採用試験が2026年３月27日に、とかちプラザで採用説明会が開かれるということでございますけれども、試験会場が全国に拡大したと。これは、十勝管内18町村それぞれが、先ほど町長おっしゃった、人手不足、で採用しても転職する、そういう状況で考えられた策ではないかというふうに思うのですけれども、全国350会場にある施設で受験できるSCOAという試験方法が採用されると。受験者は、希望する会場と日時を選択して受験するようになると。これまでの30歳から今度39歳までに引き上げられて、区分が22歳から25歳、18歳から21歳に加えて、新たに26歳から39歳というふうに対象が拡大された。そして、以前は認められなかった前期試験で不合格だった人が、同じ年度の後期試験を再受験することが可能となった。

現在の職員の受験者数が右肩下がりというふうになっているのは、本町を含めたほかの町村も同様というふうな認識でおります。2025年度も対策を講じたけれども、一般行政職の受験者数は、前年度を下回る結果というふうになった。これ、逆に言うと、全国から優秀な人材を集められると。18町村が同じレベルである程度の競争となっていくわけでございますけれども、幕別町としての職員になるメリットをアピール、これはしていかないといけないと思うのですけれども、パークゴルフの発祥の地、オリンピアン、アスリートの町、ナウマンゾウもそうですけれども、いろいろ幕別町をアピールすることは、それはできると思うのですけれども、これ果たしてそれだけで来るとは思っていません。やはり給与面とか、定住、住むところですね、あと近隣の教育環境、あとはスーパーの現状とか、これほかの18町村に比べて、やはり音更、芽室、幕別というのは、働く環境、住む環境としてはトップレベルにあるのではないかと思うのです。そこでまた一歩踏み出したメリットを掲げる必要があると思うのですけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これですね、幕別町職員になったメリットというのを出すのは、なかなか簡単なことではないと思うのです。本当にこんな施策をやっていますよとか、パークゴルフが生まれましたよ、オリンピアンこんなに出ていますよといっても、それが動機になるとは到底思えないわけでありますから、町としてどういう姿勢で住民サービスを行っているかというところに、共感をする方はいらっしゃるかと思いますので、そこは幕別町の紹介といいますか、特徴といいますか、そういったものはしっかりとPRする必要はあるのかなというふうに思います。

ただ、やはり町村会も採用試験の改革を、頭を痛めながらやっているわけでありまして、新年度からまた新たな方式に取り組むということでありますけれども、やはり今、売手市場の中で、公務員人気がないことは間違いない、ありません。私も藤谷議員も、公務員、役場の職員になったのに、辞めるのもったいないね、気持ちは同じです。でも、今の若い人はそういう感覚ではないということも、我々分からなければならないというふうに思います。

そういう中で、いかにまずは受験してもらえるかということなのですね。これなかなか難しいのは、今ある程度民間の景気がいいので、どうしてもそっちに流れていって、不景気になると公務員人気が高まると、これはもう時代の流れとしてありますので、不景気になれとは言いませんけれども、やはりなるべく幕別町職員を受けてもらえる、そういうPRはしていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　ぜひともPRしていっていただきたいと思います。

次に、メンタルヘルス不調の件でございますけれども、令和５年度には14人ですか、現在も２名の方が休職しているということでございます。定年延長に伴い、職場の年齢構成が大きく変わることで、若手、中堅の職員が、ベテラン職員の気遣いと増大する業務負担の板挟みになって、心の健康を崩すリスクは、これまで以上に増えてくるのではないかというふうな想像はしているわけです。答弁で、業務上の負担やストレスにつながるといった声は受けていないということでございましたけれども、そしてむしろベテラン職員の知識と経験によって、これを乗り越えていくのだという答弁がございま

したけれども、組織として自分たちを守ってくれる具体的な仕組みというものも必要ではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　それはメンタルの面でおっしゃっているのかというふうに思いますけれども、ここは日頃から私が申し上げているのは、ちょっとした変化を見つけたら声かけをしてくださいということは、繰り返し職員に申し上げているところでありますから、そこはやっぱり同じ働く仲間ですから、何かおかしいなと思ったら声かけが必要であろうというふうに思っています。

それと、かつては職場の仲間が面倒を見る、相談を受ける役を決めて相談に乗っていたということがあります。ある程度、機能していたというふうに思いますので、そこも過去の状況を見ながら復活させるということも、ひとつあるのかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　現在行われていますストレスチェック、これは早期発見、メンタルヘルス不調の予防には有効であるというふうに思いますけれども、休職者は後を絶たない現状であります。そのストレスチェックの結果を、単に個人の結果通知で終わらせることではなくて、さっき言ったような、町長の職場での相談と不調の兆しが見える部署に対して、その職場だけではなくて、例えば産業医や専門職を交えた具体的な職場環境の改善と、それに伴う対策を講じていく考えはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今も産業医に相談をしたり、それでどうしたらいいかということは、ある程度親身になってやっているつもりでありますので、これは引き続きやっていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　組織的に計画的な職場復帰の支援に努めているということでございますけれども、休職中、職員が孤独を感じないための連絡体制というのはどのようになっているのか。また復職に当たって、復職する場合、単に元のポストに戻すというだけではなくて、段階的に職務に馴らすステップアップのプログラムとか、あるいはさっき言った産業医あるいは保健師による事後フォロー、どのぐらいの程度で体系化しているのか、現状の体系をどのように対策しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　休職中については、医師の診断に基づいて休職発令をしておりますので、その期間中あるいは医師との診察がいつあるかとなると、その前後で状況を聞いたりしておりますので、そこは休職中について、ある程度声かけができている、状況把握ができていると思います。

それと復帰に当たりましては、試しに職場に来てもらって、そこで状況を見て、それでその担当課長と総務課長のほうで協議して、これなら復帰できるねという形でやっていますし、いきなり前日、一日試しに勤務するということはありませんので、午前中ぐらいから馴らしていって、そして一日勤務が１週間程度できたからほぼ問題ないし、これで復帰させようかというふうに段階を踏んで復帰させておりますし、また復帰させる場所についても、休職者の負担にならないような、そういう形の配慮もしております。

先ほど十何人という話をしました。それで、今年は今２人だということでありまして、これやはり繰り返すのですね。実人数で言うとそんなにいない、さっき冒頭の答弁で申し上げましたけれども、今で言うと本当に二、三人程度なのです。ですから、そこが本当に配慮をしながら、周りが気を遣いながら仕事をしてもらっているというのが現状なのですが、こちらのほうでは気を遣っていると思っていますが、なかなかそれが相手にとってみれば仕事の難易度が高いとか、量が多いとか、そういうことがなかなかマッチしないというのも現状なのかな。であったら、どこまで気を遣えばいいのかといったら、本当にこれデリケートな問題ですね。難しいなというふうに思っているところであります

が、先ほど申し上げたように、しっかりと周りが気を遣いながら、なるべくまた病休に入らないようにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　本当にデリケートなことですから、やはり組織としてしっかりメンタルヘルス不調が起らないように、人員の管理、指導していただければと思います。

次に、２番目の昇任遅延の懸念とモチベーションの維持についてであります。

定年延長の対象者が少なくて、現在３名でしたか、係長に占める割合が低いというところでございます。そして、若手の意欲低下を招いていないというところでございますけれども、今後はやはり令和14年から対象者が確実に増えていく、定年延長によって若い世代の昇任遅延というのは、これ確実に増えていくのではないかという感じがします。現時点は、この対策は講じる考えはないということでございますけれども、実際にこれポストが埋まってから対策を考えるのでは遅いのではないか。若手職員が頑張っても、上がつかえて昇任できないと感じてしまってからでは、さらなる人材流出も招きかねないというふうに感じております。昇任以外の評価を、専門性を評価するスペシャリスト職のような新しい仕組みについて、今のうちから検討を始める必要があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　初めの答弁で申し上げましたけれども、令和14年度を見据えた中では、今の係長昇任年齢はそんなに変わらない、大体30代の後半であります。ですから、そこまではいいのですが、しかもそれまでの間、役職定年になった方が係長職に就くと。ところが、やっぱり現実の問題として、係長職やれるかなと思ったら、係長職というのは最前線でさまざまな企画、組立てをしなければならないかなり重たい職なので、なかなか難しいという、実際に就いている人からの話も聞いているわけで、必ずしも、ではずっと係長職でいくかといったら、そうはいかないような傾向にあるということもありますので、まずは令和14年度までですから、その数年前の段階でどういう傾向になっていくかということは分かりますから、その段階で知恵を絞るということは必要なのかな。

ただ、たかだか250人ぐらいの組織で、専門職、スペシャリストを置くだけの余裕は私はないと思っています。いかに総合職というか、オールマイティの職員を育てながら、その中で専門性を高めていくということが、幕別町の規模の組織のあり方であるというふうに思っていますので、一番最善の方法を手遅れにならない形で探っていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　分かりました。４番目の活気ある組織づくりにも、これ多少入ってくると思いますので、その辺でちょっと質問したいと思いますけれども、次のベテランの職員の新たな役割についてであります。

ベテラン職員、定年退職してから、若手職員もこれやりにくいと思うのですけれども、ベテラン職員もまた逆に、今まで上司だった方が下に行くわけですから、定年延長になった人もやりにくい職場になるというふうに思うのですけれども、ベテラン職に専門の職というのを、先ほどの若手の係長職が遅延していくという話、質問させていただきましたけれども、ベテラン職員に教育担当、メンター職というか、そういった明確な権限やミッションを与えるというふうな考えはないのか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ先ほど申し上げましたように、250人程度の組織で、スペシャリストを養成するというのは極めて非効率なのですね。ですから、オールマイティを育てながら、その中でその担当のスペシャリストというか、探求をしていくと、掘り下げていくというのが一番この程度の組織では、私はベストなのかなというふうに思っております。ですから、言っていることは分からないわけではないのですけれども、そこまでの余裕がない。これ定数内ですから、定数外であればまた違いますし、これが言ってみれば財政問題からいって、今７割保障しているわけですから、これが５割とか、もう

少し財政負担が少ないのであれば、また違ったような活用方法というのが出てくるのかもしれませんけれども、今は定数内職員として働いてもらっていますので、やはりそこはそれなりの現在の係長職であったり、係の職の仕事を全うしていただければというふうに思っていまして、その方を中心にしながら、周りのチームワークというか、若手職員の指導なども含めて、日常的にそういった役割を担っていただくのが一番いいのかな。これはきつい要求になるかもしれませんけれども、そうしていかないと、組織が、なかなか回っていかないわけでありまして、もともとは役職定年というのは果たしてどうなのかと､私は全くそういう疑問を定年制が始まる３年ぐらい前から思っていましたけれども、やはり危惧していたことが、今、出始めている。係長職になってもらっても、なかなかその職がきついと、業務内容がきついと、そういう声が出ていますので、やはり定年制そのものが果たしてどうなのかということは、我々町村会の一員としても、検討していかなければならない大きな課題であるというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　係長になっても、なかなかしっかりした対応ができないというか、係長の職がもう大変だというところは分かります。行政改革大綱の第４次の前期、後期の推進計画のチェック項目の中に、希望降任制度の導入の検討ということがありまして、令和４年度に希望降任制度を行っているかと思いますけれども、それによって降任の実績が２人というふうに記述されております。それ以降の状況についてお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　正確な数字は申し上げられませんけれども、おります。間違いなく、これは本当に７、８人ぐらいから、今10人ぐらいではないかと、それぐらいだというふうに思っていますので、やはりなかなか係長の職責というのは重い。ただ、それよりも課長、それよりも部長のほうが重いのですけれども、なかなか係長になって、結構やっぱり係の取りまとめ役という重さがありますので、そこでやっぱりやり切れない、あるいは体調を崩すとかいうことによって、希望降任に至るというケースがこれまでもあります。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　組織として役を与えても、やりたくないというふうに言われたら、どう組織を回していくのか、これ大変だと思いますけれども、そういうふうになる状況は、原因というのは何でしょうか。その辺の町長の考えをお聞きます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これははっきり言って分かりません。分かりませんというのは、今の総理が、働いて、働いて、働いてと言っている人ですけれども、私もそれに近い世代でありますので、どちらかというとそっちのタイプでありますから、そういう人間から見たら、まあもうちょっと頑張れないのかなと、そういう思いはあるのですが、今はやっぱりそういう教育を受けてきていませんので、ゆとり教育の弊害と言ったら怒られますけれども、なかなか今まで育ってきた中で、困難にぶつかったときの対処の仕方というのが、ちょっと弱いのかなという感じはしているわけでありまして、かなり無責任な話ですけれども、私の感想的に申し上げると、そういうことなのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　先ほど町長からスペシャリストはつくれない現状だと。その職域も３年間で回していく、いろんな職を覚えてもらうという方針は、答弁の中でもされていましたので分かりますけれども、職責によって、その職員の負担というのがある程度存在して、そこの職については、いや、ちょっと無理かなという、役場組織内の逼重というのが存在するのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の町長の認識というのはどうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　職員は能力さまざま、よさもさまざま持っていますので、そこは適材適所で人事異動をしているわけでありまして、そういう人事異動の検討する中でも、個々の能力であったり適性

を判断しながら、適材適所の配置をしているつもりでありますから、偏っているというのは、いっときはあるかもしれません。それはいっときはどこの部署も同じ仕事量、困難性ではありませんので、それも３年とかそういう期間でありますから、それは否定できません。できませんけれども、そんなに偏った特定の職員に重責が行っているというふうには考えておりません。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　分かりました。自分から進んで町のために、住民のために働きたいという職場環境づくりについて、これはこれからも努力していってほしいですし、町職員が熱意を持って働ける職場にすることが必要ではないかというふうに、今の質問で感じたところでございます。

　次に、４番目の活気ある組織づくりの具体的な取組でございますけれども、平成12年度から続く自己申告制度ですね。希望がどの程度反映され、それが実際に職員のモチベーション向上や離職防止にどうつながっているか、その客観的な成果をお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　人事異動における自己申告の実績について、私のほうから答弁させていただきます。令和４年度から申し上げますと、令和４年度が16人、令和５年度が９人、令和６年度が13人、令和７年度が21人、それぞれ翌年度の４月の異動に向けた希望というものでございます。どのぐらいの実績といいましょうか、かなえられたかという部分は、細かい数字についてはちょっと今拾っているものがないのですけれども、感じとしてはおおむね７割程度は反映されているのかなというのが、その希望を取る段階で、一つの希望先ではなくて、三つの、第１候補、第２候補、第３候補として取っているので、その中で反映されているのがおおむね７割程度かなというふうな認識であります。

　以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　分かりました。４番目の職員のプロジェクト事例の中で、この答弁の中で、平成24年庁舎建設事業、平成26年人口減少対策事業、平成24年庁舎建設事業、自分が議員のなりたてでありまして、庁舎建設に関しては何回も会議をしたところでありますし、副町長を中心となってやられたことだと承知しております。近年では、DX、デジタル化、若手が参加するプロジェクトが進められているということでございますけれども、行政改革大綱第４次後期推進計画細項目の、多様な手法と職員のアイデア募集というところでは、職員提案制度の周知を年２回、５月と10月に行っております。また、令和４年には、職員が提案しやすい方法として、匿名での提案を可とするように変更したところであります。しかし、提案件数がゼロであったようでございます。職員提案制度が始まってから、若手職員が提案したアイデアが何件あったのか。実際に町のサービス向上や業務効率化に結びついた具体的な事例があったのかというところで、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ちょっと記憶でしかないので、資料がないので明確には答えられませんが、職員提案制度が現実に取り組まれたという事例はありました。ありましたけれども、それが今も生きているかといったら、なかなかこれ難しくて、その時々の課題に対して提案をしていただいているので、そこの課題の解消につながったものについては、今はやられていないという、そんな状況にあります。

　それと、なかなか職員提案制度、制度はありますけれども、提案するのにやっぱり時間がかかるのです。いろいろ調べたり、打ったりするというのがありますので、これももちろん制度としては残さなければなりませんけれども、私はむしろ日常的なコミュニケーションの中から改善点は幾らでもありますから、そういうところを大事にしていかなければならないと思いますし、人間のよさというのは、コミュニケーションを図ることですから、しっかりコミュニケーションを図る中で、「三人寄れば文殊の知恵」というのもありますから、そういうところの活性化を図っていかなければならないとも思っております。

○議長（寺林俊幸）　藤谷議員。

○13番（藤谷謹至）　分かりました。

最後の財政上の影響の試算でありますけれども、今現在ではしていないということでございますけれども、総勢、人件費に与える影響は少ないという見積りでございます。ただ、令和14年以降、確実に人件費が増えていくのではないかというふうに思うのですけれども、その辺を早い段階に試算を行う必要があると思っております。答弁はいいのですけれども、全体を通じて、現在、町が進めようとしております行政改革大綱（第５次）推進計画でございますけれども、これからの町の設計図でありますし、中身がどれほど立派でも、絵に描いた餅になってはいけないと思います。この職員のやる気を引き出すために、真剣に考えて、しっかり町長のリーダーシップの下に、職員、組織づくりをしていっていただきたいと感じておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：47　休憩

13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○５番（小田新紀）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業について。

「幕別町子どもの権利に関する条例」は、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、当時の子どもたちを含むさまざまな関係者の深い思いとご尽力の下、2010年４月１日に本町で制定されました。子どもを取り巻く全ての人や団体の責務等を定め、子どもの権利を保障し、成長過程にある子どもの心身の穏やかな育ちを、社会全体で支援する町の実現を図ることを目指しています。

本条例は、子どもを守る存在としてだけではなく、権利の主体として尊重し、安心して育ち、安心して学び、意見を表明し、参加できる地域社会をつくるための、我が町においても重要な条例であると受け止めております。

一方で、条例は制定されるだけでは十分ではなく、子ども本人への周知、学校や地域での実践、相談体制、そして行政施策への反映まで含めて、初めて実効性が高まるものと考えます。

条例制定から15年がたちました。啓発を「知る」だけではなく、「考える」「語る」「参加、実践する」につなげていくという視点がより一層必要でないかと考え、以下の点を伺います。

１、学校教育の中の条例の位置づけについて。

学校教育の中で、学校運営に反映される仕組みをどのように位置づけ、実践されているのか。

２、相談・安心の仕組みについて。

学校や家庭生活の中で子どもが自分の権利に関わる困り事や不安などについて相談できる仕組みづくりや周知は十分か。

３、庁内推進体制について。

本条例は、一つの部署だけで推進していくものではないと考えます。庁内横断の連携体制はどのように構築されているのか。また、評価の視点は。

４、啓発について。

単に知ってもらうことにとどまらず、子ども自身の理解、意見表明、対話、参加並びに大人の理解につなげていかなければ意味がありません。現在どのような啓発事業があり、条例の趣旨に沿った学びと参加につなげる設計となっているのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目と２点目につきまして、答弁させていただきます。

幕別町子どもの権利に関する条例の実効性確保と啓発事業についてであります。

ご質問の１点目、「学校教育の中の条例の位置づけについて」であります。

本町では、子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもたちの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どもの幸せな町の実現を図るため、平成22年４月に「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定したものであります。

また、同条例の前文では、「子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、他者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができ、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として責任を果たすことができる大人へと成長していく」と記されております。

学校教育においては、同条例のこうした理念を踏まえ、学校が子どもたちの権利が尊重される場となることで、互いの権利を尊重し合う規範意識を持った社会の担い手へと成長することができるよう、取組に努める必要があると考えております。

町内の小中学校における具体的な取組については、子どもにとって大切な権利とは何かを理解できるよう、学校内に掲示板を設置するとともに、毎年、子どもの権利についてのパンフレットを児童生徒に配布し、授業やホームルームにおいて、子どもの権利について学ぶ時間を設けているところであります。

また、保護者に対しては、入学説明会や保護者懇談会などにおいて周知を図っており、教職員については、校内研修や職員会議等において共通理解と認識を深めているところであります。

児童生徒が自らの意思を自由に表明する取組については、一例を挙げますと、幕別小学校では閉校に向け学校への感謝の気持ちや思い出をまとめて玄関に掲示を行ったほか、新たに開校するまくべつ学園に対する思いを寄せた校歌のフレーズと校章のアイデア募集、生徒の発案により取り組まれている札内東学園のクリーン作戦、途別小学校の閉校記念式典と併せて行われた惜別の会のアトラクションの選定など、各種行事や生徒会活動などにおいて、児童生徒の考えが各学校や学園の教育活動として取り組まれております。

今後におきましても、各学校における教育活動のさまざまな場面で、児童生徒が自らの意思を表明できる機会の確保に努め、具体の教育活動の実践へとつながる学校運営に努めるよう、要請してまいります。

ご質問の２点目、「相談・安心の仕組みについて」であります。

児童生徒が自分の権利に関わる困り事や不安などの相談に限らず、学校においては児童生徒の悩みや不安に寄り添い相談しやすい学校づくり、さらには、児童生徒のSOSを見逃さないなど、一人一人に寄り添った対応に努めなければならないものと考えております。

教育委員会といたしましては、これまで町内の小中学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが巡回する中で、児童生徒との個別相談に応じたり、教職員や保護者への専門的な助言を行ってまいりましたが、自ら相談することが難しい児童生徒のSOSを見逃すことがないよう、令和６年10月から１人１台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」により対応しているところであります。

また、長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺者が増加傾向にあることから「SOSの出し方に関する教育」に取り組み、自ら相談し助けを求めることやストレス等への対処について、適切に指導するよう町内の小中学校に周知しているところであります。

このほか、町だけではなく国や北海道など関係機関が開設する子どもの悩み事や困り事に関する相談窓口の情報について、広報紙や町ホームページで周知しております。

今後におきましても、引き続き子どもたちが安心して相談することのできる体制の整備と、相談先

を含めた各種取組の啓発に努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の３点目、「庁内推進体制について」であります。

子どもの権利に関する条例の推進については、条例上、町の責務として、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施しなければならないと規定しております。

子どもの権利に関する施策につきましては、条例第４章の第14条から第20条まで広い分野にわたって、その推進に関する規定をうたっており、保護者、施設関係者、地域住民、事業者など全町的な連携・協働の下、推進していかなければならないものとしております。

このため、内部組織においても、担当の保健福祉部を中心に、住民生活部、経済部、建設部、教育委員会など複数の部課が協力連携しなければなりません。

条例に規定する子どもの育ちや参加、支援など具体的な施策とその推進につきましては、令和７年３月に策定したこども計画に網羅しており、保健福祉部こども課をはじめ、関係部課が連携しながら、妊娠期からの母子保健事業や乳幼児健診などによる子どもの健康の確保、教育・保育環境の整備、放課後児童健全育成事業などの子どもの居場所づくり、子育て支援体制の充実など事業の具現化を図っているところであります。

さらに、本年７月からは、従来の母子保健機能と児童福祉機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行うため、こども課に「こども家庭センター」を設置し、推進体制の強化を図ってまいります。

次に、本条例の推進に係る評価につきましては、条例の目的として規定されている「子どもにとって大切な権利を保障し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図る」ことに照らし合わせ、これを実現するため、こども計画に位置づけられた121項目の施策の実施状況について点検・評価を行うこととしており、各部から提出された評価項目を１項目ずつ整理・集約し、これを幕別町こども施策審議会に報告し、意見聴取・認識の共通化を図った上で、施策の実現に取り組んでいるところであります。

ご質問の４点目、「啓発について」であります。

子どもたちへの理解については､子どもたちに自身の権利や夢について考えてもらうことを目的に、毎年、幕別町応援大使のメッセージを掲載したパンフレットを小中学生に配布するとともに、道徳、社会科やホームルームの中で、子どもの権利について考える時間を設けてきたところであります。

また、令和元年度からは「子どもの権利」絵画コンテストの実施を通して、子どもたち自身が自分だけでなく、他の子どもを含めた子どもの権利に関して十分に興味を持ち、正しく理解することができるよう、普及啓発に取り組んできたところであります。

子どもたちの意見表明、対話、参加に関する取組については、具体例を申し上げますと、総合計画の策定においては、「小学生議会及び中学生・高校生議会」を開催し、町政に対する意見の表明や分野別計画では、小中学生を対象としたアンケート調査を実施しております。

明野ケ丘公園再整備基本計画の策定においては、ワークショップを開催し、幕別小学校の児童には、公園と幕別の未来をテーマに「みらい物語」を作成していただきました。

幕別町地球温暖化対策実行計画の策定においては、2050年に町の中心となる世代の考えを取り入れるため、小中学校の児童生徒には町長になったつもりで施策を、高等学校の生徒には再生可能エネルギーを活用したまちづくりを考えていただき、町が目指すビジョン・コンセプト・施策に意見の一部を反映したところです。

札内中学校においては、総合的な学習の中で「地域貢献学習発表会」を開催し、まちづくりにおける「福祉」「地域振興」「国際理解」「農業」「環境」の５分野で政策の提案をいただいたところであります。

また、令和３年度以降、忠類中学校においては、第１学年の秋から２年間かけて検討した「ちゅうるい地域活性化案」の発表会が行われており、生徒たちが考えたイベントや木を生かしたまちづくりなどについて提案をいただいております。

義務教育学校「まくべつ学園」開校に向けては、学校名のアンケート調査をまくべつ学園の児童生徒を対象に実施する中で、新しい学校づくりについて意見を求めたところであります。

このように、これまで各種計画づくり、公共施設の整備、まちづくり施策などの幅広い分野で、子どもたちに参加してもらい、少しでも意見や要望が反映できるよう努めてまいりましたが、今後におきましても、可能な限り子どもたちが参加し意見表明ができる機会を確保してまいります。

次に、大人への理解についてでありますが、私は、大人が子どもを一人の人間としてのさまざまな権利を尊重してあげることが最も重要でありながら、最も浸透しにくいものと思っております。

これまでの具体的な取組といたしましては、条例を制定した平成22年の広報紙５月号から７月号の３回にわたって特集を組み、条例の趣旨、理念及び内容を周知するとともに、同年６月には啓発用リーフレットを全戸配布したほか、町のホームページには、町民アンケートの実施、中学生との意見交換、協議会での審議状況など、制定までの経過や条例の逐条解説、リーフレットやパンフレットを掲載しております。

また、同年９月と昨年８月に、子どもの権利に関する専門家を講師に迎えて、子どもの権利や大人の役割などに関する講演会を開催いたしました。

平成30年からは図書館において、国連が制定した「世界こどもの日」の11月20日に合わせ、子どもの権利に関する絵本や書籍の展示をしており、令和３年からは子育て支援センターで、４年からは町立保育所においても同様の展示を行うとともに、小学生対象の「子どもの権利」絵画コンテストの作品展では、全応募作品を百年記念ホールギャラリーに展示しており、保護者をはじめ子どもに関わる多くの方々に関心を持っていただける機会と捉えております。

さらには、子どもにとって大切な「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の四つの権利について、広報紙で毎年定期的に掲載するなど、理解の醸成を図ってきたところであります。

このような取組によって、徐々にではありますが「子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの心身の健やかな成長を支え、子どものしあわせなまちの実現を図る」という条例の趣旨が、町民の皆さんの間に浸透してきているものと認識しているところでありますが、引き続き粘り強く、大人の理解が得られる機会の創出に取り組んでまいります。

以上で、小田議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　答弁に関して、再質問をさせていただきます。

答弁にもありましたが、いわゆる前文のところで、まさに子どもが自分の意思を表明するだけではなくて、その表明したものを誠実に受け止められること、そして大切にされることを実感するということが、将来につながって地域社会の一員として、成長を期待すると。まさに、この条例に込められた思いがそういうことであり、そしてまたそういった取組が、実践的に進められていかなければ意味がないだろうなというふうに、同感しているところでございます。

一つ目の質問になります。学校現場においてということであります。

本当にこの条例は、教育だけではなくて、町全体でということではございますが、直接子どもたちに関わるところにおいては、やはり教育現場は、非常に大事な存在かなというふうに認識しております。

それぞれ、ご答弁にありましたような、いろんな仕掛けをされているということではありますが、今、現段階で教育長からご覧になっていただいて、いわゆる浸透具合、理解度、そういったところが、子どもにというよりも、関わる大人に対して、そういった保護者、教職員等々にその辺の意識という部分については、どのように評価されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　大人に対しての浸透度合いといいますか、正直申し上げまして、そうしたものを推しはかるような調査なりをしておりませんので、これは一概にどの程度というのは、非常に難しいものがあるのかというふうに思っています。

広く、やはりこれは子どもに関わる全ての大人たちが共通認識を持って、子どもの権利を尊重する、それがまずは一番大切なことだろうと。そうした取組を、やはり小さなことの積み重ねにはなりますけれども、地道につなげていく、それが必要なのかなというふうに思っています。

また、学校におきましては、特に子どもを中心に先生がその指導に当たっておりますので、より子どもの権利というものを尊重するような意識というのは、当然大切なのかなというふうに思っています。

答弁の中にも触れましたけれども、研修ですとか、そうした場面でやはり研さんを重ねて、子どもに向き合っているのかなというふうには感じております。
○議長（寺林俊幸）　小田議員。
○５番（小田新紀）　まあそうですね、そういった研修とかも含めて、どのような取組をされているかということについては、これは町の条例としてやっていることですし、非常に教育長がおっしゃったとおり、本当に教育現場に関わる者としたら、非常に大切にしてもらいたい。ましてや幕別町で働く先生たちにとっては、当然のような条例であってほしいと願うところでありますが、そういったことを幾つか事例も挙げていただきましたけれども、学校ごとであったりとか、学校ごとの取組に差があったりとか、あるいは先生によって意識の差があってはならないことだろうなというふうに考えているわけですが、そのあたり共通理解ということもありましたけれども、教育委員会として何か基準だったりとか、あるいは学校の時数、あるいは教育課程に位置づけるというような、そういったことへの仕掛けということについては、どのようにお考えでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　確かに人それぞれの価値観といいますか、そうしたものにもやはり影響するものはあると思いますので、差があるということはやはり否めないということなのかなというふうには思っています。そのためにも地道に研修などを通じて、認識を深めていくということが必要なのかなというふうに思っています。

取り立てて教育課程の中にということになりますと、この子どもの権利に関してということについてだけ取り上げてということは、具体的に申し上げることはちょっと難しいのかなというふうには思いますけれども、道徳ですとか社会科ですとか、また総合的な学習の時間、そうした中で取組をしているというふうには、認識をしています。
○議長（寺林俊幸）　小田議員。
○５番（小田新紀）　ただ、私はやっぱり個人差があってはいけないと。学校ごとの取組が違うという形ではいけないというふうに思っています。あくまでも幕別町の条例ですので。

今、ちょっと教育課程という話を、こちらからしてしまったのであれですけれども、ちょっと話は戻りますが、やはり子どもに対して理解をしてもらうということももちろん大事なのですけれども、その前段階として教員や関わる職員だったりとか、幼稚園、保育所も関わるかもしれませんけれども、そういったところへの研修機会というものも、やはり必要なのではないかというふうに思うのですが、危惧しているのが、今、幾つか事例も紹介していただきましたけれども、単発なイベント的なものとして、子どもの意見を取り入れてこれをやりましたとか、あれをやりましたということではないと思うのです。それはそれで大事なことなのですけれども、それは当然のことであって、ふだんの学校生活や子どもたちとの接点の中で、子どもの意見ももちろん大事にしながらというところの、前提の教員の姿勢というのが当然あるべき。だからこそ、当然そのイベントとか、そういったところでも、そういった場面というのは当たり前だよねというのが、本来の姿かなというふうに思いますし、もうちょっと具体的に言えば、学校の運営そのものに対して子どもたちの考えを取り入れようという姿勢を

持たれているのか、また、そういう機会があるのか、校則、それから子どもたち自身が関わる生活ですね、校則であったりとか制服だったりもそうですし、生徒会、学級会とか、そういったところの活動においても、先生方、関わる大人がそういった姿勢を持っているというふうに、やはり自信を持って言えるような教育現場であってほしいなと願うわけですが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　それぞれの学校での取組には、それぞれ差がある部分があるかもしれませんけれども、小田議員がおっしゃったような児童会、生徒会活動ですとか、部活動ですとか、そうした個々、具体な事例を挙げるには、私自身も難しい部分がありますけれども、局面局面において、やはり子どもたちの意見を最大限尊重しながら、子どもたち自身で意思決定をして取組をしていく。それは当然、現場の先生方も十分認識の上、取組をされているのかなというふうに思っていますし、そのような取組になるべきだろうというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　ちょっと認識がもしかしたら違ったらあれですけれども、言葉尻をつかまえてあれなのですけれども、局面局面ということではないのではないのではないかと私は思っていて、本当に全ての活動、答弁でもさまざまな場面でというご答弁もありましたけれども、そういうことではなくて、全ての活動において、当然根底に流れているものだというふうに思います。それ、そういったことを幕別町の教育に関わる職員の方、大人の方が、そういった条例だよということを認識しておられるのかどうかというところが、ちょっと懸念されるところなのです。

　何か単発な、こういうことで子どもの意見を聞いたよというような言葉は適切かどうかは分かりませんけれども、小手先で終わってしまうようなことであっては、本来の条例の意図とは違うのではないかというふうに思うのです。だから、そういった意味で、先生たち、職員、関わる大人の方々に、時間はかかると思うのですけれども、継続してそういったことを知ってもらう、あるいは教育長から思いを伝えてもらうというような場面というのがもっともっとあってもいいかというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　今の小田議員のほうから言っていただきました、全ての場面でというようなところについては、公教育でもありますので、全てが子どもたちの意思によってというのは、なかなか難しい部分が、捉え方もあるかと思いますけれども、難しい部分もあるかと思いますけれども、局面局面というふうには申し上げましたけれども、その中で、それぞれの学校現場においては最大限取組をしている、そのように私自身は信じておりますし、取り組んでいただいているのであろうというふうに考えています。

　私自身の思いを述べる場面というのは、300人近い教職員の方々がいらっしゃいますので、それほど多くはありませんけれども、ただ学校に行く機会は、それ相当にありますので、必要な場面において、こうしたお話をする機会があった場合にあっては、直接、私自身も先生方にも呼びかけてはいきたいというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　最初の答弁でも、具体的な実践につながるように要請していくというようなご答弁もいただきましたので、期待したいと思っております。

　二つ目の質問のほうの相談・安心のほうにも入っていきますが、昨今、不登校、いじめということも耳にすることが多くなりまして、その理由は本当にたくさんあるかと思うのですけれども、私はいろいろと聞くに当たって、自分なりには子どもの一人一人、答弁にもありましたけれども、寄り添った対応というところが、少し十分ではないところもあり得て、そういったことにつながっていくこともある、そういう事例もあるのかなというふうには思っています。

　何か本当に子どもの権利に関するこの条例の、先ほどからの繰り返しになりますけれども、本当に根底に流れるところが、関わる大人にしっかりと意識づけされていれば、またちょっと違った対応も

あったのかなというふうに思っているところもあるのですけれども、それらを含めて、子どもたちにはやはり学ぶ権利というものがしっかりあるわけでありまして、何かその権利を、うまく確保できていないというような状況なんかは、昨今いかがでしょうかという、そんなことが教育委員会の把握、理解の中でも、どのように評価されているかということについてお伺いしたいと思います。

13:30（野原議員退場）

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　いじめですとか、不登校ですとか、さまざまな問題、町内にも実際にあります。答弁の中でも触れましたけれども、令和６年の10月からICT端末を活用して、「おなやみポスト」というアイコンを直接デスクトップに貼り付けて、直接子どもたちが、そこに書き込みをして相談できる。その中身には、やはりさまざまなものがあって、きっと子どもたちの普段の様子から、十分つかみ切れなかったような、そうしたような困り事がそこには書き込まれていたのかなというふうに、正直思っているところもあります。

　そうした部分にあっては、やはりふだんの子どもたちの様子が、十分先生方の目を通して、つかみ切れているのかどうなのかというところは、やはり気をつけていかなければならないのかなというふうに思っていますし、そうしたおなやみポストの投稿を、一つ一つ学校現場でも内容を確認する中で、今後の対応に十分に生かさなければならないと、私自身はそのようにも考えております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　今、お話しありました、おなやみポストですけれども、具体的に件数的には年間どのぐらいあるのかということと、今、教育長がそれを生かしながらというご答弁をいただきましたが、その辺を生かしていけるような、横の連携も含めたシステム体制というのは、どのようになっているでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　おなやみポストの相談件数ですが、令和６年10月に子どもたちの端末から入力できるような設定をしております。令和６年度でいいますと、小学校３件、中学校４件、合計７件の利用がありました。件数は、以上であります。

　現在、令和７年度２月末でお伝えしますと、小学校で７件、中学校で１件、合計８件の利用がありました。

　連携しているシステムの件ですが、入力がありますと、北海道の教育委員会のほうから町教育委員会のほうに連絡が来ます。それをもって学校のほうに書き込みがあったということでお伝えし、いじめの相談については、校内のいじめ対策委員会、そういったものを設置しながら組織的に早期に対応しているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　はい、分かりました。数が多いか少ないかはちょっと分からないところではあるのですけれども、一定程度浸透はしているというか、認知はされているのかなというふうに受け止めています。

　子どもたちにとって、使いやすいシステムというか、安心できるシステムであればいいなというふうに思いますので、そこら辺は中身や状況を見ながら改善が必要であれば改善を図っていっていただきたいなというふうに期待したいと思いますが、このシステムの件ですけれども、学校に伝わるということは分かりましたが、その後の体制として、要は学校だけに頼らないような、町として、あるいは教育委員会として、みんなで本当にその子たちの悩みをしっかり受け止めれるのだ、それからそれを解決していくという方向の体制というのが、今、そういった体制が十分にできているのかどうかについて、最後お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　相談の内容が、いじめですとか、登校がつらいですとか、そんなような内容があったりもします。教育委員会のほうに伝わりましたら、速やかに学校のほうにも情報を伝えて、個

別具体な対応をしていただいているというふうになっています。

そうした中で、直接的に教育委員会のほうが、その問題解決に携われる機会というのは、それほど多くはないのですけれども、ただ、情報共有として、関連する機関にその情報を共有したほうがいいというものですとか、そうしたことを広く知ってほしいという場合もありますので、そうした場合にあっては、そうした情報を共有しながら、相談のあった児童生徒が、やはり一人で孤立するようなことのないような対応に努めているというところであります。

13：35（野原議員入場）

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　まさに本当に、教育長がおっしゃったように、その子が孤立しないようにということで、本来であれば、最初の学校の時点で全てが受け止めてもらえて解決できればいいのですが、体制的にも全てがうまくいくわけではないですし、ケース・バイ・ケースによって、そういったところで受け止めてもらえると。どこまで解決できるかは、ケース・バイ・ケースになるかと思いますけれども、子どもたち、あるいは保護者にとって、何かそうやって受け止めてもらえて、考えてくれている大人がいるのだというような安心感につながるような体制づくりを、さまざまな形でつくっていっていただきたいということを期待して、ここまでの質問については終わりたいと思います。

三つ目の町内推進体制についてであります。

本当に簡単なものではないということは、私も思っていますし、先ほども、小手先だけの形式的なものだけであるものではないだろうというふうにも思っております。こども課を中心に、いろんな取組をされていることについては理解はしております。それがどこまで本当に浸透していっていけるのかというところが、これからも永遠の課題かなというふうには思ってはいるところですが、ある程度連携を取りながら、そして評価というところも、組織としてやっておられるということについては、答弁で理解したところであります。

いわゆる現状として、町長の目から見まして、今のそういった連携体制であったりとか、職員の浸透具合、理解度というところについては、現状ではというところでは、どのように評価されていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　答弁の中で申し上げましたけれども、この問題については、大人がいかに子どもの人権、一人の人間として権利を尊重してあげられるかに私は尽きると思っております。そういう意味で、職員が、小学校、中学校の義務教育の先生であったり、幼稚園、保育所の先生方の一人ひとりが、やはりしっかりと思いを持って接してあげるということが、一番大事だろうというふうに思っております。

そういう点でいきますと、これが今十分かどうかというと、まだまだ道のりは、私は長いし、これは粘り強くやっていかないと駄目だろうというふうに思っています。ですから、評価も121項目評価すると言っていますけれども、この評価で何かが出るわけではなくて、私はこの評価を通じて、子どもに対する思いを広げていくということが大事であって、これでやっているねということで、いいねなんていうことには、そんな単純なものではないというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　まさにおっしゃるとおりだというふうに思いますが、町長のお考えをそのまま評価を通じて、職員も理解していくということを期待しておられるということですが、それもなかなか簡単なことではないだろうなというふうに思います。先ほど、教育委員会のほうからも、先生たちへの研修もされているということであったのですが、実際、直接聞くと、先生たちの中でも、そういう条例があったことを知らなかったという先生も、最近でも複数おられるというような状況であることは、それがいいか悪いかは別として、現実としてはそういう現実があるということであります。

これらの取組の中で、いわゆる全職員が、これも個人差は当然あるわけですけれども、こうした条例がこの町にあって、その根底でということが、以前の町長のご答弁にもありましたけれども、そう

いったことが基で施策に取り組まれているというような、そういった啓発ですかね、町長からの啓発とか、そういったものについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これはまだまだ十分であるとは思っておりませんので、引き続き、職員、地域、施設、本当にあらゆる全町ぐるみで対応していかなければ、浸透しないものであるというふうに思っていますので、引き続き職員に対しても、しっかりと気持ちを持って接していくということを、お願いしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　期待したいと思います。

四つ目の啓発についてに移らせていただきます。

まず、本当に今までの話の中と同じで、啓発といっても、本当に何かやれば浸透するというようなことでは全くなくて、本当にいろいろな仕掛けをしながら地道にということは、重々理解しております。

最初に、まず「子どもの権利」絵画コンテストというご答弁もありました。私も展示も見せていただきました。この取組自体は身近なテーマとして考える機会をつくってあったりとか、また、絵で表現するということについての意義というのはすごくあるというふうに思いますので、取組自体はすごく評価しているところではあります。ありますが、その出口というか、絵を描いて終わることではないだろうということだと思っていますが、その子どもたちが思いを込めた絵を、どう大人が受け止めて、そこから啓発につなげるか、地域の人たちの理解につなげるかということが大事なのではないかと思いますが、現状ではいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　絵画コンテストについては、絵を描くことを通じて、子どもたち自身にとって、非常に浸透しているというか、自分たちにはさまざまな権利があるのだということを分からせる機会としてはいいと思っています。ただ、それがその次の、言ってみれば最後は大人ということになるのですが、大人にとって、保護者はまだ一緒に見てもらって、ああ、そうだなとかといろいろ感じるところがあると思いますが、なかなか一般町民ということになると、そこまで広がりがあるかといったら、そこまでは行っていないだろうなというふうに思います。そういう意味では、これが全てではありませんので、これも含めていろいろな機会を設ける中で、浸透を図っていかなければ駄目だなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　私もこれが全てだとは全く思っていないのですけれども、一つの取組として、せっかくなので、本当に先ほど申し上げたとおり、悪い取組では全くないと思っています。もうちょっと発展性があると、よりいいなということでのお話ではあるのですけれども、これは賞ももらえるというか、一応優秀賞なのか何だかというふうなのはあると思うのですけれども、その評価、その賞の評価というものも、ちょっと細かい話なのですけれども、どういった基準で評価されているような取組になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　先ほど言われましたように、賞というのは、最優秀賞が１作品、優秀賞が５作品となっております。審査につきましては、幕別町こども施策審議会の会長と副会長が、それぞれのテーマに沿って描いた絵の中で、うまく表現がされているかというのを、会長、副会長の考えの中で選んでいただいているという状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　ありがとうございます。絵の評価とは難しいのですけれども、この意義の取組としたら、いわゆる絵の審査される方が、よりどういう基準で選ばれているのかというのはちょっとここでは分かりませんけれども、いわゆる優劣であったりとか、何か生き生きと描かれているねとか、

そういったものでは本当はないかなというふうに思います。この事業の取組に関しては、どういった理解を子どもさんがされたかとか､そもそも評価するものなのかというところもあるのですけれども、それはまた違う目的の下で､そういうことも設定されているのかなというふうに思うのですけれども、駄目とは全く思っていないのですけれども、そういったことの一つ一つこれから取り組まれる事業、今はこの絵画コンクールについて話をさせていただきましたけれども、そういったこれから取り組まれる事業についても、何が目的か、この事業を通してどういうことを浸透させたりとか啓発したりとか、描いた子どもたちに対して。また、この絵のことにこだわって申し訳ないのですけれども、子どもたちも、これも描いただけで終わってしまっては意味がないだろうなというふうに思います。これを先ほどの繰り返しになりますが、大人の方がしっかり受け止めてくれているのだというような実感であったりとか、これが実現できる可能性があるのだなと思ってくれるような、そんなような取組、全ての事業においてそういったことが、考え方が必要かなというふうに思います。改めてお考え聞かせてください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　せっかく事業をやっているわけですから、どこで何をやっているか分からないでは、やっぱり何の効果も生まれないわけであります。ですから、多くの方が関わってもらうような仕掛けというのが必要だろうなというふうに思います。ですから、絵画コンテストであれば、例えば何か物でつるというのは好きではないですけれども、参加賞をあげるとか、あるいは賞を決めるのに、投票によって決めるとか、いろいろな関わり方を拡大していくと、多くの方が関わっていくような仕掛けというのは考えられると思いますので、そこを今後、事業を単にやるのではなくて、多くの人に関わってもらえるような手法を用いてやっていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　本当にその後にご紹介いただいた小学生議会、中学生、高校生議会であったりとか、いろいろなところで、形として意見表明をさせて、そういった場面というのがあるということでありますが、今、言ったことの少し繰り返しになってしまうかもしれませんけれども、その後がどうなのかというところです。もちろん、子どもが発言したから、意見を言ったから、それを全て実現させるということでは全くなくて、どういうふうにやっぱり聞いたものを受け止めて、我々職員も議員も含めてですけれども、どうやってそれを生かすというか、受け止めて、子どもたちがちゃんと自分が発したことについて、しっかりと大人が理解してくれたというふうな実感というところまで持っていかなければいけないのかなというふうに思いますが、そのいわゆる発信の仕方だったりとかというところも大事かなというふうに思うのですが、絵画コンクールもそうですし、今、挙げていただいたことも、ちょっとなかなか一般的には、その場にいた方には分かることかもしれませんけれども、外にはなかなか知られていないことが多いかなというふうに思います。

　先ほどご答弁いただいたことと重なってしまうかもしれませんけれども、より広くというところ、せっかくやっていることを一個一個、もっともっと強く発信していいかなというふうには思うのですが、改めましてご答弁をいただければと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今やっている事業、あるいは今後やっていこうとする事業、まずは周知をしっかりしていくということが必要だろうというふうに思いますし、それとその結果についても、こういう結果になりました、あるいは誰がこういう賞を取りましたとか、そういうことを知ってもらうことが非常に大切であろうというふうに思っているところでありますので、そこはしっかりと、ただやったということではなくて、やったからにはある程度の成果、効果が出たよというような組立てをしていかなくてはならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　本当に学校現場のほうもそうですけれども、やっぱり本当にこの条例を深く研修しないと、本当の意図というのが浸透しないだろうなと思っています。本当にこれまでの質問の繰り

返しになってしまうところがあるかもしれませんけれども、子どもから意見を聞いて、それを生かしました、この場面で生かしましたということだけでは意味がないというふうに思っていて、全てのこの町に住む子どもたちが、自分が意見を言ってもいいんだ、そして安心して言えるのだ、それを大人がしっかり受け止めてくれるのだというような社会づくり、まちづくり、そういったことが全ての施策において本当に必要だというふうに思いますし、学校現場の先生たちにも、そこまでの理解をしてもらうということの仕掛けが、本当に必要だと思っています。

私なりに、四つに分かれるかなと、対象がですね。本当に子どもたちに直接関わる事業所であったり組織、主に学校が中心になるかなと思います。それと、今、子育てに直接関わっている保護者の方とか親類の方とか、そういった方々、それから三つ目はそれ以外の大人の方、ちょっと大きく分け過ぎですけれども、それから子どもたち自身ですね、子どもたち自身にそういう権利があるのだよということを、それも押しつけではなくて、自然の中で知ってもらうと。そういった私なりには四つぐらい大きな、もっともっといろんな見解があるかもしれませんけれども、それぞれにちょっとアプローチの仕方というものは違うのだろうなと。共有するところ、共通するところがもちろんありますけれども、それぞれの仕掛けの仕方というものがあるのかなというふうに思いますが、そういったところというのを、もう少し精査していただきながら、ほかの仕方もありますけれども、そういったことを精査して、せっかく庁内連携でいろいろな部署でやられているわけですので、この部署ではこういう役割だよねといったところの整理と浸透、そういったことも改めて必要かというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは一番初めの答弁にもありましたように、これは単に子どもがどうだとか、大人がどうだという話ではなくて、全町での取組が一番大切ではありますから、そうなると内部的にもいろいろな部が関わっている。その部の中でやれることというのは、多くはないかもしれませんけれども、気持ちを持ちながら、この条例の精神をしっかり押さえながらやれることというのは、それぞれの部門においてあるというふうに思いますので、そこをいま一度、この条例の目的とする、意図とするところを勉強し直して、そして各部門における、各部署における仕事にも、そのエキスを何ぼかずつ反映してもらいながら、日常の業務に当たってもらうことが大切だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　大きく最後の質問になるかと思いますが、地域の方への理解されている、徐々に理解されているだろうというようなご答弁もありましたが、そこを毎年毎年ではないですけれども、何かの機会にはかる必要もあるかというふうに思うのですが、はかることを通してまた知ってもらうというようなことの意味も含めて、地域の方々にどれぐらいこの条例を知ってもらっているのか、結構知らないと思います。なかなか私の周りでも、知らない人のほうが多いなという実感ではあるのですけれども、それは証拠も何もないのですが、実感としてはそういう肌感覚もあるのですけれども、そういった検証ですね。単にアンケートをするどうかは別として、そういった検証を、何か方法を、今、ご検討されているようなことがあれば、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは非常に難しいと思うのです。アンケートを取ったから、どれだけ浸透しているなんていうことが分かるものでもないので、問題は条例の条文なんかは、言ってみればどうでもいいのです。条例の意図するところをどれだけ押さえて、そのことを踏まえて行動しているか。特に子どもたちに対して、大人の常識の枠にはめないで、しっかりと条例の意図を汲んで接していくことが大切だろうというふうに思っております。

そうなると、まさしくどれだけ浸透しているかということを把握するのは、非常に手法として難しいだろうなと思います。ですから、これをやるにしても、おいそれとはやれないなと思います。ですから、まずは各部署、庁内各部署において、子どもの権利条例の意図するところ、目的というところをしっかりと押さえた中で、日常業務に生かして、そういうことを含めて、子どもの権利条例の意図

しているところを含めて、日常業務に当たってもらう。そういう中で浸透度を高めていきたいというふうに思います。それで、どれだけ浸透しているかということをはかる手法については、当面いい方法を今のところ思いついてはおりませんので、そこについては研究課題にしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　はい、分かりました。この間も、何もしてこなかったわけでは当然ないわけで、行政の皆さんもいろいろな仕掛けをしてくださっていると。そういった中で、現時点で地域の方、あるいは学校現場であれば教職員が、そもそもこの条例を知っているのかというところも含めて、何らかの形で現状を知るというようなことが必要かなというふうに思いますが、手法等々、中身については、今、町長のご答弁も私も理解しているところではありますので、また改めてご検討をいただければと思います。

ただ、私は改めてこれを今回質問も、ふだんから意識していることではあるのですけれども、改めて意識している中で、学んだ中で、やっぱりこれが本当に浸透した暁には、単に子どもの権利ということだけではなくて、それぞれ人同士の尊重し合いだったりとか、生きやすさであったりとか、住みやすさということにやっぱりつながっていく、本当にまちづくりにとって、すごく大きなポイントになることなのかなというふうに思っているところであります。独りよがりの考えかもしれませんけれども、本当にまちづくり全体という意識の中で、誇るべき条例だというふうに私は思っていますので、町長自らも強く思いを持って、町のアピールとしても、もっともっと発信していただきたいなという期待と、それに対してのご答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに私もこれは非常にいい条例だと、制定者がそんなことを言ったらおかしいのかもしれませんけれども、非常に前文からして、私は、これはすばらしい内容になっているというふうに思います。ですから、小田議員がおっしゃるように、これを誇るべき条例だということも、私は同じ考えてありますのでも、問題はやはり条例があればいいのだという話ではなくて、条例の中身をいかに実現していくかということでありますので、そのことも含めて、もう少し私も力を注いでいきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14時５分まで休憩いたします。

13：58　休憩

14：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原惠子議員の発言を許します。

野原惠子議員。

○９番（野原惠子）　通告に従いまして、次の質問を行います。

高齢者が安心して暮らせる介護保険制度へ。

介護保険は、2000年４月に施行後25年を経過しました。制度発足当初と比べると、サービス利用者数は３倍以上に増え、高齢者の暮らしを支える制度となっています。

しかし、介護をめぐる厳しい現実があります。この25年間、政府が給付を削り、利用者負担を増やす制度改悪を重ねてきたからです。とりわけ、2024年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業所の経営は極めて深刻です。2024年の訪問介護事業者の倒産件数は81件、2025年１月から11月は85件（株式会社東京商工リサーチ調査）と過去最多となりました。事業所の規模や地域を問わず、倒産や事業存続を左右しかねない規模での減収が生じています。

その結果、2025年６月現在、115町村が訪問介護事業所ゼロ、残り１か所が269市町村となっています。訪問介護は在宅生活を支える基本サービスですが、事業所が減少し一部の自治体・地域では既に

介護崩壊が始まっています。

また、訪問介護の担い手であるホームヘルパーの不足と高齢化が急速に進んでいます。今、介護保険制度は、利用者にとって必要な介護を受けられない、事業者にとって人手不足と経営難で地域の介護需要に応え切れないという、深刻な事態が明らかになっています。安心して活用できる介護保険制度を求め、以下の点について伺います。

１、国に求めていくことについて。

（１）介護事業所が安定的に事業を続けられる介護報酬制度にすること。

（２）介護サービス利用料の２割負担の対象者の拡大を行わないこと。

（３）ケアプランの有料化を行わないこと。

（４）要介護１、２の生活援助サービス等の総合事業への移行を行わないこと。

２、在宅介護の過去３年間の年次ごとの利用状況について。

（１）地域包括支援センターに対する相談件数。

（２）（１）のうち権利擁護の相談件数。

（３）権利擁護の相談を受けて訪問した件数。

３、町独自の支援策について。

（１）訪問介護事業所への燃料代補助を。

（２）介護従事者及びケアマネジャー（介護支援専門員）の人件費の補助を。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　野原議員のご質問にお答えいたします。

「高齢者が安心して暮らせる介護保険制度について」であります。

ご質問の１点目、「国に求めていくことについて」であります。

一つ目の「介護事業者が安定的に事業を続けられる介護報酬制度にすること」についてであります。

介護報酬の改定は、原則３年に１度のサイクルで行われ、常にその時々の社会情勢や環境の変化に対応できるよう見直しが行われております。

東京商工リサーチが本年１月９日に公表した資料によると、令和７年の全国の介護事業者の倒産件数は176件、また同月23日に公表した資料によると、同年の全国の介護事業者の倒産以外で事業を停止した休廃業・解散件数は653件と過去最多となっております。

介護職員の賃金は、厚生労働省の「令和６年賃金構造基本統計調査」によると、賞与込み給与は30万3,000円と全産業平均の38万6,000円に比べ、８万3,000円低い状況となっております。

こうした状況を受け、国では、令和７年度補正予算において、９年度の報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護職員給与を最大で一月当たり１万9,000円の引上げを目指すとしたところであります。

なお、令和９年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識の下、「介護事業経営実態調査」等において介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応が予定されており、町といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。

また、町は、昨年６月25日に町内37の全ての介護事業所に対して、人材確保の現状を把握すべく調査を行い、得られた結果を基に、10月の北海道町村会政策懇談会における政策課題として、「将来にわたって質の高い介護の維持と介護職の人材確保に向けた支援の拡充」を求めたほか、本年７月には、国や道に対する十勝圏活性化推進期成会の令和９年度要望事項としても提出することとしているところであります。

二つ目の「介護サービス利用料の２割負担の対象者の拡大を行わないこと」についてであります。

現在、２割負担の対象者は、世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、２人以上の世帯で346万円以上463万円未満の方となっており、本

町では、昨年８月１日時点での要介護要支援認定者1,753人のうち、負担割合が１割の方は1,659人、率にして94.6パーセント、２割の方は67人、率にして3.8パーセント、３割の方は27人、率にして1.6パーセントとなっております。

国は、昨年12月15日に開催した社会保障審議会介護保険部会において、医療保険制度との整合性や利用者への影響を踏まえつつ、年内の決定を見送り、引き続き検討を行うとしたことから、町といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいります。

三つ目の「ケアプランの有料化を行わないこと」についてであります。

ケアプランは、現在、その作成費用の全額を保険給付費で賄っているため、利用者負担はありませんが、国では、令和９年度から始まる第10期介護保険事業計画に向けて、ケアプランの有料化の議論が進められております。

高齢者人口の増加により、今後ますます介護給付費の増加が見込まれる中、介護保険制度の持続性と他のサービスとの公平性を確保するための議論でもあると考えておりますが､有料化された場合は、利用者やその家族の経済的な負担からサービスの利用を控えたり、専門職のアセスメントを経ずに過度に介護サービスを利用する可能性など、さまざまな問題が指摘されております。

ケアプランの有料化に当たっては、制度全体の公平性を確保した上で、利用者負担の軽減対策やサービスを提供する事業者への支援策も併せて議論する必要があると考えておりますが、現時点では、有料化の対象となる区分や利用者負担などの詳細が示されていないことから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

四つ目の「要介護１、２の生活援助サービス等の総合事業への移行を行わないこと」についてであります。

要介護１、２の生活援助サービス等に関する給付のあり方については、令和９年度から始まる第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に結論を出すとされ、これまで、国の社会保障審議会介護保険部会において検討が行われてまいりました。

総合事業の実施に当たっては、介護人材の不足が見込まれる中、要介護１、２の方には認知症の方も一定数見られるため、専門職によるサービスや認知症の方の受皿となる地域住民をはじめとする多様な主体による支え合いの仕組みが適切に連携する体制づくりが必要であり、昨年12月15日に開催された同部会において、引き続き、包括的に検討を行うと示されたことから、町といたしましては、引き続き、国の動向に注視してまいります。

ご質問の２点目、「在宅介護の過去３年間の年次ごとの利用状況について」であります。

ご質問の三つの項目については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

地域包括支援センターに対する過去３年間の相談件数は、令和４年度が1,316件、５年度が1,340件、６年度が1,239件の合計3,895件であり、このうち権利擁護の相談件数は、４年度が28件、５年度が26件、６年度が17件と３年間の合計は71件で、その内訳は、成年後見など後見人に関するものが32件、率にして45.1パーセント、経済的相談が28件、39.4パーセント、虐待の疑いに関するものが11件、15.5パーセントとなっております。

権利擁護の相談を受けた後に、生活実態等を詳しく確認するために訪問を行った件数は、令和４年度が９件、５年度が８件、６年度が６件となっております。

高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスを始めとする各サービスの利用契約、金銭及び財産の管理が困難な認知症高齢者の増加が予測されますことから、町は、地域包括支援センターを拠点にケアマネジャーなどが参加する地域ケア会議での情報共有や意見交換をはじめ、後見実施機関である社会福祉協議会や消費生活センターなどの関係機関と連携を進めるなど、権利擁護の推進に努めてまいります。

ご質問の３点目、「町独自の支援策について」であります。

一つ目の「訪問介護事業所への燃料代補助を」についてであります。

先にご説明しました、令和７年の全国の介護事業者の倒産件数176件のうち、サービス種別では訪問

介護事業所が最も多く91件、率にして51.7パーセント、倒産以外で事業を停止した休廃業・解散件数は、全体で653件のうち訪問介護が最も多く465件、率にして71.2パーセントであり、令和６年度介護報酬のマイナス改定等の影響、燃料費や物価高騰が経営を悪化させているほか、ヘルパー等人材不足がその理由として挙げられております。

こうした状況を受け、国では、令和７年度補正予算において、介護事業所等がサービスを円滑に継続するため、施設の規模に応じて１事業所当たり20万円から50万円までを上限として補助するほか、北海道では、物価高騰の影響を受けている介護施設などの負担軽減を図るため、光熱費として１事業所当たり５万2,000円を補助することとしており、町内の訪問介護事業所からは、「経営改善に向け満足できる支援で、本当に助かる」との話を伺っておりますことから、町独自の支援は考えておりません。

二つ目の「介護従事者及びケアマネジャー（介護支援専門員）の人件費の補助を」についてであります。

国が公表した「令和８年度介護報酬の見直し案」では、令和８年度介護報酬において、期中改定を実施することとし、改定率はプラス2.03パーセントとなるほか、これまで介護職員処遇改善加算の対象外となっておりました居宅介護支援等についても、新たに処遇改善加算を設けることとされました。

人材の確保については、町内の介護事業者からは、人材確保に関する支援策を求める声があり、町といたしましては、高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要がますます高まる中、介護サービス事業者の人手不足などの理由により、必要なサービスを受けることができないといった事態は避けなければならないと考えております。

このため、第10期介護保険事業計画の策定において、介護人材の確保や定着、育成に必要な取組を検討するため、町内の介護サービス事業者に対して介護人材実態調査を行う予定であり、他自治体の事例も含めて研究してまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　１点目の介護事業所に安定的な事業を続けられる介護報酬制度にすること、これは国に求めていくこととして質問をしております。

この介護報酬ですけれども、この介護保険の負担に関わる負担の割合、これは介護保険料が50パーセント、国が25パーセント、これは調整交付金も含まれております。都道府県市町村がそれぞれ12.5パーセントずつです。

それで、こういう中では、やはり国が介護保険そのものに対する支援の負担割合、これをもっと引き上げていくことを求めていくことによりまして、介護保険料ですとか、各自治体の負担割合が軽減される、このように考えます。

と言いますのは、やはり高齢化になりまして、介護保険料の負担、これは大変高齢者にとっては重いものになってきておりまして、施設の建設ですとか、サービスが充実させればさせるほど、また介護保険料が引き上がっていく、こういう制度の内容になっております。こういう点では、やはり国の責任として国の割合を引き上げていく、ここが大事だと思いますが、その点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この件については、これまでもさまざまな議論をさせていただいておりまして、私も、国がしっかりとまずは財政対策をすべきだということで考えは変わっておりませんし、今後においても、しっかりと国のほうで措置をしていただくこと、これがまず基本であるというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　私も本当にそのとおりだと思っております。

それで、この間、介護報酬の引下げによりまして、特に訪問介護事業所など倒産に追い込まれる、

廃業に追い込まれる、こういう状況が答弁の中でも明らかになっております。ここにはやはり介護の３年ごとに見直しされる報酬の改定、そこでどう対策を取っていく、これだけでは不十分だと思いますので、やはり国がきちっと国庫負担を増やしていく、これが本当に大事だというふうに思っております。その点は思いを同じにするところでありまして、町村会とかそういうところで意見を上げていくということも答弁の中にありますので、さらにそこを、これは全国の問題でもあると思うのですけれども、地方から声を上げていくことによって、その声がより多く国に届くと思いますので、改めて言うまでもないのですけれども、ぜひその声を大きく上げていっていただきたいと思います。

次に、介護サービスの利用料２割負担の対象、こういうところで、今答弁にもありましたように、確かに人数は少ないのです。１割が1,659人、それで94.6パーセント、２割は67人で3.8パーセント、３割は27人で1.6パーセントという答弁でした。ここで危惧されるところは、まず、こういう年金収入、仕事も入っていると思いますけれども、そういうところの人数の少ないところから３割、２割としていきまして、今、１割の人たちの中のところの区分を細かく分けて、負担割合が高くなるのではないかという心配があります。ですから、人数が、今、率として少ないとしても、今まで国の政策の打ち出し方としてそういうところが見えますので、こういうところでも、やはり対象は少なくてもきちっと国に上げていく、引上げすべきではないというところを声を上げていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは介護保険だけに限らず、いろんな負担というものがあるわけでありまして、今は介護保険の話題になっていますけれども、これはやっぱりトータルで考えていかなければ駄目なのかなと思っています。

というのは、日本国憲法25条で、健康で文化的な最低限の生活が保障されているわけですから、それは本当にぎりぎりの食えるお金という意味ではなくて、さらにもうちょっと上乗せした余裕のある生活が、憲法で言うところの健康で文化的な生活でありますから、これが確保されるかどうかという視点に立って、さまざまな負担がどうなのかということを論ずるべきであると思いますし、介護保険で言うと、単身世帯で、年金収入、その他の合計所得金額が280万円以上340万円未満ですね。これを収入に直しますと400万円になります。実はこれ単身で400万円というのは果たしてどうかと、ここもしっかりとどの程度の生活ができるかということも考えなければならないわけでありまして、単身で400万円というと結構多いねという、そのような感じも私は持ってしまうので、それは実際どういう生活ぶりなのかということもしっかりと把握した上で、負担がどうなのかということも個々には考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　私の心配するところは、確かに町長がおっしゃったように、高齢者単身で400万円の収入、全体から見れば確かに多いと思います。ですから、この幕別町でも1.6パーセント、このぐらいの人たちだということでありますけれども、さらに、今これを認めたら、１割の人たちの負担、これが細分化されて、２割になっていく可能性、これが私透けて見えるのです。だからそこが心配されるところでありまして、高額の収入の方に応分の負担をしていただくというのは、それはそうだと思います。

今、町長、憲法に基づいて、最低限の生活を保障する、それはそのとおりだと思うのですけれども、これが進んでいくと、１割の負担も増えていくのではないか、そういう危険性もありますので、そこもしっかり踏まえた上での対応をしていただく、こういうことも国に意見を上げていくということは必要ではないかという、そういう視点ですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほど２割負担の例で申し上げました。当然、これを改正していくとするならば、今の１割負担のところの区分を分けて、今280万円と言っていますけれども、これを260万円にするのか、何ぼにするのか分かりませんけれども、そういった区分を新たに設けて、多分負担を増やしてい

く、それ以上については２割負担だということになっていくのだろうなというふうに思いますので、そこは、今のところ、その辺の詳細な情報分かりません。でも、これが本当に生活に困る、最低限の健康で文化的な生活ができない額、負担の限度を超えていることになれば、しっかりと我々も声を上げていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　今、町長おっしゃったように、2025年12月、厚労省の所得金額として、既にそういう細分化が示されております。230万円、240万円、250万円、260万円、こういうふうに検討の金額が示されていますので、これを、今は検討課題ですけれども、これがどの金額になるかによって負担割合が変わってくると思うのです。ですから、１割負担が２割負担になる所得の方たちのところに細分化されてのしかかっているのではないか、そういう危険性が見えてきますよということで、その懸念を、今、国にきちんと上げていくということが、高齢者の暮らしを守ることにつながると思いますので、そこも踏まえて、国の動向を見るのではなくて、地方からしっかりと今から声を上げていくことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　審議会、介護保険部会ですか、そちらのほうでは何案か示されているというお話でありましたけれども、そこは、過度な負担にならないようにという言い方しかないと思います。何万円は駄目だとか、何万円はいいとか、そういう要望の仕方はありませんので、やはり言うとしたら、もう過度な、本当にこれは１割負担のところを引き上げて、２割負担に持っていくということになりそうだとしたならば、タイミングというものもありますから、どのタイミングでやっていくのか。しかも要望の仕方としても、過度な負担にならないようという、幾らは駄目だよという言い方は、私はないのかなというふうに思いますので、そこは時期を見て対応しなければならない場面が出てくるのかなといふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　それでは、過度の負担にならないように、そこを強調して、１割負担の枠を縮めない、そこがやはり地方からしっかりと声を上げていただきたいというふうに思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　いや、その１割負担の分、何区分かおっしゃいましたけれども、そこのどこの区分がどうなのだというところの的確な判断というのは、今この場ではなかなか難しいので、そこは、今、私は、過度な負担という言い方をしました。ですから、これ実際には、過度な負担が、どこで区切ったら過度な負担になるかということも実際には出てくるわけですね。230万円は駄目だけれども、260万円だったらいいとかという、そういう判断も出てくるかと思いますので、そこはやはりしっかりと精査をした中で、要請活動をしなければ駄目かなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　次に、ケアプランの有料化について、これも有料化を行わないことという、国に上げていっていただきたいということなのですけれども、今、これは公費でしっかりと保障され無料です。これが有料化になる、このことも検討されております。やはりケアプランは、介護が必要な人が自分らしく安心して生活を送るため、これは介護の設計図と言われておりますけれども、それによって、それぞれの利用者が自分らしく暮らしていくためにつくられる、そういうサービスであります。

それで、やはりケアプランは、専門の知識を習得したケアマネジャーが、一人一人の支援者に適したプランを作成するというものです。

答弁の中では、専門家のアセスメントを経ずに過度な介護サービスを利用するなど、そのような可能性、さまざまな問題が指摘されております。答弁はそうなのですが、私は逆の立場も考えられると思うのですよね。有料になると、ケアプランをつくるために有料になりますので、そうすると、なかなか介護を受ける、そういう経済的な負担でちょっと長引かせるとか、そういう問題も起きてくるのではないかというふうに私は思います。この答弁のほかに私の思いですよね。有料化されることによ

って計画をつくれない、そういうことにならないようにするためには、やはり公費の中でしっかりとプランを立てていく、無料でケアプランをつくっていく、この視点が大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　負担が増えるということは、誰しも好まないことでありますから、それは確かに反対する、有料化しないことということは、言い分としては、私は間違っていないなというふうに思います。

ただ、問題は、今、野原議員がおっしゃった、もうケアプランを作成するのに金がかかるから、もうちょっと我慢しようやとか、そういうことは可能性としては起こるかもしれませんね、それは、余分な負担ですから、それは否定できないというふうに思います。

ただ、そのケアプランが有料化になったときに、これは介護保険の運営全体を見た中で、どうなのかということも一方では考えなければならないわけで、この負担が増えるのは嫌ですよ、嫌だけれども、だから反対だという論法は果たして通用するのかなと。全体の中でどう負担のあり方を考えるかということが大事でありますので、そこも踏まえた中で、この反対するかしないか、あるいはどの程度だったら許容できるのかということは、考えなければならないのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　全体の中で介護プランを有料にしていくか、今までどおり公費負担でやっていくかという選択ではなくて、介護保険を利用する高齢者にとって、それは限られた収入の中で介護保険制度を利用するわけですから、介護保険料はどんどん上がっていってきますよね。一方で、利用するときには利用料がかかる。そういう全体的な利用する立場から見れば、ケアプランの有料化は、限られた収入の中で利用できるお金、自分が使えるお金が少なくなるわけですから。

そして、今、幕別町でも、国民年金で暮らしている高齢者は約半数いますよね。そういう方たちから見れば、国民年金ですよ、収入が減るということになるのですよ。そういう立場から見たら、全体の介護保険ということであれば、介護保険料は引かれているわけですから、それは非常に生活の一部を削るということにつながるのですよ。そういう立場に立ったら、町長はどのようにお考えになるか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　そこだけ見れば、大変だなというのは、それはもちろん私も理解できますよ。ただ、介護保険の財政をしっかりと運営していくことが必要でありますから、ここはもちろん、国がある程度は、ある程度というか、しっかり国の負担すべきものを見た中で、それともう一つは、保険料負担も当然していただいていますけれども、これまたサービスの提供度合いと裏腹な面がありますから、サービスがしっかり受けられることが介護保険料にも跳ね返っていっているので、ここが裏腹なところなのですね。だから安ければいいのだったら、何も施設サービスなりできないよということもあり得る話なのですね。そういう施設サービスがないから、サービスの豊かさというか、それがないから介護保険料も安い。そうはならないですね、安ければいいという話ではないと思います。それはしっかりとしたサービスなり、訪問介護なりを受けられて、そして保険料が安いにこしたことないということですから、なかなかそういういいとこ取りというのは難しいのですけれども、そういう中において、どこまでが許容範囲かということの線を引かざるを得ない場面もあるのではないかなということを、私は言いたいわけであります。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　町長のお考えも、私は納得しませんけれども、そういうふうなお答えですから、それは町長の立場として。でも、私は介護保険制度に関わる介護事業に対する全体の経費、それに対する国の負担が非常に少ない。ですから、このことを求めるには、やはり国の負担を増やさなければ、押し問答になってしまうと思うのですよね。ですから、そこのところをしっかり上げていただいて、こういう事例もありますので、今３点挙げましたよね。利用料の負担割合を行わないこと、それからケアプランの有料化を行わないこと、そういうことも本当に利用者の立場に立って、国の負担割合は

どうなのかということを強く求めていっていただきたいというふうに思います。

次に、要介護１、２の生活援助サービスなのですけれども、この点についても、また同じようなことが言えるかなというふうに思うのですけれども、要介護１、２の生活援助サービス、総合事業へ移行するということなのです。今は介護保険制度ですから、利用は、それは給付ですから、給付ですよね、国の責任で、介護保険制度の責任で行う。それが総合事業へ移行するということでは、サービスとしては、前回質問したときに、総合事業に移ったとしても、介護サービスは、幕別町の場合は変わることはないと、町長、答弁されたというふうに記憶しております。そうなのですけれども、その事業に移るということは、やはり責任の度合いと、それから財源の問題が違ってくると思うのです。ですから、私は国の責任で、しっかりと要介護１、２のサービスを行うべきだというふうに思います。

それで、答弁の中では、認知症の方もおられるということで、そこではやはり専門職によるサービスが必要だという答弁されています。そうすると、今は町長は変わらないとおっしゃっていましても、いつどのような状況で、国の責任と自治体の責任で分かれてくる。私は国の責任で行うべきと思うのですが、町長はいかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、もう少しトータルで財源を考えないと、はっきり国だとか、町だとか、これは被保険者が負担するとかということは、なかなか断言できないわけであります。

ただ、やはり介護保険制度をしっかりと運営していくことが何より大切だということと、もう一つは、いわゆる切り捨てに遭わない、本当に必要な人が切り捨てられないということも、一方では守らなければならないところでありますので、ここを勘案しながら、その辺の負担については考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　本当に切り捨てに、そういう言葉は使いたくないけれども、結果としてそういうことになる可能性もあり得る。事業というふうに移行しますと、そういう危惧もありますので、やはり国の責任で、給付で行うということのほうが、自治体にとっても、これは安心して利用したい高齢者が、安心して介護サービスを受けられることにつながると思うのです。ですから、確かに町で事業として、総合事業に移すことに何ら問題はないとしても、責任の度合いとか、また同じようなことになりますけれども、そこが一番心配されるところなのです。ですから、私は国の責任できちっとサービスを利用できる、そういう体制にしていくべきということを声を上げていかないと、介護１、２、今度、介護３も国のというふうに、全部、さっきも申しましたように、ケアプランもうそうですけれども、総合事業に、総合事業に移されていくという危険性があるのではないかという心配がありますので、そういう点では歯止めということで地方から声を上げていく、一番利用者に密着している地方から声を上げていくことが必要ではないかと思います。いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　そこは同感であります。やはり譲れないところをしっかり死守していかなければならない、この姿勢は堅持しなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　分かりました。ぜひ国に意見を上げていって、町長一人だけではなくて、町村会とかそういうところからも声を上げていく､そこで大きな力発揮できるのではないかと思いますので、ぜひ声を上げていっていただきたいと思います。

次に、在宅のほうなのですが、在宅介護の３年間の年次ごとの利用状況なのですが、先ほど、要介護、要支援認定者1,753人という答弁でした。

それで、この相談は要介護、その認定者以外の方の相談もあると思うのですけれども、件数が1,300人、1,340人、４年度は1,239人、合計で3,895人。まあ同じ方が相談されているというのもあると思うのですけれども、これだけ相談件数が多いということは、やはり高齢者とか家族の不安とか、そういうものが随分あるのだなというふうに思いました。この中で、権利擁護だとか、訪問件数も示してい

ただきました。

けれども、相談件数が多いということで、やはり家族の皆さんとか、そういう不安、そして訪問介護の必要性が、この数字から見て明らかになったと私は思っております。そういう意味では、訪問介護の存続が、本当に地域の高齢者にとって大切な事業の一つだというふうに、私はこの数字から見て思いました。この数字について、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（西嶋　慎）　令和６年度1,239件、令和５年度1,340件、この数字につきましては、包括支援センターに対して、本人や家族、近隣住民、そして地域のネットワークなどを通じてさまざまな相談を受けます。その中では、当然、在宅のサービス、どのようなサービスを使ったらいいかなとか、施設介護をどのような施設に入ったらいいかなとか、そういった相談も含めて、全体の相談件数でございます。そのうちの権利擁護等に対する件数については下記のとおりということで、最も多いのは在宅サービスが、やはりどのようなサービスをしたらいいかとか、どうやって生活していったらいいか、そういった相談が一番やはり多いです。在宅サービス関連は、令和４年度は726件、令和５年度は767件、令和６年度は714件となっており、次に、どのような施設がいいだろうかとか、そういった相談が、施設サービス件数として、令和４年度は79件、令和５年度は88件、令和６年度は104件という形で、そのサービスが多いです。このため、この件数というのは1,300件となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　今、課長が答弁されたように、やはり悩みはさまざまだと思いますね。それで、施設利用の件数が増えている。こういうところでは、やはり私たちも地域を歩きまして、高齢者の悩み、これからを含めて、どういうに施設入ったらいいのだとか、どういうところがあるのか、大変そういう不安が多く聞かれます。ですから、そういうところにやはりしっかりと対応できるような町の体制も必要なのかなというふうに思いますね。さまざまな施設の、こういう施設がありますよ、高齢者はどういうふうな利用の仕方がありますよという一覧表も、町では発行していると思うのですけれども、それはしっかりと高齢者の世帯とか単身者の方に伝わっていないのかなというふうに思うのですね。ですから、そういう施設や何かもきちっと伝わるような手だてを取っていくということも、必要ではないかと思いますので、そういう手だてをぜひ取っていっていただきたいなと思います。

それで、次に移りたいと思います。

町の支援ですけれども、今、答弁の中では、事業所に対しまして、国は１事業者当たり20万円から50万円、道は光熱費として５万2,000円補助するという答弁がありました。

それで、訪問介護の場合には、都市型の訪問介護という、集合施設や何かですと、移動期間が短いですから、経費はそんなにガソリン代とかそうかからないと思うのですけれども、地方でとか山間地域は一件一件移動して歩かなければなりません。それは介護報酬には含まれていないのです。ですから、今示されたように、訪問介護事業所の倒産件数、閉鎖件数が大変多くなってきております。そういう点では幕別町で、前回聞いたときには、倒産とかそういうのは少ないというふうに答弁されておりましたけれども、これからはガソリン代も本当に上がりまして、事業所の負担も大きくなると思うのですね。ですから、国、道が、このように補助しているのであれば、町としてガソリンの補助、そういうことも必要かなというふうに思いまして質問に上げたのですけれども、そういう手だても必要ではないかというふうに思います。

それともう一つ、人件費、介護従事者、ケアマネジャー、この人件費の補助も、私、質問で上げております。それで、今、介護従事者は、示されたように、全事業所は月額８万3,000円ですけれども、介護従事者は６万9,000円、平均して、国は１万7,000円を助成するというふうに答弁されております。そうしますと、介護従事者は全事業所の平均よりも約６万ちょっと低いのですよね。ですから、国が今後報酬の中で引き上げるとは言っても、まだまだ追いつかない状況なのですよ。ですから、今、介護人材が非常に少なくて、介護事業所の運営も大変という中で、やはり人件費の補助を行っていくべ

きではないかというふうに思っております。町としては考えていないということなのですけれども、そういうことも踏まえまして、ガソリン代ですとか、人件費の補助が必要だというふうに私は思います。

また、ケアマネジャーなのですけれども、ケアマネジャーは、国の報酬の中に含まれておりませんよね、助成の中に。これは、これからは含まれていくということも答弁の中であるのですけれども、今は含まれておりません。それで、ケアマネジャーは、シャドウワークというそうなのですけれども、家事、育児、介護、サービス残業など、賃金が支払われず、社会的に評価されにくい、目に見えない労働、こういうふうに見られておりまして、介護従事者よりも賃金が低いということが、今言われております。

ですから、そういうことも含めまして、賃金の補助が必要だと思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　全国的に見ると、冒頭に申し上げたように、８万3,000円ほどの月額で違うという実態があるということであります。そういう中で、国が、本来は９年度なのですが、８年度の期中で報酬を上げて、一月当たり１万9,000円の引上げを目指すという補正予算も組まれているわけであります。この額が、どこまで満足できるかどうかはちょっと分かりませんけれども、ただ、担当のほうで、介護事業所に今回の国なり道なりの補助によって、どのような感じですかと、ありがたいですか、どうですかという、そういう感触を聞いているわけなのですが、そういう中で非常に助かると、そういうお答えでありましたので、まずは今しのげるかな。

ただ、来年度、次期の介護保険事業計画をつくる際に、アンケート調査、実態調査もやりますので、そういう中での結果として、どういう数字が出るのかによっては、どうするかということは考えなければならないですし、これ働いている人は介護職だけではなくて、全産業でいろんな方がいらっしゃいますので、なかなか介護だけというのは難しいと思うのですね。ですから、そこは全体のバランスも考えながら、介護の実態がどうであるか実態を把握した上で、町としての対応を考えなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　全体のバランスも考えて検討していきたいということなのですけれども、数字から見て、介護従事者の賃金が低いというのは明らかだというふうに思います。町長もそのようにお考えだと思うのです。ですから、そういう志を持っていても、自分たちの暮らしから、それから労働条件なんかを考えると、なかなかその職場にとどまっていられない、介護の仕事は好きだけれども、やはり生活から考えてとどまっていかれないという声も届いております。若い世代の方もそこになかなか足を踏み込められない、そういう点では、急いで近々に賃金保障が私は必要ではないかというふうに思います。

それで、これは新潟県の事例なのですけれども、新潟県の村上市というところで、介護報酬改定を待たずに事業者支援を行っている。ガソリン代とか人件費の補助ですね。財源はどうするかということで、これはこの次の介護報酬の引上げを待たずに、その間だけで、これから引上げする期間だけでも基金を取り崩して、ガソリン代、車代、それから人件費の補助をするということを決めているのですね。それで、その基金を使うときには、やはりここは市なのですけれども、単独では決められないので、県に問い合わせたら、そういうところに使うのであれば、基金を使ってもいいという県の判断を得て足を踏み出した。これ全国で初めてだというのですけれども、そういうことも検討されているということなのです。

今、幕別でも介護に従事する方が不足していて、なかなか介護保険施設を利用したくても、受け入れられないという状況もあるというふうに聞いております。ですから、長くというふうになりますと、これまた町も基金を使うということにはいろいろ課題もあると思うのですけれども、短期間でもそういう手だてを取る必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　ちょっと今、村上市の例をご説明していただきましたけれども、本来でないですよね。結局は、介護保険料を集めて準備基金に積み立てておくのを使えるということは、介護保険料をもらい過ぎだということなので、果たしてこれはどうなのかなと、そんな思いも実は私はしているわけで、私はてっきり今回の重点支援交付金、それを物価高騰対策の重点支援交付金を使ったのかなというふうな思いで聞いておりましたけれども、準備基金を使うというのはちょっと果たして県が何ぼ言ったからいいのではなくて、本当に被保険者がそれでいいのでしょうか。私はそういう思いを今聞いて感じました。そこは、ただそういうことで、市がそういう判断をしたのであれば、それはそれでいいのですが、我が町においては、そういう判断にはならないなというふうに思いました。

使うなら、先ほど申し上げた重点支援交付金が、去年11月に４億円ほど来ましたので、そういう中でどういう産業に支援をするかということを、どういう産業、どういう人たち、全町民、全産業、全事業所が影響受けていますので、そういう中で一番弱い方というか、困っている方に支援をするという観点の中で、４億円の使い道は決めたところでありますので、これ以上なかなかお金がないので、そこに介護の賃金のために介護人材の賃金に充てるというのは、それこそ全国的には低いのは分かっています。ただ、我が町は果たしてそうなのかということは、同じことが言えるかどうかは分かりません。これは、いろんな産業があります、本当に。特に第一次産業は、やっぱり農業者は別にしても、かなり厳しい低所得の方がいらっしゃるという認識を持っていますので、そういう方たちも含めてどこに光を当てればいいかというのは、簡単にはいかない話であって、今この時点で、介護人材の賃金に基金を取り崩して、あるいはどこかから、税金から充当して支援するということは、お答えかねるというところであります。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　経済対策ということであれば、福祉関係、介護保険も福祉の大きな役割を果たしておりますので、そういう方々が地域で暮らしていて、そういうところで働く、そういうふうになりますと、地域でお金を使います。ですから、福祉産業は地域の活性化にもつながる、経済効果もあると思うのです。経済対策というふうにお考えでしたら、そういう財源の使い方も有効ではないかというふうに私は思うのですね。

私は、今、基金ということで、新潟県の村上市の例を出しましたけれども、経済効果ということであれば、福祉とか、医療とか、そういう介護ですとかということは、幕別町に住んでいる方が、そういうところに働いていただくことによりまして、地域の経済が回ります。そういう対策も経済対策の一つではないかと思うのですけれど、その点はいかがですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　そうですね、経済対策は、どなたに支援をしても経済対策はあるのですよ。ただ、その中で、どこに対する支援が一番正しいとは言いませんね、必要なのかと。重要性の上で必要なのかとなったときには、やはり一番困っている人たち、これは低所得者であったり、あるいはもう一つ、全町民と言いましたから、今回のまくPayなんかは、そういう意味では全町民に対する支援、これはもう間違いなく経済対策になりますので、そういう経済対策をする上でも、どこに重点的に対策を打っていくのかということは、ここはやはり選択と集中ではありませんけれども、お金がたっぷりあるのなら、どこにでもいわゆるばらまきのようなことはできますけれども、それもできないので、どこが一番有効かということを考えた上での今回の対策だったというふうに理解をしていただければと思います。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　全町民と言っても、全てというか、それぞれに教育の分野ですとか、今は商工会の分野ですとかというふうに考えれば、介護保険、高齢化率、幕別は35パーセントかそれ以上いっていますよね。そういう分野約３割の人口対象にというふうになります。これもやっぱり経済対策の一つになるのではないでしょうか。そういうふうな考え方をすれば、介護に関わるところに対策を、経

済支援をしていくということも考えられるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　はっきり言って考えられません。結局、介護人材のところに、従業員に支援するということは、経済対策にはなります。なりますけれども、それよりももっと大きい効果があるのは２万5,000人一人一人に１万円を配付するほうが、はるかに経済対策としては効果があるのではないでしょうか。そういう観点で、今回のまくPayの１万円という部分は、全町民がやはり困っておられるというところから、経済対策も含めて、これは町民に対する支援ですから。商工会に対する支援ではありませんので、そこは誤解をなさらないで、町民に対する支援として、今回は、全町民、全事業所が影響を受けているという観点から、全町民に対して１人１万円チャージをするという決定をしたわけであります。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　まくPayの経済対策、これは私はいろいろ意見を持っていますけれども、わきに置きます。時間かかります。
　そういう高齢者に、介護施設、それから介護支援、そういうところにも、経済対策としてまだまだ活用できる金額がありますから、それの一部でも、そういうところに使用することも考えられるのではないかという提案であります。そういうことです。そのように考えますが、いかがですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　福祉介護施設に全く支援をしていないわけではありません。今回の経済対策においても、特に国の支援を受けられないところに対して、そこはやっぱり困っているだろうと、小規模であってもですね、そういうところに対して、総額1,200万円の各事業所に対して支援もしているわけでありますので、そこもご理解していただきたいなと思います。
○９番（野原惠子）　終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、野原惠子議員の質問を終わります。
　この際、15時15分まで休憩をいたします。

15：05　休憩
15：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　次に、酒井はやみ議員の発言を許します。
　酒井はやみ議員。
○７番（酒井はやみ）　通告に従いまして質問いたします。
　１、外国人住民との共生について。
　本町では、外国人住民が10年前に比べて約５倍になっており、地域社会の一員として暮らし、地域経済の担い手となっています。一方で、言葉の壁や生活習慣の違いから、地域との関わりが十分に築かれていない場合もあります。また、全国的には差別的言動や根拠のない情報の拡散などが社会的課題として指摘されており、共生社会の基盤をどのように築いていくかが問われています。憲法が保障する基本的人権は、国籍にかかわらず尊重されるべきものであり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める上で、町の姿勢と具体的な取組が重要であると考え、以下について伺います。
　（１）外国人への差別的言動や排外主義的な動きに対する町の見解は。必要な啓発をどのように行っていくのか。
　（２）外国人住民の主な就労分野は。また、今後の動向の見通しは。
　（３）生活相談体制や多言語、易しい日本語での情報提供の現状と課題は。
　（４）外国人住民が地域活動や町内会活動に参加するための支援策は。
　２、防災を通じた地域コミュニティづくりについて。

町内会加入率の低下や担い手不足が広がる中、地域コミュニティの維持が大きな課題となっています。災害が頻発する今日、命を守る基盤となるのは日常からの顔の見える関係であり、防災の取組は地域のつながりを強める重要な契機になると考えます。一方で、各町内会での活動には、人的、財政的な限界もあります。持続可能な地域防災体制の構築、さらには地域コミュニティの維持・活性化に向けては、行政による継続的かつ実効性ある支援が重要であると考え、以下について伺います。

（１）町内会単位での防災訓練の実施状況と課題は。また、未実施の町内会に対する支援をどのように考えているか。

（２）複数の町内会による合同防災訓練や防災に関する出前講座について、町として計画や支援をする考えは。

（３）防災を契機とした取組にとどまらず、町内会をまちづくりの基盤としてどのように位置づけているか。また、町内会が相互に経験を学ぶ機会や課題相談を行う仕組みの整備を含め、今後の町内会支援についてどのように考えているか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　酒井議員のご質問にお答えいたします。

「外国人住民との共生について」であります。

ご質問の１点目、「外国人への差別的言動や排外主義的な動きに対する町の見解は。必要な啓発をどのように行っていくのか」についてであります。

近年我が国では、外国人労働者の増加やインバウンド需要の高まりによる経済効果を期待する声が高まる一方で、文化やモラル、生活習慣の違いなどから生じるトラブルが問題視されており、ネット上のSNSでは、外国人に対する差別的な発言や偏見を助長する書き込みなどが増えております。

本町におきましても、労働者をはじめとして在住外国人の方々が増えてきておりますが、外国人への差別的言動や排外主義的な動きは許されるものではなく、全ての住民が互いに尊重し合い、安全かつ平等に生活できる社会の実現を目指すとともに、異なる文化を尊重し合いながら共存する多文化共生社会を推進する必要があると考えております。

町といたしましては、差別や偏見を防ぎ、多文化への理解を促進するため、国籍や文化の違いを尊重する姿勢を広める取組を行うべきと考えており、幕別町国際交流協会が海外研修生に対し行う異文化を学ぶ体験会や、留学生を講師に招いて実施する講演会の周知のほか、本町も構成団体の一員となっている十勝インターナショナル協会も多文化共生に係るイベントを実施しており、本町も構成団体の一員として多文化共生活動に努めているところであります。

ご質問の２点目、「外国人住民の主な就労分野は。また、今後の動向の見通しは」についてであります。

本町に在住する外国人は、令和８年１月末現在314人で、うち技能実習や特定技能等の在留資格により就労されている方は272人であります。

これらの方々の就労分野につきましては、住民登録に必要な在留カードにその記載がなく、特定することはできませんが、町内事業者の事業活動の状況を鑑みると、主に製造業や農林業、介護・福祉事業、観光業等の分野で就労されていると推察しているところであります。

今後の動向の見通しにつきましては、人口減少が進み労働者不足が見込まれる中、これまでの傾向にとどまらず、他分野においても外国人労働者に頼らざるを得ない状況が加速するものと考えております。

ご質問の３点目、「生活相談体制や、多言語・易しい日本語での情報提供の現状と課題は」についてであります。

外国人の住民が増える中、生活に必要な手続や案内などが外国人の方々に正確に届くよう、多言語化や易しい日本語での情報提供が求められています。

本町では、外国人の方が主にインターネットで情報を収集する傾向が強いことを踏まえ、令和７年

のホームページリニューアル時に、グーグル翻訳を活用した多言語表記機能を採用しており、英語や中国語、東南アジア諸国など、ほぼ全ての言語で情報提供することが可能となっているほか、易しい日本語表記の機能も加え、一定程度の日本語の読み書きができる外国人の方が情報を把握しやすい仕組みを整えております。

また、平成31年３月から生活課題の相談を総合的に受け止める「よろず相談窓口」を設置しており、複数の生活課題が存在する場合には、関係する部署や関係機関と連携するなど、包括的な支援体制で対応に当たっているところであります。

よろず相談窓口においては、現在までに外国人の方から生活や暮らしに関する相談はありませんが、相談があった際は、スマートフォンの翻訳アプリなどを活用し、相談者と意思疎通を図りながら相談支援を行うほか、必要に応じて「北海道外国人相談センター」と連携を図りながら対応に当たってまいります。

ご質問の４点目、「外国人住民が地域活動や町内会活動に参加するための支援策は」についてであります。

令和８年１月末現在、幕別町の人口は２万4,990人であり、そのうち外国人住民は314人で、全体の約1.3パーセントを占めております。

外国人住民の約９割は特定技能外国人や技能実習生であり、町内の特定技能所属機関や企業に所属しながら、地域の産業を支える重要な役割を担っております。

一方で、外国人住民も日本人住民と同様に、幕別町に居住する一住民であり、地域社会の一員として位置づけられるべき存在であります。

このため、外国人住民に特別な優遇措置を講じることは必ずしも望ましいものではないと考えており、「日本人だから」「外国人だから」という区別を設けることなく、公平で対等な立場を尊重する環境を整え、地域活動や町内会活動に自然に参加できる形での支援を進めることが行政としての役割であると考えております。

しかしながら、多文化共生社会の実現に向けては、国籍や言語の違いによるコミュニケーションの課題や、文化的背景の違いへの配慮も必要でありますことから、町といたしましては、特定技能所属機関や企業との連携を強化し、交通やごみ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練、災害対応に関する案内など、関係機関に対し必要な協力要請を行ってまいります。

また、町内会には、生活のルールやごみの分別方法など、易しい日本語や多言語表記などにより、外国人住民とのコミュニケーションが図られるようパンフレットを作成するなどの支援に努め、外国人住民が地域活動や町内会活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「防災を通じた地域コミュニティづくりについて」であります。

ご質問の１点目、「町内会単位での防災訓練の実施状況と課題は。また、未実施の町内会に対する支援をどのように考えているか」と、ご質問の２点目、「複数の町内会による合同防災訓練や防災に関する出前講座について、町として計画や支援をする考えは」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町では、令和２年４月から内閣府の定める地域防災マネジャーの資格を有し、災害派遣などの豊富な経験を持つ防災マネジャー１名を任用し、町民の防災意識の向上や自主防災組織の組織化の推進、円滑な避難行動及び自発的な避難所運営体制の構築に向け、地域の防災力の底上げに取り組んでおります。

自主防災組織は行政区単位で組織化されており、令和８年２月28日現在、113行政区中52行政区で組織化され、組織率は46.0パーセントとなっております。

また、全世帯数に対する自主防災組織の活動カバー率では75.0パーセントとなっております。

地区別では、幕別市街地区が20行政区中11行政区、札内市街地区が41行政区中31行政区、忠類市街地区が５行政区中全ての行政区、農村地域では47行政区中５行政区となっており、農村地域で組織率が低い状況にありますが、農事組合活動や町内会活動を通じた日常的な地域の結びつきが強いことか

ら、実質的には一定の共助体が機能しているものと考えております。

防災訓練の実施状況につきましては、町内会単位での防災訓練が、令和５年度に４町内会で各１回、６年度に１町内会で１回、７年度は２月末現在で２町内会において各１回実施しております。

また、複数町内会が合同で実施する防災訓練は、令和５年度に１回、６年度に２回、７年度は２月末現在で１回となっております。

町内会や老人クラブ等を対象に実施した出前講座については、令和５年度に16回、６年度に19回、７年度は２月末現在で15回実施しております。

一方で、地域における活動の担い手不足や役員の固定化などにより、単独の町内会での自主防災組織の設立や継続的な訓練の実施が難しいとの声もあり、組織化の推進と活動の継続が課題となっております。

このような状況を踏まえ、町としましては、出前講座の積極的な周知と活用促進に努めるとともに、防災マネジャーが訓練の企画段階から関わるなど、よりきめ細かな支援を行う考えであります。

また、単独町内会での実施が難しい場合には、複数町内会による合同訓練を推奨し、日程調整や内容構成に関する助言など、実施に向けた調整支援を強化してまいります。

防災訓練の未実施の町内会に対しては、町内会連絡会議等の場を通じた働きかけに加え、短時間や小規模でも実施可能な訓練メニューを提案するなど、取り組みやすい形での支援を行い、防災活動への参加の裾野を広げてまいります。

災害時における共助の体制づくりは地道な積み重ねが不可欠であり、今後におきましても、地域の実情を丁寧に把握しながら、町内会や自主防災組織と連携し、持続可能な地域の防災力の向上に努めてまいります。

ご質問の３点目、「防災を契機とした取り組みにとどまらず、町内会をまちづくりの基盤としてどのように位置づけているか。また、町内会が相互に経験を学ぶ機会や課題相談を行う仕組みの整備を含め、今後の町内会支援についてどのように考えているか」についてであります。

地域コミュニティの衰退が懸念される中、これからのまちづくりにおいては、住民と行政がそれぞれ責任を担い、自助、共助、公助の視点から役割分担を行う協働のまちづくりを推進していくことが重要であると認識しております。

特に、共助を担う町内会の役割は極めて大きいものでありますことから、支援を必要とする住民への対応や防災活動など、町内会による地域活動をより一層促進していく必要があるものと考えております。

町といたしましては、町内会の自主的かつ主体的な地域活動を支援する「町内会活動支援交付金」や、地域住民が行政と協働して行う各種事業を支援する「協働のまちづくり支援事業交付金」による側面的な支援を継続するとともに、町内会連絡会議を通じて、地域での優良事例の紹介や地域課題への取組など、町内会相互において情報共有の機会の充実に努めてまいります。

また、少子高齢化や人口減少の進行により、地域によってはコミュニティ活動の継続が困難となっている町内会もありますことから、地域の声を丁寧にお聞きしながら実情を把握し、今後の組織のあり方について十分に協議した上で、地域課題の解決に向けた支援に取り組んでまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　それでは、再質問いたします。

外国人への差別的言動についてです。答弁では、外国人への差別的言動や排外主義的な動きは許されるものではなく、全ての住民が互いに尊重し合い、安全かつ平等に生活できる社会の実現を目指すとして、異文化体験会や講演会、イベントなどで多文化の理解を図るというお答えでした。これは住民理解を深める上で、きっかけとして大切だと思います。ただ、全国的には根拠のない情報や偏見が広がり、外国人への規制強化やヘイトスピーチなど排外主義的な動きも見られます。

懸念しているのは、町の子どもたちもそうした潮流や動きに日常的に増える環境にあって影響を受

けていること、また、町内に住んでおられる外国人住民の皆さんがこうした潮流、動きに対して不安や疎外感を感じていないかということです。

体験会などだけでは対象は一部に限られますし、こうした誤った潮流を正すには十分ではないのではないかというふうに思います。町として、誤った情報や排外主義への対応も含めた啓発を行う考えはありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町内においては、そういった事例は聞き及んでおりませんけれども、これは幕別町だけの問題ではなくて、北海道、全国的な問題だろうというふうに思っております。そうなりますと、これは幕別町だけがやっても、やはりなかなか収まり切らないわけでありますから、私は全国的に著名人の方が、北海道であれば例えば北海道知事が、あるいは全国であれば総理大臣がとかあるいは俳優であったり著名な方、そういう方が呼びかけをすることがやはり一番効果があるのかなというふうに思っておりますので、これはやはり一部地域の問題ではなくて、日本国全体の問題として、私はこれが激しさを増してきたら、そういう対応が必要だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　昨年11月に、全国知事会も多文化共生社会の実現を目指す共同宣言というのを発表しています。ここでは、外国人が地域の一員として社会を支えるのに、なくてはならない存在となっている一方で、その実態が十分に伝わらず、外国人が増えると犯罪が増える、ルールを守らない外国人が多いなどの根拠不明の情報がSNS等で見受けられると指摘しています。そしてその中で、事実やデータに基づかない情報による排他主義、排外主義を強く否定します。全ての方が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会をつくっていきますと宣言されています。こうした動きが大事だということだと思います。

町としてもこうした立場に立って、誤った考えを正すということも含めた啓発に取り組むことが大事ではないかと思います。行政は全ての住民の権利を守る責任があって、やはり差別や偏見が放置されれば、安心して暮らす権利が侵されかねないというふうに思いますので、やはりあらゆるレベルで行政からも発信していくことが必要ではないかと考えますが、改めてお考えを伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は究極的な防止方法については、やはり全国レベルで、日本国内でどこもそういう啓発をしなければ駄目だというふうに思っておりますので、そこが一番影響力のある方が、例えばACではないですけれども、政府広報で頻繁に流すとか、あるいは総理がSNSも随分やっているようですから、総理が流すとか、そういう影響力のある方がそういった啓発活動に取り組んでいただく。

それと町としては、これはそういう事態になればというか、なってからやるのは遅いかもしれません。町の広報で流すことはこれ可能なことでありますので、そういったことも検討しなければならないなというふうに思っています。ただ、今現在、幕別町においてはそういう事例は実はありません。むしろ、あかしや南１の町内会の50周年記念の祭典、あるいはそういう懇親会がありましたけれども、これは地域にある事業所の方が、たしか七、八人ぐらい来まして、非常に地域住民と仲よく和気あいあいとやっているのを見て、非常にすばらしいなというふうに思いましたし、また、忠類おいては、外国人が結構技能実習などで入っていますけども、これらの方々もイベントになると、一緒になって踊ったり、あるいは飲食の提供をしたりしていますので、そういうのを見る限りは、私は幕別町にはちょっと縁遠い話かなと思っていましたけれども、ただSNSはこれ国境がありません、国境というか行政区の境がありませんので、ここは我々もやれることはやるし、もっと大きな範囲でやってもらいたいなとも思っているところです。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　本当に町の中でそうした動きがある、とても大切な動きがあるだけに、町の姿勢もしっかり伝えていくということが必要だなというふうに思います。

やはりさっき町長もおっしゃったのですけれども、SNSなどで本当に子どもたちの日常生活に、ちょ

っと信じられないような情報が流れたりしていて、子どもたちもそういう言葉を口にするということも実際には起きてしまっています。大人もそうですけれども、大人への影響もあると思いますけれども、とても深刻な状況があると思いますので、先ほど広報を使ってということも言われたのですけれども、音更町では今回の排外主義に対することだけではなく、共生社会について令和３年度から広報紙で連続的にコラムを紹介していまして、今30回になっています。そうした取組も参考になるかなというふうに思いますけれども、幕別町としてできることについて、ぜひ検討していただきたいと思います。

今後の外国人住民の動向の見通しについてです。

答弁では、外国人の住民の皆さんが、町の中で製造業ほか、あらゆる分野で産業の担い手となってくださっているというお答えでした。そして答弁の中で、今後、他分野においても、外国人労働者に頼らざるを得ない状況が加速するというふうにありました。これは外国人の方が今後さらに増えていく可能性が高いというふうに見ておられるのか、産業が広くなるだろうというふうに見られているのか、両方なのか、改めて伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　労働力不足はどの分野においても、これ顕著になりつつあるわけでありますから、これは、今、外国人の労働者、技能実習特定技能の方がいない業種においても可能性がありますし、さらに数においても、これは増えてくるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　はい、分かりました。

全国的にも、来年度から始まる育成就労制度の導入によって、現在、技能実習特定技能外国人の方が合計で78万人いらっしゃるのですけれども、これが123万人の枠に広げられるというふうになっていますので、増えていくことが考えられると思います。

今現在では、外国人の労働者の方の受入れは基本的に各事業所の雇用で進められていますので、事業者さんのところで丁寧に生活の支援も含めて手がけられていると伺っていますが、その事業所さんだけではなくて、地域社会の側としてどう受け入れていくかというところについては、必ずしも議論がまだ十分進んでいないのではないかなというふうに、行事に参加してくださっているとかそういういい部分もあるのですけれども、全体としてどういうふうに進めていくのかということは、まだまだこれからの議論が必要なのかではないかなというふうに思います。

今後、外国人住民の増加が見込まれるのであるなら、町としても地域や生活との関わりを含めた外国人住民の皆さんの実態や要望を把握しながら、必要な支援を検討していく必要があるのではないかと思いますが、そのあたりの町の今後の役割について考えておられることがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　基本的には受け入れている会社、企業の責任であるというふうに思っております。そういう中で、今はうまくいっています。そういう中で何か問題が出てきて、それが全体に共通するようなことであれば、町として対処しなければならないなというふうには思っておりますけども、今のところは問題が出ておりません。そして、まず第一義的には、その受入れ企業が対応すると。これは法律上の義務を課せられておりますので、そこはしっかりやっていただく。いただいた上で、その受入れ以外の部分で何か問題が出てきて、それが行政として対応すべきことであれば、そこは対応しなければならないなというふうに思います。

それともう一つ、恐らく今後増えてきたときに、住居ですね、これが今のところは各企業で対応していただいておりますけども、実際に町としてもどこか空いているところがあれば提供してほしいのだと、そういう話も今来ていますので、そういう面での協力というのは、今後出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　外国人の皆さんの生活の支援については、答弁の中でも生活相談について窓口

対応を行っていることや、翻訳アプリの活用などの説明もあって、そうしたことは進められているというふうに認識しています。

答弁の中で、町内会に外国人住民とのコミュニケーションが図られるよう、パンフレットを作成するなどの支援に努めるということがあったのですけれども、これは具体的にどのようなものをイメージしているのか、外国人住民の方に使っていただくパンフレットではなく、町内会が使うパンフレットというイメージなのか、改めて詳しく伺いたいと思います。

15：45（小島議員退場）

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　町内会向けのパンフレットでございますが、今のところ具体的なものはまだ検討の段階には至っていないのですけれども、今後地域の中でどういう要望があるか、そういうものを聞き取った上で、外国人とのコミュニケーションに活用できるようなパンフレットのほうを作成したいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　はい、分かりました。それはそれとして、必要なことかというふうに思います。

ただ以前は本町でも、外国語で表記した生活ガイドブックのようなものを作って住民の方に使っていただいていたという経過があります。今はそれがないと思うのですけれども、これから実際に町で暮らしていかれるということになれば、防災のことやごみの分別のことや病院のことや交通手段のことなど、町でしか対応できない、お知らせできない情報というのがどうしても出てくるかというふうに思います。

以前作っていたようなものも今後検討することが必要かなというふうにも思いますし、ほかの自治体でも、宮崎県の新富町のがたまたま見つかったのですけれども、人口１万5,000人ぐらいの町なのですけれども、すごく分かりやすい易しい日本語で書いたこういうブックレットなんかも作って活用されていますので、参考にできないかなというふうに思いました。

地域の中に溶け込んでいってお互いを理解し合っていくためにも、そうした入り口になるような手だてが丁寧に講じられる必要があるかなというふうに思って、生活支援のパンフレットを一つ例に出したのですけれども、そういった町に溶け込んでいけるような手段の一つ、手段の具体化として、今、検討されていることなどがあれば、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（本間　淳）　以前、作成してお配りしておりましたパンフレットなのですけれども、内容が古くなっていたということもありまして、更新を検討する中で、実はJICA帯広の担当の方とご相談をしまして、JICAのほうで各市町村ごとに作成する予定があるということで、現在はその作成していただいたものを、幕別版のものがありますので、それを窓口に設置あるいはホームページのほうに掲載をしております。

また、それ以外の情報につきましても、ホームページの中に各関係機関に掲載されている情報、そこにつながるようなリンクなども貼っておりますので、そちらをお使いいただければというふうに思いますし、ホームページも先ほどの答弁の中にもありましたけれども、外国語対応という部分がございますので、そういったことによって活用していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　はい、分かりました。できれば、外国人の方々の直接要求やお困り事を、こちらからも伺いながら必要なことを考えていけたらいいかなというふうに思います。

次に、外国人の皆さんが地域活動に参加することは、防災の観点からも重要ではないかというふうに考えます。

外国人住民の皆さんが地域の中で、事業所との関わりはあっても、そこの範囲で孤立しているという場合、情報が届きにくくなることも懸念されます。ですが逆に、行政がイニシアチブをとって、例

えば地域の皆さんと外国人住民の皆さんが一緒に防災訓練をするだとか､防災について学ぶ場を持つ､そういうことができれば、コミュニティづくりにもつながっていくということも、可能性もあると思います。この外国人住民の皆さんを交えての地域の防災のあり方について、行政がイニシアチブをとって取り組むお考えがあるかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　この防災訓練、非常に重要です。でもこれは、外国人だからとか日本人だからということではなくて、住んでいる方全てを対象にしなければ意味がない部分でありますので、そこは事業主体は各自主防災組織ということになりますので、そこは日本人の方もかなり参加していない方いらっしゃると思うのですね。だから、そこは外国人の方だけを特別視するのではなくて、住んでいる方全員を広く対象にした中で、その防災訓練をやっていただくように要請をしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　ほかの自治体でそうした取組をして、イニシアチブを取ってやっているところがありました。なかなかその地域におられても、住民のほうからアクセスすることも難しいし、外国人住民の方からもコンタクトを取ることが難しいけれども、そうした場であれば一緒に考えていくということができて、交流につながっていったという経験があったので、それがひとつ大きなきっかけになるし、行政側としても情報弱者になりかねない外国人住民の方々に、必要な手だてを取るということは必要かなというふうに思いますので、今後ぜひ検討していっていただきたいというふうに思います。

外国人住民の皆さんは、今もう地域社会を支える一員となっていまして、今後さらに人数も増えて、重要な役割を担うことが考えられます。そうした下で、多文化共生社会に向けて個別の対応、必要なことをそのときそのときやっていくということだけではなくて、町として、例えば総合計画に位置づけて方向性を持って取り組むということも必要ではないかというふうに思います。

先ほどちょっとお伝えした新富町の、これがどうしてこんな取組にまでなったのかというのを見ますと、そういった総合計画に位置づけて、日本語教室だとかそういったイベントも系統的にやっているということでした。必要に応じて具体化は考えていくということになるとは思うのですけれども、きちっとやはり町の計画に位置づける必要があるのではないかというふうに考えたのですが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは総合計画についてこれから策定の作業をしていくという段階でありますので、外国人の方に分かってもらいたいということは、どこに暮らしていてもさほど変わらない、どこの国で暮らしても変わらないのですが、その国独特の習慣だとか文化だとかありますから、そういったところをしっかり分かってもらわないと、トラブルの元になるというふうに思いますので、そういった情報を、ホームページから必要な情報は、ここを見ればほぼ分かりますよと。翻訳機能ありますから、そこを検索してもらうという形が一番いいのかなと。もう本で配る時代ではないと思っていますので、知りたい情報は翻訳機能を使いながら仕入れるような、こちら側で体制、仕組みをつくっておくということとが必要だろうというふうに思います。

総合計画の位置づけについては、今後どれほどの大きな課題になってくるかによって変わってくるかと思います。これは道内でも、倶知安とかニセコあたりになると全く我々のところとは違いますので、そういったところで一緒にはならないと思いますけれども、町の行政運営の中で、課題というふうなものに認識されれば、そこはうたわざるを得ないというか、当然うたっていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　外国人住民の方が増えるということで、今回取り上げたのですけれども、国籍の違いだけでなくて、民族や性の違い、世代の違い、考えの違いなどいろんな違いがあったとしても、

お互いにその違いを知り、尊重し合える地域社会をつくっていく、それが地域のいろんな発展の芽が出てくる可能性がある、そういう機会でもあると思います。

生活相談や情報提供にとどまらず、地域で共に暮らしていくという視点で、町として多文化共生のまちづくりにぜひ計画をもって進めていくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

防災を通じた地域コミュニティづくりについてです。

地域の防災活動についてお答えの中では、防災マネジャーの方が訓練の企画段階から関わること、また複数町内会による合同訓練の推奨、短時間や小規模でも実施可能な訓練メニューを提案するなどのお答えがありました。踏み込んだ具体的な手だてを今訓練が行われていないところにも検討していくということで、これが進めばいいなというふうに思いました。

改めて、災害時の町内会や地域コミュニティの役割について、町民の皆さんとも認識を共有しながら取組を図っていくことが大事だと思います。町として防災時に町内会にどのような役割を期待しているのか。また、その役割を町民や町内会にどのようにお伝えしていくのか、お聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町内会については、もうまさしく共助の部分であります。まずは自助をそれぞれの人がやる。でも、そこでは自分でやれないことがありますから、そこは隣近所で共助の部分を町内会にお願いをする。そして、その情報を災害等対策本部なりに集約して伝えてもらって、公助に結びつけていく。そういう流れの中での共助というものを期待するわけでありますけども、なかなかこれ災害というのは、忘れた頃にやってくるではないですけれども、しばらくですね、特に地震などはもう平成15年を最後にもう22年来ていないのですね。でも、その危機感というか、可能性はますます年々高まっていますので、そこはなかなか難しいのです。自分は被害者にならないとかという思い、そういう思い込みを持っている方が非常に多いわけなのですが、どなたも被害者になり得る可能性がありますから、そういった危機感を植えつけるというか分かってもらうということ。それがために去年あたりも、起震車、地震を起こす車、これをお借りして、震度６とか７の揺れがどれぐらいのものになるのだということを体験してもらうことが一番だと、危機管理の元になるというふうに思いますので、これも今年もこういったイベントにより多くの方に来ていただく、あるいは出前講座の中でいろんな事例をお話しするということの中で、危機感をしっかり持ってもらって、自分は非常時において、どういう避難行動を取ればいいのだということを繰り返し、月に１回でもいいから各町民が思い浮かべてもらって、すぐとっさに行動ができるような、そういうことになれば一番望ましいと思いますので、そうなれるように本当に地道な活動をしなければならないとは思いますけれども、幾らかでも町民の皆さんに、災害時どうすればいいのだということを考えてもらう機会を提供したいと思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　個人個人にそうした意識を持ってもらう、そのためのきっかけを町内会として出前講座を行ったりということでやっていくということなのですけれども、町内会に災害時にどういう役割を求めるのかというのは、先ほど言われた自助から共助から本部につなぐ、それが役割ということでいいのですか。町内会の役割、その町内会の皆さんに、自分たちの存在意義をどういうふうに分かってもらうかというか。それに、もし伝えられる中身があれば、町内会の皆さんにも理解してもらいやすいのではないかと思いまして、改めて伺いたかったのですが。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　他人の助けを必要とする方というのは、今、洗い出しが終わっていますので、そういう人たちについて個別避難計画をつくるという作業を今やっている最中でありますから、この情報を町内会のほうに提供して共有した中で、この町内会の中にはこういった人が助けが必要な人として暮らしていますよということをお知らせして、それを実際の救助というか、共助の範囲内での救助に結びつけていく。あるいは、それが全然自分たちでは対応できないような家が崩れているとか、そういう場合については、公助のほうにつなげる、災害救助のほうにつなげるような役割を期待しているところであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　分かりました。いざ災害になれば、実際には避難所に来ることが困難な要支援者の方だとか、自宅で避難生活を送る在宅避難者の把握など、地域での共助の取組がどうしても必要になると思います。過去の災害で、大分の火災でもそうでしたが、共助の力で多くの命が助かった事例もあります。そうした事例もお伝えしながら、町内会や地域コミュニティの役割を町内の皆さんと共有していく。そのためにも全地域を視野に、防災訓練をはじめとした防災の取組が広がるように、イニシアチブを取っていく必要があると思います。

今回の答弁の中では、どういった計画をもって取り組むのかということは、あまりお答えになかったかと思いますが、全町内会を視野に計画的に取り組むことが必要ではないかと考えますが、その点ではどのようにお考えでしょうか。

16：01（小島議員入場）

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これはおっしゃるとおり、特に市街地ですね、市街地においては自主防災組織があって、そこが核となって避難訓練をするという形がもう定期的に行われれば、これは心配がないのでありますけども、その自主防災組織も全部が全部結成、組織されているわけではありませんので、そこは全部の町内会が、農村部はちょっと置いておきまして、市街地の全部の町内会がしっかりと組織ができて、できなくても避難訓練ができるような、そういうことを計画的にやっていく必要があると思います。

これ実はもう既に10年前ぐらいに一度やっているのですが、もう随分時間がたっていますので、やはり繰り返しやることが一番大切なので、一度やっぱり住んでいる方は、地震が起きたらどこに行けばいいのだということを体験してもらうことが非常に大切だろういうことで、まずは一巡を目標にしていきたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　一巡をどのテンポで行うかまでは、お考えあるのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　これですね、強制的にやるわけにいかないのですね。やっぱり地域の同意、合意があってやれることなので、そこはどこまで町内会の方々、これ役員の方もちろんそうですし、役員が動いてくれないと、なかなか全体も動いていかないですけれども、そこの同意、合意というものを得ながらやってくしかないかなと思います。ですから、協力してくれるところから順次やっていくということになっていくのかな。期間は何年とか何か月でやるとか、そういうことは今は申し上げられませんけども、とにかく習慣化させるということが一番大切だろうと思っていますので、まずはやれるところから、年に１回でも２回でもやってもらえる、そういうような考え方に立ってやってもらえるように進めていきたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　はい、分かりました。冬期の避難訓練だとか、そういうことも併せて考えていく必要があると思います。ぜひ計画的に進めていただきたいと思います。

最後の町内会支援についてです。

今回、防災を入り口に質問しましたが、なかなか全体が防災訓練をやりましょうといって、全体がばあっと進むということにならないのは、やはり背景に町内会自体が抱えている問題もあると思います。町内会の加入が減っていることや、役員の担い手不足、地域のつながりの弱まりという課題があります。防災活動に力を入れることで、顔の見える地域コミュニティが活性化される可能性があるということも考えられますので、訓練などの取組は重要だと思いますが、同時にそうなっていくためにも、町内会をどう支えるかということも重要です。

困り事がある一方で、中をよく見ると、いい経験といいますか、いい変化も町内会ごとにあると思います。例えば役員の成り手がなくて解散するかという議論になったところも、やはり解散しないほ

うがいいということになって、そこから努力が始まったとか、余り動きが芳しくなかった町内会が動き出して、地域で集まりが持てるようになると、やはりそういう集まれる場ができてうれしいと参加者から歓迎されている、そういう場を求めていたことを感じたという声もお聞きしています。

また、若い世代の皆さんが子ども会活動でつながり、そのまま町内活動にも違和感なく参加するというところもあります。地域サロンの開催と相乗的に地域が元気になっているという事例もあります。こうした経験や問題意識も、町内会の役員の皆さんがお互いに共有し学び合いながら、孤立しないで活動できる状況をつくることが大事ではないかと思います。

お答えの中で、町内会連絡会議を通じて、地域での優良事例の紹介や地域課題への取組など、町内会相互において情報共有の機会の充実に努めるというふうにありました。とても大事な点だと思います。例えば町内会長会議を、今、大きく三つのブロックでやっていますが、もうちょっと小さな単位で行って、お互いの交流ができるようにするだとか、会長の集まりの場に副会長さんも一緒に参加してもいいというふうにできないかとか、そういった声も聞かれました。会議や研修の持ち方、先進事例の共有の仕方などについて、答弁の内容以上にというか、これ以外に考えておられることがあれば、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町内会長会議、かつての公区長会議ですけれども、これはかつては春秋１回ずつ全体会議しかやっていなかったのですが、やはり全体で113もあるので、なかなか発言するにしても発言しづらいと、そんな声がありまして、春は統一、全体でやるのですが、秋はかつて五つに分けたことがありましたけれども、今は三つに分けて、なるべく意見交換が出やすいというか、発言しやすい雰囲気づくりをしているわけであります。

それと、そういう中においても、何か問題を抱えているようなところは、終わってから相談に来てくれるとか、こっちからあれはどうなりましたかという、そういうやりとりもしていますので、これ以上分けてやるというのは、なかなかこれ難しいかなと思いますので、そこは同じ三つに分けてやるにしても、そこの密度を濃くするというか、うまく意見交換ができるように、始まる前あるいは終わった後に意見交換ができるとか、そういう雰囲気づくりをしていければいいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、町内会長さん方が今のところは、我々から見たら、本当に協働のまちづくりの有力なパートナーの一人でありますので、しっかりと意思疎通を図りながら、しかも、町内会活動が今62.5パーセントの町内会の組織率でありますから、これをなるべく高める。年々減っております、二、三パーセントずつ落ちていますので、これも歯止めをかけなければならないということがあります。そこで我々としては、先進事例のお話もさせてもらいましたけれども、やはり一番はハードルを下げる、活動するに当たって無理強いをしないというか、気楽に活動できたり、あるいは若い人たちも参加できるような魅力を活動の中にも盛り込んだりという、そういった事例を探しながら、なるべく町内活動を維持できるような形で情報提供したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　お答えにあったとおり、やっぱり地域を何とかしたいという熱心な思いで、町内会長の役割を引き受けておられる皆さんですので、皆さんの声もよく伺って会議の持ち方だとか、情報の共有のあり方だとかいうのを検討していっていただきたいというふうに思います。

若い方も含めて、新しく入ってきた方が気楽に、ハードルを下げて参加してもらえる状況をどうつくるかということなのですけれども、その一つがやはり防災だと思います。共通したテーマ、命を守るというテーマで、やはりこの必要に応じて問題意識を持って取り組んでいくというテーマになりますので、世代関係なく、特に若い方だと逆に自分たちがやらなければというふうな思いにもさせられるテーマでもあると思います。これについては、行政のイニシアチブも大きいというふうに考えますので、今日、答弁していただいたような内容をぜひ進めていただきたいと思います。

ちょっとした会話が気軽に交わせる地域だとか、いざというときに助けられる、そういうコミュニ

ティづくりのために、より踏み込んだ支援のあり方について、検討して実施していただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩をいたします。

16：11　休憩

16：20　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山端隆治議員の発言を許します。

山端隆治議員。

○３番（山端隆治）　次のとおり通告します。

１、国営かんがい排水事業について。

本町の農業は、地域経済・社会を支える基幹産業として発展するとともに、町の「第６期幕別町総合計画　後期見直し2023～2027」や「幕別町農業・農村振興計画2018　後期見直し2023～2027」での事業推進により安定した農業経営が行われています。

日本の食料生産基地である十勝全体の現状を踏まえ、近年の異常気象による自然災害が毎年のように発生し、農業分野においても深刻な被害が生じており、防災・減災対策を講じることで、人命と地域農業を守り、国営かんがい排水事業や治水・治山事業の推進と老朽化した明渠・暗渠を含む排水設備の速やかな再整備が必要です。

本町では、平成２年度から平成29年度にかけて国営かんがい排水事業、札内川第一地区及び第二地区において土地改良事業を実施し、受益地域（幕別町字糠内、字五位、字中里、字駒畠、字弘和及び字美川の各一部）において生産性の向上や高品質な農畜産物の生産に貢献しています。今後、このような国営かんがい排水事業の予定があるのか、伺います。

２、工業団地の土地利用について。

幕別町土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地・公用地などの取得管理や処分を通じて、地域の秩序ある整備と住民福祉の向上を目的として昭和48年１月に設立されました。現在の土地開発公社の土地供給状況及び今後の需要見通しを踏まえた工業団地の土地利用について伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　山端議員のご質問にお答えいたします。

「国営かんがい排水事業について」であります。

札内川ダムを水源とした国営かんがい排水事業「札内川第一、第二地区」につきましては、帯広市、幕別町、中札内村及び更別村の１市１町２村にまたがる約１万9,000ヘクタールを受益地として、頭首工、用水路などの整備がされ、その後、道営畑地帯総合整備事業による末端用水路、給水施設などの整備が行われ、畑地かんがい用水が利用されております。

整備後、隣接する帯広市大正地区をはじめ、町内の明倫、新和地区などの畑地かんがい用水未整備地区から多くの整備事業要望がありましたことから、国による地域整備方向検討調査が行われ、札内川第一、第二地区の事業計画時点と現在の作付の変化及び地区内農用地の水需要を整理し、その結果、生み出された余剰水を活用し、既設の札内川頭首工を供用した新規受益地の新設工事と既に排水整備がされている継続受益地の改修工事を含む「札内川流域地区」が計画されたところであります。

「札内川流域地区」の計画概要といたしましては、関係市町村が帯広市、幕別町、中札内村、更別村の１市１町２村、受益面積は新規受益地面積が１万914ヘクタール、継続受益地面積は１万9,363ヘクタールの合計３万277ヘクタール、事業工期は令和９年度から25年度までの17年間を予定しており、主要工事といたしまして、取水施設であります頭首工の新規取水口の増設並びに改修、土砂吐きゲー

トやゲート巻き上げ機など耐震性不足施設と老朽化した既設用水路の空気弁などの改修､用水路約205キロメートルの新設などで、事業費は1,006億円を見込んでおります。

現在、令和５年度から７年度までの３年間にわたり地区調査が実施され、８年度は全体実施設計を予定しておりますが、９年度の事業着手を目指し促進期成会、関係市町村及び関係農業協同組合と連携し、早期の事業化に向け引き続き国に対し要請活動を行ってまいります。

次に、「工業団地の土地利用」についてであります。

現在の幕別町土地開発公社が保有する販売用地は、令和８年２月末で、リバーサイド幕別で５区画３万9,430平方メートル、札内東工業団地で４区画6,293平方メートルであります。

このうちリバーサイド幕別の２区画２万9,803平方メートルについては､太陽光発電事業者に20年間の賃貸契約を、２区画7,178平方メートルについては１年ごとの一時使用貸付けを、残る１区画2,449平方メートルについては未利用となっております。

同様に、札内東工業団地の２区画5,494平方メートルについては、１年ごとの一時使用貸付けを、残る２区画799平方メートルについては、未利用となっておりますが、太陽光発電事業者と賃貸契約終了後の土地利用について適時確認するほか、一時使用貸付けしている事業者に対しましても、今後の事業展開などを伺いながら販売に向けた協議を進めております。

今後の需要見通しにつきましては、保有する販売用地が僅かであるため、適地を紹介することが難しい状況でありますが、問合せのありました際には、工業団地内で現在事業が行われていない用地を取り次ぐなど、町内での立地につながるよう取り組んでまいります。

以上で、山端議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　山端議員。

○３番（山端隆治）　それでは、ちょっと細かいことを再質問させていただきます。

あと、まだ今年採択になっていないので、うんと細かいことは聞かないですけれども、今多分、期成会が立ち上がっていると思うのですけれども、どの地域に何ぼの期成会が立って、その地域名と期成会をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　農林課参事。

○農林課参事（廣瀬康友）　地域の期成会についてでございます。

幕別町で言いますと、地域ごとというか、幕別町全体で一つの期成会を立ち上げております。

○議長（寺林俊幸）　山端議員。

○３番（山端隆治）　では、１市１町２村ということですね。それぞれの町に一つずつあるということでよろしいのですか。

○議長（寺林俊幸）　農林課参事。

○農林課参事（廣瀬康友）　そうですね。基本的に１市１町２村で一つずつあるのですけれども、それの集約した全体の期成会というのがございまして、そちらで中央要請とかを行っているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　山端議員。

○３番（山端隆治）　第１期、第２期は別々かなと思ったら、何か続いていて、前回行われた第１期の延長でやるみたいなのですけれども、面積としては第１期のちょうど半分ぐらいで、合わせて３万ヘクタール、３万ちょっとですね。それで、第１期にやってからもう大分たつので、その手直しというか、補修も兼ねて行うということでよろしいですか。

○議長（寺林俊幸）　農林課参事。

○農林課参事（廣瀬康友）　そうですね。第一、第二地区の老朽化した部分、そちらに対しての例えば空気弁ですとか、年数たつと老朽化してしまうものですから、そちらの補修ですとか、あと頭首工も柱の部分がちょっと亀裂が入っているとか、そういったところの補修もありまして、この第一、第二のところの部分も入っているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　山端議員。

○３番（山端隆治）　受益面積は前回の半分ほどなのですけれども、ファームポンドはまずダムから一回水をきれいにして、ためるところが４か所あると聞いたのですけれども、その工事も含めて用地買収や何か多分お金かかると思うのですけれども、その辺の予算も全部入っているということで理解してよろしいですね。
○議長（寺林俊幸）　農林課参事。
○農林課参事（廣瀬康友）　はい、ご質問のとおり全部含めた金額で、今の計画で1,006億円となっているところでございます。
○議長（寺林俊幸）　山端議員。
○３番（山端隆治）　幕別の地域で、多分、途別地域が引っかかると思うのですけれども、途別、水田地帯で水利権を持っているはずなのですよね。先ほど町長も言ったように、ダムも水利権がありますので、見直しがあるのですけれども、多分二つは一遍に持っていないと思うのですが、その辺はどうなっているのですか。
○議長（寺林俊幸）　農林課参事。
○農林課参事（廣瀬康友）　はい、おっしゃるとおり水利権は二重で取得できないものですから、水田水利権のあるところは、かんがい用水の水利権が取得できないということで、そこの地域につきましては除いているところでございます。
○議長（寺林俊幸）　山端議員。
○３番（山端隆治）　まだ、今年、来年に採択ということで、この辺でやめておきたいと思います。
　できれば、相川地域もダムは別なのですけれども、それと議長のおられる美川も10年以上たっていますので、いろんな経験していますので、役場の人の中にも土地連から変わった人もいるはずなので、何分いろんな意見があれして、うまく短い時間でやってほしいと思います。それを要望して、これについての質問は終わりたいと思います。
　それから、工業団地の件についてですけれども、2022年の６月の広報紙かな、載っていたのですけれども、同僚議員が質問していて、38号線沿線の土地利用だとかいろいろバイパスの関係があって、それでこの土地公社の件で質問したのですけれども、人口減少が見込まれる中、市街地をこれからコンパクトにしていかなければならないと思うのです。
　それで、４年前の一応内容でちょっと気になったのがあって、工業系の用地面積が１市３町なのですけれども、帯広市も入ってなのです。必要面積より82ヘクタール多い、新設は困難という回答があるのです。それから４年たって、このときに止若橋の改修とか跨線橋の勾配、これはどうしてもやらなければならないと書いてあったのです。それにかかわらずね。ただ、道東自動車道、阿寒インターと釧路インター、西インター、もう開通していますので、今の状況をちょっとお知らせ願いたいなと。そのときには、工業団地のほうは、無理だという回答だったのですけれども、それも含めてその施策に変わりはないのかどうか、ちょっと状況的に教えていただきたいと思います。
○議長（寺林俊幸）　建設部長。
○建設部長（河村伸二）　今、国道38号の関係と工業団地の関係ということで、道東道開通いたしました。今年度、北海道において、交通量調査を実施しております。まだ結果のほうはお聞きしてございません。ただ、想像するに、道東道開通して、国道38号の交通量が増えるというふうには思えませんので、厳しい状況ではあるかと思います。それで、今後、国ともバイパスのあり方だとか、38号の関係をどうするのかというのは、追って協議したいというふうに思っております。
　それに加えて、工業団地の新設、市街化調整区域から市街化区域に編入するといったことにつきましては、これ北海道が決定する都市計画になりますので、あくまでも根拠に基づいてということで、今現在の幕別町における工業出荷額からいたしますと、必要面積はまだ十分足りているという試算になっておりますので、今後、都市計画の見直し、直近でいきますと令和12年に予定しておりますので、そのときの見直しのときに、工業出荷額が爆発的に増えるようなことがあれば、当然工業フレームとして増えますので、新たな工業団地を造成するということは法的には可能になる可能性はあるという

ところでございます。
○議長（寺林俊幸）　山端議員。
○３番（山端隆治）　ちょっと附属の、さっき言ったのですけれども、跨線橋と止若橋の関係を、もし答えられれば。
○議長（寺林俊幸）　建設部長。
○建設部長（河村伸二）　跨線橋と止若橋につきましても、国としては危険な箇所ではないというふうな認識でいるといった回答をいただいております。ただ現状は、やはり信号の待ち時間が長いですとか、そうは言っても勾配やはりきついので、安全対策としては、町もあそこを架け替えるですとか跨線橋どうするのかというのは、非常に厳しいかなというふうに思っていますが、新たなルートも含めて国と協議していきたいというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　山端議員。
○３番（山端隆治）　どうもありがとうございました。
これで終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、山端隆治議員の質問を終わります。

［散会］
○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。
なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：38　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第１回幕別町議会定例会
（令和８年３月12日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
11　岡本眞利子　　12　小島智恵　　13　藤谷謹至
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）

会議録

令和８年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年３月12日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　３月12日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	住民課長	佐々木一成
防災環境課長	半田　健	防災環境課参事	山岸伸雄
こども課長	山本　充	商工観光課長	本間　淳
土木課長	香田裕一	学校教育課長	酒井貴範

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

11　岡本眞利子　　12　小島智恵　　13　藤谷謹至

議事の経過

（令和８年３月12日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11 番岡本議員、12 番小島議員、13 番藤谷議員を指名いたします。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16 番（谷口和弥）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

子どもや若者が幸せを実感できる町に。

厚生労働省は、今年１月 30 日、全国の児童相談所が 2024 年度に児童虐待の相談を受けて対応した件数は 22 万 3,691 件と発表しました。あわせて、相談経緯の割合は、警察などからの通告が 51.7 パーセント、近隣・知人は 8.9 パーセント、家族・親戚は 8.4 パーセント、児童本人は 1.5 パーセント、市町村保健センターは 0.1 パーセント、保育所などの児童福祉施設が 1.5 パーセント、児童委員 0.0 パーセント、学校・幼稚園・教育委員会などの学校等は 8.5 パーセントと発表しました。

北海道は 6,314 件で、内訳は子どもの前で家族に暴力を振るうなどの心理的虐待が 3,677 件、身体的虐待 1,389 件、ネグレクト（育児放棄）が 1,161 件、性的虐待 87 件と続いています。

2007 年６月に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」、以下「児童虐待防止法」と言わせていただきます。児童虐待防止法では、第１条で「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」としています。そして、第３条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、児童に対する虐待の禁止を定めています。

ついては、2024 年度以降の本町における対応について、以下の点を伺います。

１、児童虐待防止法第４条で「国及び地方公共団体の責務等」を８項目定めています。町の責務について、それぞれどのように対応しているか伺います。

２、児童虐待防止法第５条で「児童虐待の早期発見等」を５項目定めています。町の関わる分野でそれぞれどのように対応しているか伺います。

３、児童虐待防止法第６条で「児童虐待に係る通告」を３項目と第７条で定めています。町の関わる分野でそれぞれどのように対応しているか伺います。

４、児童虐待防止法第８条で「通告又は送致を受けた場合の措置」を３項目定めています。町の関わる分野でそれぞれどのように対応しているか伺います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

「子どもや若者が幸せを実感できる町に」であります。

ご質問の１点目、「児童虐待防止法第４条で「国及び地方公共団体の責務等」を８項目定めている、町の責務について、それぞれどのように対応をしているか伺う」についてであります。

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも影響を及ぼす可能性がありますことから、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待の発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援が行われるようになり、令和２年４月からは、親権者や里親等の体罰禁止を規定した改正児童虐待防止法が施行され、国、自治体及び関係機関が一体となり、対策に取り組んでいるところであります。

児童虐待防止法第４条の全８項の規定のうち、第１項から第５項までが国及び地方公共団体の責務を定めており、第１項の児童虐待の予防及び早期発見、児童の保護、適切な指導・支援などについては、国及び地方公共団体に対し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速かつ適切な対応を図るための体制整備、その他必要な施策を講じる責務を規定しております。

町では、心身ともに健やかな子どもの成長を支援するため、18 歳までの全ての子どもとその保護者及び妊産婦等を対象に、育児やしつけ、子育てに対する悩みや不安などのさまざまな相談に応じるため、令和４年にこども課内に子ども家庭総合支援拠点を設置しており、相談支援を通じて発生を予防するほか、虐待が疑われる子どもを見かけたときは同拠点に情報を集約し、児童相談所や警察等との連携の下、迅速に対応できる体制としております。

第２項及び第３項については、児童虐待の早期発見や防止、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援に向けた関係機関の職員の資質向上を図ることを定めており、こども課においては子ども家庭支援員を講師とした研修、教職員においては校内研修や職員会議等で、保育士においては年度初めの全体職員会議や園内研修で共通理解を図り、認識を深めております。

第４項については、広報・啓発活動を規定しており、児童虐待の防止に資するため、町ホームページにおいて児童虐待の相談・通告窓口を周知しております。

また、11 月の児童虐待防止推進月間には、子どもの虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン運動の推進や、「児童虐待防止法」及び「学校・教職員の役割・責務」についてを盛り込んだ内容のチラシを、各小中学校を通じて全家庭へ配布するほか、広報紙を用いて児童虐待の防止や通告義務などの周知に努めております。

第５項については、児童虐待を受けた児童のケア及び虐待を行った保護者の指導などの検証を規定しており、一時保護や施設入所措置、心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析については、児童相談所が中心となり実施するほか、その他の調査研究及び検証については、児童相談所を含めた関係機関で構成する町要保護児童対策地域協議会ケース検討会議において協議を行っております。

ご質問の２点目、「児童虐待防止法第５条で「児童虐待の早期発見等」を５項目定めている、町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う」についてであります。

児童虐待防止法第５条第１項から第４項までについては、学校、児童福祉施設、教育委員会、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体及び児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発

見、児童虐待の予防や児童虐待を受けた児童の保護等の国及び地方公共団体の施策への協力、職務に関して知り得た情報の守秘義務を規定しており、町では、日頃から学校、児童福祉施設、教育委員会などの関係機関に対して意識の共有を図っているところであります。

第５項については、学校及び児童福祉施設による児童及び保護者に対する教育または啓発を規定しており、学校では虐待防止に向けたポスターを掲示するほか、道徳などの授業では、虐待に限らず、嫌なことがあったときは学校に伝えるよう児童生徒へ指導しております。

また、虐待の早期発見のために、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制を整えており、自ら相談することが難しい児童生徒の SOS を見逃すことがないよう、１人１台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」や、国や北海道など関係機関が開設する子どもの悩み事や困り事に対する相談窓口の情報を周知しているところであります。

児童福祉施設では、入所のしおりを活用して、家庭における虐待防止と育児への悩みや不安に対する支援について周知を図っているところであります。

また、未就学の児童への教育は年齢が低いことから実施しておりませんが、虐待の早期発見のために保育士は子どもたちの状態を常に観察し、不自然な点が見つかった場合には、子ども本人や保護者への事実関係の確認と、虐待が疑われる場合は、子ども家庭総合支援拠点と連携し対応する体制を整えております。

ご質問の３点目、「児童虐待防止法第６条で「児童虐待に係る通告」を３項目と第７条で定めている、町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う」についてであります。

児童虐待防止法第６条第１項については、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する市町村や児童相談所への通告義務を規定し、第２項については、第１項の通告を児童福祉法で規定する要保護児童に係る通告とみなすもの、第３項については、守秘義務が通告義務を妨げてはならないことを規定しているもので、これらに関わって町が対応すべき点はありません。

第７条については、第６条で通告を受けた市町村または児童相談所の職員は、通告者を特定させないための秘密保持を規定したものであり、町では、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催したときなど、出席者に対して秘密保持の遵守を徹底しているところであります。

ご質問の４点目、「児童虐待防止法第８条で「通告又は送致を受けた場合の措置」を３項目定めている、町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う」についてであります。

第１項については、市町村が第６条第１項の規定による児童虐待の通告を受けたときの措置を、第２項については、児童相談所が通告を受けたときの措置を規定し、第３項については、第１項と第２項の通告等を速やかに行うことを規定しています。

第１項では、町は近隣住民や学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得ながら、当該児童との面会や安全の確認を行うための措置を講じ、必要に応じて立入調査や一時保護の実施が適当であると認めるときは、児童相談所長へ通知を行っております。

第２項では、児童相談所は通告を受けてから第１項と同様の措置を講じ、保育の利用や子育て短期支援の実施等が適当であると認めたときに、その実施を市町村長へ通知することになっていることから、これを受け必要な対応を行っております。

児童虐待を未然に防ぐためには、保護者自身が児童虐待に対する理解と認識を十分に深めること、施設の職員が児童虐待の予兆を見逃さないことが重要でありますことから、児童相談所等の関係機関と連携を密にしながら、引き続き児童虐待の防止に取り組むとともに、虐待事案が発生したと思われる際には、法令等に従い、速やかに対応してまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　再質問をさせていただきたいと思います。

４項目に分けて児童虐待防止法に基づく幕別町の施策についてご答弁をいただいたところであります

す。法令にのっとってさまざまな施策を幕別町が打っているという、そのことは理解したいと、承知したというふうにお返事をさせていただきたいと思います。

今回、質問するに当たっては、厚生労働省、こども家庭庁もそうなのですけれども、2024年度、令和６年度の資料を出したということの中でちょっと考えるところがあったということがあります。まだ、帯広児童相談所では業務概要という資料を毎年更新していっているのだけれども、2023年度、令和５年度版しか出てきていないものですから、2024年度の幕別町の実態を知りたい、そういう思いの中でご答弁をいただいたところであります。

それで、全国的には2023年度が今のところ最大の児童相談所が扱った、相談を受けた件数になっているということが紹介されておりました。24年度は少し減ったのだけれども、それでも高止まりの状態が続いているのだと、そういうふうな数字が読み取れるところであります。北海道も 2024 年度は7,000件近い虐待があった。そして、帯広児童相談所、これは先ほども言いましたように2023年度の資料ですけれども、303 件の児童相談所が児童虐待を受けたということの数字が公表されているところであります。自治体ごとには帯広児童相談所の資料はできていなくて、帯広児童相談所範囲内と、要するに十勝管内ですね、そういう数字なものですから、幕別町の件数が分からないのですけれども、これはとても守秘義務が重要な法令でありますから、そういったことの配慮があるのかと思いますけれども、幕別町内における児童虐待の件数はどういうふうな数字となっているのか、差し支えなければお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　令和６年度帯広児童相談所における確認をいたしました資料によりますと、幕別町における相談件数については、令和６年度65件でございました。前年が103件ということで、38件の減となっております。そのうち養護相談の受理件数が29件、前年が61件ということで、前年比32件の減となっております。養護相談のうち虐待に関するものについては13件、前年が45件ということで、前年比32件の減となっております。

なお、虐待の内容、主たる虐待者、年齢別等の件数につきましては、相談件数が少ないことから、個人が特定される可能性が高いということで、児童相談所より公表は差し控えるよう指導を受けているところであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　４項目の質問をさせていただきましたけれども、関連があるので、一つにまとめて質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

今、ご答弁によると、令和６年度65件となり、前年度より38件減ったということの答弁でありました。件数が減っているということは、それは件数ゼロですというのが最も望ましい形だけれども、望ましい形に近づいているのだなということは理解したいというふうに思います。気をつけなくてはならないことが、だけれどもあるのだと思うのですよ。いじめの問題と同様なことがあるのだと思うのです。カウントの仕方が、報告する基準が変わったからという数字の変遷もあります。それから、これは児童相談所が担当した件数ということでありますから、実際どれぐらいの件数があって、そのうちのどれだけが報告されたかということもあるものですから、単純に減ったなということで喜ぶということにはならないのだというふうに思います。

それで、気になる数字があるのは、帯広相談所の業務概要ですけれども、2023年度の十勝管内303件中、誰が主たる虐待者であったかということの数字も出されているのでありますけれども、303 件中、多い順に実母が137件、実父123件、実父以外の父親、いろんなケースが想定されるのでしょう、これが32件というふうに続きます。特徴的なことは、それまでずっと実父が一番多かったのだけれども、2023年度に関しては実母が逆転して一番になった。子どもに最も近いところの存在という言い方もできるのかもしれないが、多くなったということが、この十勝管内、帯広児童相談所の業務概要から出されてきた数字であります。つまり、98パーセントが父母による、父母が主たる虐待者ということで児童相談所に届出があると。つまり、家庭の中での虐待、児童虐待なのですから、これはなかな

か表に出てこないだろうということが推察されるのだというふうに思うのですよ。

繰り返しになりますけれども、ゼロが望ましい。児童虐待が起こらない町としていくことが重要。改めてお尋ねしますけれども、どのような啓発活動、父母に対する指導のあり方をしているのか、そしてこの数字に対する町の考えをお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　児童虐待に関して、やはり子どもに常に関わる保護者に対するアプローチが大切だとは思っております。講演会等の開催等も検討いたしましたけれども、やはり一番参加していただきたい保護者に参加いただけるのかという難しい問題がございますので、町としては各小中学校を通じまして、全保護者に対して児童虐待防止法の改正内容を踏まえた啓発のチラシを学校を通じて保護者に配布しているところであります。そういった面で、やっぱり家庭内での虐待を未然に防止するのが大切ということで、そういったチラシを通じて啓発を図っているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　確認と併せて質問を続けさせていただきますけれども。

答弁の中では、幕別町子ども家庭総合支援拠点というポジションを設置したことが紹介されているところでありました。児童福祉法による、このセクションは児童福祉法で言う子ども虐待防止センターでしたか、それとイコールの役割を果たすというふうにお聞きしていいでしょうか。そして、ここのセクションの役割については、常勤の職員が１人、非常勤の職員が１人でもいい、そういったような人員配置の基準でありますけれども、それで十分な機能が発揮できているかどうかということ。非常に大事なポジションだというふうに思うものですから、そのことの見解をお尋ねしたいなと、実績と見解をお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　子ども家庭総合支援拠点につきましては、地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する子ども家庭支援員の専門性を持った機関でありまして、ソーシャルワーク機能や要対協の主要担当機関としての役割を持っております。18歳までの全ての子どもやその家族、妊産婦も含めて継続的に支援していく機能を持ち合わせております。一応、子ども家庭支援員につきましては、こども課において、こども支援係長、あとは子育て支援センターにおいて保育所長、発達支援センターの保育長の３名を配置しているところであります。それぞれ相談を受けておりますけれども、ケースによっては関係機関へつなぐ対応を行っておりますけれども、件数としては実態を、今、把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　役割については分かりましたけれども、実数の把握がされていないということはちょっと残念だなと。先ほども言いましたように、とても重要なポジションで、その役割を果たすに当たってやはり人数が２人と、先ほども言いましたけれども常勤者が１人で、非常勤がもう１人いればいいという機構なものですから、それで十分なのかどうかということはちょっと不安になるところです。この辺のところをちゃんと把握して、後日でいいですから、私に数字を示してください。

そして、第６条関係になります。児童虐待を早期に発見するということの中身になってきますけれども、これもちょっと気になる数字があって、児童虐待を発見し、児童相談所に通知するシステムがちゃんと整っているのかなというふうに思わせるところがあるのです。それはどういうことかというと、業務概要の中で児童虐待相談の経路別対応件数というのがあります。初回質問の中では全道的な傾向について言いましたけれども、ほぼ十勝管内も同じ傾向があって、303 件中、多い順に言うと警察等が144件で47.5パーセント、児童相談所に直ということだと思うのですけれども、51件で16.8パーセント、学校等が29件で9.6パーセント、市町村からが24件で7.9パーセント、この後、ようやく近隣や知人というのが出てきて22件、7.3パーセント、家族12件、4.0パーセントとなって、親戚となると４件で1.3パーセント、児童本人、子どもが自分の父、母のことで訴えるという件数とい

うのは４件で1.3パーセントという数字になるわけです。自分の、やはり親のことをこういう組織に言うとか、これが児童虐待なのだというようなことの認識はなかなか得られないものではないかなというふうに推察をするところであります。

それで、このことを大ざっぱに言うと、児童本人から父母からの虐待を児相に相談するなんてことができるはずもなく、身近な住人にも相談できず、身内も児童虐待に気づかない。学校からは全件数の１割程度であるが、保育所からはまず相談がない。医療機関からもほとんどない。民生委員、児童委員、主任児童委員というのは名前が出てこない。だから、どんなふうにこの件で活動されているか分からない。もちろん、この通知については、児童相談所及び自治体に通報すると、通知するということが法律の決まりですから、児童相談所にではなくて自治体に通知をしているケースもあるのかもしれないのだけれども、だからといって市町村は24件、7.9パーセントですから、決して多くない、そういうことが言えるわけであります。

つまり、警察が関与すること、警察沙汰になってから児童虐待だということの認定をするというケースが約半分になっていてということの中では、事がかなり大きくなってというか、そういうことになるのではないかなというふうに思うわけなのです。これが町がいろいろ準備している、施策として打っていることがちゃんと機能できているのかどうなのか、そういうことを疑わせる、そういうふうに私は感じ取って、そのことのその疑いというのをちゃんと晴らしてすっきりしたいなというふうに思っているのですが、幕別町のこの数字に対する見解、そして実態としてあることをお話しくだされればいいなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（山本　充）　虐待の通告に関しましては、保育所なり学校なりにつきましては、町から、発見した場合には積極的に通告するようにということでお示しもしていますし、あと町のホームページや広報紙も通じまして、児童虐待の相談窓口等につきましては、町の子ども家庭総合支援拠点や帯広児童相談所、また、24時間対応として連絡のための児童相談所の虐待対応ダイヤルもございますので、その辺は匿名で通告もできるというふうになっておりますので、そこは疑いがあるものについては、早期発見ということで連絡をしてほしいということで、そういった広報紙やホームページ等でもお知らせをしているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　改めて早期発見に向けて幕別町がどういうふうにしているかということの答弁をいただいたわけなのですけれども、お聞きしているのは、これらの施策がちゃんとした効果を、町のほうで想定している効果をちゃんと発揮できているかどうかということの判断をお尋ねしているのです。判断をというか、ちょっとうまく言えませんけれども、町としてどう思っているのかお聞きしたい。そのことをご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、令和５年度の結果について説明をしていただきましたけれども、どうもこれ、警察が144件と圧倒的に多いというのが、ちょっと我が町の対応からすると考えられないなと。これはどういう統計を取っているかということは詳細は分かりませんけれども、どうも事件になってから初めて発覚するというのは、どこで見ても、どこの町村の対応においてもどうなのか、こういうことがあるのかなというふうにちょっと不思議に思いました。

我が町においては、先ほど課長がご説明したように、いきなり警察ということではなくて、保育所で発見して、あるいは学校で疑いがあるといったら、まず町に集約されて、町のほうで事情聴取というか聞き取りをした中で、あとは児相と連携を取りながら警察に通報するという、そういう手順で我々は対応していますので、この辺、どういう統計の取り方をしているかということにもちょっと疑問を持ちました。公表している数字に疑問を持つというのはちょっとよくないかもしれませんけれども、この辺、果たしてどういう経路でこの数字が取りまとまっているのかということは、どうも我が町の対応を見ると、よその町もそうそう違いがないと思うのですね。そういう中で、少なくとも我が町に

おいては、きちっとした経路を取って、事件になってから初めて対応するということはまずないというふうに考えておりますので、その辺のところはご理解をいただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　そういうふうに理解したいなというふうに私も思っているのです。ただ、こういった数字が全道も、それからこの業務概要でも出てくると。それを普通にこうやって見た人が、読んだ人が精査していけば、そういう疑念が起きる数字が上がってきているわけで、自治体は当然児童相談所とは深い関係をこれからもどんどん築いていく、そういうことになっていくわけですから、この点も幕別町のほうから、この数字の出し方の根拠については追及されたほうがいいのではないかなと。そして、正しくないのであれば、もっと適切な出し方があるというのであれば、そういうふうに変えてもらうようなことは必要なのだというふうに思いました。

きっと幕別町教育委員会も同じように施策は打っているであろう、考え方であろうと思うものだから、教育委員会さんにお聞きするのはやめることにしますけれども、今回の私の質問のタイトルというか、項目なのですけれども、この文言は令和７年度から令和11年度を計画期間とする幕別町こども計画のスローガン、「すべての町民が支えあい　子ども・若者が健やかに育ち、幸せを実感できるまち」ということを引用して、児童虐待という文言はあえて入れないで項目を作成させていただきました。私のいろんな思いも含んでいただきたいなというふうに思うのです。改めて、これで質問を終えようと思いますが、児童虐待のない町、児童虐待があっても早期発見できる町、そのことに対する思いをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは昨日の小田議員に対するご質問についてもお答えしたのですが、まず、やはり虐待というのは子どもの人権というのを無視しているところから始まっているというふうに思うわけです。ですから、しっかりと一人ひとりの子どもの人権を認めて尊重してあげて、そうした上で親のエゴを出さないような、そういう形にならないと、なかなか虐待というのはなくならないのだと思います。ですから、そこは親に対するしっかりした、虐待というものはこういうもので、例えばしつけと称して殴ったりしても、それは虐待に当たるのですよということをしっかり理解してもらうことも必要であろうと思いますので、まずはやっぱり大人、保護者に対する啓発をしっかり行うということと、早期発見という点では、やはり保育所であったり施設、学校、ここがやはりしっかりともう少し目配りをしながら小さいうちに見つけるというか、事が大きくならないうちに発見をして、そこを解決するということが必要であろうと思いますので、これはどこがやるということではなくて、全町的にそういう協力関係の中で虐待がないように努めてまいりたいというふうに思います。

○16番（谷口和弥）　終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子）　通告に従いまして、質問をさせていただきます。

道路交通法改正による自転車の安全利用とマナーの向上について。

近年、健康の意識が高まる中で、日常生活に運動を取り入れるアクティブライフスタイルが注目をされています。その中でも自転車は、手軽に始められ継続しやすい移動手段として、多くの方が利用されています。その一方で、利用増に伴って自転車による悪質な違反や事故が指摘されているのが現状です。

こうした背景から、近年では、道路交通法の改正により、自転車の交通違反に対する罰則が強化され、2024年11月から自転車運転中の携帯電話使用等（ながらスマホ）のほか、2026年４月から信号無視、歩道の通行違反、並走など、交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符、反則金制度）が導入されます。

反則金額は3,000円から１万2,000円で、16歳以上の人に適用され、違反の実情に即して安全な利

用のための指導警告や青切符、さらには赤切符による処分が行われることになります。

このような「青切符」制度が導入されることで、自転車の交通ルールの遵守につながることを期待するところであります。しかしながら、自転車を軽車両として位置づけることにより、現状の道路環境や地域特性がある中で、どのように自転車を利用するのが正しいか、戸惑う住民や学生にさまざまな影響を及ぼすのではないかと懸念されます。

警察庁では、2025 年９月に制度の導入に当たり、自転車の交通ルールと指導取締りの基本的な考えについて周知を行い、自転車を安全・安心に利用するために「自転車ルールブック」を作成し公表しております。

さらには、文部科学省から都道府県教育委員会をはじめとする関係機関へ、小中学生及び高校生等に対する効果的な交通安全教育の推進に努めるよう通知をされております。

「自転車事故のない安心・安全な社会の実現」のためには、自転車の利用者がより一層交通ルールを遵守することに加え、自治体として違反をさせないための取組や交通安全のための施策を講じることを重要と考え、以下の点について伺います。

１、道路交通法の改正について、住民への周知や啓発活動の取組状況は。

２、町内の自転車通行空間における危険箇所の実態把握状況と対策の考えは。

３、自転車保険加入の重要性についての周知は。

４、自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されて２年が経過したが、実態把握の状況と啓発活動の取組状況は。

５、今後、「自転車ルールブック」を活用し、住民や学生を対象とした交通安全教室を実施する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

「道路交通法改正による自転車の安全利用とマナーの向上について」であります。

ご質問の１点目、「道路交通法の改正について、住民への周知や啓発活動の取組状況は」についてであります。

令和７年９月、警察庁は、８年４月１日からの自転車への交通反則制度、いわゆる青切符の導入に当たり、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導・取締りの基本的な考え方を示し、自転車の安全・安心な利用を図ることを目的とした「自転車ルールブック」を公表いたしました。

青切符制度の導入は、自転車の交通違反に対する対応が従来の指導中心から、反則金を伴う交通反則制度へと移行するものであり、自転車の交通違反制度における大きな転換であると認識いたしております。

このため、町におきましても「自転車ルールブック」を町ホームページに掲載し、制度の概要や主なルールについて周知を図るとともに、幕別町老人クラブ連合会を通じ、高齢者に向けた制度の周知啓発に努めているところであります。

また、幕別町生活安全推進協議会が令和８年１月に発行した会報紙「生活安全だより」においても、交通安全意識の高揚を目的に、青切符の対象になる主な反則行為を例示し、悪質・危険な違反については検挙の対象となる旨を周知いただいております。

ご質問の２点目、「町内の自転車通行空間における危険箇所の実態把握の状況と対策の考えは」についてであります。

本町における自転車通行空間としては、自転車活用推進法第 11 条に基づき令和６年２月に策定した「幕別町自転車活用推進計画」の中で、３年５月にナショナルサイクルルートとして指定された「トカプチ 400」、５年４月に地域ルートとして認定された「十勝川サーモンルート」及び「忠類シーニックルート」の三つのルートがあります。

これらのルートにおける自転車通行空間は、自転車と自動車が車道内で混在通行する車道混在の自

転車通行帯となっておりますことから、自転車の通行位置を自転車利用者と自動車のドライバー双方に注意喚起するため、令和６年度から社会資本整備総合交付金を活用して矢羽根型路面表示を整備しており、８年度に完了する見込みとなっております。

また、自転車通行空間の危険箇所につきましては、ルート選定の際に、十勝管内の自転車関係団体や民間事業者団体、行政機関等で構成する「北海道 TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会」や庁内関係部署で構成する「幕別町自転車活用推進委員会」において、安全性に十分配慮していることから危険箇所はないと認識しておりますが、随時、推進計画に基づく利用者の意見集約や道路パトロール等を通じて実態把握を行うとともに、引き続き、関係機関と連携を図りながら自転車通行空間の安全確保に努めてまいります。

ご質問の３点目、「自転車保険加入の重要性についての周知は」と、ご質問の４点目、「自転車運転者のヘルメット着用が努力義務化されて２年が経過したが、実態把握の状況と啓発活動の取組状況は」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

町では、交通安全推進員による交通安全教室を開催し、小学校においてはヘルメット着用や自転車使用時のルール、歩道通行時の留意事項について指導しているほか、幼稚園や保育所、認定こども園等においても、道路の横断方法や信号機の見方、道路で遊ぶことの危険性などについて教育を行い、誰もが安全に外出できる交通社会の形成に向けた取組を進めております。

自転車の事故においては、頭部を損傷した場合に死亡事故や重度の後遺障がいにつながる事例が多く、また、自転車利用者が歩行者等にけがを負わせる事故では、高額な損害賠償責任が生じる事例も見られます。

このため、平成 30 年施行の北海道自転車条例において、自転車損害賠償保険等の加入が努力義務化され、さらに令和５年には道路交通法の改正により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたところであります。

こうしたことを踏まえ、町では、毎年４月の広報紙において、春の自転車利用シーズンを迎える時期に合わせ、自転車の点検と交通ルールやマナーの周知に併せて自転車事故による高額な損害賠償事例を紹介し、ヘルメットの着用や自転車の損害賠償保険等への加入を呼びかけているほか、教育委員会においても、校長会を通じて町内小中学校の全児童生徒にチラシを配布し、保険加入やヘルメットの着用の促進について周知を図っているところであります。

しかしながら、町内小学校で実施している自転車交通安全教室におけるヘルメットの着用率は、努力義務化された令和５年度が参加者 853 人のうち着用者 269 人で着用率は 31.5 パーセント、６年度が参加者 593 人のうち着用者 267 人で着用率は 45.0 パーセント、７年度が参加者 734 人のうち着用者 318 人で着用率は 43.3 パーセントという状況であり、依然として十分とは言えない状況にあります。

今後につきましては、学校や教育委員会と連携を図りながら、ヘルメット着用の必要性について理解を深めていただけるよう啓発の取組を継続し、着用意識のさらなる醸成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の５点目、「今後、「自転車ルールブック」を活用し、住民や学生を対象とした交通安全教室を実施する考えは」についてであります。

「自転車ルールブック」は、自転車への青切符制度の導入に当たり、自転車を安全に利用するための具体的なルールを分かりやすく解説した利用者向けの手引書であることから、町ホームページに掲載し周知を図ったところであり、広く町民の皆さんにご活用いただき、自転車の安全利用と交通マナーの向上に努めていただきたいと考えております。

今後においては、交通安全教室をはじめ、広報紙やホームページ等においてルールブックの内容や事例を分かりやすく紹介し、啓発活動の充実に取り組んでまいります。

また、令和７年 12 月には、警察庁が設置した官民連携協議会において、教育者向けの指針となる「自転車の交通安全教育ガイドライン」が策定されました。

このガイドラインでは、自転車を安全に利用するためには「技能」「知識」「行動・態度」を身に

つけることが重要とされており、警察のみならず、事業者、保護者・家族、学校、自治体等が相互に連携し、それぞれ専門性を生かした交通安全教育を行うことが重要であるとされております。

町といたしましては、こうした指針も踏まえ、交通安全推進員による交通安全教室に加え、幕別町老人クラブ連合会など関係機関と連携を図りながら、各世代の状況に応じた交通安全教育の充実に取り組んでまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　質問の途中でありますが、この際、11時５分まで休憩いたします。

10：55　休憩
11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子）　では、再質問をさせていただきます。

自転車事故は、2025年、全国で６万7,470件発生をしており、約７割が「安全をよく確認しない」など、法令違反であることが警察庁の調べで分かっております。歩行者との事故は3,269件で、近年では最も多いということであり、そのため、事故防止を目的に16歳以上の自転車交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符制度が2026年４月から始まり、警察では悪質な違反に対し取締りを強化することになりました。

そこで、幕別町においてでありますが、これから雪が解け、気軽に自転車に乗りやすい季節になり、通勤、通学、買物、そして運動にと、日常生活における交通手段として利用する機会は増加していくことは明らかであります。

そこで、１点目の質問でありますが、道路交通法改正について住民にどのように周知をされたのかお伺いしたところでありますが、令和８年の１月、生活安全だよりということで広報にチラシが入っていたのですけれども、これも年末年始に配っていただいているのですけれども、とても分かりやすいチラシを作っていただいて、見る機会もあったかなというのがあるのですけれども、私も年末年始を抱えて、正直言って外側は見たのですけれども、中のここのところまではなかなか開いて見なかったというところも自分のちょっと反省するところなのですが、このようにすばらしいチラシを入れていただいて周知はしているのですが、その後、町として何か対策を打ったのか、お聞きをいたします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　町のほうの周知の方法でございますけれども、答弁の中でもお話をさせていただいておりますけれども、９月に自転車ルールブックが警察庁のほうで作成されまして、９月の末に町のホームページのほうに内容、ボリュームが多いものですから、自転車ルールブックのほうにリンクを貼らせていただいて内容を知っていただくということを、まず一番初めにさせていただきました。その後、今ご紹介ありました生活安全だよりのほうに、一部こういうものが反則になりますよというものを例示して、お示しをさせていただいております。

今後、４月になりまして、今、岡本議員のほうからお話がありましたように、自転車での活動が盛んになってくるということに向けまして、４月の広報においてルールブックの内容と一部具体的な例を示してお知らせをするということと、あとルールブックの中には、さまざまな違反行為等が示されております。そのようなことから、分かりやすく伝えるということも含めまして、１回にとらわれず、継続的にSNS等も利用しながら、皆さんに知っていただくというようなことを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　私もホームページのほうを確認をさせていただきました。

これは2025年の９月22日ということでありますので、これのときも、もうルールブックが作成さ

れましたということで、そこに飛んでくださいということで掲載はされているのですが、地元の人たちはもちろん、ホームページをご覧いただける方は、これで分かるのかなと思うのですけれども、ホームページを開けないという方には、広報などでもお知らせをするということで、毎年４月にはされているということで、広報を確認してみましたら、2025 年の４月に「「ながら運転」と「酒気帯び運転」には罰則が適用されます。ルールやマナーを守り安全に利用しましょう」ということで、すごく柔らかな表現で掲載をされているわけでありますが、これは１年前の掲載ということもあって、とても柔らかい感じで触れているのですけれども、この後の周知が一番大事ではないかなというふうに思います。

今後、今年の４月、また掲載をされるということなのですが、その内容もとても分かりやすいようにしていかなくてはいけないかなというふうに感じます。特に、警察庁の調べによりますと、ながら運転に関する事故が急増しておりまして、2013 年から５年間で 295 件、そして 2017 年から５年間で 454 件ということで起きているということでありますが、この違反の種類が 113 種類もあります。主にこういう違反が多いということでありますので、今、自転車を利用している方がしてしまうような、そういうような内容に、分かりやすいような内容にされるのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　今、岡本議員のほうからお話がありましたように、違反の事例は 100 を超えるというようなことでございまして、今まで通常で行われていたことが反則に該当するというようなことになります。一例を申し上げますと、複数の自転車が通行するときに、縦一列で走行しなければ反則になると。横並びで自転車走行すると反則になるというような、簡単な事例もございますので、そういう事例も含めて、今まで行っていたことが反則切符の対象になるということが、分かりやすく示せるような形で、回数にとらわれることなくお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　今、課長がおっしゃったように、回数に関係なく、本当に１か月たってしまうのはあっという間なものですから、先月見たものがまた今月載っていても、やはりこれは重大なことであるので、やはり町としてしっかりと掲載をしていただいて、住民に周知をしていただきたいと思います。

そこで、１点だけお聞きしたいのですが、本町には外国から来ている労働者の方がたくさんいます。幕別町の産業に欠かせない存在となっております。そのような方たちにも、分かりやすい周知を進めているのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　今、外国人の方のお話がありましたけれども、町のほうとしては、昨日の一般質問の中にもありましたように、いろいろな方面の方々にも対応できるようなことということで、ホームページの中では翻訳機能もつけているというようなお話をさせていただいておりますけれども、この自転車の関係につきましては、ガイドラインはホームページの中で見ていただいて、翻訳機能等で知ることはできるかと思うのですけれども、警察庁のほうで去年の 12 月に作成いたしました教育者向けの教育指針というものの中には、行政だけではなくて、広く多方面の関係する方々、全世代の方々に対して、事業者も含めて、それぞれの雇用されている方などに対して、自転車の交通安全教育を進めましょうというようなガイドラインが作成されております。その中の一つとして、ガイドラインの中には、事業者向けのものについては、外国人を含んだ自転車安全教育をすることということも示されておりますので、事業者においてもそれぞれの雇用者に対して安全教育もされるものと認識しておりますけれども、町としても、どの方でも分かるような周知活動をさせてただきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　今、課長がおっしゃったとおりなのですけれども、やはり外国から来られて働

いている方たちは、もちろん受入れ企業が対応するのだと思うのですけれども、警察がまず優先、そして行政からも後押しすることも必要ではないかなと思いますので、今後進めていただきたいと思います。

それでは、２点目になりますが、幕別町においては、令和３年５月に国のナショナルサイクルルート「トカプチ 400」の指定を受け、令和６年２月に自転車活用推進計画が策定をされております。その中でも、自転車通行空間の整備状況が掲載をされております。札内川堤防線、札生北通札内橋付近、そして忠類北 10 線、古舞４線、途別 10 線と掲載をされておりますが、この整備状況をお聞きしようと思いまして、私も先日調査に行きました。しかし、この時期ですので雪が多くて確認というまではいかなかったのですが、答弁にも先ほどございましたが、危険な箇所がないというようにお答えをいただいたのですが、町道の矢羽根の案内板ですとか、標識の整備は全て令和８年度に完了するということでよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　矢羽根の整備ですけれども、令和６年度から整備を実施しておりまして、令和７年度までにトカプチの 400 の全路線については、整備を終えております。その後、令和８年度につきましては、地域ルートですね。十勝川サーモンルートと忠類シーニックルート、こちらを令和８年度に整備を終える予定となっております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　危険箇所がないということでご答弁いただいたのですが、私が調査をしてまいりました結果、帯広から札内橋を渡って、そして札生北通のほうの札内橋付近の道路のところ、そこを曲がっていくのには、矢羽根がとても見えづらいのですけれども、これ自転車が巻き込まれるというようなことは、車が左折をしたときに自転車を巻き込むというような事故が起きないのかなというふうに心配に思ったのですが、そのようなところは大丈夫なのでしょうか。決してないとは言い切れないとは思うのですが、危険性は少ないのかお聞きをいたします。

○議長（寺林俊幸）　土木課長。

○土木課長（香田裕一）　整備に関しては、国のほうからガイドラインが示されておりまして、それに基づいて整備をしておりますので、それ以上の整備となると、かなり難しいものがあります。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　分かりました。

事故がないようにということで、自転車を楽しんでいただきたいという思いでおります。

では、３点目になりますが、近年、自転車と歩行者の交通事故件数も増加傾向にあり、相手への賠償、個人賠償責任と自身のけがの補償をカバーするのが自転車保険であります。現在では都道府県各自治体で条例により自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されておりますが、幕別町では努力義務とされていることについて、今後、町としての見解についてお伺いをいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　やはり何でもかんでも町でやるということにはなりませんので、これは自分の身は自分で守る、そういう個人の責任に基づいて加入すべきであろうと。ですから、しっかり加入していただくように、それはまず周知をしてまいりたいというふうに思いますし、いろんな保険というのは基本的には自分が自分のために加入するものでありますので、そこはこの自転車保険だけとかということにはならないものというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　自分で乗るものですから、しっかり自分で自分の身を守るという町長の思いと同じでありますが、本当に事故が起きてからは遅いですので、しっかりと自分を守っていただく手だてを取っていただきたいと思います。

また、答弁でも３番目と４番目をまとめてご答弁をいただきましたが、ヘルメットの件につきまし

ても、全国的に着用率は上昇傾向にあるということですが、警察庁の統計によりますと、令和６年度中に発生をした自転車乗車中の死亡事故は、死亡の６割が頭部を負傷しており、ヘルメットを着用しなかった者の致死率は着用していた者の致死率の 2.1 倍にもなっているということであります。着用率が上昇しているといっても、自転車を利用する人の全体の１割にしかまだ満たないということであります。このようなことから、努力義務としておりますが、国がもう少し力を入れて義務化をしていくことが私は望ましいのではないかなというふうに考えますが、町としてもさらに着用促進に向けての考えがありましたら、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、なかなか個人に対して、すべからくヘルメットをかぶってくださいというのは、なかなか難しい、浸透しづらいものであります。やはり皆さんが本当に自分の身体、生命を守るのは自分しかいないということを自覚してもらえるように、いろんな例を示して、本当に身に危険が迫るような、非常に危ない例を示して分かってもらうしかないのかなというふうに思っているところです。そこは、本当に法律で罰したから、すぐヘルメット着用するかといったら、そういうふうにもならないわけでありますので、地道な啓発をしていかなければならないなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　そこで、ヘルメット着用率につなげるためにも、町として何か支援することはできないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　具体的に購入補助のことを指して言われているのでしょうかね。これは、先ほど申し上げたように、やはり自分の命は自分で守るというのは原則だというふうに思います。ですから、これは車もバイクもそうですよね。結局自分で守っているわけで、自転車だけ特別にということにはならないのだろうなと。確かに小中学生が乗るというのはありましょうけれども、ここはしっかり学校のほうでも、これまで平成 30 年からずっと、重大事故になると何億円も補償しなければならないような危険性もあるし、自分も死ぬ場合もあるとかと、そういう本当に危険性を訴えてきておりますので、そこは徹底してやっていきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　町長がおっしゃったようにヘルメット購入に対する補助を出すのが一番早いかなと思いますが、そういうわけにもいきませんので、年齢別に考えますと、小中学生までは学校の規則や指導が行われていますので、まあまあかぶるというような状況なのですけれども、問題は成人というか高齢者の方なんかが難しいのではないかなと思いますが、そこについてもやはり根気よく周知をしていくことによって、着用率も上がってくるのかなというふうに思いますので、これからもぜひ推進をしていただきたいと思います。

　それでは、最後の５点目になりますが、自転車ルールブックの活用でありますが、交通安全教室の実施についてでありますが、昨年では世代別の交通安全教室、何回ぐらい行われているのかお伺いいたします。分かる範囲で構いませんので、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　令和７年度、今年度の状況でございますけれども、安全教室という名目で実施をさせていただいておりますのが、これから３月に１件予定がありますけれども、それも含めまして 54 回実施しております。延べで参加 3,000 人以上の方に交通安全教室ということでさせていただいております。内訳といたしましては、幼稚園、保育所、それから学校を含めたものが主なものになりまして、それらが約 50 回、そのほかが老人クラブですとか地域の方々に対してということで、交通安全教室を開催させていただいております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　この交通安全教室のときにヘルメットをかぶっているということで着用率を示

していただきましたが、この交通安全教室に対してはヘルメットを着用はされているのですが、ふだんの道路を走るときの着用率を何とか上げていくということが一番大事ではないかなというふうに思います。もちろん安全教室で安全確認を覚えていただくということが重要かと思いますが、安全教室だけはなく、普段からヘルメットを着用し、安全に走行していただくということが重要ではないかなというふうに思いますので、そのようなこともさらに加えていただきながら、交通安全教室も進めていただきたいと思います。これも町だけでできるわけではありませんので、各関係機関との連携が大変必要であると思いますので、回数を重ねていただきながら、ルールやマナーにもつながるのではないかと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　毎年、小学校、保育所等で交通安全教室を実施させていただいております。今回、国のほうで青切符制度導入に伴いまして、自転車の安全ルールブックというものも作成されました。あわせて、各事業者なども含めた教育安全ガイドラインも国のほうで定められておりまして、それぞれのライフステージ、幼少期から高齢者までに自転車安全教育についての、それぞれの所属所属で、どういうことを進めていかなければならないのかということが示されております。それを踏まえまして、小さなときから自転車に対する交通安全教育が習慣づけとなるような交通安全教室を進めるために、今、交通安全推進員と共にどういうようなプログラムを組むことによって習慣づけがなされるのかということを進めております。雪が解けて新しい年度が始まりますと、すぐ学校、保育所での交通安全教室が始まります。そこに向けて、今なるべく早い時期から習慣づけをできるような仕組みとして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　最後になりますが、幕別町民一人ひとりが自転車も車両であるという認識を深めまして、安全で快適な交通環境をつくり、交通事故ゼロの町を目指して、行政として引き続き積極的な取組を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○２番（塚本逸彦）　通告に従い、質問いたします。

１、移住促進に向けた取組についてでございます。

幕別町は、十勝管内でも人口が多く、とかち帯広空港や帯広駅へのアクセスが極めて良好であり、帯広市のベッドタウンとしての側面を持っています。町では、これまで子育て世代をはじめとした若年層を中心に移住・定住施策を展開していますが、十勝の他町村と比較すると構造的な課題もあると捉えています。

国においては、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方である「二地域居住」の視点を持ち、地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図ることを推進しております。

今後、移住の取組を進める上で、このような視点を持つとともに、多様な価値や魅力を持つ本町にはまだ伸び代があると考えていることから、以下の点を伺います。

（１）町の移住相談窓口の現状は。

（２）住民票を移す「定住」だけでなく、二地域居住という「新しい居住形態」を推進する考えは。

（３）空き家活用も含めたお試し移住者用住宅やコワーキングスペースを整備する考えは。

（４）移住者が地域になじむための中間支援組織を設立する考えは。

２、学校における避難所運営について。

本年２月24日、「マグニチュード９クラスの超巨大な地震を起こすエネルギーが、たまっているということが確認された」と報道されるなど、災害発生のリスクは高まっていると認識しています。町内の小中学校などは指定避難所に設定されていますが、いざ発災した際、「誰が鍵を開けるのか」「学

校職員の役割はどうなっているのか」「運営の主体は誰か」などという、災害時における学校避難所の実効性を高めるべく、具体的な行動プロセスについて、以下の点を伺います。

（１）発災時の具体的な役割について行政と学校側・住民との連携は図られているか。

（２）避難所の開設や運営マニュアルを学校と共有し、教職員が協力できる内容をあらかじめ調整できているのか。

（３）指定避難所になっている学校施設において、安全に使用できるように、いつ点検や改善を行っているのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　塚本議員のご質問にお答えいたします。

「移住促進に向けた取組について」であります。

ご質問の１点目、「町の移住相談窓口の現状は」についてであります。

本町では、移住・定住施策を効果的・効率的に推進するため、遠隔地から転入を希望される方の相談窓口として、平成 28 年４月に当時の住民生活課、現在の住民課住民活動支援係を担当として移住相談ワンストップ窓口を設置しており、現在３人の担当職員により、移住相談を受けております。

未知の土地への移住を検討される方は、多くの不安を抱えておられることから、相談を受けた際には、気候や地理に関する情報をはじめ、住宅や仕事、買物、病院、子育て環境、レジャーなど生活全般にわたる情報を丁寧にお伝えし、移住後の暮らしを具体的にイメージしていただけるよう、きめ細かな対応に努めているところであります。

また、昨年リニューアルいたしました町ホームページにおいて、移住・定住を検討している方向けの特設サイトを開設し、検索性の向上を図るとともに、SNS の活用や不動産事業者の情報サイトへの誘導、子育てや住まいに関する各種支援制度の掲載、移住に必要な情報などを効果的に発信しております。

ご質問の２点目、「住民票を移す「定住」だけでなく、二地域居住という「新しい居住形態」を推進する考えは」についてであります。

国は、地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図るため、二地域居住に関する環境整備等を内容とする「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」を令和６年 11 月に施行し、あわせて、地方公共団体向けに「二地域居住等の促進に関するガイドライン」を公表したところであります。

二地域居住は、人口減少社会において、全ての地域で定住人口の増加を図ることが困難であるとの認識の下、主たる拠点とは別にもう一つの地域に生活拠点を設ける新しい居住スタイルにより「関係人口」を創出し、地方への人の流れを拡大しようとするものであります。

地方公共団体にとりましては、関係人口の増加により地域と継続的に関わる人が増えることで、長期的な経済波及効果が期待されるほか、都市部でキャリアを有する方が副業やボランティアとして地域産業の担い手となるなど、地域コミュニティに資する効果が見込まれます。

一方で、二地域居住者にとっては、二つの拠点で発生する住居費や光熱費等の固定経費の増加や、住民票のない地域では一部の公的サービスが受けられない場合があることなどの課題も存在しております。

町といたしましては、まずは定住人口の確保を最優先とし、マイホーム応援事業をはじめとする移住・定住施策と子育て支援策を一体的なパッケージとして推進し、人口構造の若返りに資する施策の展開を継続していく考えであり、二地域居住の取組に向けては、その事業効果や制度運用の実態を慎重に見極めながら検討してまいります。

ご質問の３点目、「空き家活用も含めたお試し移住者用住宅やコワーキングスペースを整備する考えは」についてであります。

空き家を活用したお試し移住者用住宅につきましては、受皿となる住宅の確保や、改修費用の発生、

管理運営に係るランニングコストなどの必要経費を勘案しますと、町が直営で整備・運営することは、現時点では極めて難しいものと考えております。

このことから、町内宿泊施設との連携による短期滞在の仕組みづくりや、民泊事業との協力など民間主体によるお試し移住者用住宅の確保について、二地域居住のあり方の検証と併せて検討してまいります。

コワーキングスペースの整備についてですが、一般的に、多様な業種や職種の人達が同じ空間を共有し、仕事をするための場所として、Wi-Fi や複合機などの設備が利用できるほか、利用者間の交流やビジネスチャンスが生まれる新しい働き方の拠点として町内でも民間による整備が進められております。

本町では、令和５年７月に空き施設サポートセンターを開設し、中心市街地の活性化に取り組む中で、二拠点で生活をされる人などの仕事の場としてコワーキングスペースの整備は有効であると考えており、にぎわいをもたらす観点から、引き続き民の力による新たな事業として展開されることが望ましいと考えております。

ご質問の４点目、「移住者が地域になじむための中間支援組織を設立する考えは」についてであります。

本町では現在、移住に関する相談を「移住相談ワンストップ窓口」に集約し、空き家や空き施設の利活用に関する相談を担う「空き施設利用サポートセンター」と連携して、移住前のご相談、マイホーム応援事業等の住まいに関する補助の案内、さらには移住後の生活支援に至るまで、切れ目のないサポート体制を整えております。

行政が直接この窓口を担うことで、空き家情報や子育て支援など多岐にわたる行政サービスと迅速に連携ができ、移住者の皆さんには「公的な信頼感」と「ワンストップによる利便性」を同時に提供できるものと考えております。

現時点において新たな組織の設立は、運営コストの増大や人的資源の分散という観点からも検討に至っておらず、まずは現在のワンストップ窓口の機能をさらに充実・深化させ、移住者の皆さんが安心して本町に定住できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「学校における避難所運営」についてであります。

ご質問の１点目、「発災時の具体的な役割について行政と学校側・住民との連携は図られているか」と、ご質問の２点目、「避難所の開設や運営マニュアルを学校と共有し、教職員が協力できる内容をあらかじめ調整できているのか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

発災時における行政の役割につきましては、本町の地域防災計画等に基づき、災害対策本部を設置し、避難所の開設を決定するとともに、避難所担当職員を派遣し、状況に応じて食料や飲料水などの物資を順次供給する体制としております。

学校につきましては、あくまで教育活動の場であることが基本であり、特に授業中に災害が発生した場合には、児童生徒の安全確保と避難誘導を最優先とするものであります。

避難所として活用する場合においても、学校側は施設管理者として必要な範囲で協力いただくものであり、避難所運営そのものを担っていただくものではなく、行政担当者が不在で、かつ緊急の場合にのみ、初動対応を補完していただくこととしております。

また、住民の役割につきましては、自主防災組織や町内会を中心に避難生活が長期化する場合には避難者自らが主体となって「避難所運営委員会」を組織し、清掃や物資配給などの運営を担っていただくこととしており、各避難所に配置する担当職員が災害対策本部と連携しながら運営を支援し、円滑な避難所運営に努めてまいります。

本町の指定避難所は、学校を含む公共施設を災害時に一定期間生活する施設として位置づけており、学校側に対しては教育委員会を通じて避難所開設時の連携・対応について周知を図っております。

また、具体的な行動指針として「避難所運営マニュアル」を策定し、ホームページに公開するとともに、各指定避難所の管理者に情報共有しているところであります。

ご質問の３点目、「指定避難所になっている学校施設において、安全に使用できるように、いつ点検や改善を行っているのか」についてであります。

学校施設を含む指定避難所につきましては、平時においてはそれぞれの施設管理者が維持管理を行っており、日常的な目視点検に加え、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕や改修を実施しております。

また、大規模地震等の発生時には、避難所を開設する前に、担当職員が外壁の亀裂や窓ガラスの破損、周辺地盤の状況等を確認し、その後、建物内部の天井や壁面の損傷、電気・水道・トイレの使用の可否を点検するなど、安全を確認した上で避難所を開設する手順としております。

以上で、塚本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、１、移住の相談の現状でございます。今まで何件あって、そして移住の窓口へ来られた、たどり着いた経緯とかが分かりましたらお知らせください。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　移住の相談件数ですが、令和元年からの記録になりますが、令和元年から令和７年度、これまでで全体で 87 件、相談があったところでございます。

相談の内容といたしましては、例えば地域の実情を知りたいですとか、あと町の補助制度の内容を知りたいといった移住全般に関わるような相談が 18 件､そのほかは移住体験住宅の利用に関するお問合せということで 69 件となってございます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　私も移住者ですので昔を思い出すけれども、やはりそこへたどり着くというところ、なかなかいきなり本州から、本州からいったら北海道は一くくりなのです。ですから、本州の方がプランを立てると、お昼は札幌でご飯を食べて、旭山動物園へ行って、また昼は網走で食べるみたいなプランを立ててしまうのですけれども。なので、そこからいきなり幕別町を選ぶというのは、よっぽど何か前知識があるとか、そういったことでないと、なかなか幕別町を選んでいただくのは難しいかなというところであると思います。その中で、やっぱり実際に、今、結構、87 件あったということで、実際に移住に結びついた件数をもし把握していらっしゃったらお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　移住相談を受けて、そこから移住につながったというところで、明確なところでいきますと､おためし暮らしの利用者で平成 30 年に１世帯１人の移住を確認しているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　おためし暮らしの件は、また後で質問させていただきますが、ホームページはすごくよくなって見ていても、私も同じ住所ですが、これは幕別町、このホームページを見たときに、ちょっと行ってみたいなと思うような感じで、実際に移住者の声も載っていていいかなと思うのですけれども、紙媒体のパンフレットは、これ、よその地域は本当にライフストーリーの雑誌のようなものがいっぱいあるのですけれども、なかなか幕別町はそれを散見できないのですが、今、幕別町の移住の紙媒体のパンフレットはどのような状況になっていますか。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　紙媒体の移住パンフでございますが、現在、A3 判二つ折りの北海道幕別町移住ガイドというものを自前で作成をしてございます。こちらのガイドにつきましては、帯広空港、帯広駅、あと、ばんえい競馬場などに配布をさせていただいておりますが、ただ、A3 両面で情報量も少なくて、いわゆる先進的な取組をしている自治体と比べますと、パンフレットとしては少々物足りない内容となっております。

そして、昨年、今、議員おっしゃられたように、ホームページのほうをリニューアルしまして、移

住定住特設サイト「住まいるまくべつ」のほうを開設しまして、現在はこちらに移住・定住に関する情報を集約して、効果的に発信をしているところでございます。

そして、紙媒体のパンフレットにつきまして、例えば冊子状のものを作るとなった場合なのですが、紙媒体であるがゆえに、どうしても情報量に限りがある。それと、当初作成時ですとか、更新時に一定の経費がかかるということで、作成に当たっては費用対効果ですとか、広報媒体としての機能なんかを十分に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

当面なのですが、現在の移住ガイド、こちらをベースに、項目ごとに町のホームページ、該当ページに飛ばせるようなQRコードを貼り付けるなどして、情報量の多い町ホームページ、特に移住定住特設サイトのほうへの誘導、こちらを主としたダイジェスト版としての更新を今のところ予定してございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　おっしゃるとおり、紙媒体の点では他市町村と比べますとやっぱりちょっと劣る部分があって、他市町村の、これは空港へ行くといっぱいあります。本当にライフストーリーみたいな感じで、いい感じになっています。ウェブも大事なのですけれども、そのつかみとしてやっぱり紙媒体というのは、今、デジタルの時代でも触る、それから紙の匂い、それから持ち運び、そしてパラレルに比較ができるという利点はあります。そこから例えば移住、空港にあっても、ずっといろんな他市町村が並んでいる中で幕別町もやっぱり負けないぐらいのものを作っておかないと、そこからホームページへ導くという手段には、なかなかつながっていかないかなと僕は思いますので、以前あったような気がするのですけれども、昔ね。私、移住した頃は、たしかそれに類したようなもの、これは商工観光課なのか分かりませんが、あった気がしますけれども、そういったホームページの内容のようなものが紙媒体であるだけでも、やっぱりつかみとしてはいいと思いますし、それから、今後そういった部分、紙媒体をちょっと見直そうという考えとかはございますでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　紙媒体のパンフレットの見直しということですが、先ほどお話ししたとおり、当面はダイジェスト版を予定はしているのですけれども、今後、地域おこし協力隊で移住メインで働いていただく方ですとか、あとデザイナーの方なんかも任用する予定をしてございますので、そういう地域おこし協力隊の活動経費なんかをうまく活用しながら、冊子の作成に向けては検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　幕別町も民間との連携が進んでおりますので、プロジェクトマネージャーの募集も始めたようでございますけれども、そういった方のどんどん能力というか、そういった力を借りて、より他町村には劣らないようなものを作って、ホームページへ導くというのは、移住相談フェアとかを東京とか大阪でやっておりまして、私も何回か参加しましたけれども、やっぱり紙媒体をばっと持って帰るのです。少ない時間の中いろんな、北海道全市町村がいますので、そこから家に帰って見るというところなので、やっぱりホームページは深くいろんなリンクはかけられるのですけれども、記憶に残らないという部分があります。ですので、やっぱり紙媒体は紙媒体のいいところがありますので、その辺は民間と協力して今後やっていただければと思います。

続いて、二拠点居住というところなのですけれども、定住優先というのも分かりますが、それの前のステップとして、やっぱり二拠点居住。幕別町は、やっぱり空港にも近いし、帯広にも近い、他市町村と比較しても非常に環境は整っている部分もありますので、例えば平日は東京で、名古屋、大阪で仕事して、週末は幕別町は過ごすなんていうことも考えられますので、やっぱりこれはこれから、他町村も取り組んでいるわけですので、もう時既に遅しという部分もありますが、そこは後れを取らないようにやっていきたいと思うのですけれども、いま一度、この二拠点居住についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　移住・定住あるいは二拠点居住に臨む町の姿勢というのが、まず根本的なものとして、そこをしっかりしなければならないというふうに私は思っておりまして、誰でもいいから来てほしいということにはならないわけで、来られるからには、そこにはコミュニティがいかに取れるかということも非常に大切なわけでありますから、地域が喜んで受けられない人が来てもらうことは、かえって地域のコミュニティを乱すということにもなりかねますので、私は、町としては誰でもいいから来てもらえればいいのだというところまではいかないかなと。

というのは、これはもう30年以上前になりますけれども、芽室町で、地区に受入れをするときに地域で面接をして、この人だったら地域と一緒にやっていけるなという人を選抜して受け入れたという、そういう経過もありますので、私は地域コミュニティをしっかり乱さずやっていくということが、やはり一番大切だというふうに思いますので、そこはいろいろウイングとしては広げますけれども、誰でもいいのだという、積極的に取り組むのだというところまでいくかどうかというところがありますので、そこはまず判断しなければならないですし、また、費用対効果、先ほど課長も申し上げましたけれども、お金をかければいい人がたくさん来てくれるのだとも限りません。

大体移住される方というのは、相当自分で下調べしているのですね。下調べした中で、どこに行くか。ともかく移住フェアへ行っていいところがあったら行くかなんていう人は実現に至らないわけで、ぜひ今の生活を脱して、空気のいいところ、自然環境の豊かなところ、あるいは定住するに当たって支援が多いところ、子育てがやりやすいところ、そういった人それぞれの価値観がありますから、そういう中で移住先を決めていく。ただ、情報としてはいろいろ出すことは必要であろうというふうに思っていますので、どちらかといえば、今、移住してくる方は、もうSNSあるいはホームページに慣れた方が多いので、そこはやっぱりまずはホームページでしっかりと情報を出してあげる。

それと、議員がおっしゃった、きっかけとして紙媒体を手で触ってみる、これは私は否定するものではありませんので、どこまで金をかけてやるのかということが大切だろうというふうに思いますので、その辺は総合的に考えながら、どういう手法で臨んでいくかということが、私は決して、今、手後れだとは思っておりませんで、そこは総合的に勘案していきたいと、進めてまいりたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　その辺の部分を町単独でやるというのはなかなかあれなので、せっかく連携されるので、やっぱりそういった部分のノウハウも民間の能力を活用して進めていかれればと思います。やっぱり門戸を広げるということは大切だと思いますので、私も移住して、この幕別町を選んだわけですから、やっぱり住み心地もよろしいですし、まさかこういう立場になるとは思っていませんでしたけれども。やっぱり私の場合は、最初に仕事があるかという、最初はもう、自分の話を特に言うあれではないのですけれども、道東のほうを希望していたので、仕事の都合で帯広、そして子育てでこちらというふうに決めたので、順々たどって、まずは北海道へ来て、そしてそこからという選び方もあるかと思います。今はネットがありますので、そういった部分も幅広くつかめる、情報は得られますけれども、やっぱり実際に住んでみないと、その土地柄とか、そういった部分は分からないと思っていますので、そういった部分もありますので、この幕別町を選んでもらう、十勝は激戦区ですので他市町村の力の入れ方も半端ないですから、そこの中で環境として非常に便利な分、ある意味緩いのかなという部分もありますので、その辺も他町村に負けないぐらいな情報発信、要するに待っているだけではなくて、こちらから積極的にアウトソーシングして、どんどん前へ出ていって掴んでいくという努力も必要ではないかと思いますので、今後とも引き続き二拠点、これから多分そういった部分が増えてくると思いますので、要望は。取り組んでいただけたらと思います。

では、続いて……
○議長（寺林俊幸）　塚本議員、申し訳ありません。質問の途中ですけれども、ここで切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　はい。
○議長（寺林俊幸）　質問の途中でありますが、この際、13 時まで休憩をいたします。

11：57　休憩
13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、塚本議員の質問を続けます。
塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　それでは、続けてさせていただきます。
お試し住宅の件ですけれども、先ほどのデータにもありましたように、やっぱり問合せの中でも非常に関心がある部分でございますけれども、今、幕別町のホームページですと、募集を中止という状態なのですが、そもそもしばらくその状態が続いているかと思うのですけれども、そのいきさつについてご説明いただけますか。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　おためし暮らしの休止のいきさつについてでございます。
おためし暮らしにつきましては、平成 27 年から事業を行っておりまして、これまで 65 世帯 113 人の方、延べ日数で 2,617 人の利用があったところなのですが、これまでその中から移住につながった実績というのが平成 30 年の１世帯１人となってございます。
そして、直近なのですけれども、令和５年度から７年度における申請者の平均年齢につきましては 63.3 歳となっておりまして、中には 80 歳を超える方の利用もあるような状況でございます。利用者の主目的が、本来これは移住体験用の住宅として事業を行っているところではあるのですけれども、定年退職後における観光の拠点のような形で利用されている実態ということで、うちが求めている目的と大分かけ離れた利用状況となってございます。このことから、今後の事業継続の是非に係る検証も含めて、現在はおためし暮らしの休止をしているところでございます。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　こういった状況というのは、うちだけではなくて他市町村も同じことが言えるかと思いますので、他市町村におきましては、入居の条件とか、それから地域等の行事に参加するなど、いろいろつけて対応はしていると思うのですけれども、幕別町おためし暮らし事業実施要綱というのも定めている中で、しばらく止まったまま、そしてホームページも、せっかく関心を、よし、行ってみようと思って開いたら受け付けておりませんと、もう本当にスルーされてしまって、そういった方は多分、問合せでほぼ７割近くの方、よその市町村へ行ってしまったのかなという部分もありますので早急に何か対策したほうがいいと思いますし、それとあと、ロッジにこだわらず、空き家再生とか、そういったものも利用して、町がやれとは言いませんけれども、民間の力、今回も先ほどから繰り返し申し上げているとおり、業務連携協定も結ばれたことから、そういった部分もありますから、その辺はどのようにお考えでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。
○住民生活部長（寺田　治）　おためし暮らしのご質問ですけれども、今、課長が答弁しましたけれども、実情としては、スキー場のロッジをお試しとして使う場合には半額で泊まることができると。なおかつ２週間以上という縛りがございます。なものですから、半額利用をして、そこを拠点として十勝管内をあちこち旅行して歩くという方がいらっしゃるというところです。それで、お試しを廃止しても１泊 3,300 円で短期で滞在することはそのまま可能でございますので、その２週間の縛りと料金設定を外したというだけですので、引き続き使っていただくことは可能ですので、２週間縛りがないので１週間でも 10 日でも、あるいは２日でも泊まることはできるので、お試しという名前は外れまし

たけれども、短期で滞在することは、観光で使っても構いませんし。ですので、お試しとして使いたければご自由に使えますよという考えでございまして、主たる目的が観光で使われている方が多いので、本来の目的とは制度的には乖離しているなというところで、お試しの制度を外したというところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　何かちょっと矛盾してしまったのかなという部分を感じているのですけれども、観光利用の目的が多いからお試しはやめました、その代わり観光利用は今できますよという形になってしまっていて、では、このおためし暮らしの実施要綱と、それからホームページのおためし暮らしの項目のページ、これ今後どうされるのですかね。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（寺田　治）　結論からいくと、今、検討中でございますけれども、おためし暮らしも含めて、今、答弁にもありましたとおり民間の力、民間の宿泊施設だとか、そういうところを利用して制度設計できないかというところで検討している最中でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　やはりホームページで、僕も、自分も作ることがありますけれども、やっぱり空ページになっているのは一番寂しいのです。それで、期待してやっとそこへたどり着いたら何も情報がなかったというのは、一番イメージ的にも悪い。民間のビジネスとしても一番やってはいけないことなので、そこはやっぱり、今言われたようなことを、おためし暮らしではないのですけれどもこういった利用ができますよということを、逆に書いてしまったほうが、まだ空で置くよりはいいかなとは思いますけれども。

それと、やっぱり幕別町の場合、ある意味難しい、構造的な問題と言いましたけれども、市街地の札内、そして昔ながらの町並みの本町、そして自然豊かな忠類と、これが移住に難しい、なかなか他の地域とは違って難しいと言われているのですが、逆にこれはある意味強みであって目的別に、サラリーマンをしたい人は市街地、そしてちょっとした小ぢんまりとしたお店をやりたい人は本町とか、そういった住み分けもできるという部分もありますので、そういった強みもどんどんアピールして、そういった３拠点にこの民間の力、今後どのような取組されるかはあれですけれども、そういったビジョンを町としてしっかりと出して、それをまた、やっぱり民間と提携するに当たっても町のビジョンがしっかりしていないと、民間丸投げということにもなかなかならないと思いますので、その辺のところはしっかりと立てられて取り組んでいかれたほうがいいと思うのです。

それで、やっぱりこの３地域とか、あと空き施設の利用、例えばこれは可能かどうかは別ですけれども、以前より問題になっております学校の公宅でして、あれもまだ程度のいいものであれば利用するとか、そういったものも使えるのであれば活用しながら、これは町がやれと、町の資産ではありますけれども、管理運営は民間がやるとか、そういった工夫はできると思いますので、せっかくの業務提携なので、その辺のところは、ある程度お考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　おためし暮らしが駄目だと思っておりません。私は、重要なこれは一つの項目というか、町を紹介する上での必要なものだというふうに思っています。ただ、忠類においては、言ってみれば安ホテル代わりに使われていたと、本来の目的から外れた利用をされていたので、当面、今休んでいますよということなのですが、私は、おためし暮らしをできる場所は、それぞれ幕別、本町、札内、忠類にあることは非常にいいことだなというふうに思いますので、あとはどう条件をつけるかだけの話でありますから、そこはおためし暮らしとしての目的にかなうような条件をつけた中で、民間の協力をいただきながら、そういった施設を設けていくことについては非常に重要なことだというふうに思っていますので、幕別にも幕宿などもありますから、そういった民間の施設も活用しながら、

おためし暮らしをしていただく、そういう方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　前向きの答弁をいただきましてありがとうございます。

本当にやっぱり眠っている資産もどんどん活用することで、そういったものにつなげていければと思いますので、そういった、まずおためし暮らしがないというところでよそへ行かれてしまうというのは非常に何か悔しい思いもしますし、せっかくいい町なので、それをきっかけに関わってくれる人、ある意味、ほかのところも、そういった利用があるからといっていろいろ面接をやって、先ほどの例もあったと思うのですけれども、いろんな条件、それから町の行事に参加することが条件とか、そういったものもつけているところを散見しますので、そういった部分も参考にしながら、町の要望、それから移住者の要望、そういったものにマッチングするようなものになっていけば、やっぱりおためし暮らしというのは非常に重要なアイテムだと思いますので、その辺はぜひ力を入れていただきたいと思います。その辺はやっぱり民間の力を使っていただければと思います。

続いて、おためし暮らしとか移住してからの問題、移住しても合わなくて出ていかれてしまうという方もいらっしゃいますけれども、やっぱり地域の人とのコミュニケーションを取れているところは移住しても長く住んでいただけるなと思っております。

私も幸いいいところに住んだものですから、居心地よく暮らさせていただいていますけれども、そういったことをつないでくれる方、そういった移住コーディネーターみたいなことが必要かと思うのですけれども、今、役場のほうで公的なコーディネーターとして地域おこしの方とか努力されて成果がどんどん上がっているかと思いますけれども、これもやっぱり役場の中にあるというのも、また一つの信用とか、そういった部分であるかと思うのですけれども、昨今、外出しで官民で提携を組んで、そういったまちおこしコーディネーター事業とか、そういったもの、NPO 法人と提携したりとか、そういった部分もあるのですけれども、そういったことを仕掛けていくというのも町の役目かと思うのですけれども、その辺はどうでしょうね。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　令和３年以降、幕別本町を中心に、今、17 店舗がシャッターを上げて営業しているという実態があります。これはなかなかよその町にはないことでありまして、地域おこし協力隊の力が非常に大きかったと私は思っていますし、また、町内に来られた方というのは、ほとんどが移住者です。本州から来ないまでも移住者には違いないわけで、ここはそういう意味では非常に地域とうまくやって、いいコミュニケーションを図れているのかなというふうに思います。ですから、来られた方が非常にいい方ですから、その人の人的ネットワークなんかも活用する、地域おこし協力隊のネットワークも広いですから、ここも活用する中で、ある程度信頼性が分かりますから、そういう人たちのネットワークを通して来られる方は。そういったところをしっかりと、外から全く知らない人が来てもらうことも、これは駄目だとは申し上げませんけれども、やはり人的ネットワークの中で幕別に住んでもらう方が一番堅いといいますか、うまくやっていける人であるというふうに思いますので、そこを最大限生かしていきたいと思いますし、地域プロジェクトマネージャーも今度新設をするということでありますから、そこを一つの核として、移住・定住も含め、空き店舗対策も含めた中で、この地域の活性化につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　本当に本町の成果は、もう他の市町村からもよく幕別町すごいねと言われて、視察の方も結構増えている状態なので、これは本当に長く定住して、特に商売をやられている方は続いて持続していけるように、町としてもできる範囲のことはやっていただきたいと思いますけれども、そういった方がいるからこそつながっていくので、まずうちの弱いところは、やっぱりきっかけ、幕別町を知ってもらう、あえて幕別町を選んでもらえる、そこのところの部分を工夫していくのも大事かと思いますので、まずこっちへ気づいて、幕別町に気づいてくれれば、町長のやっていらっしゃるこの施策も知ってもらえるわけですね。その辺は、まず全道の中から幕別町を選んでもらえるきっか

けづくり、その辺がちょっと弱いなという気がしますので、その辺のところに力を入れて、そして役場の中で、例えば移住フェアとか、そういったものがこういった議会中に重なったら人を出せないとか、そういったこともあり得ますので、やっぱりある意味、もう外出しの団体にしていくというのも今後の形になっていくかと思いますが、その辺の展望はどのようにお考えでしょうかね。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　幕別を知ってもらう手法というのは、いろいろあるかというふうに思います。移住フェアに参加するだけでなくて、物販であちらこちらにも行っているわけです。例えば代々木にも行っていますし、札幌のポールスターを借りてやったりもしていますし、あとは秋、札幌にも行っているわけで、そういう機会を通じて、単に物を売るだけではなくて、幕別を知ってもらう、よさを知ってもらう機会に活用していく必要があると。でないと、移住フェアだけに行くのだったら、これはお金の使い方としてどうかなということもありますから、やはり欲張りかもしれませんけれども、多目的、多くの目的を持ちながら進めていくことが必要であろうと思いますので、あらゆる機会、結構出る機会はありますので、そういう機会を活用しながら幕別町を知ってもらうことに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　いろんな機会を持ってやっていく。ただ、移住フェアに関しては移住を目的として来る人が多いので、ターゲットは絞りやすいなと思いますので、その辺もやっぱり鋭意努力して発信していただければと思います。

それでは、次に行きます。

防災の件でございます。

災害時の学校の避難所についてなのですけれども､防災マニュアル等をしっかりと組み立てられて、そして防災マネージャーの方も御講演を何度もされて非常に努力、それから活動はされていると思うのですけれども、やっぱり現場でいざ発災したときに、避難所、本来学校で、ちょくちょくいろんな市町村の学校に行くことが多いのですけれども、そういったところで話をしたときに避難所のこととかが出たときに、先生方がどこまでやったらいいのかとか、東日本大震災のときはもう１週間以上先生が避難所を運営していたとか、役場の人が来られなかったとか、また、大雪のときに役場の、幕別町は津波はないからそんなにあれなのかもしれませんけれども、大雪で動けなかったとか、その間どうするのだとか。あとは、前回の胆振東部地震のとき、ブラックアウトのときに札中とか、あの辺もすごい人が来てしまって先生がもう対応していたとか、そういった、役場の方も後から来てくださって対応したのだけれどもという部分があって、やっぱりその辺の、いざ、なかなか難しいとは思うのです。でも、やっぱり全員が被災者になってしまいますので、駆けつけるということはなかなか、想定はしていても、いざ、そして、それでもなおかつ容赦なく、もう避難の方は避難所へ来ますよね。そして、すぐにもうトイレが駄目だったら簡易トイレが必要になってきたりとか、そういった部分がある。その辺のところが学校、現場同士でそういった具体的なシミュレーションについての話ができているかどうかというところは、なかなか疑問なところが、見えてこないところがあったりして、そこは難しいかと思うのですけれども、その辺はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　学校と避難所との関係でございますけれども、答弁の中にもありましたように、まず学校は、児童生徒さんがいる場合には児童生徒さんを優先してくださいというお願いであります。災害対策本部が避難所の開設を決定して、そこに職員を派遣して施設の安全を確保、確認した上で、そこの避難所が使えるか使えないのかという判断をした上で、実際に避難所を開設するということとしておりますので、まずもって学校が避難所になっているからといって学校の教員の先生方が避難所の運営に即座に対応するという仕組みではないというのが、第１点目であります。

その後、ご質問にありましたように、その中で学校の先生方がどのように関わっていくのかというようなお話でございますけれども、それにつきましては、避難生活が長期間にわたる場合には、避難

所を宿泊する施設などとして活用していくことになりまして、その中で避難所に避難されている方の中から自治会を組織していただいて、その中で運営をしていくという基本姿勢の中で、避難所の担当となった職員、学校を管理する学校の先生方とも相談をさせていただき、相談に乗っていただいた中で、何が足りているのか何が不足しているのかということを実際に避難されている方から意見をいただいた上で、不足している資機材については対策本部のほうに報告をして配置してもらうというような仕組みとさせていただいておりますので、災害が起きたから担当している学校の職員の先生方が全てそこに関わるということではございません。

ただ、先ほどもお話ありましたように、東日本大震災の後に文部科学省のほうから、各避難所に指定されている学校施設の取扱いについてという文書が都道府県の教育委員会を通じて各学校のほうに通達がされておりまして、その中で学校の危機管理マニュアルの中に、もし避難所として開設されたり、指定されている施設については、市町村の防災担当とも連携を取りながら避難所の運営に当たるようにというようなことも記されておりますので、各学校においては国から、文部科学省から通知されている中の取組を十分理解していただいている上で、町の災害対策本部、私ども防災担当とも連携を図りながら、避難所の運営に当たっていくという考え方でおります。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　考え方はよく分かりました、そのとおりだと思います。

そして、去年 10 月 26 日に、北海道学校保健・安全研究大会というのが釧路で行われました。そのときに防災の講演があったのですけれども、そのときに教職員の方にゾーニング、学校の教室は、どこは福祉に、そして職員室はあそこはもう絶対入れないようにするとか、先生方にそういった意識を持ってもらうようにということをやっておりまして、校内の管理ですから、施設管理者としての学校の立場はそうだと思うのですけれども、やっぱりそれイコール避難した人については先生方が逆に避難所を運営していると勘違いされてしまう人も多いと思うのです。あくまで避難所は、最終的には避難民が、避難された方が運営していくということに地域の中ではなっておりますけれども、なかなかそうはなっていない、別の言い方をしたら、お客さんという形になってしまうような場合も起こり得ると思うのです。それで、今、学校との連携は取れて、取ってという話より、実際そういった連携、先生方もお忙しい中ですけれども、連携は取れているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。

○防災環境課長（半田　健）　学校との連携の関係でございますけれども、町内には指定避難所として 35 か所設置をしておりまして、それぞれの避難所に担当の職員をあらかじめ選任しております。今年度、令和７年度は全 35 か所の避難所に対しまして、そこに配置をしております避難所担当職員が実際に災害が発生したことを仮定して、そこの避難所を開設するまでの訓練を全てさせていただきました。その中で、学校に指定されている避難所についても、私ども防災の担当の職員と実際に避難所の担当となっている職員が現場に行きまして、役場庁舎から避難所を開設するためのキットを保管している場所から持ち出して実際避難所に行って、どのような手順で避難所を開設するかというような訓練をさせていただきました。その中で、一部学校の中に立ち入ることになることになりますから、担当する管理職の先生方とも面談をさせて、立ち会っていただいて、学校の中から災害用の非常電話を設置しなければいけないというのが一つの目的にありますから、どこに配線をするための設備があるのか、どこに電話機を通常保管しているのかということも含めて確認をさせていただいて、ここまでは立ち入れる、ここからは立ち入っては困るというようなお話も伺いながら、どのような手順で避難所を開設するかという訓練もさせていただきました。

そういうことで、実際に取り組ませていただく中で、学校とも連携を図りながら、どういうふうに避難所を開設して運営していくのかということを、実際に担当する職員も、多くの住民の方が避難所に来ていただいて、通常の状態ではない中で避難所にお越しいただくことになりますので、いかに担当する職員が平常心で避難所の運営に当たられるかということも含めて対応させていただくことを本年度させていただきましたので、引き続きそういうことを繰り返しながら、適切な避難所運営できる

ように努めていきたいというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　こういった取組を始められたというところで、まだなかなか、何回もやったりして改善の余地もあるかと思うのですけれども、やっぱり校長先生の中ではまだ迷っている方とか、また、どうしても異動がありますので、他市町村によっては学校の危機管理マニュアルの中に自信があるところとかないところ、そういった部分もありますので、その辺も含めて他市町村から、また、今、異動の時期でございますので、校長先生が替わるとまた考え方も違っていたりしますので、その辺は常にコミュニケーションを取りながら、そういった具体的な部分、例えばまず一番要るのは多分トイレ、足りなかったら、トイレはもう発災してすぐにでもということになると思います。その辺はどのように設置するのか、そういった具体的な話もやっぱり先生方、校長先生方は、情報を聞いた限りでは分からないのだよね、どこから来るのかも分からないのだよねと、よそから来た人は幕別町のことを知らないので、その辺が持続的な情報のコアとして学校内に誰か常に知っている人がいればいいのですけれども、責任者たる校長、教頭が異動してもう替わってきてしまうと全くゼロの状態が来てしまいますので、その辺はやっぱり意思の疎通とか、そういった考え方の共通意識、この辺を持っていただけるような工夫もしなければいけないのですけれども、そういった部分も考慮に入れてやられていますかね。
○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　それらのコミュニケーション、大変重要なことだと思っております。今年初めて、全施設を対象として避難所を開設するというような訓練もさせていただきました。実際に学校の担当の先生方も、どこにそういう資機材の場所があるかだとかということも承知していなかった学校もありました。そういうことも含めまして、いろいろなことで学校ともコミュニケーションを取りながら、適切な運営をできるように努めていきたいというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　こういったことは異動があるから持続的にやっていかれたほうがいいと思いますので、その辺は、先生方も多忙ですけれども、その中で繰り返しやっていくということがやっぱり大事なのかなと。そして、防災マネジャーの方も本当に努力されていて、今度また忠類でも講演されますけれども、またあと、先日は学校だよりを見ますと、札内中学校で Do はぐの実践を生徒たちにやってもらったところ、Do はぐはやっぱり避難所の運営について具体的にシミュレーションできるゲームだと思います。そういった部分も、教員の方も含めてそういった実際避難所をどう運営していくかというのがやっぱり大事だと思いますので、その辺を繰り返しやっていただきたいなと思います。
　Do はぐに関しては、今、防災マネジャー１人でなかなか大変だと思うのです。今後、防災マネジャーの方を増やすとか、そういった部分はお考えはありますか。
○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　現在、我が町では令和２年から防災マネジャーということで、いろいろな防災業務に携わっていただいております。近隣の町村では、帯広市、音更町などで複数名配置されていて、さまざまな活動をされているというようなこともございます。
　実際、本町においても、防災マネジャーがさまざまな機会に出前講座等でお邪魔をさせていただくことが多くなってきまして、それが今の状態ではもう既にいっぱいいっぱいになっているという部分も一部ではあります。ただ、それは長年の経験の中で、それ以上のこともしていただいている部分もあります。防災状況、防災に対応する対応が複雑化してきているのと多方面に対策を取っていかなければならないという部分がありまして、なかなか１名では不足する部分というのはあるのかなというところはございますけれども、職員も防災マネジャーだけに全ての業務をということではございませんので、あわせて、Do はぐ等もできる職員、出前講座もマネジャーだけではなく職員もできるような体制を取りながら、今いる防災マネジャーと共に、人数が多いにこしたことはありませんけれども、今現状置かれている立場の中で、防災力を強める、高める取組をできればというふうに考えておりま

す。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　本当に努力されていると思います。
それで、繰り返しになりますけれども、やっぱり現場の先生方の意識の統一というのが、役場の人が来てやってくれるのだよねとか、そういった方もいらっしゃいますし、それでもなおかつ、実際発災した場合には住民の方は、とにかく学校へ行けばいいのだということでどんどん人が来てしまう。まだ、でも担当者は何らかの事情で来られないという状況は十分起こり得ますので、その辺はもう全員が被災者でありますから、そういったことも想定したシミュレーションをぜひ、学校の現場の先生方ともどんどんシミュレーションを実際にやっていくことが大事かと思いますので、その辺は繰り返しやっていただくよう提案させていただきます。
あと、やっぱりハードのことなのですけれども、廃校になった途別小、古舞小学校もありますし、老朽化の進んでいる学校もあります。施設管理者の方が点検しているとは思いますけれども、実際発災したときにその辺がどうなるかということも行政のほうも把握していないと、なかなか駄目かと思います。その辺は打合せとか、そういった共通の意識はお持ちでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　防災環境課長。
○防災環境課長（半田　健）　学校関係の、特に、今、途別小学校の関係なのかなというふうに思います。先に古舞小学校のほうも廃校になりまして、指定避難所という位置づけはしております。まだ学校施設の部分が設備的に使える状態にあるというようなことから、今の段階では指定避難所というような位置づけをさせていただいておりますけれども、この後、施設の状況等も含めまして、それからスフィア基準の見直しがありまして、収容人数の関係等もございますので、今現在、避難所の全体的な見直し作業も進めております。そのような中で、この後どのように取り扱っていくかということも含めて教育委員会、それから総務課とも相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。
○議長（寺林俊幸）　以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。
次に、石川康弘議員の発言を許します。
石川康弘議員。
○10 番（石川康弘）　通告に従いまして、質問させていただきます。
地域幸福度（ウェルビーイング）指標の活用と幸福度の向上について。
地域幸福度、いわゆるウェルビーイングという言葉が注目を集めています。ウェルビーイングとは人が身体的・精神的・社会的に良好な状態を指す言葉ですが、「健康・幸せ・福祉」などを包括する概念として用いられています。
我が国においても、デジタル庁が中心となり、2022 年からウェルビーイング指標が本格的に導入・活用が始まりました。この指標は、住民が自分たちの住む地域で、どれだけの幸せや暮らしやすさを感じているかを数値化するもので、政府の「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて活用されています。
我が町においても、少子高齢化など社会が揺れ動く中で、改めて誰もが幸せを感じることができる地域を考えていく必要があります。このウェルビーイング指標を活用し、町民の一人ひとりが幸せを実感し、さらに幸福度が向上していく未来に向けて、みんなで協力してまちづくりをしていく必要があると感じ、以下について伺います。
１、町としてウェルビーイング指標を導入し、施策に反映する考えは。
２、職員が心身ともに健康で意欲的に働ける職場環境を整備するため、ウェルビーイング指標を導入し、活用する考えは。
３、教育現場において、ウェルビーイング指標を導入し、活用する考えは。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　石川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目と２点目につきまして答弁させていただきます。

地域幸福度（ウェルビーイング）指標の活用と幸福度の向上についてであります。

ご質問の１点目、「町としてウェルビーイング指標を導入し、施策に反映する考えは」についてであります。

ウェルビーイング指標を施策に活用する場合は、住環境の整備状況や公共サービスの充実度など客観的な要素としてのデータと、個人の主観的な満足度を統合した形で設定する必要があります。

一方で、「幸福」の基準そのものが人それぞれ異なる上、年齢や職業、ライフスタイルによって測定尺度が大きく変化することから、地域全体として統一的な指標として定義することは非常に困難であると認識しております。

本町では、現在「総合計画」において、時代や社会の情勢を把握しながら、町を取り巻く環境や住民の思い、地域特性に基づき、まちづくりの四つの基本理念を掲げ、全ての町民が幸せの笑顔あふれる町を創造し、「住み続けたい」「住みたい」と思われる町を実現するため、分野ごとに基本方針と主要施策を定めております。

この計画に基づき、町として住民の暮らしやすさを向上させるための施策を着実に実施していくことで、個々人の満足度は向上していくものと考えておりますことから、現時点でウェルビーイング指標を導入する考えはありません。

ご質問の２点目、「職員が心身ともに健康で意欲的に働ける職場環境を整備するため、ウェルビーイング指標を導入し活用する考えは」についてであります。

職員を対象としたウェルビーイング指標の導入については、具体的な施策につながる可能性があるといった観点から、有効な手段となることが期待される一方で、指標の選定、運用及び活用に当たっては、ウェルビーイングの概念が広範であるため、職員に適した具体的な指標を選定することが困難であることや、職員一人ひとりの価値観や幸福感が異なるため、統一的な指標が全ての職員に当てはまるとは限らないことなど、多くの課題があると考えております。

このことから、現時点では本町の職員を対象としたウェルビーイング指標を導入することは考えておりませんが、今後も職員にとって健康で意欲的に働ける職場環境の整備のほか、就業意識の変化や少子高齢化を背景に、仕事と生活の調和の取れたワーク・ライフ・バランスの充実を図り、職員の公務に対するモチベーションの維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、石川議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　石川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の３点目、「教育現場において、ウエルビーイング指標を導入し、活用する考えは」についてであります。

令和５年６月、教育基本法第 17 条に基づく「第４期教育振興基本計画」が閣議決定され、同計画において、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が理念として位置づけられました。

また、令和７年４月に公表された北海道教育庁十勝教育局の「十勝管内教育推進の重点」では、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進や、学びの機会を保障し質を高める環境の確立を通してウェルビーイングの向上を目指すとした方針が示されております。

こうしたことを踏まえ、国においては、学校の中心にある子どもたちのウェルビーイングの状態を理解し、教育政策を進めていくことが重要であるとして、毎年実施している全国学力・学習状況調査の質問調査にウェルビーイングの関連項目を設け、その回答を数値化することで子どもたちの主観的な認識の経年変化の分析に活用しているところであり、各学校では、こうした指標を参考としながら、子どもたちのウェルビーイングの向上につながる取組に努めているところであります。

今後におきましても、調査の回答などからウェルビーイングの認識を捉えながら、学校や日常生活

において子どもたちの心身の健康を確保し、探求的な学びや他者との協働的な学びを充実させ、自己理解と他者理解を深めながら、ウェルビーイングの向上につながる教育活動の推進に努めてまいります。

以上で、石川議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10番（石川康弘）　それでは、再質問させていただきます。

このウェルビーイングというのは、町長ご存じのとおり、1946年にWHOが初めてこの言葉を使ったのが始まりだというふうに学んでおります。また、SDGsにも三つ目に「すべての人に健康と福祉を」ということで位置づけられております。

また、前回の自殺対策の質問のときにもちょっと触れさせていただきました。町長からは、なかなかそれは難しいという話を伺っておりましたので、今回も多分そのような答弁があるのかなというふうに思っておりましたけれども、残念ながら同じような答弁でありました。

私も、このウェルビーイングという言葉、非常にまだ不慣れで、町民からもよく私言われるのですけれども、石川議員、あまり難しい質問しないでくれというふうに町民からも言われたことがあったので、横文字、どうしてもやっぱり私たちは日本人なので不慣れなこともあったり、また、なかなか浸透しづらいということもあります。

でも、先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、教育の現場ではもう既にそれが始められていて、どんどん幕別町においては進んでいると。そういう意味ではすごくよかったかなというふうに思っております。やはり住民にもそれが伝わると非常にいいのかなというふうに私は感じて質問をしたわけなのですけれども、日本で言うと、研究している第一人者の方は、今、武蔵野大学の教授ですかね、特認教授かもしれませんけれども、前野隆司さんという人が研究をされて始まったことだと思うのですけれども、これはよく哲学的にとらわれる人が多いのですけれども、町長の答弁を聞いていても何かその辺がちょっと強いのかなというふうに感じておるのですけれども、これはちゃんとしたエビデンスがあって、例えば幸福度が高いと生産性は３割増える、また、ウェルビーイングが高い人たちは寿命も10年延びるという、そういう研究データもあるわけなのですね。そういった意味から見て、このことをやはり町に取り入れないことはないなというふうに思うのですね。

今、武蔵野大学の話が出ましたけれども、全国的に見たら、北海道でも藤女子大でその学部ができております。また、十勝管内においては浦幌町であったり、それから更別村、ここでもウェルビーイングについて指標を取り入れて、既にそういう研究が始まっております。そして、このことは、私も本を買ったり読んだりもしたのですけれども、非常に難しいところも確かにございます。でも、これはデジタル庁から、そういうファシリテーターなどを養成するために人員を派遣して指導しますよということも言われているわけですね。だから、町自体で考えても非常に難しいことかなと思うのです。でも、そういう専門家を招いて研修を受けて、そしてこれに取り組んでいく必要が僕はあるのだと思うのですね。なぜこれができたかというと、今、少子高齢化で国も非常に大変なことになっております。それは幕別町も同じことが言えるのだと思うのですね。そういった意味で、今までの施策からこういう人の幸福に変えていく、それをちゃんと把握して変えていく必要があるというふうに言われているのですね。それを予算にも反映されていくと町民に行き届いた施策はされていけるのかなと思うのですね。町民が困っているから町がこれをやるということもありますけれども、これはやっぱり町民を巻き込んで、みんなでこの町をつくっていく、そういうことを考えていく必要があるのだと思うのですね。

幕別町は、今までパークゴルフの町、それからオリンピアンの町とか、いろいろそういう聞こえのいい、全国的にも幕別の名前は広まったなと思うのですけれども、これからはそこからまた足して、やっぱり幸福度の高い町ということで旗を振ってこのウェルビーイングという言葉を広めていって、先ほど塚本議員からも質問ありましたけれども、やはり幸せな場所には人は来たい、住んでみたいという、そういう希望が湧いてくるのだと思うのですね。そういうまちづくりをしていくと、全てのこ

とに対していいほうにいくのかなというふうに思うのですね。そういった観点から、多分町長は、いや、できないということは、研究しようまではいかないのかもしれないけれども、せめて研究してみようという言葉を最後にいただきたいなと思ってお話をしているのですけれども。

ただ、もう一つ言いたいのは、町職員が、このウェルビーイングという言葉を何人かに聞いたのですけれども、知ってはいると、でも中身についてはよく理解していないという人がほとんどでした。ですから、それはまだ分かっていないときに否定するというのは、僕は非常に残念でしようがないのですね。もうちょっと研究して職員の意見も聞いて、もしこれが可能であればやってもいいかなというところまでやはり考えを持っていかないと、こういう理由で、町長が言った理由でできないといういうふうに否定されると、次になかなか進んでいかないのですけれども、やっぱり第一は、町民一人ひとりが幸せに暮らしていっているのかどうかということを把握して、何が必要なのかということをよく知る必要があると思うのですね。その辺の考え方はどうですかね。まだそれでも、なかなか考えを変えることは難しいですかね。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は、ウェルビーイング、幸福度というものを否定しているわけではないのですよ。これはとても大切なことだというふうに認識しています。というのは、私の公約も、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかった、この住んでよかったというのは幸福度なのですね。そういう公約も私は掲げているわけですから、それはもう当然幸福度を感じてもらうことはとても大切なことだというふうに思っています。

ただ、問題は指標なのですね。指標をどう設定するかというのが非常に、測定するのが難しいなというところで、まだ確立されたものはないというふうに思っています。というのは、客観データにしても150ぐらい項目があるのですね。これを出して、これは国が一方的にというか設定している客観データが出てくるのですね、それぞれの町ごとに。それにプラス主観データをどういう項目を選定して主観データを取って、その開きがどうなの、開きのあるところは何か問題があるのではないの、もっとこれが足りないのではないの、そういうことに使っていくということになりますので、そこの主観データをどう設定するかが非常に難しいのではないかなと思っているのです。これは町民一人ひとり価値観が違います。職員にしても一人ひとり価値観が違います。だから、分かりやすいところで言うと、職員で言うと、今の職場業務は時間外勤務がなくて、他のこと、自分の趣味に使えるから非常にいいと考える人もいると思います。一方では、多少時間外をやったけれども、一つ目標としたものをクリアしたので非常に満足であるというのも満足感になりますので、だから、例えばこの時間外勤務の多さ、少なさで言ってしまうと正反対のことが出てしまうということもありますので、私はそこの指標の設定の仕方というのはまだまだ研究する部分があると思いますので、そういう意味でまだ導入するのは難しいというお話をさせていただきました。

ただ、横浜だとか京都市だとか、かなりの大都市がもう導入している。ただ、全面的にではなくて、福祉の分野であったり特定の分野なのですね、健康の分野だとか。そういうところで導入している例もありますので、それがどんどんより多くの分野に拡大していけば、それを参考にしながら、我が町も指標をつくって幸福度の測定ができるのではないかというふうになってくると思いますので、一応はどういうものかは分かっているつもりでありますけれども、現実にそれを機能させていくのは今の段階では難しいと、そういう意味であります。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10番（石川康弘）　その部分についてはよく理解ができましたけれども、これ部署的に、例えば福祉課だとか、そういうところで行われているところはあるかもしれません。でも、これは、やはり横断的に行う必要があるのですよ。

一例、多分デジタル庁のホームページには出てきたと思うのですけれども、例えば健康セミナーをやりますということで人を集めますよね。日曜日にやりますといったときに、では集まってきました、よく考えると交通手段がないので、交通手段のある方だけが集まってきていた。それをよく考えると、

これは車で来られる人は健康な人が多いのですね。でも、健康でない人が来るためには、ではどうしたらいいのだ。では交通手段を考えなければいけない。こういう横断的な考え方をしていかなければうまくないのですね。だから、１部署だけでは駄目で、いろんなところが一緒になってやっぱりこのことについて取り組んでいかないと、町民の幸福度は上がってはいかないのだと思うのですね。

そういった視点からも、私は、部分的ではなくて、やはりみんなでそれぞれの部署がこのことについて研究をして、これが可能なのかどうなのか。いろんな町村でも実際に始まっているわけですから、研究して早い時期にこのことが達成できるようにと私は思っておりますけれども、その辺はどうでしょうかね。横断的に行うということは、部分的では、やはりそれは達成できないと思うのです。だから、いろんな指標を使って予算を考えていく、そういう必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　横断的に一つの何か指標を持って、そこからいろんな分析ができると言っているのは、これはもうそのとおりだというふうに思います。ただ、全体を、主観的な指標をどう設定していくのだという点で、まだまだ研究の余地はあるのだろうなというふうに思います。客観データは国がもう 150 ぐらい出していますからいいのですが、それと主観的データも同じぐらい指標設定をして、そこの見比べをしていく。そのことによって、どの部分が弱いとか、どの部分が幸福を感じてもらっていないとかというのが出てくるはずですから、そこの主観的な指標の設定については、今まだ始まったばかりだと思います。研究するのはいいのですが、そこに今あまり多くの労力もかけられないという事情もありますから、そこは先進事例を見ながら、一周遅れにならないように研究していきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10 番（石川康弘）　早い時期にこの研究がなされるように願っております。ただ、確かにこれをやる場合には労力や時間、費用も当然かかることですから、難しいことは分かります。でも、デジタル庁の支援を受けて、やはり専門家を呼んで研究する必要が私は非常にあるのかなと、その辺のことは早めに手を打ったほうがいいのかなというふうに感じています。繰り返しますけれども、一人ひとりの町民が本当に幸せに暮らせているのかどうかということを、本当によく考えてやはり施策を打っていく必要が僕はあるのだと思うのですね。その辺のことをぜひお願いをして、次に行きたいと思うのですけれども。

２番目ですけれども、職員のことですけれども、昨日も同僚議員からそのような質問がありました。皆さんとても心配しているのだと思うのですね。先ほども申しましたけれども、ウエルビーイングの質が高められると生産性が３割ほどアップすると、そういうデータがあるという話をしましたけれども、職員一人ひとりの状態がよければ、それだけ住民サービスもアップするわけですから。それから、もう一つは、一人ひとりが本当に幸福を感じて業務に当たっているのか。また、その前の段階、庁舎に来る前に本当に幸せな状態で来られているのか。その辺もやはりちゃんと指標、指標といいますかね、アンケートを取って、どういうことの悩みがあるのか、状態がよくないのか、そういうことを把握してやっていく必要があるのかなというふうに思うのですね。

昨年、私は総務文教常任委員ではありませんけれども、総務文教常任委員会では道内視察で苫小牧市のほうに行っているのですね。同僚議員から資料を送ってもらいましたけれども、苫小牧市では「健康経営宣言」というのを出しているのですね。「職員一人ひとりが心身ともに健康で、個性や能力を最大限に発揮できることは、組織の活性化や市民サービスの向上につながり、本市の発展に寄与するものと考えます。職員の健康保持・増進及び組織の活性化を図るため、以下の項目を重点的に推進します」ということで、五つほどの項目が掲げられているのですけれども、いろんな分野において指標が出されています。例えば、年次有給休暇の未取得者が大幅に減少したとか、この取組によっていろんな効果が出てきているのですね。特に、例えば「職員同士のつながりが強い」とか、こういうのが非常に 79 パーセントあるとか、いろんな、これはアンケートを取って調べているのでしょうけれども、

それとか「部下を思いやる上司が多い」、これは92パーセントとか、非常に高いですね。こういうデータをやはり可視化してやっていくことは、非常に効果があるのかなと思うのですね。今までもやられているとは思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。これをやったら私は非常に変わるのかなと思うのですね。

昨日も質問がありましたけれども、何かぼわっとして何かこう、よく分からないというか、分かってはいるのだけれども、何か焦点が定まらないような、そんな感じもするのですね。ここにウェルビーイングという言葉が出てくると、ちょっと意識がまた変わってくるのかなと思うのです。このようなことも、やはり職員が健康に本当によい状態で住民サービスができる状態にするというのは非常に大事なことだと思うのですね。これをウェルビーイングという言葉を常態化していくと、本当にそういういろんな問題、メンタル的なこともありましたけれども、そういったことも非常になくなってくるのかな。また、これは庁舎内だけでなくて家庭においても、このウェルビーイングという言葉を認知して、どういうことがウェルビーイングなのか、何が足りないからこうすればウェルビーイングが高まるとか、そうなってくると庁舎内も全然雰囲気が変わってきて、いい状態で離職者も減るのかなというふうに感じるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　「言うはやすし行うは難し」の典型ではないかなというふうに思っていまして、確かに職員が幸福を感じていただければ、これは仕事にやる気が出て、そして公務能率が上がってどんどんそれが町民のほうの利益に反映していくということは間違いないと思います。ただ、職員がウェルビーイングを感じるためには何をすればいいかというのが一番難しいのです。これが分かれば何ていうことはないのですが、これを職員に指標を当てはめて、何をすればいいかというところまで行き着くのかどうなのかというのが、今のお話を聞いてちょっとぴんとこなかったわけであります。ここはやっぱり研究する余地があるのだろうなと。具体的にこうこうこういう状況にあって、それをこういった対策を講じたことによってこういうふうに向上しましたという、その実例を見てみないことには、なかなか私の頭の中では納得ができないなというところがありますので、そこは先進市町村においてそういう例があるならば勉強したいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10番（石川康弘）　私は難しいことを言っているのではなくて、問題は簡単なのですよ。とにかく幸せになれば生産性は３割アップするというのですから、何もそんな難しく考えることはないと思います。単純に考えたほうがいいと思うのです。ここで行ったり来たりしてもしようがないので、なるべく早い時期に研究をして、職員が、また、町民が本当に幸せな状態で暮らせる町に進んでいってほしいなというふうに願って、次の質問に行きたいと思います。

教育委員会から答弁をいただきました。

我が町において、教育委員会において、このことが、ウェルビーイングがもう既に取り上げられて進んでいるということで非常に安心をしました。ここでは触れられてはいなかったのですけれども、子どもたちが本当に喜んで、自己肯定感が高められて、本当に自分の居場所があって、学校に通ってくれるのが一番いいわけですね。その上で大事なのは、やはり教師だと思うのですね。ここで教師については触れておりませんけれども、教師についても働き方改革などでいろんなことが言われていますけれども、やはり教師が余裕を持って子どもたちに対応していく必要があると思うのですね。今でもやっぱり部活動も含めて教師が非常に大変だという話はいまだに聞こえてきますけれども、この取組によって、その辺の教師のゆとりというのは、多少なりとも変わってきているのでしょうかね、幕別町において。その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　ウェルビーイング自体は、石川議員がおっしゃるように、子どもたちにとってのものだけではなくて、それを支える教職員もそうしたものを高めることで、よりよい教育の提供ができる、そうした好循環が生まれるのがやっぱり理想なのだろうなというふうに思っています。ただ、

教育現場の中に、おっしゃるようにさまざまな課題がありまして、働き方改革、一言で言えば、それをやはりより一層進めることで、子どもたちにとってのウェルビーイングを高める、そうした取組につながるのだろうなというふうに考えています。

ただ、ウェルビーイングの向上といっても、なかなかこれをやればこうなりましたと言えるような状況には、またこれがないというのも難しいところでありますので、一つ取り上げた働き方改革、これも一つずつその解決につながるような取組をこつこつと積み重ねていく、そのことが大切なのではないかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10番（石川康弘）　教職員が本当にゆとりを持って子どもたちに対応できるように、一歩でも進んでいくことを願っております。

また、多分この指標をつくるために、子どもたちに設問をしているわけですよね。いろいろと本を読むと、この設問、質問の仕方によって子どもたちがやはりちょっと、傷つくまではいかないかもしれないけれども、理解ができなかったり、また、不信感というか、そういうこともあるので、非常にこの設問については注意しなければいけないということが書かれていましたけれども、この辺の質問、質問というか設問について、子どもたちとのやり取りの中でそういう問題というのは起きた事例はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　まず、答弁の中でも申し上げました全国学力・学習状況調査、この中で質問、調査をやっておりまして、全体が70項目ぐらいある質問なのですけれども、これはあくまで小学５年生と中学３年生が対象となっておりますけれども、ウェルビーイングに類する項目を、一例を申し上げますと、友達関係に満足をしていますかですとか、普段の生活の中で幸せな気持ちになることはどれぐらいありますかですとか、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うことがありますかというような質問項目について、当てはまるのか、どちらかというと当てはまるか、どちらかというと当てはまらないのか、当てはまらないという、４段階での回答項目になっているというものであります。一例ではありますけれども、これだけ取り上げたときには、この質問内容に問題があるというようなことは、私自身はそういった印象は持っていないというところであります。

○議長（寺林俊幸）　石川議員。

○10番（石川康弘）　よく理解できました。さらにそういう設問に対しても研究をして、どういう設問が子どもたちにとって一番いいのか、また、それに加えて先生たちもやはり喜んで業務に当たれるのかどうか、その辺もこれから研究して、いい教育現場であってほしいなというふうに願っております。そのことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩をいたします。

14：08　休憩

14：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　通告に従いまして、質問いたします。

一つ目、忙し過ぎる学校を生み出した学習指導要領、現場の創意工夫が生かされる学校づくりをであります。

学習指導要領は、全国の学校で一定水準の教育を提供するための基準であり、約10年ごとに改訂されています。直近では、2020年度から小学校で、2021年度から中学校で、2022年度から高校で順次

実施されています。

「ゆとり教育の見直し」と、新たな学習指導要領により学習の極端な詰め込みが進められ、「カリキュラム・オーバーロード（過積載）だ」と指摘している方もいます。2020年度から始まった学習指導要領では、小学校４学年以上で毎日６時間授業です。一方、休み時間が削られ、給食もゆっくり食べられません。遠足など楽しい行事も削られています。学校は子どもにとって勉強とともに、遊びと生活の場でもあります。忙し過ぎる学校は改めなければなりません。学校で子どもに合ったカリキュラムに変更できるよう、学習指導要領の弾力的な運用が急がれます。

特に「学力向上」のために、テストの繰り返しや夏休みを減らしてまで授業時間を増やすことについては是正されるべきです。学習内容の精選や授業時数の考えなど、現場の創意工夫が生かされる内容になることこそ重要と考えますことから、以下の点について伺います。

（１）学習指導要領によって教育カリキュラムが詰め込まれている現状を教育委員会はどのように認識しているのか。また、次期改訂に向けて改善を求める考えは。

（２）全国学力テストは、今までなかった都道府県同士の平均点競争を引き起こし、市町村と学校を点数競争に巻き込みました。学校での教育がテストの平均点に一喜一憂するようになり、地方独自の学力テストも広がりました。ランクづけの教育ではなく、一人ひとりの学ぶ喜びが大切にされ、豊かな人格形成に結びつく教育こそ大切にされるべきでありますが、町の学力テストの位置づけをお伺いします。

（３）現場の創意工夫が学びを深める一助になると考えますが、町の取組状況は。

二つ目です。児童生徒がよく見える、30人以下学級の実現を。

国は、2021年以降、小学校の学級編制の標準を段階的に１学級40人から35人に引き下げてきました。次年度予算案には中学校で１学級35人のための予算が計上されています。

北海道では、独自の施策として、中学校第１学年については、１学級35人の学級編制ができる教員加配の措置を実施しています。

学校は、子どもに丁寧に向き合う時間や、よく分かる授業のための準備時間を増やしたいと考えています。そのためには、少人数学級の拡充などが必要です。少人数学級は、国に先駆けた学年の拡大や、１学級30人などさらなる少人数化を進めている自治体もあります。

幕別町の少人数学級の考えについて伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　荒議員のご質問にお答えいたします。

「忙し過ぎる学校を生み出した学習指導要領、現場の創意工夫が生かされる学校づくりを」についてであります。

ご質問の１点目、「学習指導要領によって教育カリキュラムが詰め込まれている現状を教育委員会はどのように認識しているのか。また、次期改訂に向けて改善を求める考えは」についてであります。

平成29年３月に改訂された現行の学習指導要領では、これからの子どもたちにとって必要となる資質や能力として、「何ができるようになるのか」について、各教科や学年ごとに、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力など」の育成、「学びに向かう力、人間性など」の涵養とし、児童生徒が学習に取り組む目的や意義を明確化したところであります。

これを踏まえ各学校では、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることとした「カリキュラム・マネジメント」の実施に努めることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことが求められております。

学習指導要領は、教育課程の基準として全国的に一定の教育水準を確保し、実質的な教育の機会均等を保障するものであり、これまでも時代背景やその時々の教育課題を見据え改訂されております。

次期改訂に向けては、現在、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会で議論されており

ますことから、引き続き国の動向や中央教育審議会での専門的な議論を注視してまいります。

ご質問の２点目、「町の学力調査の位置づけは」についてであります。

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証した上で、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、こうした取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成 19 年度から実施されております。

こうしたことから、本町においても、各学校における児童生徒の学力の定着状況等を検証することを通して、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に資するものとして、小学校第６学年と中学校第３学年を対象に町内の全小中学校で実施しているところであります。

各学校では、児童生徒の学習状況についての資料として、本調査の結果を学校改善プランや学力向上に向けた取組に活用してきたところであり、学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の到達状況を把握する標準学力調査などと併せ、授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進に努めているところであります。

また、各学園では、全国学力・学習状況調査の結果から、国語と算数・数学について学園ごとの学力傾向を分析し、弱点の克服や優れた点の伸長に向け、９年間を通した指導の焦点化などに取り組んでおり、児童生徒一人ひとりの学習状況をきめ細かく把握し、指導改善に役立てるための有効なツールであると考えております。

ご質問の３点目、「現場の創意工夫が学びを深める一助になると考えますが、町の取組状況は」についてであります。

現行の学習指導要領が全面実施されたことにより、小学校第３、第４学年の外国語活動 35 単位が新たに加わり、小学校第５、第６学年では 35 単位の外国語活動から 70 単位の外国語に改められたことにより、授業時数がそれぞれ 35 単位増加しましたが、段階的な授業時数の移行期間を経て教育課程を編成してきたところであります。

こうしたことから、各学校では、授業時数の管理を徹底することにより余剰時数の削減を図るなど、標準授業時数を大幅に上回ることのないよう取組を進めているところであります。

また、各学園では、小中一貫教育の推進や学園内の充実に向け創意工夫しながら取り組んでおり、各教科において９年間を見通した系統的なカリキュラムを作成し、子どもたちの学びを深めるとともに、継続性を意識した教育活動を行っております。

具体的には、総合的な学習の時間において、これまでは小中学校間での取組に一部重複した内容が見られましたが、現在は学園内で調整を図ったことにより、各学年に応じた内容で９年間を通してスムーズな学びとなるよう取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましては、今後におきましても過度な授業時数となることのないよう各学校における教育課程の適切な進行管理に努めるとともに、小中一貫教育を通じた学園内での創意工夫により、子どもたちの学びを深める取組に努めてまいります。

次に、「児童生徒がよく見える、30 人以下学級の実現を」についてであります。

公立の小中学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「義務標準法」により定められておりますが、国は、令和３年の改正により、３年度から７年度までの５年間かけて、小学校の学級編制の標準を、それまでの第２学年以上を 40 人から 35 人に段階的に引き下げる措置を講じたところであり、これにより本年度の通常学級については、小学校の全ての学年で 35 人以下の学級編制となったところであります。

また、北海道では、中学校第１学年における初等教育から中等教育へ継続する学習のための基礎的学力の向上を図ることを目的に、２学級以上で１学級当たりの生徒数が 35 人を超える学校を対象として「少人数学級実践研究事業」を実施しているところであり、本町では本年度、札内東中学校の第１学年が、義務標準法による２学級から同事業により３学級となり、35 人以下での学級編制としている

ところであります。

本年２月には、令和８年度から中学校の学級編制の標準を現行の 40 人から 35 人に順次引き下げ、中学校においても小学校と切れ目なく同じ学級規模での学習環境を確保し、義務教育９年間を通じたきめ細かな指導体制の実現を図るとした、義務教標準法の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。

少人数学級については、受け持つ児童生徒数が少なくなることで、児童生徒一人ひとりに教職員の目が届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすいほか、特別な指導や支援が必要な子どもに適切な対応ができるなど、個に応じたきめ細かな教育を行えることから、子どもたちの学力並びに体力を高めることに有効であると認識しております。

しかしながら、30 人以下学級への移行については、町が負担することとなる人件費のほか、教員の独自採用等の課題もあることから、現時点での実施は難しいものと考えております。

教育委員会といたしましては、少人数学級をさらに進めることについては、国が教育予算を拡充し教員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて引き続き北海道に要望するとともに、国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　それでは再質問させていただきます。

学習指導要領は、これまで 10 年ごとに改訂されてきて、現行は戦後から数えたら８回目の改訂内容となっています。今、次の改訂を目前に控えて、さまざまなニュースを目にすることが多くなってきました。そもそも今の学習指導要領で増えてきた授業時数がどうなのか、そこの議論がすごく見えませんでした。現在、先ほどお答えもありましたが、中央教育審議会、有識者検討会が行われていますが、授業時数は現状維持するという方向で報道がされています。６月には検討会の結果が文科省に提出されるようですが、どのように変わっていくのか注視する必要があると感じています。

今回は、学習指導要領の中で授業時数について絞ってお考えをお聞きしたいと思います。学習指導要領で、小学校では今お話があったとおり外国語が入ってまいりました。３、４年生で 35 時間増えました。５、６年生でも 35 時間が増えて、合計で 70 時間になっています。授業時数を確保するために、奔走しながら、現場では大変ご苦労されているのだと思います。中学校と同じ授業時数の 1,015 時間となりました。私は、このことから忙し過ぎる学校になってきたのではないかということから、今の現状についてお聞きしたいと思います。

小学校では、毎日６時間授業です。２年生でも６時間授業の日があります。休み時間が削られて、トイレの時間も短くなりました。休み時間が５分しかないのです。給食時間も 30 分と、ゆっくり食べられる時間がありません。

日本共産党が実施した不登校当事者アンケートでも、学校は忙し過ぎるという訴えがありました。このような学校の現場の状況に対して、授業時数、教育委員会はどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　現行の学習指導要領は、先ほど荒議員がお話しされたように、適用になってから相当の期間が経過していると。ただ、告示になってから、実際に全面施行になるまでの間、一定期間、３年なり４年の間を空けて全面適用になったということになっております。その間に、先ほど申し上げましたような、小学校の３、４年生で 35 時間ですとか増えた分、そうした授業時数に関しましては、その期間において段階的に増やしてきているという状況になっておりまして、そうした経過を経て現状に至っておりますので、現場においては先ほど申し上げましたような、適切な授業時数の管理に努めているというふうに考えております。

ただ、通告の要旨の中にもありました、小学４年生以上で毎日６時間授業であるというようなこと

は、現在、町内においてはどこの学校でもそうした状況にはありませんし、また、夏休みを減らして授業時間を増やすといったことにつきましても、これは逆に暑さ対策の関係もありまして、夏休みの期間を延ばしているという状況になっております。

また、行事が削られてというようなお話もされましたけれども、これは一部ではコロナ禍を経まして、特に運動会ですとか学習発表会につきましては、それまで昼をまたいで一日でやっていたものを、より中身を精選して午前中に行うというようなことで、逆にこうした部分については、学校現場のほうでその分に関してだけはゆとりが生まれているのではないかと、そんなような印象でおります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　教育課程については、その学校学校で取り組んでいられるのだろうと思っています。私がすごく感じているのは、こうした状況、やはり学校ではそういったことで取り組まれているのですが、子どもたちがどうなのかという視点がどうなのか、私はすごく気になります。学校ではこうやってやらなければいけないので、今、教育長がお答えしたように、いろいろ取り組まれているのですが、それによって子どもたちの生活がどう変わってきたのかが、すごく気になっています。

教育新聞というのがありまして、昨年の５月に次期学習指導要領をめぐって東京学芸大学の大森直樹教授や学校の教員で構成する「標準時数と教育課程研究会」というところが文部科学省で記者会見を開きまして、年間の標準時間数を小学校で 875 時間、中学校で 945 時間にするという提言を発表しています。ここでは、次期学習指導要領に向けて検討を行っていますが、総授業時数は変わらないのでカリキュラム・オーバーロードの解消にはつながらない、子どもたちの負担は変わらないということから改善を求めるという内容でありました。

やはりこうした学校現場はもとより、子どもたちがその状況で本当に授業が行われて、伸び伸びと言ったらあれですけれども、教育に、学校に取り組まれていることができているのかというところで、教育委員会の認識をお伺いしたいところです。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　現状の教育課程における子どもたちへの影響といいますのは、それぞれの子どもたちの受け止め方にはさまざまなものがあるのかなというふうには思っていますけれども、ただ、学校現場におきましては、先ほどのウェルビーイングの関係にもちょっと該当しますけれども、子どもたちに学校評価のアンケートというのを春と秋と実施して、その中で学校に対する思いといいますか、そういったものも聞き取りながら、状況の把握に努めていると。最初の設問の中にも、学校に来ることが楽しいですかというような項目がございまして、そうした中で、子どもたちの内面にあるような、そうしたものをつかみ取りながら、日々子どもたちの指導に当たっているのではないかと、そのように考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。教職員組合が働き方改革意見投稿フォームというのをネットで設置しています。ここには現場の教員の先生の声が出てきました。今の授業時数についてというところで見てみますと、６時間授業について子どもたちが集中できていないという話がありました。授業時数が多く子どもたちが疲弊している、子どもたちと関わる時間や教材研究の時間が十分とれていない状況にもどかしさも大きいというふうにお答えがありました。やはり今の授業時数について、教育長は現場で取り組まれているとありますが、内心というか、思いではこういった状況もあるということをまず理解していただきたいなと思います。

ほかにも一般財団法人教育文化総合研究所、教育総研というところが「標準時数の変遷に関する調査－結果と提言－」というのを一昨年、2024 年５月７日付で発表しています。先生たち 2,445 人から聞き取って調査を行っていました。これまでの学習指導要領、1977 年から 2017 年まで５回変わってきたのですけれども、標準時数下で勤務した教員の先生を対象に調査研究を行っています。いわゆるどのように変化がされてきたのかという状況で、調査されておりました。今年予定されている学習指導要領の改訂を見据えて、現行の課題をすごく負荷があるという観点から整理し、改訂に向けた提言

を行いたいということから、こういった研究をされたそうなのです。

教育課程の時数や内容が過剰となって子どもや教員に過大な負担をかけられている状況を指してカリキュラム・オーバーロードと言われているのですけれども、特に 2017 年度からすごくそういったものが顕著に現れてきたと、平日でも６時間授業が常態化してきたと。これが子どもたちの生活や学習の質に悪影響を与えることが、教員への調査結果からも明らかになったという調査結果でありました。調査によると、小中学校ともに 2008 年から、１個前ですけれども特に 2017 年の標準時数下において、教育課程が子どもの生活に合っていないとする回答が多数を占めてきたと。教師の準備期間や放課後の活動時間を著しく制限されてきたという実態が浮き彫りになりましたと。また、学習指導要領や教科書の内容は年々増加し、教育現場では教えるべきことが多過ぎるという声も上がっているということが、こうした調査結果の中で出てきています。やはりこういった状況があるということをまず理解していただければと思います。

今、文科省で諮問されている検討会でも、カリキュラム・オーバーロードの位置づけ、考え方が議論されてきました。しかし、残念ながら結果は標準時数については変更なしで進められている状況でもあります。組合からも要望が出ています。全教、日教組、北教組、年間総授業時数の削減や学習指導要領の内容の精査を求めています。授業時数を減らして現場の創意工夫が生きる、こうした状況に向けて改善が私は必要だと思うのですが、改めて教育長に伺います。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　現場の先生方の思いといいますか、印象というのはそれぞれあるのかなというふうには感じておりますけれども、それについて、今、私がここでどうこう言うというようなことについては申し上げることはできませんけれども、ただ、公教育として義務教育について国として責任を持って取り進める、その具体的な内容がこの学習指導要領として示されているというものにあっては、やはり国が責任を持って進めるべきものであるというふうに考えています。

ただ、荒議員も今おっしゃっていましたけれども、年間 1,015 時間という授業時数につきましては、これは変えないものではないということではなくて、今の検討、議論の中では、各教科最大１割程度ぐらいを違う教科の指導に充てる、もしくは学校の裁量的な時数として、場合によっては教職員の研修の時間に充てるといった調整授業時数制度の導入について、今、検討されているということになっておりますので、そうした中教審の専門家の方々が集まった議論の中で今後の方向性が示されていくと思いますので、今の現段階にあっては国に特別な許可を得て特別な教育課程の編成をしたとしても 1,015 時間はマストでありますので、決して今後にあっては、それがマストの状態で議論されているということではないというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　内容などで、授業の柔軟化ということであります。今回、提言された先生たちが、文科省で記者会見を発表された方も、この部分についても触れられていました。要は、活用は学校や教育委員会に判断が委ねられていますが、それに向けて適切に実施されたかどうかの報告、管理しなければならなくなり、時間割も複雑になり、学校現場の業務が増えるという懸念もということでありました。要は、何かやろうとすればやっぱり負担が増えるということは間違いないと思いますので、今の現状でどうなのか、今の状況がどうなのかというところで、なかなか今、教育長は 1,015 時間というお話がありましたが、これがどう変化してくるのかというのは、まだちょっと分からない状況ではあるのですけれども、今でもこれだけの状況で、ではそれがどこかに切り替えることが可能なのか、それが本当にそういうことが可能なのかというところは、まだもって考えていかなくてはいけませんと私は思っております。

要は、これからの状況が続くというようなことがあれば、やはり教員や生徒の負担がすごく増えてきています。先ほどお話がありましたが、働き方改革だって授業時数 30 時間を認めるという方針転換がされてきました。養護教諭の全校配置も削られてきました。部活だって教育課程に残ったままなのですよね。本当にこのままでいいのかなというところは残っています。やはり教育課程ではなく、こ

の教育時数、コマを見たときに、本当にこれが改善されるのかなというところを、本当に見ていかなければいけないなと思います。

私がすごく気になるのは、子どもの疲弊なのです。今、教育長が毎日６時間ないですよというお話がありましたが、私の中では毎日６時間だなというふうに思って、確かに５時間のところもあったと思いますけれども、集中力が続かないのだそうです。休み時間もすごく短くなりましたし、こうした状況で、教科書の内容を全て教え込むとなると授業スピードが速くなって、ついていけない児童も学び直しの時間が限られる。今、もしかしたらないかもしれないのです。授業が終わったら即時帰宅というような状況になりました。要は下校時間が早くなっているからということなのですが、授業を行うためにやはり無理がかかってきているのではないかなというふうに思っています。改善を求める必要があると思って、私は教育長にお話を伺ったところであります。

前川喜平さんという元文科省の事務次官の方が、かつて教員定数を定めた法律を制定した際には、１日８時間労働の下で授業と標準ができるように、教員１日４コマを基準として教員配置が行われてきたそうです。ところが、週５日制になって、学習指導要領で新たな教科が増えて、この基準が守られなくなってきたという話もされていました。それが長時間労働につながってきたと。それがもうどんどん広がって、子どもたちの状況にまで来ているのではないかという話もされていました。

教育長、今の時間数が子どもの生活と学習には合っていないのではないかと私は思うのですが、もう一度、教育委員会の認識をお聞きしたいと思います。むしろそういった声とかをお聞きしたことがないですかね。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　教員の方の働き方改革をするべきだということを言いたいのか、子どもたちのことを言いたいのかがちょっとよく分からないのですけれども、今まさに中教審で議論をされているのは、あくまでやっぱり子どもたちの学び、これをいかにどう改善を図っていくのか。その根本にあるのは、よりコロナも経て不確かな時代になっていく、この時代をどうやって自分の力で生き抜いていくのかと､そうした力を義務教育の中でどう培っていくのかというのが議論の根本でありますので、その中にあって、一つ大きなキーワードが実現可能性ということが言われておりまして、それをいかにして現場の中で実現をしていくのかという一つの方策が、調整授業時数制度というものにつながっているというふうに考えております。

それとは別に、働き方改革ですとか、そういったものに関しては、そこの部分の施策をやはり国としてしっかりと取り組んでいく必要があると、私はそういうふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　すみません。ちょっと整理があれだったのですけれども、やはり私は現状で、これからもそうですけれども、授業の柔軟化でこの問題が解決されるのかといういうところですごく疑問があります。それは、現場の先生たちが今の状況を変えてほしいというのが出てきているのです。それに対して今の審議会がそういった状況になっていないから、こういった提言が多くのところから出されているということをぜひ受け止めていただきたい。そのためには、今後どうしていくのかというところもあるのですけれども、教育長としてそういったところが問題なのだという意識を持っていただきたいというところであります。

なかなか平行線なので次に行きますが、学力テストの考えについてです。

教育長は、今後については大切なツールであるという認識でありました。学力テストの意味については先ほどお話しいただきましたが、しかしこれを全国で行うことに本当に意義があるのかなというところがありました。確かに習熟度という意味では一定程度測れるのかもしれません。しかし、文科省も、道の教育委員会も、学力テストの調査によって測定されるのは学力の一部分ですということを言っているのです。道内もこういったことを行いながら独自の学力テストも行っているという状況もありますけれども、やはりこういった状況から本当に学力テストが必要なのかなというところ、いま一度考えてほしいなと思っています。

私は今回の学力テストでお聞きしたいのは、道が独自に行っているものがあると思っています。全道学力テストというものなのですが、全学年で実施されていて、現在もこれが行われているのか確認したいと思います。実施の判断がどこで行われているのかについてもお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　全道で行われているテストということで、「ほっかいどうチャレンジテスト」というものがございます。こちらにおいては全学年実施しており、各学校において判断して実施しております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。では、道が行っているチャレンジテストというものは、学校の判断でやるかやらないかというのを判断されて行っているという認識でよろしかったですか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　北海道が提供しているテストでありまして、必ずしも全ての学校でやりなさいというテストではございませんので、学校において判断してございます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。学校で判断されているということで理解したいと思います。

そこで、この問題も、やはり今の状況、今の学習、いわゆる進学、特に中学校とかはそうなのですけれども、進学に向けてとくると物がすごく増えてきているのです。例えば中学校３年生だと学力テストを週３回やられています。今、チャレンジテストという話をされていますが、普通に学力テストをやっています。全道平均が出て何ぼになって、あなたは全道で何ぼですよというのが実際に出てきているのです。

チャレンジテストというのは小テストのことであって、学力テストというのは道が行っているテストであります。これが私が認識したところでは小学校のときからやられていました。中学校のお子様も、年に１回、中１、中２、中３になって３回あってちょっとびっくりしてしまったのですけれども、行われています。これらも同じく学校の判断で行われているという認識でよろしいでしょうか。提出しなければいけないのだよねというようなことが、要は報告義務がというのものがあったものですから、そういったものはないという認識でよろしかったでしょうか。ないのであれば、ないで。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（酒井貴範）　ほっかいどうチャレンジテスト、必ずやらなければいけないというものではないので、報告義務まではないと認識しております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　中学校３年生がすごく分かりやすかったので例に取るのですけれども、学力テストABCというのが存在して、１年生、２年生をAでやって、Bで全体の状況をやってCで全国をはかるというような感じで、段階的にやられている。ここはどこがやっているのかなと見たら全道で行っているというところでありました。やはりほかにもこういったところを学校で判断してやられているという認識で受け止めます。分かりました。こういったところが本当にどういった状況なのかなというところをもう一度、私はどうなのかなというところで、お聞きしたところであります。

次に移ります。

現場の創意工夫については、今、学習のいわゆる授業時数に限定してお話ししましたので、ここは省かせていただきたいと思います。

少人数学級についてお聞きします。

教育長も少人数学級については、大変重要であって、すごく効果があるという理解を受けました。しかし、なかなか今、町で行うということは難しいということで、お答えがありました。

今、教員のなり手がいないという中で人が採れないというお話もありましたが、私は教員が子どもたちと向き合って行っていくことがすごく大切で、それを実現させるためには、やはり少人数学級なのではないかなと思っています。ここを充実させるためには、生徒の数が少しで、一人ひとりに向き

合った取組を行うことで、ひいては不登校やいじめの問題などを解決する鍵にもなるのではないかと考えています。やはりこうした子どもたちとゆっくり向き合う時間を持つ、すごく大切なのです。そして、子どもたちへの教育をしっかり保障させていくという意味でも、ぜひ教育長、前向きに考えていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　少人数学級に関しましては、これまでにも議会で何度も取り上げられて、その都度同じようなお話を差し上げているかなというふうに思います。ただ、意義については確かに大変効果のあるものだろうというふうに思っていますけれども、ただ、残念ながらその効果を、例えば30人学級だったらこうなるですとか20人学級だったらこうなるというものが､推しはかるものもなかなかないというのが現状でありまして､そうしたこともあって35人学級の実現もここに至ったのだろうというふうに考えております。ようやく法案が閣議決定されて、今後順次、中学校においても段階的に35人学級が導入されるということになっておりますので、教育委員会としては、あくまで国においてしっかりと予算措置をして、それに基づいて教員の確保をして行っていくべきものだというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　そのとおりなのですよね。実際に国がやってもらうということが大前提だと思います。しかし、教育長がお話ししたとおり、なかなか進まないのです。35人になるのに40年かかりましたよね、中学校については。小学校はもう少し短い状況ではありましたけれども、なかなか進まない。教育長も、今、教育的な効果はすごく理解できる、でもなかなか進まないという状況をやはり前に進めていただきたい。幕別町の教育がこんなにもすばらしいもので、この間もいろいろなことが取り組まれてきたことは、私もすごく重々理解しているところであります。だからこそ、もう一歩踏み込んでいただく、その一歩を出していただきたいという思いがあって、教育長にお尋ねしたところであります。

　いろいろな施策に取り組むことがすごく大切なのです。子育て支援もそうなのですけれども、学校の教育環境を整えるということも同時に必要であることもありますので、少人数学級がそういった幕別町の一つの政策として生きればいいなと思っているところでもあります｡やはりこうした町の姿勢、教育、今までもやっていないわけではない、すごく取り組んでいますし、幕別町も頑張っているということは重々理解してはいます。さらに、幕別町は少人数学級についてさらに踏み込んだという姿勢が政策としていけば、将来、幕別町の教育はすごく、本当にここまで来て頑張っていただいているのだということで、そういうふうに思いを持って、家族が増えるとか、移住・定住を考えるとかということにもなってくるのだと思うのです。それぐらい私、少人数学級は大きな意味があったり意義あるものだと思っていますので、ぜひ教育長もその辺について、ここはちょっと町長の話になってしまうのですけれども、踏み込むということも考えていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　少人数学級の意義については全く口を挟むのもなくて、やれるのであれば、より進めるべきものかなというふうには考えています。ただ、これはやはりそれぞれの町の教育に対する取組を、どの部分で限られた予算を使いながら取り組んでいくのかというところになっていくのかなというふうに思っています。根本は、学級編制については国の法律に基づいて執り行っていく、これが大前提でありますので、そこの部分に関しては、やはりそうした考えに基づいてやるべきだろうというふうに思っています。ただ、ほかの町にあっては、荒議員がおっしゃるように30人学級ですとか、そうした取組を行っているというのは承知しておりますけれども、それはその町にふさわしい教育活動として取り組んでいることなのだろうというふうに思っています。

　ただ、一方で、これまでにもずっと取り組んでおりますけれども、特別な配慮を必要とする子どもたちのために、特別支援教育支援員を相当数、会計年度任用職員として雇用して、各学校に配置をしていると。そうしたことで、結果として通常学級に在籍する子どもたちの教育の環境を確保するとい

う取組を行っておりますので、本町においては、あくまで学級編制については義務標準法による、また、特別な配慮の必要な子どもたちについては特別支援教育支援員をより配置して行っていくと、そうした考えに基づいて行っていくべきなのだろうというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　重々理解しておりますし、幕別町もすごく取り組んでいるということは受け止めていますし、よく理解しています。やはり、そこに来て、分かっていますが、なかなか進まない状況が、国でもね。私もやはりここは国が行うべきだとは思うのですけれども、でも今の子どもたちの状況を見たときに本当に、いや、大変だな、これが本当に子どもたちのための教育なのかな、ついていけない子どもたちがすごくかわいそうだなという思いを持ちながら見ていたものですから、やはり幕別町として、いま一度頑張っていただきたいなと思ってちょっと。だからといって大きく変わるわけではないですけれども、でもやはり少人数になることで大きく変わってきたり、効果がすごく実際にありますから、そういったところも考えて、今回は難しいというお話がありましたが、ぜひ今後に向けてこの課題、研究して行っていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　本当に何か、30 人ならこうなのだ、20 人ならこうなのだというような分かりやすい、そして、それは言い換えれば説明のしやすいといいますか、限られた財源、町民の方々からお預かりした税金を有効に活用しているという、やはり説明が十分できるような何か物差しがあれば、これは、よりやりやすい取組になるのではないかなというふうに考えています。ただ、そうしたものではないというのが、まず大きなネックの一つなのかなと。ここまでやればいいという際限がないものだろうというふうに思っています。だからこそ、法律に基準を定めて取り組んでいるというふうになっていると思っておりますので、あくまでやはり義務標準法、そこの定めに従って教員の配置をするべき、学級編制をするべきものだというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　分かりました。今後も豊かな発想と豊かな学校教育のために、これからも教育情勢がよりよくなることを期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

15：03　休憩

15：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子）　通告に従いまして、２点の質問を行わせていただきます。

１、町の財政状況と安定的な運営について。

2025 年度版「地方財政白書」によると、2023 年度の全国の地方自治体の普通会計決算額は 112 兆 4,220 億円で、前年度比 4.2 パーセント減となりました。一方、自治体の財政状況については堅調で黒字とされていますが、実際は陰りが見え始め、全国の自治体では相対的に財政が悪化しているところが増えてきていると言われています。長期にわたる円安による経済の低迷と、エネルギーや資材の高騰など、急激な人口減少などは自治体にとっての影響は少なくなく、国の 2026 年度地方財政対策予算は 67.5 兆円で、前年度比約 3.7 兆円増とされています。幕別町の政策に大いに生かし、財政運営そのものも安定していくよう次の点を伺います。

（１）幕別町の健全化判断比率の４指標は、全て早期健全化基準の範囲内であるが、将来負担比率・

実質公債費比率がやや高めに推移している。町民サービスの低下を招くことなく、改善の取組と、今後の見通しは。

（２）今後予定している直近の大型事業と事業費は。また、財政負担の平準化を図るための取組は。

（３）特に幕別の産業、資源を生かし、循環型の経済の取組による自主財源の確保は。また、家畜ふん尿のバイオガス事業の見通しは。

２、戦後 80 年、憲法を学び、戦争体験を未来につなぐ町に。

広島・長崎に原爆が投下され、終戦を迎えてから 80 年が経過いたしました。アジア・太平洋地域で 2,000 万人以上、日本で 310 万人以上の尊い命が失われ、その悲惨さは、映像や、体験者や家族から、あるいはメディアでも語り継がれ、次世代に伝えられてきました。

そして、終戦の２年後の 1947 年に、「もう二度と戦争はしない」とうたい、反省と平和を願い生み出されたのが日本国憲法です。前文から 103 条の条文でなる憲法は、平和と国民主権、基本的人権をうたい、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員が遵守することを定め、人々の多年にわたる努力の成果として生まれました。幕別町ではこれまで平和の取組として、広島・長崎に折り鶴を届け、原爆パネル展を行い、平和首長会議にも加盟をしてきました。この平和の運動の幅をぐんと広げて、素晴らしい憲法を学ぶ機会をつくることが、再び悲惨な戦争を起こさないことにつながるのではないでしょうか。

未来に平和をつないでいくためには、町民の皆さんと一緒に憲法を学び、憲法を生かした町になることを求め、所見を伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

「町の財政状況と安定的な運営について」であります。

ご質問の１点目、「幕別町の健全化判断比率の４指標は、全て早期健全化基準の範囲内であるが、将来負担比率・実質公債費比率がやや高めに推移している、町民サービスの低下を招くことなく、改善の取組と、今後の見通しは」についてであります。

平成 19 年６月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が制定され、毎年度の決算時に財政の健全化判断比率及び資金不足比率を算定することが義務づけられました。

健全化判断比率には実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標があり、地方公共団体の財政の健全化を表す指標となっており、それぞれの指標ごとに基準が設けられております。

本町の財政健全化判断比率において、令和６年度末の実質公債費比率は 10.0 パーセント、将来負担比率は 75.1 パーセントで、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字となっており算定されないものであり、実質公債費比率は早期健全化基準の 25.0 パーセントを、将来負担比率は早期健全化基準の 350.0 パーセントをそれぞれ下回っており、現時点では健全であると考えております。

しかしながら、実質公債費比率は、アイヌ文化拠点空間整備事業やまくべつ学園増改修事業などの大型事業に係る起債の償還が始まることにより、令和 11 年度には 11.2 パーセントに、将来負担比率も近年は減少傾向であったものの、大型事業の起債の借入れにより、令和７年度末には 94.3 パーセントに、その後も増加するものと推計しているところであります。

今後の財政運営において、現行の事業を精査する事務事業評価の活用や行政サービスのデジタル化等によるコスト削減などを進めるとともに、観光・地域資源を生かした経済効果の向上やふるさと納税などの増収を目指すことに加え、国や道、その他の団体の補助金等を最大限活用することにより、住民サービスの低下を招くことなく、事業を実施してまいります。

ご質問の２点目、「今後予定している直近の大型事業と事業費は、また財政負担の平準化を図るための取組は」についてであります。

現在、着手しているアイヌ文化拠点空間整備、まくべつ学園増改修、幕別認定こども園増改修、あかしや南団地建替などの大型事業については、令和８年度中に終える予定となっておりますが、８年度から 10 年度の３か年で申し上げますと、小中学校長寿命化改修事業として札内北小学校校舎・屋体の改修が約７億円、公営住宅長寿命化事業として泉町団地の改修が約８億 5,000 万円、下水道統合事業として幕別中継ポンプ場の整備や処理場の解体が約 21 億円などを予定しておりますが、本年度のように単年度に偏ることなく、各年度における事業の平準化を図ることができるものと考えております。

本町では、３か年実施計画において、総合計画の基本目標で定められた施策の方向性を具体的な事業内容と事業の優先順位を財政状況と照らし合わせながら、向こう３年間にわたって計画を定めており、今後も３か年実施計画を毎年度精査しながら財政負担の平準化を図っていくとともに、充当できる補助金や有利な起債等を活用し、できる限り一般財源を減らし、将来を見据えた健全な財政運営を進めてまいります。

ご質問の３点目、「特に幕別の産業、資源を生かし、循環型の経済の取組による自主財源の確保は、また、家畜ふん尿のバイオガス事業の見通しは」についてであります。

町の産業や自然資源などを最大限に活用しながら、循環型地域経済を構築し、地域を活性化することは、自主財源の安定的な確保を図る面から重要であります。

特に本町の持つ地域資源である雄大な大地と自然環境を活用した農業を中心とする一次産業の振興は、経済の基盤であり、そこから産出される農産物の付加価値によるブランド化等は、農業のみならず地域経済に大きな波及効果をもたらしております。

また、近年では、農業を中心とする一次産業は、農業生産のみならず、新たな環境価値として評価されるなど、その地域資源をいかに活用するかが重要であります。

このことから本町では、令和８年度から豊かな自然資源である町有林の環境価値について、国の認証を受けて森林カーボンクレジットを発行し、新たな自主財源の確保を図り、「ゼロカーボンシティまくべつ」の実現に向けた各種事業の財源として活用することとしています。

また、家畜ふん尿や食品残渣物のうち、未利用有機物の活用を図るべく、集中型バイオマスプラントの設置を行い、新たな産業の創出を目指し、現在、その事業投資規模や事業収支、事業運営手法等について、継続して検討しているところであります。

今後におきましては、本町とともに事業検討していただいている企業と、家畜ふん尿及び食品残渣等の有機性廃棄物から発生するバイオメタン及びその発酵残渣物の活用方法、並びにバイオマスプラント施設やその他関連施設の建設、運営方法等基本的な事項について、基本合意書を取り交わし事業を進めて行くべく現在協議中であります。

「戦後 80 年、憲法を学び、戦争体験を未来につなぐ町に」ついてであります。

本町におきましては、これまで、昭和 60 年 12 月 23 日に決議された、「平和非核宣言」の精神の下、平和非核宣言の看板を町内３か所に設置しているほか、毎年、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動や平和首長会議の一員として「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動などの取組を実施しております。

昨年は、日本の被爆 80 年、本町の「平和非核宣言」が決議され 40 年の節目の年でありましたことから、宣言等のさらなる理解を深める機会として、図書館本館で開催した「原爆パネル展」において、図書館の「戦争と平和に関係する図書展示」の特別展示と合同で開催したほか、宣言文を７月号広報紙へ掲載するとともに、町内２か所で開催した「原爆パネル展」においては、宣言の大判のポスターを掲示して、宣言の制定 40 年を周知したところであります。

また、原水爆禁止国民平和大行進実行委員の皆さんが行程中、昨年も５月 15 日に本町にお立ち寄りいただきましたが、核廃絶の願いを込めた短冊を託すとともに、激励をさせていただいているところであり、加えて、８月４日には原水爆禁止 2025 世界大会に参加する町民の方を激励させていただきました。

このほか、義務教育として小学校では、第６学年において日中戦争や第二次世界大戦など戦争によ

る歴史的な事実を通じ、戦後日本が民主的な国家として出発し、平和な世界の実現のために国連の一員として重要な役割を果たしていることなどを学び、また、中学校では、公民的分野で、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考え、核兵器などの脅威にも触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための意識と協力の態度を育成する学習を行っております。

さらに、社会教育では、図書館の本館において、町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料を郷土資料スペースの一角に設けているほか、毎年８月には、「戦争と平和に関係する図書展示」として特別展示を全館で開催し、期間中は図書館のホームページにも掲載しているところであります。

本町では空襲や被爆体験など、戦争体験を聞く会などは開催しておりませんが、令和６年、原爆をテーマにした原爆体験伝承漫才「希望の鐘」を、百年記念ホールの指定管理者である「まくべつ町民芸術劇場」が主催し、これを幕別清陵高校が芸術鑑賞として観劇したところであります。

町といたしましては、町民の間に「平和非核宣言」の精神が根づき、風化させないためには、継続して取り組んでいくことが重要であると考えておりますことから、今後におきましても、引き続き現在のさまざまな平和事業などを通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　それでは、再質問をさせていただきます。

この幕別町自治体の一番の役割というのは、住民の皆さんの福祉の向上にあると思います。そのために政策を立案し、予算を立てて実行していくということは、本当に重要な仕事であり、財源確保に向けても力を注がなければならないと思います。

昨年暮れ、また今年に入って、私たち議会と住民の皆さんとの懇談をさせていただく機会がありました。その席の中で、複数の方から幕別町の財政状況について心配する声が上がりました。新聞報道等もありますでしょうし、またこの間、アイヌ文化の拠点施設の建設や幕中の改修など、大型事業が町の財政を苦しくしているのではないかという思いからの質問でありました。そこで、住民の皆さんにもしっかり分かっていただく機会にもならなければならないと思いますし、同時に、今後も健全な財政運営に力を尽くしていただきたいということが、今回の質問の趣旨であります。

まず、初めにお伺いをさせていただきます。

幕別町の財政の健全化の比率は、お答えいただきましたように、また私も、議会もみんな説明いただいていますので、健全だというふうに認識はしております。ただ、この指標なのでありますが、平成 19 年６月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律ができて、それに基づいて４指標が打ち出され、数字が示されてきた。実は、この平成 19 年６月に、なぜ財政の健全化法が定められたかということになれば、これはその１年前の夕張の財政の破綻、これがあったわけですね。平成 18 年の確か、いつだったでしょうか。当時夕張は 353 億円の赤字ということで財政再生団体ということに指定され、今日もその解決のために続いている。職員の皆さんは、それから 17 年間にわたって 30 パーセントの給与の削減ということがされまして、ようやくこの 2026 年３月で完了するということで、本当に長い期間でありましたし、こういった身近な自治体が北海道の中にあるということだけでも、やはりその原因、検証、そして我が町がどうそれを生かすかということが問われる指標なのだと思うのです。

それで、この出された四つの指標なのですけれども、これを見て大丈夫だとは思ってきましたけれども、ある面、これは何か当然の指標でもあるな。つまり、自治体というのは最初から赤字の予算なんていうのは認められないわけですから、当然、指標それぞれのもの、４指標の一つ目は、実質赤字比率、二つ目、連結実質赤字比率とかというふうになっても、最初から赤字は組めないわけですから、これは、もちろん運用した結果ですけれども、なし、なしとなってくるのは当たり前ではないかと思うのですよね。さらに、実質公債費比率あるいは将来負担比率、これも今のお答えでは、今の時点では令和６年度の決算でありますから、実質公債費比率は 10 パーセント、それから将来負担比率は 75.1

パーセント、この基準の法に基づいて幾ら超えてはいけないかというと、実質公債費比率は25パーセント、それから将来負担比率は350パーセントと、町長お答えいただいたと。ここまで行ってしまったら町なんかやっていけないだろうというふうに思います。したがって、こういった指標に甘んじてはいないと思いますが、甘んずることなく健全な方向に向けていくことが大事だと思います。

私は、長く議員をさせていただいてきましたから、過去に幕別町が大変厳しい時期も体験させていただいてきました。夕張の少し前、幕別町は、平成８年、1996年に開基100年を迎えまして、そのときにたくさんの大型公共事業をやってこられたものですから、何とその２年後の支払い、公債費比率は23.8パーセントになっていました。その借りていたお金、地方債残高も227億円、町長ずっとそこも体験されてきたと思うので、私がお話しするのもやぼなのですけれども、しかしこういうところもくぐってきたということもあるものですから、今の数字を、そういった指標の甘さというものを押さえながらも、そこから比べたら随分安定しているのではないかというふうに思わされてしまいます。でも、やはり戒めていかなければならないということがありまして、この指標に対するまず町長の認識、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　指標設定については、中橋議員がおっしゃるように、かなり高い数字まで行かないと危険にならないと、そういう設定でありますので、当然、今の数字については、安全でありますけれども、当然のことかなというふうに思っています。それより、むしろ将来どうなっていくかということのほうが大切でありますから、そこは一定の条件の下で推計もしているわけであります。それによれば、これも大丈夫であろうと。

ただ、私が一番危惧しているのは、年々予算編成が厳しくなってきたということなのです。つまり、基金を崩さないと予算が組めない状況になってきました。これはうちだけの問題かなと思って、かなり人口規模の大きいところに聞いてみますと、どこも同じような傾向をたどっているという状況なのです。何でかなというふうに私も考えてみましたけれども、やはりこれは経常経費、これがやっぱり重荷になっているということでありまして、一つには人件費、会計年度任用職員の人件費が相当増えました。それと、もう一つは障がい福祉ですね。これがやっぱりどんどん年々増えていっている。もちろん国、道の負担はありますけれども、町の一般財源もこれ本当に異常なまでに増えつつあると、この辺が一番大きな原因なのかな。

ですから、経常費が増えるということで、年々やっぱり予算編成が厳しくなる、これ当たり前でありまして、これは建設事業が多い場合は大した問題ではないわけで、特に今年なんかはかなりやりました。かなりやりましたけれども、お話あったように、開基100年のときには、平成７年、８年、９年と11年ぐらい、150億円ぐらい借金しているのです。それを考えれば、１年に本当50億円ぐらい借りている年もありました。それを考えれば、今は大したことないのですが、ただやっぱり実質予算編成上、非常にやっぱりだんだん苦しくなっている、基金を投入しなければ本当に予算が組めない、そこがやっぱり一般財源をしっかりと確保しなければならないというふうにも思っています。

実は、今日出たばかりの道新の電子版を見ました。そうすると、貯金を取り崩さないと赤字の自治体は、北海道内に101市町村あるのだと。うちも入っているのです、実は、101の中に残念ながら入っています。179のうち101が、基金を取り崩さないと赤字になっているのだよと。まさにそれが私、先ほど言った、どこも予算編成が厳しくなっているというのは、やっぱりこういった数字に表れているのかなというふうに思います。

ですから、今後やっぱり一般財源をいかに確保していくか。特に今頼れるのは、まあ、あまり、邪道かもしれませんが、ふるさと寄附なのです。やっぱりすがるのは、そういったところをいかに増やしていくかということにあると。あるいは国、道のみならず、いろんな団体が、公益財団とかそういうところが補助金も持っていますので、それをいかに活用していくかということも一つあるのだなというふうに思います。あわせて、経費のほう、支出のほうについてはしっかりと評価をしていくと、事務事業評価をやった中で削れるものは削っていかなければ、これはやみくもにという意味ではない

ですね。無駄を削っていかなければならないなと、そんな思いでいるところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　基金の残高のお話もありました。2026年度の予測としては14億7,772万円、今年度は30億円程度だったと思いますから、半分以下。おっしゃられるように、もう限られた一般財源ですから、地方税収入とあと地方交付税、この税収を考えて、足りなかったら基金から入れなければいけないと、これはもう町長おっしゃられるとおりだと思います。いかに国の、一番大元になっている人件費や障害者福祉費に対する手厚い予算の配分というのが求められているときにもかかわらず、配分されないということが、今日の皆さんのご苦労を生み出しているというふうには理解しております。

とはいいましても、やはり自分たち自ら、これちょっと設問の３番目のほうにもう行ってしまうのですけれども、やっぱり自主財源を生み出す努力というのはしていかなければならない。町長おっしゃられるように、私はやはりここにふるさと納税というのは邪道だと思うのですよね。今、確かにそういうふうにして現金で２億円ちょっと入ってきている、それは助かりますから、だからやめなさいというふうには申しません。多いときは４億円、５億円近くありましたから。でも、この地方自治の本旨、財政運営のあり方からいって、逸脱しているというのはもうはっきりしていますよね。だって、良好な住民サービスを提供して、そしてそれに対して税負担をしてもらうのだということは税のあり方なのに、この利用した方たちは、自分の町に税金は少なくて済むという、誰が一体考えたのでしょうかと思うような仕組みであります。どこも町も、今問題になっている北見市などは、ここに50億円を期待しているということを言っていますから、地方自治体の財政そのもののあり方をゆがめてしまうその国の姿勢にも、これもまた問題があるということは申しておきたいと思います。

それで、やはり自主財源、自主財源と言いましても簡単ではありません。ここの町の持っている力を循環させていくという、何回も言ってきていますけれども、それはふるさと納税の思いはちょっとウエートを少なくして、こちら側からつくるぞというような町長の強い姿勢が欲しいなというふうに思います。自主財源のところでは、やはりこの豊かな農畜産物で、今年も3,000億円を超える農業、JAの取扱いがあり、それからもう一つは自然エネルギーと、これ何回も言われてきているのですけれども、これの財政的な効果がいま一つ見えてこないのですよね。

幕別町ではゼロカーボンというのを打ち出して、それからバイオガス事業も、きれいなパンフレットも使って、ホームページでも紹介されていますけれども、これもどうなのでしょうか。パンフレットの中では、５万ギガワットの電力を作り出して、売るのではなくて還元するのだよと、みんなで使う。そしてその価値というのは、５万ギガワットというの私どのぐらいの価値なのかと計算してみましたら、１ギガワットが800万円から900万円という指標がありましたから、３兆円以上になるのですよね。こういうやっぱり地域でそういう力を生み出す、そしてそれが町民にも見えてくるというような事業、何とかなっていかないでしょうか。それに加えて、このバイオガス事業も、これもこの間から町長に伺うと、民間の事業との連携で進んでおられる、相手のこともあってなかなか公表できないということでここまで来ましたけれどもね。だけれども、住民に還元する事業というものをもう一つ考えていけば、それはそれでもうよく分からないのですけれども、民間がどんなところでどうなのか。だけれども、住民に還元するという考え方を持っていけば、違った形でのバイオガスプラント事業の着手というのもあるのではないかと思うのですけれども、一向に見えないのですよね。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　バイオガスを発電によって住民に還元するというのは、なかなか簡単ではないのですね。これは、還元するということは、電気を配るということになります、配電するわけですから。そうなると、どの線を使って配電するのですかということになるわけです。そうなると、一般的には北海道電力のほうですけれども、その電線を借りなければならない。借りれるのならいいのですが、受け入れられるかどうかという問題があるのですね、容量がありますから。今それが受け入れられな

いのですね、今そういう状況です。線が太くなって容量が増えているわけではないので。では、北電線使えないよと、系統連携ができないよとなったときに、では自営線、自分で線を引っ張るのかとなると、１キロ 5,000 万円かかると。そうすると到底自営線を引っ張るなんていうのは採算に合ってこないわけでありますので、なかなかこれ難しい。既存の電線を使わせてもらえるのだったら、まだ地産地消的なこともできるのでしょうけれども。ですから、町民の皆さんに還元する、安い電気料金で還元するというのは、これ到底無理かなと、そういう気がしているわけです、そういう計算をしています。

ですから、それは電気ではなくて、今我々が考えているのはガスですね、ガスのほうを使えないのかということで、これも簡単ではないのですけれども、行く行くは都市ガスみたいな形で使えればいいなと思うのですが。それと、大樹のロケットが液化バイオガスを使うと言っていますから、そういうところで使われれば、また随分需要も違ってくるというふうに考えております。

ただ、いずれにしても、これは事業者と共同で進めていかなければ成就しない、これはもう何十億円、50 億円とかそれぐらいかかるお金でありますから、これは町独自でやるとなると、昨日、小水力発電の話もありましたけれども、なかなか採算を取るのが難しいわけでありますので、今のところは本当にもう少し具体的な話については待っていただきたいなというふうに思っているところでありますが、いずれにしてもなかなか町民の皆さんに電気を還元して、そこで採算を取るというのは難しいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　やはりできることからでいいわけですから、ガスならガスで、あるいは水素なら水素で生み出していって、そしてそれを循環させるということが大事なのだと思うのです。幕別町が出している再生可能エネルギーをフル活用という表題の、いざ挑戦というパンフがあるのですけれども、ここにも、そこで私は５万メガワット時という数字を拾って、ああ、こういう計画でいるのだなというふうに思ったのですけれども。電力が５万メガワットというのは、要するに域外で消費されている数字だということでありますから、循環していけば、経済的な効果は大きいですよという意味なのだろうと思うのですけれども、何か町長の表情を見ていると違いますね。

それで、そういうふうに受け止めたのですけれども、やっぱりここでもそういう心配もあるからだと思うのですが、売電だけではなくて、発電した電力、液化バイオメタンガス活用する地産地消仕組みづくりというようなふうに言って、具体的にはコミバスの電気、EV 化だとか、これどのぐらい使うのかなとは思いましたけれども、そんなことを書かれていました。でも、できることからやっていくというのは、私、大事だと思うのです。その積上げが今の町になっているわけですから、これはぜひ検討が必要だと。同時に、このことによって 2030 年に、2013 年度比で 46 パーセントの CO_2削減に行くというふうに言っているわけですから、これもまたリンクさせてやっていくということは大事ではないでしょうか。どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　2030 年マイナス 46 パーセント、非常にハードルが高いと思っています。というのは、お金が要るのです、やっぱりね。これは町民の皆さん、事業者の皆さんに協力をしてもらわなければ達成できないわけです。そこには、やはりインセンティブを与えるためにはお金、補助金を出すことによって進んでいくということがあります。ですから、今、町では、補助金は総合補助金設けています。ただ、これも財源かかるので、本当にこのゼロカーボンは、国策として打ち出したわけですから、私から言わせると、しっかり国のほうで財源くれよと言いたいのですね。これは、ところが、自分のところで財源を確保しないとなかなかできない。そういう仕組みになっているので、46 パーセント減らすのは本当に大変だなと思っています。まして 2050 年にプラスマイナスゼロということなので、ここは本当に、変なこと言いますと、これ国策として進めていて、幕別町だけができなかったらどうなるのかな、これ国が責任持ってくれるのかなと変なことを考えたりもしているのですけれども、これ本当に日本国全体、全部の市町村が、1,724 ですが、この市町村が取り組んでいかないと、ゼロ

にしていくあるいは46パーセント減らしていかないと達成できないのですよね。それにはただではできない、間違いなく補助金なり、推薦するためには、町民の皆さんあるいは事業者の皆さんに取り組んでもらうためには、補助金を出して何とか古いものを省エネタイプに替えてもらうとか、そういうふうにしていかないと進んでいかない。自動車もそうですね。これ電気自動車といっても、では電気自動車、この北海道十勝の冬場使えるのですかという問題もあるわけです。だから、本当に簡単なことではないなと思っていまして。それにしても国で補助金出していますけれども、町もさらに上乗せして補助金出すぐらいはしないと、なかなか進んでいかないわけでありまして、ここは本当に嘆いていてもしようがないのですけれども、本当に難しいなというような思いです。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　私は財政問題で今お尋ねしましたので、自主財源をどうやってつくるかという視点からの質問だったのですけれども、難しい状況も垣間見ました。これはみんなで知恵を出して、まさかその目標を達成しなかったから、それをもってして財政再生団体になるのかなということにはならないと思うのですけれども、やっぱり総力を上げて研究に臨むということが大事だと思います。

財政の指標で言えば、この４つの指標には入らないけれども、財政力指数であるとか、経常収支比率とかというのもありますよね。やっぱり幕別町の税収がそんなに少ないとは思わないのですけれども、力という点では。幕別町の財政力指数は、大体0.3から0.35とかで来ていますけれども、これ帯広あたりだったら0.6だとか、音更、芽室は0.5だとかと、うちよりはやっぱりいいのですよね。どうしてこう違うのかなと。やっぱり自主財源足りないのかと。もっと企業を、町長は誘致、私は誘致とは思いませんけれども、税収を上げる努力だって要るのではないかという中で、自主財源というところを、ここは大いに考えていただければと思ってお話をしました。

次の質問にも入りたいと思いますので、よろしいですか、いいですか。

それでは、そういったことで、町民の皆さんも財政問題は非常に心配しています。これからも意を用いて、健全に向けて努力を求めていきたいと思います。

次は、２番目の質問の、「戦後80年、憲法を学び、戦争体験を未来につなぐ町に」ということで設問させていただきました。これまでもこの種の平和問題に関しては、どちらかというと広島、長崎の原爆の、そこから平和を学ぶという視点での設問も多かったし、お答えも多かったと思うのですけれども、私は、今回は、その前といいますか、憲法を中心にした平和につないでいく道を、力を入れていただけないかということでお尋ねをするところです。

といいますは、そういった取組をしながらも、今、世界では戦争が起きていますし、本当に無法な戦争が起きていますし、地球温暖化なんかもあったりして、国民は全体としてこの地球が守られるのか、この日本が守られるのかという不安は大きくなってきていると。そこに日本は、先ほどの財政の話ではないですけれども、福祉や医療や教育の財政というのはそう充実されない中で、防衛費はどんどん膨らんでいくと、これ現実です。そうなってくると、一体この国はどっちに向かっていくのだろうというような岐路に今立たされてきたというふうに認識しました。したがって、そういうときにこそ過去の戦争に学んで、住民みんなが一体となって共通認識を持って、この平和が維持できるというような取組が必要ではないかと、その真ん中に置くのが憲法ではないかと思って書きました。

実は、どうして憲法をテーマにしたかというと、憲法はつくられた過程があるのですね。日本の憲法というのは、書きましたけれども、過去の悲惨な戦争、これは日本は加害者であり、また原爆の被害者でもあった。もう二度とこういうことは起きてはならないという反省の下に、それを絶対しないのだということでつくられました。私、今日憲法持ってきたのですけれども、憲法の第２章のところに、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」明確に書かれているのですよね。やっぱりこれをみんなが胸に、町民がみんなこれを力に平和を守っていくと、そういうときではないかと。まず、今の情勢に対する認識はどう思っていますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　私も今おっしゃった気持ちは全く同じでありますので、今の状況については、非常にやっぱり、予算の問題ももちろん、５年間で 43 兆円とかそういう問題もありますけれども、この国自体がどうも平和というものの認識が甘いというふうに思っていまして。

核兵器禁止条約ですね。日本は唯一の被爆国でありながら、これを批准しないということ、ここもやっぱりどこかの国の核の下に保護されてという、そんな思いがあるようですけれども、そうはならないですね、今の状況を見たら。もう恐ろしくてしようがない。今回のイランのこともそうですし、その前のロシアのこともそうです。どんなことが起るか分からないような、そんな状況、不安を覚えているわけでありますから、もう少し日本として毅然とした態度、やっぱり憲法をしっかり守るのだという、武力を持たなくてもスイスみたいな国もあるわけですから、そういったところもあるわけで、まさしく日本国憲法をしっかりと守っていくことが必要だろうというふうに思っています。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18 番（中橋友子）　全く同感です。そうですね。この具体的な設問に入りたいと思うのですけれども。この憲法は、町長はじめ職員の皆さんは、この仕事に就かれるときに憲法を学ばれ、これを守りますという誓約もされてお仕事に就いておられると思うので、これを改めて学ぶなんていうことを提起すれば、一体何なんだと思うのかもしれませんけれども、町民一人ひとり２万 5,000 人の人たちにどれだけ知られているかということを考えたら、これはやはりまだいろいろ知っていただく機会をつくる必要があるのだというふうに思ってお尋ねするのですけれども。

昨日も子どもの権利条例、もっともっと実効あるものにという同僚議員の質問がありました。これはもう幕別町の憲法ですから、もちろん大事だと思うのですけれども、根底となる日本国憲法、最高規範ですよね、これはやっぱり学んで困ったなということには絶対町民はならない、学んだことによって新たな知恵が生まれるというふうに思うのです、平和に向けてのね。

それで、私もう一つ紹介したいなと思って今日持ってきたのは、これ町長ご覧になったことがあるでしょうか。「あたらしい憲法のはなし」というので、教科書なのです。文部省が昭和 22 年の８月に作った教科書なのです。それで、この教科書は中学校１年生を対象に出された教科書です。この教科書に新しい憲法がどうやってつくられたかということも、ずっと紹介されているのですけれども、出だしに、また読み上げて申し訳ないのですけれども、１、憲法、皆さん、新しい憲法ができました。そして昭和 22 年５月３日から、私たち日本国民は、この憲法を守っていくことになりました。この新しい憲法をこしらえるために、たくさんの人々が、たいへん苦心をなさいました。ところで皆さんは、憲法というものはどんなものかご存じですか。自分の身に関わりのないことのように思っている人はないでしょうか。もしそうならば、これは大きな間違いです。

国の仕事は、一日も休むことはできません。また、国を治めていく仕事のやり方は、はっきりと決めておかなければなりません。そのためには、いろいろな規則がいるのです。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法ですというふうにうたいまして、中のページに、大事な三つの憲法の柱、国際平和主義、民主主義、それから主権は国民にあるということを、きちっと図を入れて中学１年生の生徒さんに教えたということから、この日本の憲法が出発しているのです。

こういうの、まだまだ大事なことがあります。憲法は誰が守らなければならないかというのが最後にありまして、これは国民が守るというのではなくて、権力者が守るのだよということで、天皇や国務大臣や国会議員、私たちもそうです、みんなそういう人たちが守らなければならないということをきちっとうたって締めているのです。こういう分かりいいものというか、ここに出会えて私はすごくよかったなと思ったのですけれども、こういうことはやっぱり町民の皆さんにお伝えできたらすばらしいと思いませんか、どうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　この憲法を学ぶというのは、いろんなやり方があると思うのですね。その教科書を町民の皆さんに見てくださいといって対面で講座みたいにやるというのは、ちょっとどうかなと思

いました。今、町民、国民の皆さんというのは、平和の大切さであるとか、交戦権も含めて、武器を持たない、軍隊を持たない、あるいは基本的人権があるのだとか、私はその条文の一条一条がどうだという話ではなくて、日本国憲法、平和憲法というものをしっかり守っていかなければならないし、我々は憲法に守られているのだということは、十分分かっているのではないのかなと思うのですよ。

ですから、どういう勉強の仕方がいいかというの難しいな。私、一条一条学ぶというところは、果たしてどうなのかなとは思います。よく５月３日に憲法を学ぶ会とかやられていますけれども、本当深く学びたい方はそういうところに行けばよろしいでしょうし、ただ日本国憲法によって我々は権利も与えられているし、守られているのだということは、かなりの方が分かっていらっしゃるのではないでしょうかね。ですから、どういう学び方がいいのかということは考えなければならないが、尊重することは当然必要ですし、もちろん大切なことなのですけれども、学ぶというのはいろんな学び方があるので、改めてその教科書をもって学ぶといったら、何人来てくれるのかなとそういう心配もありますので、日本国憲法に私たちは守られているのだよ、そして権利も与えられているのだよ、そして戦争もしないのだよということを分かってもらうことは大切だろう。ただ、手法については、どういうのがいいのかなというのは、ちょっと迷うところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　私は、この教科書を一人ひとり全員に渡して読んでいただくということを言ったわけではないつもりでありました。こんなにすばらしいものがあると、題材の一つとして生かしてもらえないかと。思いは町長と同じです。なぜ今言うかというと、町長おっしゃられるように、今、不安定なこの時期のときに、自分たちが憲法によって、憲法の行使もあるし、守られているのだというそういう思いにみんな立っていただくというのも大事だと思いますから。

だけれども、私、今日言いたいのは、憲法ができた過程というのを大事にしていかなければ駄目なのだなというふうに思いました。こういうこの条文というのは、憲法９条にノーベル賞なんていう動きもあったように、世界の中でも、当時日本というのは、先ほども戦中戦後の話、同僚議員としてきたのですけれども、その当時、日本というのは、連合軍の支配下にある中でできた憲法ですから、よくこの憲法ができたというふうに思うのです。

それで、なぜこういう条文になったかというと、前段お話ししたように、アジアで、太平洋で 2,000 万人、日本では、広島、長崎入れてですけれども 310 万人、もう日本国土全部焦土と化し、こんな状況を二度としたら駄目だというのが、私たち、先輩の方たちからずっと教わってここまで来ている。その二度とやらないという思いがあったから、これができたのですよね。もちろん審議過程とかいろいろありますけれども。したがって、この憲法はそういうふうにして、過去の過ちから反省をして生み出されたのだというところに、多くの町民の方たちに、もちろんご存じの方いっぱいいると思うけれども、分からない人にはお伝えしたいと、そういう思い。だからこそ、大事に守って、そして本当にこの幕別町民みんな連携して、平和の中で生き抜いていきたいということにつながっていけばいいなと。だから、憲法の本はいろいろありますから、これだけを学べということではありません。そのことは申し上げたいと思います。

それにしてもこれすばらしいのですよ。それで、もう一か所だけ読ませてください、ごめんなさい。これ、当時の中学１年生ですから、教員の方が書いているのですね。この憲法の本は、当時の中学生だけでなく、教え子を再び戦場に送るなと誓い合い、新しい平和と民主主義の教育への熱意を持っていた教師、父母に深い感動と明るい希望を呼び起こしました。長かった戦争の下で、生命と財産、青春と自由の計り知れない犠牲の上に、ファシズムを打ち倒し、平和、民主、自由を要求する国際世論に支えられて、ようやく勝ち取り生まれたのが新しい憲法ということであります。そういう過程をやっぱり伝える。だから、その憲法を語る会というのが、例えば町主催であってもいいのではないかと思うのです。これが平和非核宣言というふうに宣言等もありますけれども、以前、革新自治体と言われたのが誕生していた頃、役場の入り口に、暮らしに憲法とか、自治に憲法とかと掲げた知事や首長さんたちがいらっしゃるのです。そういうのもやっぱり、今それをやれということではないですけれ

ども、一つの知っていただく運動として取り組むことはできないでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　中橋議員ほど私には情熱が燃えてこないので。学ぶことは大切なのですが、それだけ情熱を持っておられるなら、本当にやっていただければありがたいなと思うぐらい、今そういう感心して私は聞いておりました。
　むしろというか、私は、学校教育の小さい頃から、それを分かってもらうのが一番大切なのかなというふうに、今お話を聞かせていただいて思いました。なかなか 70 ぐらいのおっさんになると、今さら言われても、ふーんといって終わる可能性が非常に高いので、やっぱり小さい子どもから、今の日本国憲法はこうやってできたのだよと、この憲法に私たち守られているし、絶対戦争しては駄目なのだよというところを、やっぱり学校教育の題材として、もう中学で教科書になったということですけれども、そこが大事なのかな。今やはり道徳というか、自分だけよければいいというような、そういうムードが非常にあふれていますので、この憲法を学ぶことによって、そういった道徳心も養われるのかなと、そんな思いも今しましたので、小さいところでの題材としてやられるのが一番効果的かな、そんな思いをいたしました。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18 番（中橋友子）　情熱を持って生き抜くことは、どの分野でも大事だと思います。したがって、小さいときからの教育、大事だと今ありましたので、教育長、いかがでしょうか。教育の中にもっとこれを取り入れていくという。これそのものではないですよ。しかし、そういう精神を小さいときから学んでいただくのは大事だと思うのですけれども、いかがですか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　突然の指名で困惑しておりますけれども。
　これまでも平和教育というテーマでは､お答えをさせていただいたというふうに思いますけれども、その根底にあるのが、まさにこの憲法の考え方なのだろうというふうに思います。詳細、学校のほうで、どのような教育活動が行われているのかというのは、ちょっと直接見聞きはしていないので、あれなのですけれども。自分も都度学校に行く機会がありますので、そうした機会を通じて、直接自分も確認をしたいなというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　中橋議員。
○18 番（中橋友子）　町の財政も平和な下でこそ生きてくる、つくられていくのだと思います。町民の皆さんの幸せにつながるまちづくりが、憲法を柱にしながらつくられていくことを期待して終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。
　これで、一般質問を終結いたします。

［休会］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　議事の都合により、明３月 13 日から 16 日までの４日間は、休会いたしたいと思います。
　これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、明３月 13 日から 16 日までの４日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］
○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
　本日は、これをもって散会いたします。
　なお、議会再開は、３月 17 日午前 10 時からであります。

16：16　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第１回幕別町議会定例会
（令和８年３月17日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
14　田口廣之　　16　谷口和弥　　17　藤原　孟
（諸般の報告）
日程第２　報告第19号　幕別町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第３　議案第20号　幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第25号　幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第27号　幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第28号　幕別町消防団条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第29号　幕別町立へき地診療所条例を廃止する条例

会議録

令和８年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年３月17日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　３月17日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（17名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田　治
保健福祉部長	亀田貴仁	経済部長	髙橋修二
建設部長	河村伸二	会計管理者	武田健吾
忠類総合支所長	鯨岡　健	札内支所長	白坂博司
教育部長	石田晋一	政策推進課長	宇野和哉
総務課長	西田建司	地域振興課長	安田奈緒
糠内出張所長	古山悌士	防災環境課長	半田　健
こども課長	山本　充	保健課長	西嶋　慎
農林課長	遠藤寛士	監査委員事務局長	林　伸顕
防災環境課参事（消防担当）	西川浩之	防災環境課参事（消防担当）	近藤慎哉
防災環境課参事（消防担当）	花本隆範	発達支援センター	牧田博恵

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

14　田口廣之　　16　谷口和弥　　17　藤原　孟

議事の経過

（令和８年３月17日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただ今から、令和２年第４回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に 14 番田口議員、16 番谷口議員、17 番藤原議員を指名いたします。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第２、議案第 19 号から日程第７、議案第 29 号までの６議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第２、議案第 19 号から日程第７、議案第 29 号までの６議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、議案第 19 号、「幕別町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 19 号、幕別町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 36 ページ、議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

令和５年法律第 19 号、地方自治法の一部を改正する法律が、令和６年４月１日から施行され、幕別町監査委員条例において、同法中の規定を引用している条項番号が改められましたことから、改正を行うものであります。

議案説明資料の 10 ページをご覧ください。

第３条は、請求又は要求による監査について定めております。

改正地方自治法の施行に伴い、「職員の賠償責任」を定めている規定が「第 243 条の２の２」から「第 243 条の２の８」に条ずれしましたことから、改めるものであります。

第 243 条の２の８第３項は、地方公共団体の長が職員に対し賠償責任を求める際の監査委員への監査等の要求を定めております。

議案書の 36 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する、とするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議の程お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することに、
ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第３、議案第 20 号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 20 号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の 37 ページ、議案説明資料の 11 ページをご覧ください。
地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、本条例において、執行機関の附属機関を設置しております。
このたびの改正は、町長の附属機関として設置しております「幕別町人・農地プラン検討会」を廃止しようとするものであります。
国は、平成 25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律を施行し、市町村に対し、高齢化や担い手不足による耕作放棄地増加などの課題を解決するため、地域の話し合いに基づき、将来の農地利用方針や中心経営体を明記した「人・農地プラン」を定め、公表するよう努めるものとするとしたところであります。
これを受け、本町においても農業委員会委員と農業協同組合役職員などで構成する「幕別町人・農地プラン検討会」を設置し、審議を経て策定・公表してまいりました。
「人・農地プラン」は、令和５年４月に施行されました改正農業経営基盤強化促進法において、地域農業経営基盤強化促進計画、「地域計画」と位置付けられ、その策定義務が定められましたことから、本町においても、令和７年３月 31 日に地域計画を策定いたしました。
地域農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に又は時宜(じぎ)に応じて、幅広く、農業者、農業委員会、農業協同組合などの関係者による「協議の場」を設け、その協議の結果を「地域計画」として取りまとめ、公表するものとされましたことから、令和８年３月 31 日をもって附属機関の「幕別町人・農地プラン検討会」を廃止しようとするものであります。
議案説明資料の 11 ページをご覧ください。
別表は、第２条の規定に基づき、町長と教育委員会に設置する附属機関の名称や所掌事務などを定めております。
執行機関「町長」の部中、「幕別町人・農地プラン検討会」の項を削るものであります。
議案書の 37 ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行する、とするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第４、議案第 25 号、幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 25 号、幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の 43 ページ、議案説明資料の 21 ページをご覧ください。
障害児と、発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、児童の心身の発達を総合的に支援するため、公の施設として、幕別町発達支援センターを設置しております。
令和６年４月からは、忠類・駒畠地区の支援を必要とする児童に対して、発達支援センター忠類分室を開設し、事業を実施してまいりました。
今回の改正は、条例に定めております「センターで行う事業」に、日常生活での基本的な動作と知識技能の習得、集団生活への適応への支援等を未就学児に行う「児童発達支援」と放課後に生活能力向上のための支援や社会との交流促進を就学児に行う「放課後等デイサービス」保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う「保育所等訪問支援」を明確に位置付け、加えて、使用料の規定を追加しようとするものであります。
議案説明資料の 21 ページをご覧ください。
記載を省略しておりますが、第２条は、幕別町発達支援センターを新町 122 番地１、保健福祉センター内に、幕別町発達支援センター忠類分室を忠類白銀町 384 番地 10、福寿内に、　置くと定めております。
第３条は、発達支援センターの事業を定めております。
第１項を「忠類分室を除く」発達支援センターの事業を定めるものとし、第５号として、児童福祉法に規定する児童発達支援と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う事業　を追加するものであります。
第２項として、忠類分室の行う事業を「第１項に掲げる事業に準ずるものとして町長が定める事業」と追加するものであります。
第４条は、利用対象者を定めております。
第１項は、センターを利用できるものは、前条第１項第５号の事業を除き、町に在住する児童など、と改めるものです。
第２項として、前条第１項第５号の事業を利用できる者は、児童福祉法に規定する、町が障害児通所給付費等の支給決定を行った児童と
当該給付費等を受けることが困難な場合において町が支援事業を提供などすることとした児童と定めるものであります。
22 ページをご覧ください。
第６条は、使用料の規定を追加するものであります。
第１号は、第３条第１項第５号に掲げる事業、児童発達支援と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う事業は､児童福祉法第 21 条の５の３第２項第２号の規定により算定した額と定めるものであります。

当該規定は、保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して内閣が政令で定める額で、その額は、当該障害児通所支援の種類ごとに通常要する費用の100分の10に相当する額を限度とするものであります。

第２号は、忠類分室に係る障害児通所支援の使用料は、第１号に準じて町長が定める額とするものであります。

第７条は、使用料の減免についての規定を加えるものであります。

議案書の 44 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和８年４月１日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 27 号、幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 27 号、幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 46 ページ、議案説明資料の 25 ページをご覧ください。

森林法は、森林または森林の周囲１キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林または土地の所在する市町村長の許可を受けて、その指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならないとし、

加えて、市町村長は、火入れの目的が、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良に該当する場合でなければ許可をしてはならないと、定めております。

幕別町火入れに関する条例は、幕別町の森林または森林の周囲１キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第 21 条に規定する市町村長の許可手続きその他必要な事項を定めております。

今回の改正は、本年１月からとかち広域消防事務組合において林野火災注意報と林野火災警報の運用が開始されましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 25 ページをご覧ください。

第３条第２号、第９条、第 10 条第３項、26 ページになります、第 12 条第２項及び第３項、第 16 条第４項は、文言整理であります。

第 14 条は、火入れの中止について定めております。

第１項は、異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるとともに、とかち広域消防事務組合長が林野火災注意報若しくは林野火災警報を発令した場合は、火入れの許可の期間中であっても、火入れを行ってはならないと改めるものであります。

第２項は、火入れ中の消火を定めております。

風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合に加えて、第１項に定める場合を定め

るものであります。
議案書の 46 ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、公布の日から施行する、と定めるものであります。
以上で、説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第６、議案第 28 号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 28 号、幕別町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の 47 ページ、議案説明資料の 27 ページをご覧ください。
幕別町消防団条例は、消防組織法の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、報酬、分限及び懲戒、服務その他身分の取り扱いに関して、必要な事項を定めております。
消防団を取り巻く状況は、少子高齢化による若年層の減少をはじめ、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化など様々な社会環境の変容の中で、全国的に消防団員は減少しており、その解決に向けた取組は急務であります。
加えて、近年、災害が激甚化・多様化する中、地域防災力の中核である消防団の役割は、ますます重要なものになっており、消防団員の確保と入団促進に向けた取り組みをさらに推進する必要がありますことから、消防団員の資格要件を見直そうとするものであります。
議案説明資料の 27 ページをご覧ください。
第３条は、任命について定めております。
第２項は、消防団員の要件を定めております。
第１号を改め、幕別町内に「勤務する者」を追加するものであります。
第３号を「心身ともに健康である者」に改めるものであります。
議案書 47 ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行する、と定めるものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
　日程第７、議案第 29 号、幕別町立へき地診療所条例を廃止する条例を議題といたします。
　説明を求めます。
　伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 29 号、幕別町立へき地診療所条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
　議案書の 48 ページをご覧ください。
　幕別町立へき地診療所条例は、昨年３月の第１回町議会定例会におきまして、新和、日新、古舞の診療所を廃止する一部改正を行い、現在は、糠内診療所と駒畠診療所の設置について定めております。
　糠内診療所は、昭和 14 年２月に北海道が開設し、昭和 47 年４月、町に移管を受けて以来、駒畠診療所は、昭和 48 年４月に町が開設して以来、半世紀以上もの長きに渡り、町内開業医のご協力のもと、地域の診療所として親しまれてまいりました。
　昨年９月、管理者として勤めていただいている医師から、利用者が減少していることに加え、現在の利用者の代替手段があることから、今後の診療所のあり方について検討してほしい旨の申し出があったところであります。
　こうした状況と経緯について、利用者と関係町内会長への説明を行い、ご理解をいただきましたことから、今年度末をもって二つの診療所を廃止しようとするものであります。
　両診療所の廃止に伴い、町立へき地診療所がすべて廃止となりますことから、本条例を廃止するものであります。
　附則についてであります。
　この条例は、令和８年４月１日から施行する、とするものであります。
　以上で説明を終わらせていただきます。
　よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。
　本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

「休会」
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　議事の都合により、明３月 18 日から 24 日までの７日間は、休会いたしたいと思います。
　これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、明３月 18 日から 24 日までの７日間は、
　休会することに 決定いたしました。

「散会」
○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
　本日は、これをもって、散会いたします。

なお、議会の再開は、３月 25 日、午後２時からであります。

10：23　散会

第１回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第１回幕別町議会定例会
（令和８年３月25日　14時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
18　中橋友子　　１　畠山美和　　２　塚本逸彦
（諸般の報告）
日程第２　報告第５号　専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
日程第３　報告第６号　専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）
日程第４　議案第４号　令和８年度幕別町一般会計予算
日程第５　議案第５号　令和８年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第６　議案第６号　令和８年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第７　議案第７号　令和８年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第８　議案第８号　令和８年度幕別町水道事業会計予算
日程第９　議案第９号　令和８年度幕別町下水道事業会計予算
（日程第４～日程第９　予算審査特別委員会報告）
日程第10　議案第31号　令和８年度幕別町一般会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第32号　令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第33号　令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第16号　幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第14　議案第17号　幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第15　議案第26号　幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
（日程第13～日程第15　民生常任委員会報告）
日程第16　議案第18号　幕別町アイヌ文化交流センター条例
（総務文教常任委員会報告）
日程第17　議案第22号　特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第18　議案第23号　幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第19　議案第24号　幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
日程第20　議案第30号　幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
（総務文教常任委員会報告）
日程第21　議員の派遣について
日程第22　閉会中の継続調査の申し出
（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和８年第１回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年３月25日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　３月25日　14時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	農業委員会長	中村富士男
代表監査委員	八重柏新治	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	寺田　治	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	髙橋修二	建設部長	河村伸二
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	白坂博司	教育部長	石田晋一
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
保健課長	西嶋　慎	土木課長	香田裕一
水道課長	和田智旭	経済建設部課長	吉仲有希
学校教育課長	酒井貴範		

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

18　中橋友子　　１　畠山美和　　２　塚本逸彦

議事の経過

（令和８年３月25日　14:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に18番中橋議員、１番畠山議員、２番塚本議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会 委員長から、議員派遣結果報告書が、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、会議規則第77条の規定による所管事務調査報告書が、令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会、総務文教常任委員会及び民生常任委員会の各委員長から付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査結果の報告書が、議長宛に提出されておりますので、あらかじめ、配付いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

［報告］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、報告第５号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第５号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページをご覧ください。

地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第６号であります。

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」第１項の規定に基づき、令和８年３月16日付けで専決処分を行ったものであります。

「１理由」であります。

令和７年８月22日午後８時45分頃、ナウマン公園キャンプ場第１キャンプ場の斜面において、相手方が駐車場からテントに戻ろうとしたところ排水施設の点検口の蓋が破損していたために空いた穴に左足がはまり、左足首靭帯を損傷する事故が発生いたしました。

これに対する損害賠償に関し、相手方と示談が整いましたことから、額を定めたものであります。

「２損害賠償額」は、３万8,648円であります。

治療費、通院交通費、入通院慰謝料等を賠償するものであります。

３ページをご覧ください。

「３損害賠償の相手方」は、帯広市在住の方であります。

町の瑕疵により、相手方には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故の原因となりました排水施設の点検口は、過去に車両の乗り上げにより破損していたもので、重量物であるコンクリートブロックを置き、事故防止に努めておりましたが、コンクリートブロックが第三者により移動されていたことから、点検口に蓋がされていない状況となっていたものと推察されます。

事故後は、セーフティーコーンを設置し応急対応したのち、速やかに蓋の補修を行ったところであります。

財産管理を所管する担当職員に対しましては、今後このような管理者の瑕疵による事故が起きないよう、管理を徹底し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

このたびの事故は、町有財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償額は、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額保険給付されるものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第５号を終わります。

日程第３、報告第６号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第６号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の４ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

専決処分第７号であります。

相川20号橋架替工事（下部工）の工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る原契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、令和７年６月の第２回町議会定例会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に設計内容の変更の必要が生じましたことから、３月17日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

「地方自治法第180条第１項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」　第４項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約において、契約金額の10分の１を超えない範囲内において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、

専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

左側上段に平面図を、下段に側面図を、右側に敷鉄板配置図を示しております。

本工事は、北海道が施行する旧途別川河川改修事業の補償工事として、既設橋梁の橋台２基を撤去し、新たな橋の橋台２基を設置するもので、令和７年６月に契約したものであります。

工事請負契約の変更理由の一つは、令和６年度に「相川20号橋改修工事」として契約し、令和７年３月に工期の延長を行い施工しておりました工事の中で撤去できなかった既設橋脚の底部撤去を本工事に追加したものであります。

側面図において赤色で着色した既設橋脚の底部のコンクリート84立方メートルを撤去するものであります。

これにより、平面図に青色と緑色で記載の護岸工事の年度内完成が難しくなりますことから、北海道と協議のうえ、護岸工事の青色部分の施工を先送りし、施工箇所を緑色部分の左岸163平方メー

トルと右岸162平方メートルに縮小することとしたものであります。
右側の敷鉄板配置図をご覧ください。
両護岸の橋台の撤去と新設において利用する大型クレーンの組立ヤードの盛土の安全確保のため、両護岸に敷鉄板各50枚を既設橋脚の撤去に係る通路の安全確保のため56枚を、合わせて156枚の敷鉄板を追加したものであります。
加えて、工事現場で発生する土砂の仮置場を河川敷地内に変更したため、土砂運搬距離を5.0キロメートルから0.3キロメートルに変更したのであります。
こうした工事内容の変更により総額が減額となったものであります。
議案書の４ページをご覧ください。
１変更契約の目的は、相川20号橋架替工事（下部工）であります。
２変更契約の金額は、変更前の金額４億7,850万円、変更後の金額４億7,518万9,000円、減少額331万1,000円、減少率100分の0.692であります。
３変更契約の相手方は、藤原・下沢特定建設工事共同企業体、代表者、中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役　藤原　将智氏であります。
以上で報告を終わらせていただきます。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
以上で、報告第６号を終わります。

［一括議題・委員長報告］
○議長（寺林俊幸）　日程第４、議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算から、日程第９、議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算までの６議件を一括議題といたします。
予算審査特別委員会 委員長の報告を求めます。
委員長、小島智恵議員。
○12番（小島智恵）　令和８年度幕別町各会計予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。
報告書をご覧ください。
令和８年３月３日、本委員会に付託された議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算から、議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算までの６議件について、審査の経過と結果を報告いたします。
委員会開催日は、令和８年３月３日、18日、19日、23日の４日間であります。
審査にあたっては、付託された 令和８年度各会計予算について、質疑が行われ、６議件の原案を可とすべきものと決しました。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりました。
予算審査特別委員会は、議長を除く 全議員により、構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。
一括して討論を行います。
討論は、ありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
一括して、採決を行いたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、一括して、採決を行うことに決定いたしました。
　お諮りいたします。
　議案第４号、令和８年度幕別町一般会計予算から議案第９号、令和８年度幕別町下水道事業会計予算までの、６議件に対する 委員長の報告は、原案を可とするものであります。
　委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第４号から、議案第９号までの６議件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［委員会付託省略］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　日程第10、議案第31号から、日程第12、議案第33号まで及び日程第17、議案第22号から、日程第19、議案第24号までの計６議件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
　これに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、日程第10、議案第31号から、日程第12、議案第33号まで及び日程第17、議案第22号から、日程第19、議案第24号までの６議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］
○議長（寺林俊幸）　日程第10、議案第31号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。説明を求めます。
　伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第31号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。
　本日、追加提出いたしました議案書の１ページをご覧ください。
　今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,659万3,000円を追加し、予算の総額を194億6,023万2,000円と定めるものであります。
　補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから４ページに記載しております「第１表歳入歳出予算補正」のとおりであります。
　今回の補正予算は、本年３月から適用される公共工事設計労務単価等の引き上げに伴う経費を追加するものであります。
　歳出をご説明申し上げます。
　６ページをご覧ください。
　２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、242万4,000円の追加であります。
　役場庁舎の管理委託料と清掃委託料の設計において、それぞれ採用している公共工事設計労務単価と建築保全業務労務単価の引き上げに伴い、令和８年度委託料を増額するものであります。
　国土交通省は、本年２月17日、令和７年度に実施した公共事業労務費と建築保全業務労務費の調査に基づき、決定した新たな公共工事設計労務単価を本年３月から、建築保全業務労務単価を４月から適用すると公表いたしました。
　公共工事設計労務単価に係る全国全職種加重平均は、対前年比で982円引き上げ、日額２万5,834

円とされました。
本町に適用される北海道分では　普通作業員は、600円、2.9パーセント増の日額２万1,500円に、軽作業員は、300円、1.6パーセント増の　１万9,200円に、一般運転手は、400円、1.9パーセント増の　２万1,900円に引き上げられました。
５年前の令和３年に比較しますと、それぞれ、24.3パーセント、32.4パーセント、24.4パーセントの引き上げとなるものであります。
複数年契約を締結している管理委託業務等に関して、初年度の設計金額比で５パーセントを超える増額となり、令和８年度の契約において、予算計上額に不足が見込まれますことから、当初予算に加えて、それぞれ所要額を追加しようとするものであります。
今回、その他の事業においても委託料等を追加いたしますが、一般会計総額で、5,659万3,000円を追加するものであります。
６目札内コミュニティプラザ管理費132万4,000円、７目近隣センター管理費912万3,000円、14目交通防犯費139万2,000円の追加であります。
交通安全指導委託契約に適用している交通誘導警備員単価が6.2パーセント増の時給1,938円に改められたことによるものであります。
３款民生費、１項 社会福祉費、９目保健福祉センター管理費54万4,000円の追加であります。
７ページをご覧ください。
10目 老人福祉センター管理費44万7,000円、11目ふれあいセンター福寿管理費69万3,000円の追加であります。
２項児童福祉費、４目へき地保育所費７万7,000円であります。
８ページをご覧ください。
４款 衛生費、１項 保健衛生費、６目環境衛生費28万3,000円、２項清掃費、１目清掃総務費176万9,000円の追加であります。
６款農林業費、１項農業費、４目農業施設管理費10万9,000円の追加であります。
９ページをご覧ください。
７目農地費71万5,000円の追加であります。
７款、１項商工費、３目観光費１万3,000円の追加であります。
８款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持補修費1,374万5,000円の追加であります。
10ページをご覧ください。
３項都市計画費、２目都市環境管理費1,153万1,000円の追加であります。
10款 教育費、１項教育総務費、６目学校給食センター管理費435万4,000円の追加であります。
11ページをご覧ください。
２項小学校費、１目学校管理費219万9,000円、３項中学校費、１目学校管理費183万5,000円、４項社会教育費、３目町民会館費197万7,000円、７目 図書館管理費35万1,000円、９目アイヌ施策推進事業費23万3,000円の追加であります。
12ページをご覧ください。
５項保健体育費、２目体育施設費145万5,000円の追加であります。
以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。
歳入をご説明申し上げます。
５ページまでお戻りください。
１款町税、２項、１目固定資産税659万3,000円の追加であります。
19款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金5,000万円の追加であります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第11、議案第32号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）及び、日程第12、議案第33号、令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第１号）の２議件を、一括議題といたします。説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第32号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第１号）、議案第33号、令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第１号）について、一括してご説明申し上げます。
本日、追加提出いたしました議案書の１ページをご覧ください。
二つの補正予算は、一般会計と同様に、本年３月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げに伴う経費を追加するものであります。
議案第32号、幕別町水道事業会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。
第２条は、収益的支出の補正であります。
第１款　水道事業費用は、補正予定額21万8,000円を追加し、６億2,760万9,000円に、第２款簡易水道事業費用は、97万9,000円を追加し、３億5,770万2,000円に改めるものであります。
２ページをご覧ください。
１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費21万8,000円の追加であります。
２款簡易水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費92万4,000円、４目総係費５万5,000円の追加であります。
以上で、水道事業会計補正予算第１号の説明を終わらせていただきます。
議案第33号、令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。
３ページをご覧ください。
第２条は、収益的支出の補正であります。
第１款 公共下水道事業費用は、170万9,000円を追加し、７億9,272万円に、第３款農業集落排水事業費用は、179万3,000円を追加し、１億3,702万4,000円に改めるものであります。
４ページをご覧ください。
１款公共下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費２万4,000円、２目ポンプ場費16万5,000円、３目処理場費152万円、３款農業集落排水事業費用、１項営業費用、２目処理場費179万3,000円の追加であります。
以上で、議案第32号と議案第33号の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第32号、令和８年度 幕別町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。

議案第33号、令和８年度幕別町下水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

［一括議題、委員長報告］

○議長（寺林俊幸）　日程第13、議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、日程第15、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までの３議件を一括議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子）　民生常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書をご覧ください。

令和８年３月３日、本委員会に付託された議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第17号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年３月12日、１日間であります。

審査にあたっては、条例の制定内容等について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までの３議件の原案を「可」とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

［討論］

○議長（寺林俊幸）　日程第13、議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

［採決］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、決することに、

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［討論］
○議長（寺林俊幸）　次に、日程第14、議案第17号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、討論を行います。
　討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

［採決］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　議案第17号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。
　本件は、委員長報告のとおり、決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［討論］
○議長（寺林俊幸）　次に、日程第15、議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
　討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　「討論なし」と認めます。
　これで討論を終わります。

［採決］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
　議案第26号幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。
　本件は、委員長報告のとおり、決することに、
　ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
　したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［委員長報告］
○議長（寺林俊幸）　日程第16、議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例を議題といたします。
　総務文教常任委員会　委員長の報告を求めます。
　委員長、荒貴賀議員。
○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。
　報告書をご覧ください。
　令和８年３月３日、本委員会に付託された議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年３月３日、１日間であります。

審査にあたっては、条例の制定内容について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、原案を可とすべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

［討　論］

○議長（寺林俊幸）　日程第16、議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

［採　決］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議案第18号、幕別町アイヌ文化交流センター条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。本件は、委員長報告のとおり、決することに、

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第17、議案第22号、特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第22号、特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の40ページ、議案説明資料の16ページをご覧ください。

特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例は、公設の診療所を設置していない幕別町において、町内の開業医のご協力をいただき、行政が実施主体であります予防接種をはじめ、乳幼児健診やへき地診療所での巡回診療などの公衆衛生に加え、学校医として担任いただくよう、昭和53年４月から、いわゆる「嘱託医師」制度を定め、施行しているものであります。

嘱託医師に対しましては、予防接種、乳幼児健診などの職務に従事する日数に応じて旅費として費用弁償をお支払いしておりますが、報酬を年額としておりますことから、医師間で従事日数に対する報酬額に格差が生じております。

そうしたことから、嘱託医師との間で協議を進め、制度の見直しに関してご理解をいただきましたことから、業務ごとに医療機関との間で従事回数に応じた委託契約を締結する方式に改め、現行の嘱託医師制度を廃止しようとするものであります。

これにより、これまで嘱託医師の任務として担任いただいておりました、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額を定めようとするものであります。

議案説明資料の16ページをご覧ください。

第１条は、趣旨を定めております。
報酬等を定める対象に歯科医師を加え、補助者を削るものであります。
第３条は、報酬の支給について定めております。
第１項は、報酬の支給時期を定めております。
第３号､年額により報酬額を定めている医師等の報酬の支給時期を１回に改めるものであります。
別表は、医師等の報酬の単位と報酬額、費用弁償額を定めております。
現行、保健医師として定めております嘱託医師の項などを削り、新たに学校医の報酬を、一校当たり年額３万円、学校歯科医を、一校当たり年額１万5,000円、学校薬剤師を、日額１万800円、費用弁償額は、町長相当額、ただし日当は650円とする、と定めるものであります。
労働安全衛生法の規定に基づき町職員の健康管理等の職務を委嘱しております産業医は、変更ありません。
議案書の40ページをご覧ください。
附則についてであります。
この条例は、令和８年４月１日から施行する、とするものであります。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。
日程第18、議案第23号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第23号、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の41ページ、議案説明資料の18ページをご覧ください。
幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、地方公務員の臨時・非常勤職員について、その任用の適正を確保し、制度の明確化を図るため、令和２年度に導入されました会計年度任用職員の給与等を規定しております。
改正条例は、令和８年度から会計年度任用職員として任用を予定しております地域プロジェクトマネージャーの給料月額を定めようとするものであります。
令和３年４月、総務省は、地域おこし協力隊や地域活性化企業人など都市部人材の地方回帰を支援する制度に加え、地域の活性化の積極的な推進を図ることを目的に「地域プロジェクトマネージャー推進要綱」を定めたところであります。
これにより、地域活性化に向けて解決が必要な課題に対して、行政と民間、地域の人々などを繋げる「ブリッジ人材」として、その課題を解決するための専門的知識や経験を有し、関係者の間を適切に調整し、橋渡ししながらプロジェクトを推進していく人材を任用できることとされました。
議案説明資料の18ページをご覧ください。
別表第２は、フルタイム会計年度任用職員の職種の区分に応じて適用する号給の範囲又は給料月額を定めております。

職種の区分に地域プロジェクトマネージャーを追加し、給料月額を37万5,000円と定めるものであります。

議案書41ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和８年４月１日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第24号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第24号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の42ページ、議案説明資料の19ページをご覧ください。

教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、幕別町修学支援資金条例を定め、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して修学する上で必要な経費を給付しております。

このたびの改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金制度」との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。

議案説明資料の19ページをご覧ください。

第２条は、給付対象者を定めております。

第１号で、高校生又は保護者等が幕別町内に住所を有していること、第２号で、世帯の年間収入金額が生活保護基準の1.3倍未満であって生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、1.3倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等であること、第１号と第２号のいずれにも該当する保護者等を給付対象者と定めております。

北海道が実施している給付金制度は、「生活保護の生業扶助が措置されている世帯」と「住民税所得割が非課税である世帯」を給付対象者としておりますことから、北海道との間で、同一人への重複給付とならないよう本町の制度を設計しているものであります。

別表（第３条関係）は、世帯区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等学校に区分し、修学支援資金の給付額を定めております。

議案説明資料の20ページをご覧ください。

今回の改正は、北海道の改正に準じて、23歳未満の扶養されている兄姉がいる世帯か否かの世帯区分を廃止し、第１子と第２子以降の給付額を第２子以降の給付額に統一するものであります。

新旧対照表は、給付額に下線を引いておりますが、金額に変更はありません。

議案書の42ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和８年４月１日から施行とする、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

［委員長報告］
○議長（寺林俊幸）　日程第20、議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。
総務文教常任委員会　委員長の報告を求めます。
委員長、荒貴賀議員。
○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。
報告書をご覧ください。
令和８年３月３日、本委員会に付託された、議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、審査の経過と結果を報告いたします。
委員会開催日は、令和８年３月３日、１日間であります。
審査に当たっては、計画内容について、質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で、原案を可とすべきものと決しました。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

［討　論］
○議長（寺林俊幸）　日程第20、議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、討論を行います。
討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

［採　決］
○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。
議案第30号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は、委員長報告のとおり、可決されました。

［議員の派遣］

○議長（寺林俊幸）　日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あらかじめ配付しましたとおり、５月24日に本町で開催する「幕別町議会報告会」に、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員の12人を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

［閉会中の継続調査の申し出］

○議長（寺林俊幸）　日程第22、閉会中の継続調査の申し出を、議題といたします。

総務文教常任委員会 委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、あらかじめ配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

各委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（寺林俊幸）　これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和８年第１回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：50　閉会